奥州市議会全員協議会　会議録

【日　　時】　令和３年１月18日（月）　10:00～16:54

【場　　所】　７階　委員会室

【出席議員】　（26名）
小野寺隆夫　佐藤郁夫　小野優　及川春樹　千葉和彦　高橋晋　小野寺満　高橋浩
千葉康弘　瀬川貞清　千葉敦　廣野富男　及川佐　菅原圭子　菅原由和　飯坂一也
髙橋政一　加藤清　阿部加代子　中西秀俊　菅原明　小野寺重　藤田慶則　今野裕文
渡辺忠　及川善男

【欠席議員】　なし

【出 席 者】　小沢市長　及川副議長　新田副市長　千葉総務企画部長
佐藤健康こども部長　千田財務部長　浦川協働まちづくり部長
小野寺市民環境部長　菊地商工観光部長　鈴木農林部長　佐賀福祉部長
千葉教育部長　朝日田医療局経営管理部長　菅野健康増進課長　伊藤保健師長
二階堂政策企画課長　羽藤財政課長　佐藤学校教育課長
千葉保育こども園課長
渡辺都市整備部長　門脇危機管理課長　小岩農政課長　高橋福祉課長
千葉維持管理課長
千田長寿社会課長　髙橋長寿社会課課長補佐　吉田長寿社会課課長補佐
瀬川議会事務局長　高橋議会事務局次長　千田議会事務局議事調査係長

～～

【次　　第】
1　開　　会
2　挨　　拶
3　協　　議
　(1)　説明事項
　　①　新型コロナウイルス感染症の対応状況について
　　②　幼稚園バスの実費徴収基準について
　　③　令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響について
　　④　高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画について
　　⑤　国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募について
4　そ の 他
5　閉　　会

～～

【概　　要】
1　開会
（佐藤副議長）　おはようございます。全員がお揃いになるのは新年になってから今日が初めてでございますので、改めまして、明けましておめでとうございます。ただいまから全員協議会を開会いたします。議長より挨拶をいただきまして、３の協議事項以下は議長が進めますので、よろしくお願いいたします。

2　挨拶

（小野寺議長）　私からも、改めまして、明けましておめでとうございます。

今日は本来であれば、今晩は議会の新年会ということで例年やっているわけですが、このご時世で、それは自粛ということにいたしました。

今日の全員協議会は、５項目にわたりましていずれも大事な説明事項がございます。皆さん、持論の展開も結構なんですが、より多くの議員の方々に質問していただきますよう、質疑応答は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは今日、５項目の説明事項を、できれば午前中には難しいと思いますけれども、スムーズに進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

市長よりご挨拶をお願いします。

（小沢市長）　私からも、明けましておめでとうございます。

迎えたこの年が、お集まり皆さんの議員各位にとっても、そしてあまねく奥州市民にとっても、最高の年だったなというふうに、１年を振り返って思っていただけるような年にいたしたく努力をして参りたいというふうには思っておりますが、昨年12月半ばの豪雪から始まり、この通り今日は天気がいいですけども雪だらけと、コロナが一向におさまる気配がなしというようなことの中で令和３年が明けて、４月からは３年度が始まるということでございますので、予算編成等にも十分に意を尽くしながら対応していかなければならないというふうに思うところであります。

さて、いくつか申し上げたいと思います。まず、コロナの件でございますが、岩手県内ではかなりの陽性患者が出ているということで、極めて厳しい状況であるなという強い認識はしているものの、奥州市においては、あくまでも奥州市という一つのくくりからすれば、最小限に感染者が止められているのかなと。この状況を何としても維持していかなければならないというふうに思うとき、前回発出された非常事態宣言と、今回発出された非常事態宣言。基本的には同様なものであると言えばその通りかもしれませんけども、国民、県民市民の受け取り方は随分違っているのではないかなというふうに思われてなりません。特にもう若い世代の状況での感染拡大も、なかなか歯止めがかからないと。

奥州市としては、断腸の思いでありましたが、成人式をリモートで行うなどできる範囲において、極めて厳しいというか、厳格な感染防止対策をとっているわけでございますので、ぜひ議員各位におかれましても、予防する手段はうがい、手洗い、マスクの着用というふうなところに尽きるというふうに思います。ぜひ、率先して励行いただき、感染拡大防止の行動の手本を、私もでありますが、皆様にもお示しをいただければ大変ありがたいなというふうに思うところでございます。

また、３番の項目においては、豪雪に伴う影響等について直近の被害状況等をまとめ、そして、今後の予算等についてもお話を、ご説明をさせていただくということになりますので、たくさん不足する点があるというふうに思いますので、ぜひこの際、いろいろお話をお聞かせいただければというふうに思います。

そして、説明事項の５番でありますが、サンホテル衣川荘の再募集のスキームというか、方法等々の部分がおおよそ決まりました。決まりましたっていうか、おおよそ方針を決めましたので、皆様にお諮りを申し上げ、修正すべき点などがあれば、しっかりと検討して参りたいと思いますが、できれば、年度内には交渉する相手は決められればなと思っています。その決まった相手が確実にやってくれるかどうかは、また別な話ですけども、年度を越さずに、まず、この人と次への条件に向けて話し合いが始められるという状況は、年度内に作り上げることができればなというふうに考えているところでございます。

議長の方からは、できるだけ要領をまとめて簡潔にというようなことをおっしゃられましたけれども、いずれご質問あった点については、できる範囲で丁寧にお答えいたしますので、いろいろな角度からのご発言を大いに期待し、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３　協議

(1) 説明事項

(小野寺議長)　それでは早速協議に入らせていただきます。

説明事項の①、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長)　それでは、11月16日に行われました全員協議会以降の部分につきまして、対策本部会議３回ほど開いております。その状況等につきまして、本部事務局の健康増進課長から説明をいたします。

(小野寺議長)　菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長)　健康増進課の菅野でございます。私から、新型コロナウイルス感染症の対策の対応状況についてご説明いたします。

資料は、１ページから３－１ページまでとなります。

最初に、１ページをご覧ください。１、経過報告であります。11月６日開催の全員協議会以降についての報告となります。

(1)の対策本部会議の開催状況でありますが、11月16日、第23回対策本部会議、12月10日、第５回の臨時診療所運営委員会、12月15日、第24回対策本部会議、１月14日、第25回対策本部会議を開催しております。

(2)の奥州市国民健康保険臨時診療所の運営状況についてであります。11月４日診療分までの状況につきましては、ご覧の表の通りでございます。11月からは、これまでのＰＣＲ検査に加えまして、インフルエンザを疑う症状のある方に対して、医師の判断により、本人の同意を得て、簡易検査キットによるインフルエンザの検査を実施しております。これまで５件のインフルエンザの検査を行っておりますが、全件陰性となっております。

年末年始の検査体制は、12月31日が検査機関への検体を搬送する業者が、年末年始の休業に入るため安全に検体の搬送ができないと判断いたしまして、休診日といたしました。１月からは、これまで通り毎週火曜、木曜、午後１時から３時までの２時間の間、保健所で予約を受けた方の診療検査を行っております。年末年始の患者数は、特に増えたということはなく、これまでと変わらない予約件数で推移しております。

(3)の市内の陽性患者に関する情報です。11月18日に、市内５例目、市民としては初の感染者の方が確認されました。県内で飲食店や職場、医療施設等においてクラスターが発生していた時期であり、感染拡大が心配されましたが、感染確認後の初期対応が迅速かつ適切に対応されたことから、家庭内や職場内での感染拡大に至らず、最小限にとどめることができたものと思います。

また、12月26日に、市民２例目となる感染者が確認されました。一関の飲食店でクラスターが発生し、その陽性患者の接触者として確認されたものでございますが、これも感染確認後の初期対応が迅速かつ適切に対応されたことから、市内での感染拡大には至っておりません。

次に、(4)県内の陽性患者の状況でございます。タブレット配信資料は、１月13日時点の人数でございます。最新の数字、昨日17日、日曜日、午後３時時点の数値を押さえておりますので、口頭でお知らせいたします。累計患者数が467人。内訳が入院中63人、うち重症者は１人、宿泊療養中が９人、入院調整中はゼロ、退院療養解除が370人、死亡者の数が25人となっております。

次に、２、対策本部会議の開催内容でございます。(1)、11月６日に開催いたしました第23回の本部会議の内容でございます。報告につきましては、これまでの報告事項と同様に国内と県内の陽性患者の状況、市への問い合わせ、発熱外来診療所の診療状況について報告しております。

イの情報共有につきましては、主なものを報告いたします。総務企画部からは、国及び県の財政支援制度を活用した市の施策について、11月６日の市議会全員協議会で報告した内容をコロナの対策本部会議でも報告し、情報共有を行っております。また、生活支援部会、経営支援部会の両部会からは、毎回の対策本部で報告しております各種支援策の状況について報告があり、情報共有を行っております。資料の表記中で生活福祉基金と記載がございますけれども、

生活福祉資金の誤りでございます。この後も２か所ほど同様の記載ミスがございました。大変申しわけございませんでした。訂正してお詫び申し上げます。

ウの協議事項でございます。２点ございまして、１点目がイベント等の対応方針についてであります。イベント開催にあたっての留意事項について、より細かな項目を追加した上で、これまでの対応方針の期間が11月末までだったものを、令和３年２月末までに延期した形で改正を行っております。２点目が、市長メッセージについてです。県内で感染源の推定が困難な事例や、職場や飲食店でのクラスターが複数発生していたことを受け、基本的な感染対策の実施と宴会や会合での留意事項について、追加的な感染対策をお願いする市長メッセージを発信してございます。

(2)、12月15日に開催いたしました第24回の対策本部の内容でございます。

アの報告につきましては、これまでの報告と同じものでございます。

イの情報共有につきましては、主なものを報告いたします。福祉部からは、休日夜間診療所、江刺の在宅当番医、日曜歯科当番医の休診判断の変更について。健康こども部からは、第５回臨時診療所の運営委員会の協議決定事項について、胆沢総合支所からは、農はだての集いの開催を大幅に縮小して開催することについて、生活支援部会、経営支援部会の両部会からは、毎回、対策本部会議で報告しております各支援策の進捗状況等についての報告がありました。

ウの協議事項でございます。市長メッセージについて、年末年始を迎えることから、感染拡大地域との往来や感染防止対策をさらに徹底していただくようお願いするメッセージを発信してございます。

(3)、１月４日に開催いたしました第25回の本部会議の内容でございます。報告事項につきましては、これまでと同様でございます。

イの情報共有につきましては、主なものを報告いたします。健康こども部からは、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業についてでございます。生活支援部会、経営支援部会の両部会からは、毎回の本部会議で報告しております各支援事業の支援策の進捗状況等について報告があり、情報共有をしております。

ウの協議事項でございます。市長メッセージについて、１月４日に首都圏の１都３県に緊急事態宣言が発令されまして、13日には、７府県が追加されました。これを受けまして、感染防止対策の徹底と不要不急の県外への往来の自粛をお願いするメッセージを発信してございます。市長メッセージの文面は、３ページの１として追加で配信させていただいております。

(4)、12月10日に開催いたしました第５回奥州市国民健康保険臨時診療所の運営委員会の内容でございます。12月までの臨時診療所の診療状況、それから、県内での陽性患者の発生状況を情報共有し、年末年始の診療体制について確認を行い、12月31日は休診日とすることを決定いたしました。また、奥州保健所から資料提供いただき、無症状者へのＰＣＲ検査対応について、県内医療機関や高齢者施設等の検査の対応状況について情報共有を行いました。

３、今後のスケジュールについてでございます。次回の対策本部会議の開催は、国、県の動向、それから胆江管内での感染状況を踏まえまして、必要に応じて開催することとしております。

以上で、対策本部事務局からの報告を終わります。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは、引き続き私の方から、資料の方は４ページ、生活支援部会の報告事項についてご説明をしたいと思います。

生活支援部会からは、生活福祉資金、あとは生活保護の状況などについて簡単にご説明をしたいと思います。

まず(1)、緊急小口資金、(2)の総合支援資金についてでございます。

12月末現在で、緊急小口資金が貸付268件、総合支援資金は67件となってございます。両資金とも申請の件数はピークが過ぎている状況でございますが、表の12月分を見ていただくとわかりの通り、12月に入りまして貸付決定が再度増加の傾向になってきているという状況がございますので、この部分は、改めて注視が必要と考えているところでございます。中でも総合支

援資金につきましては、その資金の性格上、より注視が必要というふうに考えてございます。
次に、住居確保給付金でございます。12月末時点で給付決定が27件、延長の決定が12件となってございます。こちらも切れ目なく支給決定が継続した状況で、11、12月は延長、再延長の決定が増加傾向という状況です。これも先ほどの総合支援資金と同様、延長、再延長の推移等については、特に注意が必要かなということで捉えてございます。
なお、前回、全協でも触れさせていただいておりますけれども、国においては、貸付資金等を申請期間などの緩和が実施されてございます。
緊急小口総合支援資金におきましては、特例措置の期限が令和２年12月31日から令和３年３月31日までなど延長されておりますし、同様に住居確保給付金も省令の見直しがございまして、それまで最大９か月の支援期間となっておりましたが、令和３年３月31までの申請につきましては、最大12か月まで拡大をされております。
また、議会でもご指摘いただいた経過がございますけれども、福祉資金に関する返済免除の取扱いについてでございますが、現時点で住民税非課税世帯の免除方針については示されておりますけれども、その詳細等については、まだ国から示されてないという状況のようでございますので、この内容につきましては、引き続き社会福祉協議会さんの方と情報共有を図って参りたいというふうに考えてございます。
次に米印になりますけど、参考としてくらし・安心応援室の新規相談件数の推移を載せてございます。12月までの９か月とも昨年度と比較して、大幅に増加をしていると、この傾向が続いているという状況でございます。
次に、生活保護世帯についての状況でございます。12月末時点で837世帯、1,061人となっております。これは、ほぼ横ばいの状況となっておりますが、ただし、12月に入っての相談件数のうち真ん中の列あたりになりますけども、うちコロナの影響と考えられるものという列がございますが、この部分につきましては、11月が１件だったのに対し12月は10件と増加しておりますので、この傾向につきましては、今後より注視が必要になってきているのかなということで捉えているところでございます。以上です。
（小野寺議長）　千葉総務企画部長。
（千葉総務企画部長）　経営支援部会の方でございますけれども、②新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について（経営支援部会）、こちらを開いていただきたいと思います。そうしますと、毎月の状況、支援策の進捗状況について示されてある表が出てくると思いますが、まずこちらの方、最初にご説明をさせていただきたいと思います。それでは政策企画課長の二階堂から説明いたします。
（小野寺議長）　二階堂政策企画課長。
（二階堂政策企画課長）　それでは、私の方から説明をいたします。
商工観光部の関係からまず、お話しますけれども、こちらの受付期限が満了したものがございますし、それから受付金額が限度額になっているものもございまして、現時点で団体、個人対象に受付できるものをお話しいたします。
番号で言いますと、２番の小口融資制度については受付をしております。
それから７番、地域企業事業改革臨時支援補助。これは新規事業、新たなサービスにより出す場合の支援ですが、受付しております。
それから次のページ、９番、タクシー宅配事業支援補助の委託補助。これについても受付をしております。
それから次のページ、14番、観光バス利用促進事業、学校・団体がバス利用する場合の一部補助、これも生きております。
それから４ページでございますが、19番、中小企業ＩＴ化推進事業、これも受付中でございます。
それから、農林部の関係でございます。５ページでございます。１番の和牛肥育経営生産基盤支援事業、それから２番の学校給食地場産牛肉利用拡大事業、これも継続をしております。
それから、５番の繁殖経営基盤強化支援事業、それから６番、次のページ、肥育素牛自家保

留支援事業、７番、食の黄金文化・奥州リモート販売等指導事業、これも３月まで実施する予定でございます。
それから８番の産直施設感染症対策臨時支援補助事業、これについても受付をまだしております。
最後の９番、これについては、土曜日に２回目のチケット販売を行っている状況でございます。
その次、７ページについては、農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況についてでございますが、合計欄だけお話しますと、正式申込みが30件、金額が１億6,400万円。そのうち、決定が25件、１億4,500万円となっております。
次のページ、８ページでございますが、商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況についてということでございますが、信用保証の認定件数が１月７日現在で1,146件。実質無利子の制度融資の決定実行件数が、市中企が110件、14億3,000万円。県・対応資金が1,069件で約157億円となっております。
以下、表ございますが、その詳細でございますので、後でご確認をいただければというふうに思います。
恐縮ですが資料戻っていただきまして、先ほどの資料の５ページをご覧いただければというふうに思います。新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び県の財政支援制度を活用した市の施策についてということでございまして、ここ、簡単にお話しますけれども、１番の財政支援制度の概要でございますが、国の地方創生臨時交付金でございますが、国の１次補正及び２次補正で配分された交付限度額、約20億円に対し、一次申請として48事業を５億2,500万円、二次申請として48事業、17億8,500万円を選定申請済みでございます。
それから、県の補助金でございますが、奥州市として枠が与えられたのが１億7,700万円でございます。県の方は、令和３年２月28日までに事業完了するものという条件がついておりましたので、それに見合う11事業について、県補助金対象事業として申請を行っているところでございます。
次のページに進みまして６ページ、ご覧いただければというふうに思います。２番の奥州市における財政支援制度の活用状況。表でございますが、今お話した通り、国・県の配分枠ということで、国が20億700万円、県の枠が１億7,700万円、合計で21億8,400万円となっております。
下の方にいきまして、今まで一次申請ありまして、二次申請で増やしたもの、或いは三次申請にて減らしたもの等々見込みまして、合計見込みというところをご覧いただきたいんですが、国の事業は20億4,100万円ということになります。その下、枠配分枠超過額。配分されているのは20億円強で、現時点では申請事業が20億4,100万円ですから、差額が3,367万7,000円となっております。
横に行きまして、県の配分枠が１億7,700万円のところ、事業が１億7,800万円ということで、これは、161万1,000円ほど頭が出ている状況でございまして、県の事業については、あらかたこれで確定というふうになります。
問題は、その網掛けにしております3,300万円という部分でございますが、これは、書いてないんですが、今後、入札によりまして事業費が確定するものが出て参ります。それから、申請方式の補助金で執行残が出る可能性のあるものなどを勘案しますと、この三千なにがしの枠オーバーでは、或いは国の交付金を余す可能性もございます。現時点で数億円単位の事業を含めるほどの財源もございませんので、今回は、国の枠を有効に活用しつつ、感染拡大防止対策の補強、或いは子育て、それから困窮世帯への支援に主眼を置いた事業構築を行いたいということでございまして、真ん中から下、三次申請追加事業案ということでございますが、追加として、１億9,345万3,000円を計画しております。
ご覧の通り、13事業を新規で掲げております。これについては、ちょっと後でご説明したいと思いますが、それに既存事業の見直しなどを行いたいというふうに考えているところでございます。合計で、そうすると今三千三百なにがしが超過している。それから新規追加で１億

9,300万円ということで、２億2,713万円オーバーしている。これは、この通りいきますと、一般財源、財政調整基金を取り崩してという対応になると理解をいただければというふうに思います。

その次のページ、７ページ。ご覧いただければと思います。これは、事業の分野別の内訳でございます。これは、大ざっぱにお話しますと、命を守る事業に６億4,500万円、暮らしを守る事業に２億7,500万円。暮らしと経済の立直しに向けて４億8,000万円、感染症に強い生活環境・地域経済に６億3,900万円という内訳になっております。

その次のページ、進んでいただきたいと思います。８ページ、ご覧いただきたいと思います。臨時交付金３次申請への対応というところです。国においては、令和３年１月18日召集よって、今日、通常国会に令和２年度第３次補正予算案を提出する予定だということでございまして、この中で、新型コロナウイルス臨時交付金として、さらに1.5兆円を積み増しする方針を固めているということでございます。1.5兆円の内訳は、地方単独事業分として１兆円というふうに報じられております。これもちょっと書いていないことをお話しますけれども、一次配分の時が国全体で7,000億円の予算でございました。うち、奥州市に配分されたのが４億7,000万円でございます。で、国３次補正の予算が１兆円となれば、一次配分より多い額の金額が奥州市に示される可能性がございます。この新たな事業については、現在並行して検討中でございます。

それから、下の方のなお書きを読みますけれども、なお、臨時交付金事業は、これまでの一次、二次配分にあっては、基本的に単年度事業と位置付けられているが、全国的には首都圏を初めとする地域で非常事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大が進んでいる状況を踏まえ、本市においても、今後の事業実施に支障をきたすことなども想定されることから、やむを得ない場合は、事故繰越として、令和３年度予算への繰越も視野に入れた検討を要するというふうにしております。

ちょっと繰返しになりますが、国の１次補正、２次補正で配分された交付金に係る事業は、基本的には年度内完了を目指して進めますが、やむを得ない場合は、繰越を考えざるをえないと。

それから、これから出る第３次補正に係る事業については、これから示される予定でございますが、その際には、至急に事業を具体化して、ただ、一方で時期も時期ですので、令和３年度への継続しての事業としての組立ても想定するところでございます。

それから、具体に事業をご紹介したいと思います。９ページから19ページまでなんですが、これが一次申請、二次申請等で、すでに申請している事業を掲げております。12月末に執行状況調べを行っておりまして、それによって増減がございます。今回は、増加している主なものを掻い摘んでご説明しておきます。なお、網かけをしている事業は、県補助金の対象事業ということでご理解をいただきたいと思います。

飛びまして、17ページ、79番をご覧いただければと思います。今回追加しているものでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（宿泊促進事業補助金）でございます。これについて、市民がホテル等に宿泊する場合は4,000円補助、市外の方に2,000円補助という中身でございますが、すでに事業を行っておりまして、執行済みでございます。今後、さらにてこ入れする必要があるため、今回、予算を積み増すものということでございます。

それから、次の80番でございますが、これは、観光関連の事業者の緊急支援事業補助金でございますが、これに関しては、観光物産協会の宣伝事業或いは宿泊促進事業等々でございまして、これも同様に、すでに事業を行っておりますが、今回積み増しして、補強したいというものでございます。

それから一番下、85番、タクシー利用促進支援事業でございます。これは、タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットのお得な販売をするという事業でございますが、これもすでに実施しておりまして、上限に達しているということでございますので、今回、積み増して、さらにタクシー業者を支援したいというものでございます。

それから、87番、次のページでございます。市産牛肉消費拡大事業補助金でございますが、

これも先ほど触れましたように、すでに実施しておりますが、チケット販売でございますけれども、上限に達しておりますので、さらに予算を積み増して畜産農家の支援にしたいという内容でございます。

それから、20ページをお開きいただきたいと思います。ここから20ページ、21ページが、今回、新規で追加をするものということでございます。先ほどお話しました１億9,300万円の内容でございますが、１番が感染予防対策事業でございまして、228万9,000円、新規でということでございまして、行政区長、或いは民生児童委員の業務における感染症対策のため、マスク及び消毒液を確保して配布するという事業でございます。

それから２番、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業を、一応1,800万円でございますが、多人数サーモグラフィカメラシステムの導入、これは、市庁舎或いは図書館などで脆弱な体制を補強する内容でございます。

それから３番、田原保育所エアコン熱交換洗浄事業でございます。90万1,000円。保育室のエアコンの洗浄をして、空気清浄の効果を上げるという事業でございます。

４番、子育て世帯新型コロナウイルス感染症対策給付金事業でございます。7,260万円。この事業が、一番金額的には大きくなっております。市内児童・生徒の新型コロナウイルス感染症対策のため、各家庭でマスクや消毒液等の購入量が増える等、掛かりましがあるということで給付を行うと。積算内訳のところに5,000円掛ける１万4,000人とありますが、これは、児童手当支給児童、０歳から15歳に5,000円を配付するとするということでございます。

５番でございます。成人式開催事業、314万8,000円でございますが、先ほど話がありました通りＷｅｂ開催となりましたので、参加対象者には、市の特産品をお送りするということでの事業でございます。

それから６番、社会教育施設管理運営事業でございます。663万3,000円。対象は、江刺生涯学習センターと図書館でございまして、これは、ウイルス対策の空調整備ということになります。

７番の文化芸術振興補助金141万円は、Ｚホールの空調、国の補助事業を入れておりますが、その地方負担分に充てるという内容でございます。

８番は、休日夜間診療所事業2,001万5,000円というふうになっております。行政事務組合が運営する休日診療所及び夜間診療所において、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施した上で診療継続するということに対する負担金でございます。

９番、生活困窮者自立相談支援事業の住宅確保給付金でございます。これも国の補助事業を利用しておりますが、地方単独分に充てるという内容でございます。

その次のページ、10番でございます。地域企業臨時支援給付金支給事業（家賃支援）でございます。2,621万9,000円でございまして、これは、市内中小企業の家賃を支援するということで、12月臨時会で議決をいただきまして、すでに受付が開始されている県の給付に、市の単独の上乗せをする事業でございます。

それから11番が自動車運転代行業への給付225万円でございます。すでにバス、タクシーには支援をしておりますが、代行業も公共交通の一部という捉え方で今回、給付するものでございまして、１台当たり５万円という額を予定しております。

それから12番のＷｅｂ博物館改修事業でございます。400万円でございますが、この中において、ホームページでのアピール等をねらった事業でございまして、博物館、記念館のホームページリニューアルが主でございます。

最後の13番でございます。就学援助認定者臨時支援給付金支援事業でございます。3,521万1,000円でございますが、就学援助受給世帯、準用保護世帯を支援する事業でございまして、積算内訳のところに細かく書いておりますが、準用保護世帯認定を受けた世帯の小中学生１人につき５万円を給付する、或いは、次年度において小中学校に入学する児童・生徒にも５万円を給付するということで、内訳、数としては695人に給付することを予定しているものでございます。

それから最後のページは、参考までにこれまで何回もご説明しておりますが、三次申請で国

庫補助の地方単独分の交付金活用も見通しておりまして、合計で６事業、4,100万円余の事業を計画しているところでございます。

以上でございます。

（小野寺議長）　ただいま説明ありました点について、ご質問等ございましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員）　ワクチン接種について、昨年12月、国の方から発表になっておりますけれども、奥州市としてのスケジュールとか、何か決まっていることがあれば、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、生活福祉資金、総合支援資金等なんですけれども、今後、返済のこととか様々な相談がさらに増えてくるというふうに思われますけれども、社会福祉協議会への支援ということは何かお考えでしょうか、お伺いをいたします。

（小野寺議長）　伊藤保健師長。

（伊藤保健師長）　それでは、私の方から予防接種のスケジュールについてお話させていただきたいと思います。国の方で、令和２年度の補助事業ということで、コロナウイルスワクチン接種体制確保事業というものが示されました。この中で、市町村の方で、住民に配る接種券の印刷等、それからシステム改修、それから委託料等が示されました。それらについて、１月の臨時会の方に予算を上程させていただきたいということで今、準備をしております。

それから、医療従事者が先ということで、そちらの方は県の方の役割分担になっておりますけれども、今、各医療機関等にどのくらいの希望の方がいらっしゃるか調査をしているというふうにお聞きしております。そして、医療従事者が先ですけれども、基本型の医療機関、そしてそこに連携する医療機関を募っていくというふうにスキームが示されております。

市の方でも、それらを見ながら、参考にしながら、住民の接種を進めていきたいというふうに思っております。国が示したスキームでは、３月中旬には高齢者に接種券を交付しなさいというふうに来ておりますので、急ぎ取り急いで進めているところでございます。

今の時点でお話できることは、それくらいになります。以上です。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは、生活福祉資金、住居確保給付金などの今後の返済等々の相談に対する対応という部分について、ご説明したいと思います。具体的に、これからそういう返済のいろんな取扱いの部分で、市の窓口になってございます社会福祉協議会さんの方には、相当な中身で相談が来るものというふうには想定をしてございまして、社協さんの方には、いずれ状況等について随時、情報共有等々する形で、今こちらの担当の方とも詰めさせていただいているところでございます。

具体的に人的或いは金銭的というような支援については、今現在、具体的な部分で検討している部分はないんですけれども、状況を見ながら、その辺の特にも相談体制等への応援等について、混雑しすぎてなかなか捌けないというような状況が出てくる場合は、こちらの地域福祉担当も含めて、その対応等については、社協さんの方といろいろ相談をしながら進めさせていきたいというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　他にございませんか。１番、小野優議員。

（小野優議員）　１番、小野です。今回、市長メッセージで、特にも強く県外への不要不急の外出を控えるというメッセージは出されておりますけども、それを受けて、財源がないのは承知しておりますが、旅行関係の業者に対しては、この期間内での後追いでも補償というのが考えられるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

（小野寺議長）　菊地商工観光部長。

（菊地商工観光部長）　お答えいたします。いずれ、コロナ自体が大きく変わってきているという考えております。急速に国の方はアクセの方からブレーキに転換している状況ですので、今後、第三次申請の中で、そういった状況、観光面の方々もですし、それから飲食の方々に対するものというのは今後、考えていかなければないというふうに考えるとこでございます。

（小野寺議長）　他にございませんか。11番、千葉敦議員。

（千葉敦議員）　11番、千葉敦です。３ページになりますけれども、３ページの(4)に、臨時診療所の運営委員会の報告がありましたが、この中で、二つ目のポチのところで、無症状者へのＰＣＲ検査対応について、医療機関、高齢施設等の検査の件で情報共有を行ったとありますけれども、これについて具体的に教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。
（小野寺議長）　菅野健康増進課長。
（菅野健康増進課長）　この無症状者へのＰＣＲ検査の情報ということで、首都圏の方ではそういった形で民間の検査機関とか、或いは格安での検査が実施できるということで報道等もありましたけれども、県内では、無症状者のＰＣＲ検査については、実際、臨時診療所での取扱いをどうするかということでご相談いたしました。
　県の方針として、症状のない方についての検査は、臨時診療所では行わないということで確認してございます。民間での検査キットでの、薬局での販売もしているということもございまして、臨時診療所での無症状者に関する検査は行わないという統一の意思を確認したということでございます。
（小野寺議長）　千葉敦議員。
（千葉敦議員）　今の説明はわかりましたけれども、県内でも、病院とかがほぼ医療、病院とか、福祉施設でクラスター等が発生しておりますので、それはやはり無症状者が持ち込んだというか、そういう可能性があると言われております。そういった意味で、市の臨時診療所ではなく、県への奥州市としての要望として、やはり福祉施設や病院施設、医療施設を中心としたその無症状者のＰＣＲ検査をやっていくべきだと。今後、クラスター等大きな発生を生まないためにも必要ではないかと思いますので、そういった要望をされるのかどうか伺います。
（小野寺議長）　佐藤健康こども部長。
（佐藤健康こども部長）　今お話しています全く症状のない方の、心配だからということでのＰＣＲ検査ですけれども、県内でも民間のドラッグストアで利用、二、三千円のキットで、そこに唾液をやって検査するというような体制がとられてきているという状況もあります。
　で、介護施設等、高齢者の方々への、又は民間の医療機関のスタッフの、そういった無症状の方の検査につきましては、やはりいろいろ要望というか、市として要望というよりも県内全体として考えていくべきものというふうに考えております。奥州市からぜひこの部分でやっていくという要望については、ちょっと今後の検討というふうにさせていただきたいと思います。
（小野寺議長）　13番、及川佐議員。
（及川佐議員）　今言った点と、今の敦さんがおっしゃった無症状者の検査に関しては、これは出てからですと遅いことは、はっきりしています。
　それから、なんか職員は、別に市内から現全部来るわけじゃないので、他地域から働いている方が多いです。医療機関もそうですし、高齢者施設の方ですね。これは、やはり出てからでは遅いことはっきりしているんで、それはもっと、今言った程度じゃあ、もっとはっきり県の方に言って欲しいと思いますが、その点について確認します。
　それからもう１点。コロナの感染症の問題で、議会ではＢＣＰを、業務継続計画を付け加えてやったわけですけども。市や市庁舎、要するに職員の方が感染した場合のＢＣＰ、継続計画。大災害のことはあるんですけれども、29年からあるんですね、地震とか、こういうのがあるんですけども、コロナに関してはどのようにお考えになるのか。あわせてリモートのやりとり、例えば、熱が出て、どうしても職員の方が家にいたけども業務としてやりとりしなきゃいかんとか。そういう場合、リモートということも想定できるんですけども、議会でそのように、いろんな設定されていますけども、これは職員の方々が出た場合を想定した継続計画、及び今言った具体的なリモート、これは設備の問題とか、お金の問題が絡むかもしれません。
　これについて、２点について、お伺いいたします。
（小野寺議長）　佐藤健康こども部長。
（佐藤健康こども部長）　出てからでは遅いということは、その通りでございますけれども、今、保健所が中心となって相談窓口で、ちょっとそういった不安のある方の相談については、そのように、もちろん、その人の行動履歴等を見ながら、発熱外来等でＰＣＲ検査もしてございま

すし、全くどこにも移動もしていなくて、自分が不安だからっていう部分までどうなのかなという部分もありますけれども、そういった部分で、保健所、関係機関と連携しながら、要望すべき分のところは要望していきたいというふうに考えております。

（小野寺議長）　千葉総務企画部長。

（千葉総務企画部長）　それでは、私の方からＢＣＰ、業務継続計画と、それからテレワークのご質問ございましたので、こちら、お答えさせていただきます。

まず、ＢＣＰですけれども、大規模災害では、市民環境部危機管理課の方で作っております。コロナの方については、５月にコロナ感染症に係る予防対応マニュアルというものを、担当課の方で作られて、大きな流れを作っております。これに基づいて、８月に総務課から各課に文書を発出し、感染時における業務の優先順位を大規模災害等と照らし合わせながら、コロナの特殊性を鑑みながらつけてくれということで、各課でその対応はしております。その対応、いわゆる業務継続計画表は、グループウェア、市の情報システムの中で職員誰もが見られるような状態になっております。

そういった業務継続するべき業務、或いは縮小するべき業務、中止又は廃止するべき業務、そういったものを明確に分けて、庁舎内の職員の感染の状況によって、そのフェーズによって対応できるような状況になっているということでございます。

それから、これはあわせて関係しているわけですけれども、テレワーク。テレワークっていうのは、二つあると思うんですけれども、大きく分けて。サテライトのテレワーク、要するに、市にはいろいろな公共施設或いは庁舎がございますけれども、そちらで、例えば本庁で業務が、執務ができなくなった場合はそちらで執るとか、そういったテレワーク。各施設でのテレワーク、まずこれが第一だと思うんです。

次に、どうしても個人として、その人が業務をやらなきゃいけないとなった時に、在宅テレワーク。この在宅テレワークの方も、最近11月に総務省、要するに地方公共団体情報システム機構っていう、Ｊ－ＬＩＳというところがあって、今までは民間のＬＴＥ、要するに携帯の電波を使ってやるということに在宅を考えていたわけなんですけれども、お金はかかる、セキュリティはどうなのかということがちょっと疑問視されていたんですが、11月にＪ－ＬＩＳの方で、民間のインターネット回線を使ったシステムでＬGWANっていう行政の専門回線を使った無償実験を来年度の３月までやられるということで、こちらの方、手挙げ方式で奥州市も手上げして、全国一千七百幾らの団体のうち、454団体が認定されたわけですけれど、その中に入りまして、これは在宅で自分のパソコンでもよろしいですし、或いは、奥州市から持っていったパソコンでもいいんですけれども、それで、既存のインターネット回線を使って、一定程度の業務ができる状態になったところでございます。

（小野寺議長）　及川佐議員。

（及川佐議員）　及川ですが、２つとも遅い。基本的に遅いと思います。だって、無症状者の問題からいうと、確かに首都圏では、緊急事態宣言で往復できないでしょ。岩手県でも北部においては、かなり出ているわけでしょ。一関でも出ていますよ。この人たちを、なんていうか市ごとに縛るとかできないんですよ。当然、職場は奥州市に限らず出入りする可能性があるわけで、私から言わせれば、要するにたまたま今、起きてないっていうだけであって、起きる可能性は高いと思っているんです。従って、無症状者のＰＣＲ検査っていうのは、やるべきなんです、早いとこ。

県がどうだとか、何、個人の安いＰＣＲ検査を受けられるからとか、そういう問題じゃないですよ。起きたら大変なことは間違いないでしょ。その時慌ててですよ、市長がコロナに関してこうだ、こうだと言っても遅い。むしろ出ると思った方が、想定した方が間違いないわけですよ。それを個人の責任だ、或いはいろんなところ、確かに検査する限度もあるし、お金もかかるでしょう。でも、基本的にやるっていうことは、市として言わないと駄目。今だから言えるんですよ、出ていないから。出てからじゃ、もうどうしようもないってこともあるんですよ。その危機感からして遅いと思いますが、これに対してまずお伺いします。

それから、あわせて業務継続計画もはっきり言うと、要するに、総務から流しましたと、各

課ごとに考えてくれと。それ、トータルとして業務計画なっているわけですか。公式に出せるんですか、じゃあ外に。職員が出た場合は、そんな簡単に済まないですよ。出ていないから、今言ったように３月の後、先にどうだこうだっていうのは遅いですよ。基本的に、２つとも出ていないことに、今、何て言いますか安堵感があるかもしれませんけども、出たらそんなこと言っていられないわけで、もう１回、２つの管理に関してお伺いします。

（小野寺議長）　佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長）　危機感がないようなお話ですけれども、県としても、保健所としても、我々としても、いろいろな相談、そういったＰＣＲを受けたい、また、今の状況、症状がこういった状況だとか、そういういろいろな相談に対して、その状況を見ながら、ＰＣＲ検査を受けるべき、または、余りにもグレーな場合、受けさせているというのが今の県の対応の状況です。

　真っ白の状況でもどうかというのが今、いろいろお話されておりますけども、いずれ県とそういった部分で、いろいろ保健所等とお話する機会もありますので、そういった際には、ＰＣＲ検査についてこういった部分もやるべきではないかという部分については、今後、その会議の中でいろいろお話して参りたいというふうに考えております。

（小野寺議長）　千葉総務企画部長。

（千葉総務企画部長）　業務継続計画についてですが、業務継続計画は、先ほども申し上げました通り、基本的には大規模災害で29年の３月に、基本的に災害として危機管理課で全庁的にまとめたものがございます。それを基盤にしてやっています。

　議会の方の業務継続計画もそうなんですけれども、議会の方は、大規模災害もコロナもひっくるめて、一つのパッケージにまとめています。これは、我々も担当課、危機管理課或いは健康増進課、総務課でいろいろ話し合った結果、やっぱりコロナという感染状況なので、ちょっとこのフェーズを違うく、ちょっと別に置いて今、検討はしていますが、継続する業務或いは縮小する業務、廃止、中断する業務、基本的には同じだと思うんです。ただ、新たなやるべき業務ってものが出てくる。完全に同じわけではないです。でも、やっぱり市民サービスに必要な優先順位と業務というのは、自ずと決まってくると思います。だから、その感染状況、災害の状況に応じて違うで、一朝一夕で組み立てた優先順位ではないというふうに判断しておりますし、これは不断に、状況によって各課で見直すということになっています。

　総合的に、我々も精査、今後もして参りたいと。そして、その時々に合った適正な内容にブラッシュアップしていきたいというふうに考えております。

（小野寺議長）　持論の展開ではなく、簡潔な質疑にお願いします。及川佐議員。

（及川佐議員）　いや、最後の１点だけ、ちょっとね。じゃあ、いつぐらいに大体そういうものを付け加えて、大規模災害のものは、29年にできているとして知っております。ＡＢＣＤなんかついていますね、これは承知しています。じゃあ、新たにコロナの対策を含めて、加えて、大体いつぐらいをめどに作ろうと考えてらっしゃいますか。これ、最後にお伺いします。

（小野寺議長）　千葉総務企画部長。

（千葉総務企画部長）　その業務継続計画、今、大規模災害は基本的には地震と洪水関係なんです。コロナ或いはインフルエンザ、その他も含めて、これ、合わせるかどうかっていうのは、まだ今、災害発生時ではございますので、そういったことよりも、適時適切、迅速に判断できるように、対応できるように今動いていますので、マニュアル化して、それぞれの対応をしているという状況でございますので、いつまとめるか、本当にまとめるのがいいのか、このまま分けてセパレートでやった方がわかりやすくて理解されやすいのか、そういったことを俯瞰的に判断して決めるということでございます。

（小野寺議長）　ここで、11時20分まで休憩します。

　再開します。引き続き、①の新型コロナウイルス感染症対応状況についてに対する質疑をお願いします。７番、千葉康弘議員。

（千葉康弘議員）　７番、千葉康弘です。３点、質問いたします。

　今現在、保育園とか幼稚園、また放課後児童クラブ、子供教室、あと介護施設というなこと

で、消毒液とか石鹸、またマスクを配付していますけれども、配付されている状況についてお尋ねします。

現場の方で聞いたことがあるんですが、いや知りませんよ。配付なっているのを知っていますかって聞きましたら、一般の方はわからないと、現場の方はわからないという部分もありましたけれども、配付状況はどのようになっているのか、また使用状況っていうのわかれば、お尋ねいたします。

次に、不足しているんでしたら、また考えなくちゃならないかなと思うんですけれども、この３点について、配付状況と使用状況、また不足しているんだったら配付しなくちゃいけなくなると思いますが、その状況について、３点お尋ねいたします。

（小野寺議長）　佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長）　私の方からまず、放課後児童クラブ、保育所等の感染症関係の資材というか、そういった部分についてお答えします。マスク、消毒液がなかったころにつきましては、こちらからいろいろ寄付いただいたもの等を配付したりしておりましたが、現在は、購入できる状況にありますので、それぞれ購入して対応してございます。足りないっていう情報で、その部分が足りなくて大変だっていうのは聞いておりませんので、今は、どの施設においても、消毒液、マスク等は、大丈夫だというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは、私の方から介護関連の施設の配付状況等について、今掴んでいる部分についてご答弁したいと思います。今回の、先ほどの一連のコロナの交付金事業を活用いたしまして、福祉施設関係、介護系の施設関係については、マスク、消毒液、あとは手袋ですか、それらの措置について、随時購入し、配架をさせていただいている状況でございます。11月、12月時点で再度、いろいろ情報等も収集しながら、足りない部分については、随時、マスク、消毒液については、お配りをさせていただいているという状況でございます。

なお、手袋の方については、若干、今、不足の状況が続いているというお話が直接ありまして、実際にまとめて購入して施設の方に配架しようということで、手順を踏んでやっていたりしたとこなんですけども、なかなかまとまったロットの入札がちょっとできない状況だということですが、その部分については、できるだけ入札できるロットを何回も繰り返しながら、手配をさせていただき、介護系の施設については、福祉部としては年度内に対処していきたいというふうに考えているところでございます。

（小野寺議長）　千葉教育部長。

（千葉教育部長）　それでは私の方から幼稚園関係についてお答えをいたします。コロナの交付金を活用いたしまして、保育所、保育園同様、手指の消毒のアルコールとか、それからマスク等を配置をさせていただいております。今のところ、特に不足という話は特に聞いておりませんけども、改めて確認をしてみたいというふうに思っております。以上です。

（小野寺議長）　27番、及川善男議員。

（及川善男議員）　１点お伺いします。４ページの生活保護との関連なんですけども、この表を見ますと、ほぼ相談件数に対して２割程度の申請。申請に至ったのは２割程度。特に12月は、コロナに関連する相談が10件あって、申請に至ったのは２件という状況です。

この間、政府等もいろいろ考慮しまして、要件緩和がされてきていると思うんですが、申請件数の内容を見ますと、ほとんど変わっていないように思うんですけども。どのように、これを判断しているのかお考えをしたい。

それからもう一つは、いわゆるはじかれた分の方々のフォローをどのようにされているのか。私は、もう最後の拠り所として生活保護申請に来るわけですから、その方々の生活が成り立つように、きちっとフォローしていかなきゃなんないんじゃないかと思うんですけれども、その辺の状況についてお伺いします。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは、生活保護の状況等についてということでございます。相談件数、或いはその対象世帯、人員等横ばいというような状況で、ただし、コロナの部分の内容について

は、若干、ここに来て増加の傾向があるという数字上の捉え方からすると市としてそういう形で見ているという状況でございます。

この部分につきましては、この生活福祉資金、或いはその住居確保給付金等で、そちらで要件の緩和等を、延長の期間もそうですし、借りる対象者の方々の緩和もそうですけれども、ある程度その生活保護になる前のセーフティネットといいますか、生活自立支援といいますか、そちらの方のセーフティネットが、今てこ入れ部分も含めて、聞いている状況があって、生活保護の方までは、まだその辺の件数が増えてないのかなという見方をしてございます。ですので、資金関係も延長申請等はできるようにはなったんですけれども、あくまでも12か月までというような形の中で、今後、そちらの資金で今、頑張っていらっしゃる方々等については、その間で改善がない場合については、最終的にはまた生活保護の方の相談にいらっしゃるというようなことも今、想定をしているという状況でございます。

ですので、その部分につきましては、社会福祉協議会さん、あとくらし・安心応援室がそういう意味の相談としては多く受けていただいているところでございますので、その辺とのその個人個人のケースの情報共有も含めて、今の一生懸命やってもらっている、現場の方では、やっていただいているというふうには考えてございますし、そのような相談等については、当然門前払いというようなことはあり得ないわけでございますから、その辺の経過も含めて、担当の方には、いろいろと注意をするような形で現場に言ってございますので、引き続き、そのくらし・安心応援室さん等とも連携しながら、個別のケースについても情報共有しながら、取りこぼしのないような相談体制で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　及川善男議員。

（及川善男議員）　そうしますと、今のご答弁は、申請に至らなくてもそれから漏れた部分については、貸付だとかそういう形でフォローして、生計が成り立つように対応しているっていうふうに理解すればいいのですかという点。私は、なぜこれを言うかというと、このコロナになってから、かなり自殺者が増えているとかいろいろ言われているわけですよね。そういう、特に12月を見ますと、コロナ関連で10件相談に来て、２件しか申請に至ってないっていうふうな、数字的に見れば顕著な例が出ているわけですので、やはり国が要件緩和したことも含めて、私はやっぱりきちっと、その方々を今後においても追跡をして、フォローしていかないと大変ではないかなというふうに思いますので、職員体制がない中で大変だと思いますけどもね、やはりその辺は配慮しながら対応すべきではないかと思いますので、お伺いします。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　今議員さんご指摘の通りの状況であるし、市民の皆さんの中にはそういう方々も増えてきているという認識は現場としても持ってございます。こちらの方に相談に来て、該当になるならないの部分の判断も当然あるわけですけども、くらし・安心応援室の方からこちらの方にケースとして上がってくる場合もございますし、こちらの方から、くらし・安心応援室の方にも、一旦まず、そちらの方の支援を活用というような形でのやりとりをする場合もありますし、その辺は、いずれ困って相談に来た方々について、どのような支援の仕方があって、内容的にその人にとってはどちらがいいのかというような部分も含めて、現場では丁寧に相談に乗っているというふうに考えてございますので、引き続き、議員さんご指摘の通り、国の要件緩和等もなされているという状況も踏まえて、再度現場の方には、そのような立場で対応するようにというような形での指示とさせていただきたいというふうに思います。

（小野寺議長）　12番、廣野富男議員。

（廣野富男議員）　12番、廣野富男ですが、２点だけお伺いします。

資料の６ページに関連して、今回のこの対策で市の持ち出しの部分が総額どれぐらいになるのか、ご紹介いただきたいと思います。

あと２点目は、このコロナによって、稲作農家もかなり打撃を受けるのではないかと考えられます。といいますのは、ご承知の通り、令和２年度については米価が下落すると、令和３年産については、需要がかなり減少するだろうということで、一年一作の稲作農家にとっては、この結果が年度内にわかるのか、令和３年にしかわからないのかはわかりませんが、ここら辺

の支援策については何か考えておられるのか、その２点についてお伺いいたします。
（小野寺議長）　二階堂政策企画課長。
（二階堂政策企画課長）　６ページの部分で、先ほどお話したところなんですけども、今回新たに申請をするという部分含めて、合計で６ページの一番下にございますが、２億3,000万円弱、これが現時点で市の持ち出しという計画でございます。以上でございます。
（小野寺議長）　鈴木農林部長。
（鈴木農林部長）　稲作農家に何も支援がないのかっていうことでございますけれども、現在、国の方で３次補正ということでやられているんですけれども、農林部の方では、稲作の部分についても、やっぱり外食の関係で非常に影響あって、実際には回りまわって米がなかなか消費できないという状況がございますので、そういったところも含めて、次期作支援ということで、今のところ種に対しての補助を次の国の３次補正の中で考えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。
（小野寺議長）　他にございませんか。６番、高橋浩議員。
（高橋浩議員）　６番、高橋浩です。介護施設関係でお尋ねを申し上げます。県内でもクラスターが発生して、介護施設等の死亡率ですとか多くなっている状況を踏まえて、担当課において介護施設等の体制はどのように捉えているのか、そして、もう一つは、介護施設の中でも防護服、先ほど消毒液ですとかマスク等々はもう潤沢に買えるような状況であるというようなところでしたけども、防護服等の状況等の把握について。そして、介護職員の感染症対策への知識であったり、対応であったり、クラスターが発生して非常に県内でも死亡率がすごい高くなっているというのは、職員の、要するに病院の職員さんと違って、また介護職員さんの感染症対応がちょっと未熟というか、そういう部分もあるのかなと考えます。その辺を、担当課としてはどのように指示なり把握していくのかをお尋ねいたします。
（小野寺議長）　佐賀福祉部長。
（佐賀福祉部長）　介護施設職員を含めたコロナ防止或いは感染症の対応等についてということですが、基本的には施設ごとに、国の指示等に従いまして、対応マニュアル等作成をして、いろいろ予防或いは出た時の対応等について、事業所ごとに確認をしながら進めていただいているというふうに受け取ってございます。特に、市の方からこういう形でというような指示、その事業所を対象にというような部分は、行っている状況ではありません。
　ただ、国・県等から示される事業所ごとのマニュアル等があるので、それに基づいて事業所ごとにいろいろ対応しているというふうに考えてございますので、一応、その辺を見守りながら、あとは先ほどの防護服の部分については、特に示されているという所、不足云々という部分については、介護施設分としては特に聞いていないんですけど、防護服については、感染が確認できた後の準備ということのようでございますので、そのような対応になろうかというふうに考えてございます。
（小野寺議長）　他にございませんか。
＜　「なし」との声あり　＞
　それでは①の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます。
　説明者入替えのため、暫時休憩します。
　再開いたします。続きまして、②の幼稚園バスの実費徴収基準について、当局から説明をお願いします。佐藤健康こども部長。
（佐藤健康こども部長）　それでは、幼稚園バスの実費徴収のことについて説明をさせていただきたいと思います。
　去年から保育料無償化ということで開始されておりますが、通園事業につきましては、便宜事業ということで、無償化制度の対象外ということになっております。他の民間の幼稚園につきましても、この部分につきましては、利用者っていうか、子供たちの世帯からお金をいただいて送迎をしているという状況もありましたので、市としても、幼稚園の部分についての市営バスの部分について、有料化したいということの説明でございます。詳しくは、保育こども園課長から説明させていただきます。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。
（千葉保育こども園課長）　それでは、私の方から資料に基づきまして幼稚園バスの実費徴収基準について説明をさせていただきます。
　最初に、経過でございますが、令和元年10月から国の保育料等無償化制度が開始されましたが、通園送迎事業は便宜事業であり、無償化制度の対象外となりました。このことから、通園送迎事業に係る保護者の実費費用について、令和元年度の保護者説明会、通園バスの利用に関するアンケートの内容を踏まえ、令和元年度から徴収基準の検討を進めてきたところでございます。
　昨年度は、検討の結果、市内の民間施設の状況や消費税増税後の影響をさらに分析するため、令和元年10月から令和３年３月、本年度末まで、引き続き無料での運行を続けることとしたところでございます。
　また、前沢地域から反対の多かった理由といたしまして、園児バスにエアコンがなく、園児の安全上の問題解決前の有料化は納得が得られなかったため、令和２年度にバスの更新事業を進めるとの結論に至り、本年度、新車送迎バス２台の整備を完了したところでございます。
　上記の経過を踏まえまして、令和３年４月、来年度からの実費徴収基準をまとめたものでございます。
　１番、徴収の規定でございますが、現在の奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第13条第４項第４号の規定により、保護者から特定教育保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用の支払いを受けることができると規定されているもので、これを適用するものでございます。
　２番、上記の規定に基づきまして、現在、私立施設における送迎事業の実費額の状況です。表の通り、現在、奥州市内では５つの民間施設で送迎バス事業を実費事業としてしているところでございます。
　３番、市立施設の運行基準の明確化でございます。
　(1)園児送迎バス事業の実施施設でございますが、まず、幼稚園３施設ということで、いずれも胆沢地域でございますが、小山東幼稚園、南都田幼稚園、若柳幼稚園で送迎バス事業を実施しております。認定こども園ですが、認定こども園のうち、いわゆる１号認定、幼稚園認定のお子さんを対象として送迎事業をやっております。前沢地域で、前沢北こども園、衣川地域であゆみ園、この２施設で送迎事業をやってございます。
　次のページをご覧ください。(2)利用対象者でございます。乗車における安全面から、幼稚園及び認定こども園の園児のうち、３歳以上の園児で、バスの運行時間に合わせて乗降できる園児とするということで、スクールバスの運行規定において規定をしてございます。
　(3)特例許可でございます。自宅から園までの片道１キロ以上の園児を優先する。バスの利用定員に余裕がある場合は、１キロ未満でも、施設長の許可により利用可能とするということで、現在は、申込者全員が利用できているという状況でございます。
　４番、市立施設の通園送迎事業の実費徴収額についてでございます。令和３年４月から、１人当たり、１人当たりと書いてございますが、１世帯となりますが、世帯で月額2,400円となります。令和３年度からの送迎バス利用につきましては、保護者の負担をできるだけ抑えるため、国が無償化制度の際に出しましたガイドラインの考え方を踏まえまして、人件費、バスの購入経費等については市の負担とし、保護者には燃料費や車検、点検経費等を負担していただくという考えでございます。
　令和２年度、本年度の総事業費見込みは、約3,064万円ほど見込んでございます。このうち保護者に負担をお願いする割合は、約367万円で12％となります。令和２年度は、バス購入事業費もありましたので、バス購入費を除く平年ベースでいきますと、17％ほどの負担割合をお願いするという状況になります。
　この保護者負担対象額の367万円をバス利用の127世帯で割った額が、2,400円という形になります。円グラフの通り、12％程度の燃料費をご負担いただきたいという考えでございます。
　その下の(1)ですが、保護者の実費負担の単位ですが、先ほど申しましたが、負担額につき

ましては１世帯単位で行い、兄弟姉妹、いわゆる２人、３人のご利用がある場合は、２人目以降は無料とし、その分の経費は市が負担をするという考え方でございます。

(2)片道利用の取扱いでございます。現在、幼稚園の預かり保育の利用が多くありますので、片道利用の分だけ民間でも半額制度等も入れてございますことから、市としても民間に準拠し、片道利用を半額とするということとします。この分の経費につきましても、市の方で負担をするという考え方です。

(3)実費徴収の開始時期でございますが、令和３年の４月分から開始したいという考えです。最後、５番、減免対象者でございますが、低所得者であり、車両保有の制限がある生活保護世帯につきましては、バス利用の実費負担額全額を免除したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。１番、小野優議員。

（小野優議員）　１番、小野です。今回、現状の世帯数で割って金額を決められたということですけども、そういった場合、今後何年かおきに改定をするという考えなのかどうかお聞きします。それからもう一つ、実費の徴収に関しての徴収方法を、具体的な部分に関してお伺いいたします。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長）　２点ご質問いただきました。まず、改定といいますか毎年度の実費額の考え方なんですが、実費制度でございますので、基本的には余計にとっても駄目でございますし、例えばガソリンの燃料費もかなり高騰したり下がったりしますので、基本的にはその年度ごとの実費精算をして、今の考えでは月額で100円以上大きく動いた場合は検討すると。引き下げる場合については、保護者さんからのご不満ないと思いますが、仮にガソリンがうんと上がって高くなったっていう場合は、上がった分を求めるかどうかは検討が必要と思いますし、あと年々幼稚園の利用者減っておりますから、世帯数が減れば減るほど１世帯あたりの負担が高まるという計算にもなりますので、そこの部分は、大きくなった場合は、金額調整をし、検討して、できるだけ保護者負担がない形で毎年改定というか見直したいというのが基本的考え方でございます。

２点目の徴収方法ですが、現在も実費徴収事業というのはこれ以外にも給食費ですとか、遠足の実費経費とかありますので、園ごとにそういう徴収日に合わせて、その月内に利用料を徴収していただくということで考えてございます。以上でございます。

（小野寺議長）　他にはございませんか。７番、千葉康弘議員。

（千葉康弘議員）　７番、千葉康弘です。２点質問いたします。

今現在、保育無償化ということですけれども、例えば、市内の２年前ですと、幼稚園とかの通園バスの送迎料というのは取られたのかどうかっていうのが１点ございます。

また、現在ですが、小学校中学校でスクールバスあるところがありますけれども、費用負担どうくらいなっているのか、その点の時点について質問いたします。

（小野寺議長）　千葉教育部長。

（千葉教育部長）　私から２点目の小中学校のスクールバスについてお答えをいたします。スクールバスについては、保護者からの負担等は求めておりません。無料ということになっております。以上です。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長）　１点目のご質問にお答えいたします。子ども・子育て支援法が改定になりましたのが平成27年度、その際に、いわゆる法律に伴う運営基準と市のこの条例が制定になったわけですが、従前から、公立については合併前から送迎事業をしていた関係で、無料ということで実施していたものでございます。ただし、この法律施行の際に、民間は既に実費分を有料化していただくことから、同じ法律、条例適用の市としてどうあるべきかという部分で引き継ぎがあり、検討をしてきたところでございました。無償化制度の際にも、各地区のアンケートを取ったり、前沢北こども園でいえば、合併の時にスクールバスの課題もありまして、

ご意見いただいた際に、合併前から無料化しているので継続できないかというご意見もあって、先ほど申しました通り、１年半の検討期間をいただいたというところでございます。従来から無償化ですが、やはり国の基準通りこの分については、実費事業ということで進めて、今後とも継続的にバス事業ができるようにということで、最低限のご負担をお願いしたいという検討をしたところでございます。

（小野寺議長）　他にございませんか。12番、廣野富男議員。

（廣野富男議員）　12番、廣野富男です。最初の運行基準の明確化の部分でございますが、この制度を、市内ではこの５施設だけに限定的に対応されると。例えば、認定こども園の部分については、これは拡大する予定はまるっきりないのかどうかということをお伺いしますし、２ページ目の市立施設の通園送迎事業の実費徴収額のこの考え方ですが、基本的にその市民負担っていうのは、全体的にですよ、12%、17%を基準に市民負担を考えていくという、そういう基準のもとに今回示されたのかどうか。庁内調整されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長）　２点ご質問をいただきました。

バス送迎事業につきましては、前段の説明で申しましたが、法定事業ではなくて各施設によってこの便宜事業をしていいですよという法律の運営基準と市の条例で定まっている事業でございます。ですから、この経費については、国も県も、市立であれば市からもこの事業に対する事業補助が出てございません。なので、基本的には実費の全部又は一部ということで、それぞれ多分、各私立についても保護者からもらっていない分は、園の独自の運営で経費を捻出して、運営しているという状況になってございます。

現在、公立の施設につきましては、今後新しい認定こども園送迎バスを開始するかどうかは、まだ検討してございません。基本的には、標準の送迎時間内で通えるような位置に施設を整備したいというふうに考えているものでございます。ただ、遠隔地ですとか、幼稚園であれば標準４時間事業ですから、午後１時とか２時に帰されても親が迎えに来られないというような部分の便宜を図る必要があった場合に、送迎バス事業が必要かどうかは、今後新しい施設整備する場合は、検討して参りたいと思ってございます。

２番目の負担割合ですが、これは、今年度の総事業費に対してこれぐらいだというパーセントをお示ししたものですが、国のガイドラインで、無償化の際に、無償化の対象にはしないが、できるだけ保護者の負担を抑えるようにという部分で全国通知が出されておりました。その際のガイドラインの中に、運転手の人件費ですとか、車両購入は、保護者に求めないで、車検費ですとか燃料費とか、そういう項目をできるだけ保護者負担で抑えて欲しいというガイドラインが出たものでございます。これは、法的に強制できるものでございませんので、各自治体、私立で言えば各法人さんがどれぐらいの実費分で保護者に負担を求めるかっていう、それぞれが決める項目になってございます。

今回、公立施設でこの経費をみ上げましたのは、すでに先行してございます奥州市内の民間施設での負担状況等を参考にして、民間さんでも、人件費とか車両購入費等については、保護者に求めていないという実態も把握したことから、最低限の必要経費ということで計算をさせていただいた状況でございます。以上です。

（小野寺議長）　廣野富男議員。

（廣野富男議員）　そうしますと、１点目のバス事業については、新しい施設を作るときは考えるが、この５施設以外の、例えば認定こども園については、まるっきり考えないということなんでしょうか。どうも、確かに合併前から実施している部分もあるんでしょうが、合併以降、私は、やっぱりサービスは平等にすべきだという観点からすると、この対応が本当にいいのかどうかっていうのは、若干疑問があったものですから、その辺はやはりちょっと検討すべきだろうというふうに思いますので、その考え方をお伺いします。

それと市民負担の部分ですが、民間と比べますと、民間よりは安いわけですよね。それで民間との関係から、これが妥当な金額かどうかという部分の検証はされたかどうかということと、これから様々な部分においてその市民負担求める時に、私、この考え方がおそらく適用される

のではないかというふうな若干の思いを持っています。そのような考え方もあったものですから、そもそも市民負担は、12%から17%で考えていくというふうな方針であれば、それで結構でございます。それぞれ市民負担が変わるようではちょっと困るものですから、その辺の考え方もう一度伺って終わります。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長）　２点ご質問いただきました。送迎事業、現在行っていない施設等に、今後導入していくかどうかについては、現時点につきましては、新規の送迎事業を開始するという計画は持ってございません。といいますのも、やはり現在優先している事業の関係で、先日、総合計画のローリングをさせていただきましたが、本市における現在の最大の優先事業は、待機児童の解消、施設整備、保育士確保でございますから、ここに投入すべき財源ってのは億単位でございますので、まずは、ここの部分を優先してさせていただきたいという部分でございます。

送迎事業便宜事業につきましては、要するに、遠隔地から来る、あとは先ほど言ったどうしても１時、２時に帰るのが大変だという部分のご意見等があれば、これは検討しながら、どのように送迎事業を新たに追加できるかどうか、これは検討させていただきたいなという課題だと思ってございます。

あと市民負担の考え方ですが、先ほど言いましたが、12%とか17%で抑えるという枠を決めたものではございません。国のガイドラインで、保護者の方に求める費目として、こういうのがありますよという部分で、それに準じて積み上げをさせていただきました。具体的に言いますと、燃料、ガソリン代、車検費用、点検諸経費等々でございます。民間さんも内容を調査したところ、そういう経費の積上げで3,000円程度になっているというご回答でしたので、市の積算とほぼ同じものと考えております。

あと参考までに、国が全国調査した経費についても、今言いました費目で積み上げまして、全国平均でも約１人当たり3,000円ぐらいというのを国の方でデータ出しているようでございますので、奥州市の民間もその全国平均に近い形での実費負担で、多く高く取っているという施設はないのではないかというふうに分析をしているところでございます。

（小野寺議長）　19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員）　19番、阿部です。実施施設で対象にならないところはどのぐらいあるのか、お伺いしたいというふうに思います。

（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長）　幼稚園等でバス事業をしていない施設ということでございましょうか。そもそも、バス送迎事業というのが法定義務事業になってございませんので、送迎事業をするかどうかという部分は、市なり民間法人が判断してやるということになってございまして、現在、奥州市で送迎バス事業をしているのは、まずは、合併前から送迎事業をやっていた施設と、あとは、合併前から前沢の幼稚園で送迎をやっていた関係で、北こども園になってもバスを実施して欲しいという部分で、引き継いで実施しているという５施設という部分で、幼稚園等であるので必ず送迎事業をしなきゃないという制度の組立てにはなっていないという状況でございます。

答弁になっているかどうかわかりませんので、具体的に幼稚園でいえば、水沢でいえば佐倉河幼稚園、羽田幼稚園がございますが、送迎事業は実施してございません。江刺は、岩谷堂幼稚園がございますが、こちらも幼稚園バスは実施してございません。その他幼稚園はございませんので、認定こども園で言いますと、江刺の認定こども園わかば園は送迎事業を実施してございません。前沢北こども園、衣川のあゆみ園は、送迎バス事業を実施しているという状況になっております。

（小野寺議長）　阿部加代子議員。

（阿部加代子議員）　あと、無償化になりました。以前は、例えば水沢ですと、私立、民間の幼稚園さんの方に配慮して、公立は送迎しないということになっておりましたけれども、無償化になったということで、そのニーズについて調査すべきではないかというふうに思いますけども、

いかがでしょうか。
（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。
（千葉保育こども園課長）　ご指摘ありがとうございます。昨年度の保護者アンケートにおきましても、幼稚園を利用しているんだけれども、やはり２時頃に帰されても困ると、仕事を抜けて迎えに来ることができないっていう意見も多々ありました。現在の施設再編計画、認定こども園化を進める当たりまして、その送迎事業のニーズ、保護者の皆様がお困りになっている内容等については、ニーズ調査アンケート等もしながら実態調査を進めたいというふうに考えますので、今後、具体的に進めて参りたいと思います。
（小野寺議長）　阿部加代子議員。
（阿部加代子議員）　同じ公立の幼稚園、また認定こども園で送迎されていないところがあるということですので、そもそもそういう送迎がないということをわかって選んでいらっしゃるんだと思いますけれども、その辺、やはり同じ公立で差があってはならないというふうに思いますので、ニーズ調査をしっかりやるべきだと思います。伺って終わります。
（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。
（千葉保育こども園課長）　いずれ今後、幼稚園のニーズギャップを埋めるためにこども園化を進めているわけですので、その際のサービス提供の内容という部分で、保護者の皆様が実際、今どのようなことに困って、どのようなサービス提供に期待しているか、把握に努めて参りたいと思います。
（小野寺議長）　今野裕文議員。
（今野裕文議員）　今の議論ですと、例えば胆沢で言えば、大畑平から高橋まで行く。こういう豪雪の時に、親が本当に送り迎えできるのかと。何でも平等であればいいという議論では、私はないと。なので、そういう環境をよく配慮する必要があると。今の議論は、ちょっと受け入れられない。幼稚園がそもそも成り立たない。民間があれば別でしょうけど、それは慎重に検討して欲しいと思います。
（小野寺議長）　千葉保育こども園課長。
（千葉保育こども園課長）　いずれ送迎バス事業につきましては、法定事業ではないものの、まさに現在の保護者の皆様の教育保育施設利用する際の重要な判断のサービス内容でありますし、そういう部分について、運営そのものにも影響を与える事業でございますので、ニーズ調査、その事業導入について検討して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
（小野寺議長）　他にございませんか。
＜　「なし」との声あり　＞
それでは、②の幼稚園バスの実費徴収基準については、以上とさせていただきます。
ここで昼食のため、午後１時５分まで休憩いたします。
再開いたします。
次に③の、令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響について、当局から説明をお願いいたします。小野寺市民環境部長。
（小野寺市民環境部長）　それでは令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響について、その被害状況及び今後の対応等につきまして、改めて取りまとめを行いましたので、その概要について、危機管理課長より説明申し上げます。
（小野寺議長）　門脇危機管理課長。
（門脇危機管理課長）　資料１ページをご覧いただきます。まず、気象状況につきましては、前回の全協の資料に、１月10日までの分を追加で記載させていただいております。中身については省略させていただきますが、１月８日から、江刺の降雪・積雪が米印になってございますが、これ機器による不具合で観測不能ということでございましたので申し添えます。
それでは２ページをご覧いただきます。被害等の状況でございます。
まず、市内の交通事故件数ですが、12月14日から１月11日までの間で445件、昨年同期で237件でございました。なお、前回の資料は226件、前年同期66件でございましたので、この間に219件増えたということになります。

続きまして、消防本部の出動状況でございます。救急搬送が18件、救助が１件、油流出事故が１件でございます。救急搬送につきましては前回から４件増えてございまして、除雪中の転倒、或いは屋根上の雪下ろし中にはしごから落下等がございました。

続きまして、(3)番のライフラインでございます。アの停電の発生状況、それから次のページの、イの断水の状況につきましては、前回と同様でございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、(4)の農業施設関係でございます。１月14日の午後５時現在の数値でございますが、ビニールハウスが、1,314件。被害額が６億6,400万ほど。それから格納庫が57件。被害額が665万円ほど。機械が75件。被害額80万円ほど。それから、その他でございます。堆肥舎とか物置、作業場等でございますけれども89件で、被害額が1,850万円ほど。合計で1,535件で６億9,000万円ほどでございます。ただ、被害額につきましては、把握できた金額分ということで、４割に満たない金額でございます。

続きまして、(5)の公共施設関係でございます。小中学校関係は、前回から５件増えまして、19件でございます。増えましたのは、前沢小学校の２階の屋根から１階の屋根に雪が落ちた際の屋根の破損、それから胆沢愛宕小学校の体育館の倉庫の屋根の破損等でございます。それから、集会施設でございますが、前回の３件から４件増えまして７件でございます。増えましたのは、水沢地域交流館、アスピアの屋根瓦の崩落。それから、江刺総合コミュニティセンター談話室の天井板の崩落等でございます。それから、博物館関係が今回新たに２件ということで、牛の博物館のラウンジの屋根瓦の落下等でございます。それからホール関係でございますが、胆沢文化創造センターの敷地内のフェンスの倒壊がございました。それから観光関係、前回３件でございますが10件増えまして13件でございます。主に黒滝温泉の窓ガラスの破損等がございましたし、奥州湖交流館や江刺観光物産センターでの被害も発生してございました。続きまして、幼保こども園施設関係でございますが、前回３件から３件増えまして６件でございます。新たに発生しましたのは、いずみ保育園の門扉の破損、それから佐倉河幼稚園の雨樋の破損等がございました。続きまして、幼児児童施設、前回の２件から１件増えまして３件でございまして、江刺愛宕放課後児童クラブのケーブルが雪の重みで路上にはみ出しているような格好になって交通の妨げ等があったということでございます。続きまして、医療関係、前回３件から２件増えまして５件でございます。主なものは、衣川診療所の機器の破損、エアコン等の破損ということでございました。

それから、次のページをご覧ください。４ページでございます。医師公舎関係は、衣川診療所の医師住宅のカーポートが全損したというものでございます。それから、庁舎関係は、前回３件から１件増えまして４件ということでございまして、衣川総合支所の雨樋等の不具合がさらに発生してございます。それから、消防屯所につきましては、１件追加で２件ということで、前回と違う場所ではございますが、同じく江刺愛宕地内の消防屯所の、今回はシャッターの破損がございました。消防施設については前回と同様でございます。続きまして公営住宅です。前回報告はございませんでしたが、20件の報告がございます。ほとんどが、雨樋なり、軒の破損というものがございました。続きまして、公園関係でございますが、前回17件から１件増えまして18件でございます。主なところで、水沢公園の枝倒れ等による電線等への干渉というものがございました。続きまして、歴史的建造物でございますが、前回９件から４件増えまして13件ということで、旧岩谷同共立病院の雨樋なり、樹木の枝折れ。それから、斎藤實旧宅の同じく雨樋なり、樹木の枝折れというようなものでございます。それからその他でございますが、前回10件から８件増えまして18件ということで、ともに普通財産関係、それから、光ファイバーケーブルへの倒木、断線までには至りませんでしたけれども、そういった被害がございました。合計で言いますと、前回は70件の報告をさせていただきましたが、今回64件増えまして、134件ということでございます。なお被害額につきましては現在調査中でございます。

続きまして除雪の状況でございますが、受託業者が前回から１社増えまして58社。除雪機械も233台という状況でございます。それから除雪稼働状況につきましては、今週シーズン12月から３月の見込みで４万900時間。金額にしまして、14億1,630万円の見込みでございます。な

お、12月分だけで見ますと、２万1,700時間で６億7,000万円という見込みになります。
　続きまして、５番の除雪要望なり苦情受付件数です。まず、除雪要望は、前回の843件から1,003件増えまして1,846件。その他、もろもろございまして合計で2,268件。前回の1,254件から1,014件増加ということでございます。
　次のページをご覧ください。６番のその他でございます。まず(1)は、住宅の損壊に係る罹災証明の申請件数は現時点で８件。カーポート等の破損にかかります、被災証明につきましては５件。それから(3)障害者高齢者生活保護世帯等からの除排雪に関する問い合わせは、前回から16件増えまして39件。その他、要望等が８件でございます。
　続きまして(5)視察対応でございますが、昨年の12月27日に復興副大臣。それから今月６日、７日に、立憲民主党岩手県連。同じく７日に自由民主党岩手県連。それから14日には、岩手県知事がそれぞれ視察に訪れておりまして、市からはそれぞれ要望書等を提出してございます。以上でございます。
　それから補足の説明につきまして、それぞれの担当部担当課等から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。以上でございます。
（小野寺議長）　小岩農政課長。
（小岩農政課長）　私の方から農業施設関係の被害状況の補足、それから、視察関係の補足をさせていただきます。
　先ずは視察対応の部分でお話させていただきますが、危機管理課長からもお話がありました通り、12月21日に横山復興副大臣が視察にいらっしゃいまして、水沢佐倉河、江刺愛宕のそれぞれ１か所ずつ視察をいただきました。また年が明けまして１月６日、立憲民主党が、胆沢小山地内を２か所視察いただいております。７日には、同じく立憲民主党さんですが、ＪＡ江刺さんの方にお邪魔いたしまして、ＪＡ江刺の専務さん等々、被害の状況のお話をされたところです。また同日、自由民主党による視察がございまして、現地としては、水沢真城、江刺田原、１か所ずつ視察したところです。１月14日、県知事が現地調査ということで、胆沢小山の現地を確認したところです。で、この間１月８日に、岩手県知事が農林水産省に対しまして要望書を東北農政局岩手県拠点を通じ提出したところでございます。
　それでは続きまして、被害の状況でございます。３ページにございました農業施設関係の被害の状況の内訳を大まかなところでお話させていただきます。ビニールハウスでありますが、育苗用が541。園芸用が248。機械を格納していたというビニールハウスが234。稲わら保管用として使っていたのが61等々で、合計1,314となってございます。格納庫についてはその通りですが、機械につきましては、田植え機が９。トラクターが16。コンバインが７等々となっております。で、この機械につきましては、先ほど言いましたビニールハウスの機械格納用等、それから格納庫の中に入っているものもあると思われます。その関係でこの機械の数量については、さらに増えるものと見込んでおります。
　それから、対策等につきましてですが、まずは稲作部分で、今お話しました通り育苗用のハウスが多数被害を受けております。この関係で、それぞれ両農協さんにお話を聞いたところでございますが、ＪＡ岩手ふるさとにおいては、法人それから生産組合等へ依頼することを現在検討しているということでございます。足りないとなった場合は、県内の他のＪＡ、これにつきましては、最悪といいますか、さらに不足する場合は、宮城県内のＪＡも含めて協力をお願いすることを現在検討しているということでございます。それから、ＪＡ江刺につきましては、ＪＡ江刺の育苗センターで確保できる見込みであるが、それ以上の場合となった場合は、法人等へ育苗を依頼する予定であるということでお話を聞いたところでございます。両農協とも２月上旬に座談会を開きますので、その、時点で明らかになる見込みであるということでございます。
　それから、園芸につきましても、かなりの施設が被害を受けておりますが、ピーマン、キュウリ等、苗の確保は十分できるという見込みであるということでありますが、ハウスの復旧に時間がかかるため、例えば今年については、露地栽培への転換も視野に入れなければならないのではないかという考えを示されました。それから、果樹につきましても、りんごの倒木の状

況、若干の報告はありますが、まだまだ増えるのではないか。さらには、ブドウにも被害が出ている状況であるけれど、この積雪のため、全体像が見られていない状況であるという報告でありました。肝心のハウスの資材につきましてですが、確保のめどにつきましては、両ＪＡとも、何とかなるという見通しであります。ただ、納品につきまして、２月末までに何とかなるのかなというところで、そこからの復旧ですので、春の農作業に間に合うかどうか非常に心配している状況であります。この育苗施設に関しましても、復旧が間に合わない見込みもあり、受託者、生産をされている方々を優先せざるを得ないのではないかという考えを示されました。

それから市での対応でございますが、まずは、資金の面で融資の無利子化を実施したいと考えております。これにつきましては、今度の１月臨時補正で債務負担行為をお願いする予定でおりますが、市と農協、さらには県信連、ＪＡバンク、三者で協力して利子補給を行い、農家の方々には無利子で貸し出しする融資制度を立ち上げたいというものでございます。

それから、先ほどの視察の際に、各種要望を提出したわけでございますが、その要望の内容については、除排雪経費等に対する財政支援。それから農業用ハウス等の整備に対する補助。これにつきましては、撤去も含んだ補助をお願いしているところです。農業用機械等の整備に対する補助。災害関連資金についての支援。これら４項目を挙げまして要望書を提出したところでございます。この被害額の全容がまだ掴めない状況であり、なかなか素早い対応というのが難しいのかなというところもありますが、国、県の支援制度、補助制度等、状況を見ながら対応したいというふうに考えております。

それからあとは、金曜日に県南地域の雪害対策の連絡会議というのがございまして、その中で情報提供がございましたが、ＪＡ岩手グループにおいて、パイプハウス撤去支援を行うというふうに決定したとのことでございます。これは、ＪＡ連合会の職員を現地に派遣し、被害を受けたパイプハウス等の撤去を支援するというものでございますが、ただ、このような雪の重みでつぶされたパイプハウス、安易に対応した場合に、はね返りというんでしょうか。非常に気をつけてやらなければ大怪我を負う可能性があるので対応については慎重にやっていただきたいという、連絡会の中ではお話がございました。それから、県の方でも独自の支援策ということも検討いただいているところですが、これにつきましてはまだ検討に入った段階でございますので決定事項ではありませんが、先ほど言いました苗の外部へというか、他のＪＡに依頼した際に運搬費の補助ができないかということを検討しているという情報がございます。

それから、先ほど申し上げましたビニールハウスの被害の中で、稲わら保管庫が被害受けているというお話をいたしましたが、この中に、汚染稲わら、放射能汚染の稲わら保管庫２棟が含まれてございます。で、これにつきましては、県の指導を受けながら、汚染稲わらについてビニールシートをかぶせて、直接雨が当たったりすることがないようにという指導を受けながら対応してきたところでございますが、さらに安全な対応を考えまして、フレコンバックという防水性のあるものに稲わらを詰め込みまして、さらにそれをブルーシートで覆うというような対応を、応急処置として２月中旬までに行うことで内部協議をしているところでございます。さらには、県の予算の関係もありますが、ハウスの再建に向けまして、県からの補助金を増額していただいて対応する予定でおります。これにつきましては２月補正でご審議いただきたいというふうに考えておりますが、なかなか完成につきましては、農家のハウス等の修繕で、業者がすぐに手配できるかという部分もございます。県の指導によりますと、安全対策については、フレコンバックへの梱包等、ブルーシートでの覆いで、当面の安全は確保できているという指導がありますので、繰越もやむを得ないというふうな考えで進めて参りたいと考えております。以上でございます。

（小野寺議長）　渡辺都市整備部長。

（渡辺都市整備部長）　除雪の状況は後程担当の維持管理課長から補足説明させたいと思いますが、私の方から、所管施設の被害について補足説明をさせていただきます。

まず、水沢駅の駐輪場です。昨年12月22日に北側の一部が倒壊しました。下敷きになった自転車は83台でした。それから、通路をふさぐように倒壊したため、倒壊しなかった部分に停めていた234台も取り出せなくなっておりました。年明けから解体撤去工事に取りかかりまして、

先週末、金曜、土曜、日曜の３日間には、一応取り出せる状況になったので、作業を中断して、取り出したい方には取り出していただくという期間を設けました。今後、解体撤去工事、今日から再開しておりますが、その工事に合わせて隣接地とのフェンス工事も行う必要が生じております。両方合わせて、２月の初めまで作業が見込まれますので、その間、今後も出入りの制限が必要となる状況になっております。

それから、公園の倒木、枝折れについてです。前回12月の全協でも見分森公園についてご指摘いただきました。緊急対応した部分もあるんですが、園内にはまだ多数の倒木枝折れが残っております。水沢公園につきましても、桜の枝折れ、倒木等がかなりの箇所、本数発生しております。これら緊急を要するもの、ちょっと時間をかけてもいいもの、様々な状況のものはありますけれども、相当の期間、費用が見込まれるような状況となっております。

それでは除雪の状況について、維持管理課長に補足説明させたいと思います。

（小野寺議長）　千葉維持管理課長。

（千葉維持管理課長）　私の方からは、除雪業務について補足説明させていただきます。

１点目は、一般家庭の排雪、受入れ先として各地域に雪置き場を確保しておりますが、水沢の胆沢川桜づつみ駐車場はもう少しでいっぱいになることから、場所を変更する予定で検討中でございます。また、胆沢旧小山中学校の校舎北側に胆沢は変更しております。

次に、除雪事業費の予算状況でありますが、資料４ページの、４、除雪稼働状況の表は、受託業者に支払う委託料の見込み額であります。令和２年度の予算は、12月28日に３億2,150万円を専決補正し８億1,717万円となっております。今後、１月補正により６億6,603万1,000円を追加し、１月補正後の予算総額は14億8,320万1,000円となる予定でおります。以上、都市整備部の説明を終わります。

（小野寺議長）　ただいま説明いただきました点についてご質問等ありましたらお願いいたします。

１番、小野優議員。

（小野優議員）　資料で言いますと、最後の６ページの住宅、カーポートに係る罹災証明、被災証明に関してなんですけども、この市内の被害状況を見比べると大分申請の数が少ないんじゃないかなと思われるんですが、この辺、どういった対応になっているのか詳しくお聞きします。

（小野寺議長）　門脇危機管理課長。

（門脇危機管理課長）　お答えいたします。罹災証明なり被災証明が必要な場合といいますのは、主に住宅のリフォームに係る補助事業の添付書類、或いは場合によっては、建物の保険申請に対する添付書類等で必要になるケースがございます。特段、危機管理課としては、今のところ、こういった罹災証明、被災証明を発行できますよというＰＲをまだしておりませんでしたので、今度の広報、それからホームページ等にて周知を図って参りたいというふうに考えてございます。以上でございます。

（小野寺議長）　他にございませんか。18番、加藤清議員。

（加藤清議員）　何点かお尋ねをいたします。今報告があった事項で、調査をされたこの数字が、今後も増えるのではないのかなというふうな説明もいただいたわけでありますが、どういう状況で誰が調査をしたのか。それをお尋ねしたいと思います。

さらに今後、増えるというお話でありますが、どの程度増えていく見通しを立てているのかお尋ねします。

それから、甚大な被害でありますから、10億円も超えるのではないのかなというふうに予測をされますが、市としての支援をどう、現時点で考えているのかお尋ねをいたします。

（小野寺議長）　門脇危機管理課長。

（門脇危機管理課長）　私からは、１点目の情報の出どころといいますか、につきましてお答えいたします。資料の順番に沿ってご説明いたします。

まず１ページにつきましては、記載の通り、県の県土整備部の道路環境課からのデータ或いは気象庁のアメダスからの情報でございます。

続きまして２ページの、(1)の交通事故件数は奥州警察署、消防本部の出動状況は消防本部、それから停電関係は東北電力からの情報。断水は上下水道部。農業施設関係は、この資料作成

ということで言えば、農林部から危機管理への情報提供ということでございますが、主にＪＡさんからの情報提供ということになろうかと思います。それから公共施設関係につきましては、それぞれの所管課からの提供ということになります。あとは、資料４ページの３番、４番、５番については、都整備部の資料。それから６番のその他につきましては、(1)、(2)は、危機管理課、(3)、(4)につきましては福祉部、というような状況になります。以上でございます。

（小野寺議長）　小岩農政課長。

（小岩農政課長）　農業用施設に関しましての調査ですが、これにつきましては、両ＪＡさんの方からの情報提供。さらには、個人の方からの申し出等によって調査したものでございます。あとは共済組合、そちらの方からの情報提供も含んでおります。

それから市としての支援の部分ですけれど、平成25年に、やはり大雪被害の国からの支援がございました。それと同様な形で支援があるのではないかというふうに考えているところでございます。その際には、施設及び機械の取得等につきまして、国が２分の１、県が６分の１、市町村が６分の１ということで、全体で６分の５の支援を行ってきたものがございます。また、その際には撤去経費も定額で見ておるところですが、国が２分の１、県、市が４分の１ずつという形で支援しております。これと同じような形の支援があるのではないかというふうに考えております。

今後の被害状況の増加の見込みでございますけれど、例えば先ほど言いましたように、リンゴの関係とか、それからブドウの関係で、まだ雪が深くて現場に行けない状況があるということで、どの程度の増加になるか掴めない状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

（小野寺議長）　加藤清議員。

（加藤清議員）　被害調査の実態なんですが、かなり多方面にわたって被害があるわけでありますけれども、総合支所に問い合わせをしましたところ、除雪の対応はやっているよと。あと我々は、本庁から指示もないし、もちろん調査もやってないよと。こういう見解のようであります。本当にそれでいいのかな、というふうに感じました。やはりこれだけの多様な方面に渡って被害が出ているにも関わらず、本来の支所機能が果たしていないのではないのかなっていうふうに思ったわけでありますけれども、もう少し支所の機能を活用されれば、この調査にスピード化が図れるんではなかったのかなとこんなふうに思ったところでありますけれども、ご所見をいただければと思います。

それから農業関連被害への対応でありますが、いつでもいいということにはならないわけでありますから、特に育苗に関しては４月の遅くとも20日ぐらいまでには、播種をして育苗の方向に進むということが前提でありますので、限られた期間の中で、解体をして、新しい施設を建てるというのは、かなりスケジュール的にはハードだと思います。であれば、この機会だから、もう私もそれなりの年代であるので、もうやらないという方もあるようであります。

ぜひ市の農業振興、或いは営農継続を考える観点からすれば、市としての明確な方向性を出して、できるだけ営農継続ができるような、そういうその具体策を実は早く明示をすべきではないのかなと、こんなふうに思いまして、それぞれ岩手ふるさと、江刺さんとも事前に協議をさせてもらいました。すでに、ある農協さんは一定の方向性を出して、これから市に協議をしながら或いは国とも協議をしながら、県とも協議をしながら、農家の支援対策を講じて営農継続に努めていきたいということで進められているようであります。ぜひ市としても、そういう各農協さんの意向をとらまえながら、被害調査を的確にスピーディーに進めながら、具体的な財政措置も講じながら、どう今後進めていくのかっていうことを即急に進めていくべきではないのかなというように思っておりますけれどもご所見をお伺いしたいと思います。

本当に大変な状況です。もうすでに、地域の営農組合なり或いは法人化をやっている方は、産廃処理業者をお願いして、もう解体処理しています。その方に、どの程度の費用がかかるのか聞きましたらば、びっくりするほどの解体処理費用です。新たに建てた場合の概算見積もりでありますけれども、1,000万円をはるかに超えます。そういう今の農家の、中核農家なり或いは営農組合でやっている今のその負担は、多額な財政負担になっているのが現状でありますから、少しでも早く、農家の方々がやるかやらないかも含めて判断できる材料を提供しないと

大変な状況でありますので、ぜひそういう部分をご理解賜りまして、適切な対応策を打ち出していただければというふうに思いますので、ご所見をお伺いいたします。

（小野寺議長）　鈴木農政部長。

（鈴木農政部長）　農業分の被害についてお答えします。

いずれ各党、それから復興大臣の方にお願いしてやったわけでございますけれども、かなりの被害になるというのは当初から感じていたわけでございますけれども、徐々に判明してきまして、かなり、ここに書いてある６億円なにがしっていうんですけど、さらに増えるという、まだ算定されてないものもありますのでかなり増えるという状況でございます。いずれ市といたしましては、単独でなかなか全体を支援できないものっていうことで、国の方、或いは県と協力しながら復興、支援に全力を向けていきたいなというふうに思ってございます。国の方は、お願いしたわけですけど、かなり早くお願いしたいということを申し上げましたけれども、いずれなかなか、その辺は取りまとめしてそこから出すという話なので、時間もかかりますよっていう話だったので、その状況を逐一、こういう事業がありますという情報を、皆さんに即座にお伝えしながら、それを県、国、市町村という形で支援ができればいいなというふうに考えてございますので、一体となって頑張りますのでよろしくお願いしたいなというふうに思っております。以上でございます。

（小野寺議長）　門脇危機管理課長。

（門脇危機管理課長）　農業関係以外について総合支所の対応でございますけれども、今回、資料でお示ししました情報元については、総合支所からの情報も多数寄せられてございまして、本庁だけの対応ではないということでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　25番、今野裕文議員。

（今野裕文議員）　まず住宅は、被害のない家がないと思っていいと思うんです。それで、今日はお見えでないのかもしれませんけど、私も歩き切れませんので、一人老人世帯、山から水を引いていたりすると水がなかったり、いろいろ想定されますので、要支援の対象になっている世帯。また、障がい者だけで暮らしている世帯については、実態を把握する必要があるというふうに思いますので、職員が行くか民生委員さんが行くかは別として、きちんと把握して欲しいと思います。被害の多い住宅は、一人暮らしの方々です。日中仕事に行っていると雪下ろしはできません。まだ暮らせなくなった人はいないと思うんですけど。あと凍結防止のために水を流しっ放しの人もいます。それと今度歩けないですよね。ちょっと、いずれ行ってみなければならない世帯っていうのは、皆さんの方がおわかりだと思いますので、ぜひ訪問調査をして欲しいと思います。職員が行くか、行政区長が行くか、民生委員が行くかは別として、皆さん除雪で手一杯なので、スノーバスターとかがあるところはいいんですけど、ないところはもう全くということになりかねませんので、ぜひそれはやって欲しいなと思いますが、いかがでしょうか。

（小野寺議長）　高橋福祉課長。

（高橋福祉課長）　お答えいたします。昨年の申し出がございまして、その中で様々な訴えをいただいたところでございます。こちらからの回答、対応のお答えといたしましては、その方の持っている、高齢者だとか、障がい世帯だとかそういった状況に鑑みまして、関係する関係機関等の連携をとっていただくということをお願いしているところでございます。要介護者につきましては、ケアマネージャーが生活全般の支援を相談に乗っていただいているというところでございますし、除雪につきましては、地元の建設業界等の支援、或いは電話での発注等々、そういったことを問い合わせしていただきたいというようなことをお話いたしました。また、生活保護世帯につきましては、保護費の中で一定程度の除雪経費を支出することが可能でありますことから、そういった状況を判断しまして保護費で対応しているという状況でございます。

そういった様々な世帯の状況、それぞれの関係機関による連携で現在対応していただいております。電話での問い合わせは、昨年12月24日まで多数ございましたが、今年に入りましては１件程度の問い合わせということで、現在はそういった状況であるというような訴えはこちらでは把握しておらないところですので、全数調査というようなことまでは現時点では考えてい

ないところでございます。
（小野寺議長）　12番、廣野富男議員。
（廣野富男議員）　12番、廣野富男ですが、２点ほどお伺いします。先ほど除雪費用が15億円に上りそうだという説明がありました。この15億円のうち、国等が補填される分は全額なのか、市持ち出し分もあるのかちょっとその辺の状況を教えてください。
　それと、農業ハウス等の雪害を受けて、加藤委員さんが言われたように、すでに解体作業しているところも、江刺地域でも見受けられます。今回、副大臣、或いは各党、或いは知事さんに、国なり県なりに要望しているようですが、この事業着手、本来、補助事業等ですと、補助決定前の事業着手は不可能ですから、今の時点ですと、事業着手された方々は補助の対象にならないということもちょっと心配されるんですが、この辺どのように被害に遭われた農家の方々にご説明をして、どの時点でやりましょうとか、そういう周知をされるのか。現段階での考え方をお一つご紹介いただければというふうに思います。
（小野寺議長）　千葉維持管理課長。
（千葉維持管理課長）　それでは私の方から１点目の除雪費の財源内訳ということで、地方交付税、特別交付税でみられることはわかっているんですけども、その割合については、その時の基準ですので、はっきりとは申し上げられません。それで、国交省の方で、国土交通省の方で除雪費に対しまして特例措置として、平成29年度に、この年も大雪があったんですけども、その時に特例措置ということで8,500万円ほどを補助いただいております。いずれ、この件につきましては、自民党等の要望の中に入れておりまして、今後どのくらい補助がつくかは、今後の国の状況によって変わると思います。以上でございます。
（小岩農政課長）　議長。
（小野寺議長）　小岩農政課長。
（小岩農政課長）　農業ハウスのいわゆる事前着工の部分につきましてですが、昨年の12月25日に、県南地域の雪害対策連絡会議が１回目ございまして、その会議の中で示されたものをお話しさせていただきますが、現在、被災者向けの国庫補助事業は未定であるという中ではありますが、事業対象と想定される被災事業の対象となると想定されるものについては、現場写真が必要ですよということで、各農家の方々へ周知をお願いしますと、会議の中でお話がございました。我々の方も、その辺のことを周知していきたいと言っているところでございます。なかなか事業化未定というところで、はっきり申し上げられないところがございますが、事業化になった際には、被害写真が必要だということでございます。その部分について、もう一度申し上げますが、会議の中で示されておりましたので、被災農家の方々へお伝えする方向で周知しておりますということでございます。以上でございます。
（小野寺議長）　廣野富男議員。
（廣野富男議員）　除雪の部分ですが、今回例えば15億円支出された時、概ね持ち出しはどれぐらいになるか大体わかりますか。もしわかりましたら、お願いしたいと。何かと言いますのは、例えば交付税とか、国からどんどんお金が来るのであれば、まだ除雪なってない部分がありますから、ぜひやって欲しいなというふうに申し上げたかったんですが。ほとんど市の一般財源対応だとなれば、若干、もう少し待ってくださいというふうな言い方になるのかなあと思ったりして、そこの財源的な状況をちょっとお話いただければと思います。
　あと、事前着工の部分ということなんですが、今、課長言われたのは、まだ末端まで流れてないんですね、実際は。江刺では来週でしたか、冬季座談会があるので、その時はあるかもしれません。ところがもうやられているところがあるわけですよね。ですからそこは、対象外にならないように、これは早めに農協さんなりを通じて早めの通知、連絡をぜひしていただきたいと。対応していただきたいと思います。お願いします。
（小野寺議長）　小岩農政課長。
（小岩農政課長）　ただいま廣野議員さんからご指摘ありました件につきまして、早急に周知できるよう対応に努めて参ります。以上でございます。
（小野寺議長）　渡辺都市整備部長。

（渡辺都市整備部長）　除雪費用の財源内訳につきましては、先ほど維持管理課長が申し上げたように、普通交付税による部分。それから特別交付税による部分。そして、特例措置として国交省からの補助金が交付されるであろう見込額と、３つの区分があります。そのほかに、市の持ち出し分というものがあります。いずれ、国からの費用で全額を賄えるはずは到底ありません。かかった費用の一定部分は市の持ち出し費用となります。ですが、それによって除雪すべきところをしないとか、或いは国からもらえるからもっとやるのかっていうのはちょっと違うと思います。

　市としては、あらかじめ定めた除雪基準に則って、必要なところは除雪をしなければならないものと考えておりますし、今年に限ってみれば、除雪以外に排雪も相当数やらなければならない状況になっております。最大限をやるというのはなかなか難しいのかもしれませんが、最低限の部分は、除雪排雪ともやっていかなければならないものと考えておりますので、もし至らない点があるということであれば、その都度ご指摘をいただければというふうに思います。以上です。

（小野寺議長）　７番、千葉康弘議員。

（千葉康弘議員）　７番、千葉康弘です。先ほど雪捨て場の件で、水沢、あと胆沢ということで、いっぱいになったから移すということでありましたけれども、他の地域の部分は今どのような状況になっているのかについて質問いたします。

　また、今でになく雪が降ったもんですから、特に街中なんですけれども、どこに雪を捨てればいいのか、随分困っているというふうに見受けられますけれども、近場に雪を捨てる場所があればいいんですけれども、その辺の周知の方法。周知しなくちゃならないと思いますが、今までになく降ったということで、皆さん方が困っておられていますので、周知するということが一つと、あとその周知の方法、どのようなことを考えられるのかについて質問いたします。

（小野寺議長）　千葉維持管理課長。

（千葉維持管理課長）　状況につきましてご説明いたします。水沢は桜づつみの駐車場で今予定しておりましたけども、そこが満杯になりそうだと。江刺は、江刺ごくよう会館の北側の市有地に雪置き場を設定しておるわけですけども、その場所はかなり広くて、まだ排雪の余裕があります。前沢ですけれども、前沢は駅東のアンダーパス予定地に準備しております。この箇所につきましても、まだ余裕がある状況でございます。胆沢でございますけども、最初胆沢の維持管理の資材置き場を準備しましたけども、そこが満杯になりましたので、旧小山中学校の敷地の北側に準備しております。最後に、衣川の地域ですけども、旧衣川総合支所跡地に準備しております。それで、跡地の西側部分はいっぱいになりましたけども、まだ、本所が建っていた分の敷地は余裕がありますので、そこに排雪していただくことになります。

　周知の方でございますけども、ホームページで掲載して、市民へ周知しております。以上でございます。

（小野寺議長）　19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員）　19番、阿部加代子です。公共施設関係ですけれども、被害額がまだまとまっていないということでしたが、小学校の窓ガラス等も割れたようですけれども、緊急対応で行われたのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。被害額がまとまりましたら、１月下旬の臨時会の方にかけられるのか、それには間に合わないのかお伺いをいたします。

（小野寺議長）　千葉教育部長。

（千葉教育部長）　窓ガラス、江刺の第１中学校の体育館、破損をしております。この部分については、応急処置依頼済みということで、復旧が１月９日に完了しております。以上でございます。

（小野寺議長）　門脇危機管理課長。

（門脇危機管理課長）　被害額の情報につきましては、それぞれ今各課に情報提供を求めているところでございますけれども、まだまだ時間がかかるということのようでございます。なお、その被害における予算等については、それぞれの各課で必要に応じて要求するということになろうかと思います。特段、危機管理課としてまとめてということではございませんので、よろし

くお願いいたします。
（小野寺議長）　阿部加代子議員。
（阿部加代子議員）　被害額はまだまだまとまらないということですけれども、緊急対応必要なところはやっていただいているということの確認、よろしいでしょうか。
（小野寺議長）　門脇危機管理課長。
（門脇危機管理課長）　その通りでございまして、市民生活なり、例えば学校で子どもさん等に影響を及ぼすというようなものについては、早急に対応するというようなことで連絡をいただいてございます。以上です。
（小野寺議長）　他にございますか。11番、千葉敦議員。
（千葉敦議員）　11番、千葉敦です。５ページの、６のその他の(3)に、障害者、高齢者、生活保護世帯からの、除排雪の問い合わせが39件あるということでしたけれども、これらは問い合わせがあって、いろんな先ほど説明でも業者等を依頼したとかそのような話もありましたけれども、きちっと問題が解決したのかどうか把握はされているんでしょうか。
（小野寺議長）　高橋福祉課長。
（高橋福祉課長）　お答えいたします。問い合わせがあった中には、匿名或いは具体的な連絡先がわからないという方も多数ございますので、追跡調査は行ってございません。基本的には、事業所なりにご連絡いただいているものというふうに考えてございます。
（小野寺議長）　千葉敦議員。
（千葉敦議員）　全員が匿名でもないかと思いますので、わかるところについてやはりある程度、確認をされた方がいいかと思いますがいかがでしょうか。
（小野寺議長）　佐賀福祉部長。
（佐賀福祉部長）　追跡調査の件でございます。基本的に先ほど課長から答弁あった通り、この39件の内容についてはいろいろ匿名であったり、名乗っていただいてというのもありますし、あとは民生委員さん、或いは行政区長さん等々を介しての問い合わせ等も含まれた件数になってございます。ですので、基本的にはご本人さんというよりも、民生委員さんとか、その辺から上がってきた情報等については、基本的にはその後の経過等については、少し受けた担当の方で折り返し連絡できるもの等については、少し確認するような形で指示をしたいというふうに思います。
（小野寺議長）　他にございませんか。佐藤郁夫議員。
（佐藤郁夫副議長）　２点質問をいたします。１点は、前回の全員協議会の最初に、市長が、警報が発令された時以外は、この防災の対策本部が作られないので、当面、簡易的にやりましたというようなことで。それに対して、私最後に、警報が発令されなくても、やっぱりこういうことはやっておくべき。対策の位置付けをやっておくべきだというふうに思います。過半、金ケ崎では、胆日に載っておりましたが、その警報が発令されなくても、その対策本部会議を設置するということが載っておりましたが、これについて、早速やりますという部長の答弁でございましたが、その内容についてどうなっているかお伺いをいたします。
　というのは、バラバラでは私駄目だと思うんですよ。例えば１つの予算。予算については、それぞれの課でやります、ということじゃないと思います。従って、総元締めは、危機管理課だと思いますが、それについて、２点目の質問として、お伺いします。総元締めはどこかということについて伺います。
　３点目は、この対策会議、仮称でしょうか。これを何回やりましたかということについて伺います。
　４点目。除雪は、非常に皆さんの努力で、大変良好にやられているようですが、排雪関係、私は岩谷堂しかあんまりわかりませんが、とても大変な状況です。それで、排雪の計画はどのようになっているか。おそらく、江刺だけではなくて市街地は大変な状況だと思いますが、その排雪の計画がどのようになっているかお伺いいたします。
（小野寺議長）　門脇危機管理課長。
（門脇危機管理課長）　前回の全協で、佐藤郁夫議員さんから、警報が発表されなくても対策本部

等の設置を早急にすべきではないかというご意見をいただいて、それに対しての現状についてということでございます。先週、市長等からもご指示をいただきまして、検討するようにということでございまして、西和賀町さん、金ケ崎町さんでは、先ほど佐藤郁夫議員さん申されました通り、要綱を定めて設置しているようでございますので、それらを含めて全国的な、他の都道府県市町村等の状況を検討しながら進めさせていただきたいなというふうに思ってございます。これに伴う担当課とすれば、当然危機管理課ということになります。

それから、これまでの市での会議は何回やったかということでございまして、１番最初の12月23日、それから２回目が先週の14日ということで、これまで２回開催してきてございます。以上でございます。

（小野寺議長）　千葉維持管理課長。

（千葉維持管理課長）　私の方から、排雪の量の基準ということで、計画があるのかということでございますけども、排雪するような、大雪が降った年というのが少ないこともあり、基準等は今のところございません。それで、経験上で場所指定をしているような状況でございます。今後は、その基準につきまして、他市町村等の基準を参考に基準を設定して参りたいと思いますと。計画と言いますけど、今現在は、いずれ２車線道路、重要幹線道路等、救急搬送路等も除排雪している状況でございます。

（小野寺議長）　佐藤郁夫議員。

（佐藤郁夫副議長）　答弁はわかりましたが、第１点目の部分について、いつまでにやるのでしょうか。これは、大雨とか洪水とか、地震とかは、すでに防災計画とも関わってきますから、それらも含めてやらないければならないと思いますが、それはいつまでにやるのでしょうか。期限を示していただかないと。来年です、ということでは私はならないと思いますから、それを期限はいつまででしょうかということをお聞きします。

それから２点目の排雪ですが、それは、今の私質問したのは、どこをいつやるんですかという質問をしたのでした。それに対しての答弁ではなかったので、全然私は理解できませんが、実施計画あるのですかと、雪溶けるの待つのですかと、いうことをお聞きいたします。

（小野寺議長）　門脇危機管理課長。

（門脇危機管理課長）　計画なり要綱等の策定の目途といいますか、時期につきましては、現在精査中なんですけれども、遅くても年度内には定めたいと思います。ただこの間に、また先月のような大雪等に見舞われないとも限りませんので、その分の対応につきましても同時並行で進めたいという考えでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　渡辺都市整備部長。

（渡辺都市整備部長）　排雪の計画についてでございますが、それぞれの地域で、今の状況でやらなければならない路線の抽出は一通りできております。先ほどちょっと維持管理課長の答弁足りなかった部分を補足しますが、これまでの大雪といわれる年において、排雪も一部行ってきましたが、これまでは幹線道路、或いは救急搬送路等の路線を主体に行ってきました。ですが、今年度のこの大雪の状況になりますと、そういった路線に加えて、幹線道路といったらいいんでしょうか、その他の道路においても排雪しなければ、安全な通行が確保できないような状況がかなり見受けられる状況になってきております。そこで、他市の例を参考に、こういう状況になったら、こういった路線は排雪するというような基準を定める必要があろうということで今、取り急ぎ作業を行わせたところであります。そういった基準に基づいて、今の段階で抽出した路線、或いは、今後の状況においてもその路線というのは変わってくると思います。雪の降り具合、或いは溶け具合というのも影響してくるのかもしれませんが、そういったところを常に、それぞれの地域で注視しながら、排雪の必要な路線について作業を進めていくことを予定しております。以上です。

（小野寺議長）　佐藤郁夫議員。

（佐藤郁夫副議長）　これで終わりにしますが、スピード感をもってやっていただきたいということです、私が言いたいのは。金ケ崎では、私、新聞情報しかわかりませんが、すぐやりましたよ。ですから、他の例を参考にするのはそれで結構ですから、それから状況把握も必要だと思

いますから。そのことを早めにやっていただきたいと。３月ということになると、次、いつ降るかわかりませんよ。従って早めにやっていただきたいということを聞いて、終わります。今回は。

（小野寺議長）　小野寺市民環境部長。

（小野寺市民環境部長）　議員ご指摘のありました通り、スピード感を持ちまして、現在精査中ということで危機管理課長がお答えいたしましたけれども、関係課の方と、今水面下の方で連絡を取り合っているところでございます。早速、例えば、排雪場の確保策も含めまして、今計画につきましてはまず、これまで近隣市にも災害対策本部、これ災害対策基本法に基づく本部につきましては設置されてこなかったという経緯がございます。これは岩手県においても同様なことでございますけども。ただ当市の場合におきまして、大雪災害対策本部という仮称でございますけれども、まず市に限定した形の中でどういった予防策、どういった周知策、どういった応急策ができるのかどうか、これをまず早期に検証を進めたいと考えておるところでございます。

ただし、スピード感を持つということに関しましては、課長も申しました通り、そこと並行していく中で、緊急性があって必要な、例えば先ほどありました、弱者救済部分、そういったことに関しましては、並行しながら何ができるのかということにつきましては、前倒しではないんですけども、そういったことも含めながらやっていきませんと、なかなかできないことだと思っております。ただいろんなことを、今回の大雪で、被害状況といいますか対応が必要だということでございます。対策本部を作るということは、市に臨時の機関を設置するということでございますので、そういったことを含めましてしっかりしたものを、今後のために作っていく必要があるとは考えておるところでございます。そこと一緒の部分で、なかなかいつまでにというところで、年度内できればというところでございますけども、なるだけできる部分は並行的にということの中で進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

（小野寺議長）　他にございませんか。

＜　「なし」との声あり　＞

それでは、③の令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響については、以上とさせていただきます。

ここで午後２時30分まで休憩いたします。

再開いたします。

（小野寺議長）　続きまして、④の高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画について、当局から説明をお願いいたします。佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画についてご説明をさせていただきたいと思います。この計画につきましては、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間といたします次期計画ということになります。策定作業につきましては、昨年の７月以降、本格的に進めてございまして、内部組織でございます計画策定委員会、市の介護運営協議会等を通しまして、進めてきたところでございます。今回、その素案について取りまとめができたということから、その内容についてご説明申し上げ、議員の皆様からのご意見を頂戴したいというところでございます。

また、この素案の説明につきましては、先週、介護運協で最初の説明をしたところでございますけども、本日の全協、この後、明日からになりますけれども、地域ごとに23日までかけて、市民説明会を開催する予定としてございます。あとその説明会については国保の方の税率改正と一緒の共同開催という形になりますけども、市民説明会の方を予定してございます。市といたしましては、本日の全協、市民説明会、同時並行で今月いっぱいまで行いますパブコメ等を通じて、皆様から寄せられるご意見等を調整等いたしまして、最終的には２月上旬に予定してございます、介護運営協議会の方で策定のめどをつけたいということで進めて参りたいと考えているところでございます。それでは素案の概要等につきまして長寿社会課長よりご説明申し上げます。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。
（千田長寿社会課長）　福祉部長寿社会課長の千田です。高齢者福祉計画第８期介護保険事業計画の素案について説明させていただきます。それでは、奥州市高齢者福祉計画、第８期介護保険事業計画概要版素案をもとに説明いたします。
　概要版１ページをお開きください。１ページは、第１章、計画の概要です。第８期介護保険事業計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和７年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築を目指す地域包括ケア計画としても位置づけ、すべての高齢者が、住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目的とし、本市の高齢者全般を対象とした計画として策定するものです。８期の計画策定にあたっては、奥州市総合計画のまちづくり理念の下、奥州市地域福祉計画、健康おうしゅう21プラン、障害者計画などの各種計画との整合を図り、さらに、奥州金ケ崎地域医療介護計画や県保健医療計画など、医療関連計画との整合を図ることにより、介護と医療が連動して、地域包括ケアシステムを確立していくこととしております。
　次に、計画の期間でありますが、本計画は令和３年度から令和５年度までの３か年計画であります。３か年計画ではありますが、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22年の状況も見通しての計画としております。
　２ページをご覧願います。第２章、高齢者等の状況についてです。第１号被保険者における認定率は、令和２年９月末時点で19.4%となっています。要介護認定者は、平成30年度から令和２年度にかけて、全体で227人の増となっております。認定率は今後も上昇傾向にあり、令和７年度には20.2%。令和22年度には23.9%になると見込まれております。
　次に、第３章、計画の基本理念等についてです。第８期計画において、市が向かうべき方向性を位置づける内容となるもので、当市の行政運営の指針である総合計画をもとに、健康で、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すこととしています。計画の基本目標を地域包括ケアシステムの進化・推進を目指すこととし、その実現のため、６つの施策とその取組事項を記載しております。
　施策については、①介護予防、健康づくり施策の充実、推進、②日常生活を支援する体制の整備、③在宅医療、介護連携の推進、④認知症施策の推進、⑤介護給付費等対象サービスの充実・強化、⑥災害、感染症対策にかかる体制整備であります。なお、具体的な取組内容は、次ページ以降で説明いたします。
　３ページをお開きください。第４章、地域包括ケアシステムの進化・推進のための取組事項です。団塊の世代がすべて75歳以上となる令和７年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、介護保険制度を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、最後まで暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を推進していくことが重要となっています。図は、奥州市が目指す地域包括ケアシステムの姿をイメージしたものです。中段以降は、本計画期間における６つの施策について記載し、７期計画から追加強化する項目と方策を中心に説明いたします。①介護予防、健康づくり施策の充実・推進についてです。高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した生活ができるよう、生活機能の維持改善を図り、活動的な高齢者をふやすとともに、要支援、要介護状態になっても、生きがいや役割を持って、安心して生活できる地域の構築に向けて取り組みます。さらに、高齢者が身近な場所で、健康づくりに参加できる環境を整備し、介護予防、疾病予防、重症化予防の促進を目指します。推進方策は、(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組み。その中で、地域の健康課題の把握、関係団体との連携、フレイル予防への取組みが、新たに追加された項目です。これは、国保データベースシステムを活用し、医療、検診、介護情報等から、高齢者の健康課題を分析し、重点課題を明確化するとともに、後期高齢者質問票から、高齢者のフレイル状態に関する情報を収集し、必要な支援について検討することです。(5)幅広い専門職の関与による高齢者の自立支援に資する取組みの推進は、地域の関係する専門職等が参画し、支援者への助言等を行う自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者の自立を促すケアマネジメント等の提供、生活の質の向上の推進への取組みを強化するもの

です。
次に、２、日常生活を支援する体制の整備についてです。地域包括ケアシステムを深化、推進することは、地域共生社会の実現に寄与することに繋がります。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護サービスや福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを提供し、高齢者の生活を総合的に支えていくための包括的な支援体制の構築を進めます。また、住民主体による補助活動を始めとした地域全体で支え合う地域づくりに向けた支援体制の構築に取り組みます。推進方策は、(1)地域共生社会の実現に向けた取組み。こちらは新たに追加した項目で、庁内関係課や、各福祉分野の相談支援事業者と連携を図りながら、多様な地域生活課題に柔軟に対応できる支援体制の構築に向けた検討を進めるものです。
４ページ。(2)地域包括支援センターによる総合支援。こちらは、身近な相談な窓口として、８担当圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職による相談支援や、地域課題に対応した事業展開ができるよう取組みを強化するものです。(3)ともに支え合う地域づくりの推進。こちらは、市民や支援者のニーズに応じた選択を可能とするため、地域にある生活支援の補助活動などの社会資源を可視化し、情報提供体制の構築に取り組むことを強化するものです。(7)高齢者の住まいの安定的な確保。こちらは新たに追加した項目で、高齢者の移住の安定確保に向けて関係機関と連携していくものです。
次に、３、在宅医療介護連携の推進についてです。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、本人や家族に寄り添った医療や介護を受ける機会の確保と安心してその人の望む最期を迎えることができる支援の充実を目指します。日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応や看取りなど、様々な局面において切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、なお一層、医療と介護の連携体制の充実強化に取り組みます。推進方策は、(1)在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築。こちらは、新たに追加した項目で、急変時に本人や家族の意思を尊重した対応が可能になるように、メディカルコントロール協議会と連携して、医療、救急、介護関係者のルールを策定するものです。(2)医療と介護関係者の連携体制の充実。こちらは、人生の最終段階の医療及びケアについて、事前に話し合える体制の構築に向けて取組みを強化するものです。
次に、４、認知症施策の推進についてです。認知症は、誰でもなりうるもので、多くの人にとって身近なものになっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても、希望を持って日常生活の過ごせる地域を目指します。認知症の人や家族の視点を持ち、共生と予防を車の両輪として推進していく必要があります。認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えても、一人一人が尊重され、みんなで支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます。推進方策は、(1)認知症への理解を深めるための普及啓発。こちらは、認知症の人、本人が必要としていることなどを語り合う本人ミーティングを行い、意見を踏まえた地域づくりに反映していくため、強化するものです。
次に、５、介護給付費等対象サービスの充実・強化についてです。高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とするために、必要とするサービスを確実に提供できる体制の構築が必要であり、要介護認定者の状況や高齢者のニーズなどを踏まえ、提供すべきサービスを的確に把握し、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備、構築に向けて取り組みます。推進方策は、(3)介護人材の確保及び資質の向上。こちらは、介護人材確保に向けて、介護職員の育成や就業、定着の支援を行うもので、初任者研修受講料助成制度、介護職員からの相談対応、介護予防、生活支援サポーター養成研修の実施、県の人材確保対策事業との連携、介護の魅力発信事業等で、これらを強化していくこととしております。
次に、６、災害感染症対策に係る体制整備についてです。災害発生時に備え、それぞれの介護サービス事業所において、避難訓練の実施や食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であることから、事業所ごとの災害に関する具体的計画の内容を確認し、災害発生時の体制の整備、構築に向けて取り組みます。また、感染症

の感染拡大防止や、感染症発生時の適切な対応を行うために、事業所ごとの感染症対策マニュアルの策定を推進するとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄、調達の推進に努めます。推進方策は、(1)防災力向上への取組みとして、定期的な災害等を想定した訓練の実施により、防災意識の高揚と災害発生時の適切な対応への体制強化を図るものです。(2)感染症への対応。対応体制強化の取組みとして、すべての介護サービス事業所が感染症対策マニュアルを策定し、感染症対応の体制整備を進めるものです。

次に、５ページをお開きください。第５章サービス基盤整備についてです。第８期計画期間における施設整備計画ですが、特別養護老人ホーム等整備必要数については、令和２年４月１日現在、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は126人ですが、令和２年度における、認知症対応型共同生活介護事業所及び住宅型有料老人ホーム整備により、25人が解消される見込みであることから、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は101人になります。この101人に、医療からの追加的需要による介護施設移行への想定者数30人、介護離職解消のための施設整備必要者数15人を加えた148人を早急に解消すべき特別養護老人ホーム入所待機者として、施設整備を進めることになります。サービス基盤整備計画として、計画期間中に、入所待機者解消や介護サービスの充実のため施設整備を予定しております。これは、各事業所の整備希望を調査の上、当市で必要なサービス量を検討して計画したものであり、介護老人福祉施設については、81床の増床、短期入所生活介護事業所については、５床の増床、小規模多機能型居宅介護は29人。認知症対応型共同生活介護９人に係る施設整備の予定で、この基盤整備により124人の解消を見込んでおります。先ほどの整備必要数148人により、計算上24人が待機の解消に至らないことになりますが、今後、整備計画対象外の有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅などの創設も予想されることから、先ほどの第４章施策の推進方策にある、在宅介護サービスの支援や、重症化防止策などを推進しながら、待機者解消に向けて取り組んで参ります。

次に６ページをご覧ください。第６章介護保険事業費と介護保険料の見込みについてです。第８期計画期間中、３年間での要支援、要介護認定者数の認定者の伸び率や、施設整備での利用者増加も見込みながら推計しておりまして、介護給付費総見込額が約368億円、地域支援事業費見込額が約19億円となります。第１号被保険者の負担額は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の23％と財政調整交付金相当額５％の合計から、補正後の財政調整交付金見込額を減じて算出しております。

介護給付費準備基金の今年度末残高が約８億5,000万円見込まれることもあり、保険料が大幅に増額することを少しでも抑えるため、そのうち、５億円を取り崩して第１号被保険者の保険料を補填することで、保険料基準月額が5,400円となります。なお、基金の取崩しがない場合は400円程度プラスになります。介護報酬改定に伴う給付費の取扱いでありますが、令和３年４月からの制度改正とあわせて、介護報酬の改定も予定されており、報酬改定に伴い給付費の増が見込まれますが、この取扱いとしては、給付費推計においては算定せず、介護給付費準備基金にて対応することとしております。また、低所得者層の保険料軽減措置については、第１段階から第３段階の対象者に対して、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国、県及び市の公費により差額を負担します。

７ページをお開きください。第８期介護保険料の所得段階区分と保険料の設定です。所得段階区分の設定は、国基準では９段階となっておりますが、所得の少ない人に配慮するとともに、所得金額に応じた保険料額とするため、第７期と同様に多段階設定を採用し、高額所得者階層をさらに細分化し、11段階制としました。また、保険料の設定については、第１段階者及び第３段階者については、令和２年度から消費税率が10％に引上げになったことによる低所得者への軽減措置がとられていることから、基準額割合を国基準に合わせ、第２段階者については、国基準は0.1ポイントとなっておりますが、これに近づけるために、0.05ポイント負担割合を引き上げております。太枠で囲まれた第５段階が、第８期の奥州市介護保険料の基準額で、年間保険料が６万4,800円。月額では5,400円となり、第７期の5,200円から月額200円の増額となります。

最後に、８ページには、岩手県内の各市町村の第７期介護保険料基準額等を一覧にしたもの

をつけております。収支は、金ケ崎町と同額の１か月当たり5,200円と、県内で一番低い金額となっております。以上、第８期介護保険事業計画の概要版の説明といたします。

（小野寺議長）　ただいま説明ありました点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。13番、及川佐議員。

（及川佐議員）　当概要版の５ページの、特別養護老人ホームの整備の必要数に関してお伺いいたします。ここの文章では。148人がこの３年間で、早期入所者として整備を進めると、このように書いてありますが、これ８期の計画ですけれども、７期の時は、早期入所102人の数字があって、やはり加速度的っていいますか、かなり増加しているというふうに早期、早く入れなきゃいかん人たちがね、増えているんではないかというふうに思いますが、対策としてここに前文にありますように、25人が解消されると。要するに認知症対応型共同生活介護事業所、及び住宅型有料老人ホームの中に25人が、今後３年間で増えるので、その分は減るだろうと、こういう計算ですけども。特養の場合は、やはり安くて、比較的入りやすいということで希望者が多いわけ、結構多いわけ。その対象として25人ってのはこれちょっと要するに、認知症対応型の介護事業所とか、住宅型有料老人ホームとかね、そういうとこに25人を充てようということで話しているわけですけども。基本的には特養を増やすということによって、希望者をもう少しこう安心して、早期入所者も対応できるんではないかと思うんですが、この点についてまずお伺いします。

　それから、これ概要版ですから、まだいいんですけども、読みやすいんですけども、本文は90ページを超える、91ページから92ページですけども、これはちょっと読むのには結構大変っていうか、予備知識もないもんですから、なかなか理解しにくいとこあるんですけど、この中身の一つの中に、介護予防の件について、ちょっとお伺いします。介護予防はあちこちで触れていますし、これでも必要性は書いてあるんですけども、介護予防の今年度３か年の計画は、ゼロから始まるとか多いんですが、なぜこのようになっているのか。第７期の時は、介護予防はほとんど、目標値が出るとか、ゼロから始まっているんですけど、これ本文の何ページかな、ちょっと調べなきゃわからないですけど、介護予防についてどのような段階にあるのかお伺いします。

　それから、３点目は、明日からこの説明を行う、地域説明を行うわけですけども、概要版でおそらく説明なさると思うんですね。ところがやはり細かな話になると全文のやつが必要だと思うんですけども、この辺はどのように用意なさっているのか。要するに、これで説明するだけじゃ足りない。具体的資料が本文に入っていますので、説明会の際は。それの資料はどのように対応なさるのか。その３点についてお伺いいたします。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　ただいま３点ご質問いただいたかと思います。最初に、施設整備の関係です。施設整備に関しましては、議員ご指摘のように、148人、早期にという中で、解消される数がそれに満たないということでご指摘をいただきました。８期の介護施設整備に関しましては、各サービス事業所に対しまして、この８期の期間内に、どのような整備計画を予定しているかという調査を行いました。その中で、７期整備計画を予定していた事業所で、様々な理由がございまして、７期に整備ができなかったということで、８期に持ち越しとなった事業所が２つほどございました。そのため新たに、特養を造成するというところが１か所のみということで、こちらの方としてはその計画が、順調に行われて新たな事業所が増えることを期待したというか、そういう状態ではあったんですけども、結果として、特養の施設に関しては創設については１事業所、それから、７期から８期に繰り越しになった事業所につきましては、以前から特養を整備していた事業所でして、そちらにつきましてはやはり耐用年数の件もございまして、新たに増築、建替えという形で手を挙げていただいたところでございます。そのため、ベッド数につきましては、大幅な増とはならずに解消になるくらいの増床が見込めなかったという現実であります。その解消にならなかった分についてはどうするのかというふうにつきましては、こちらについては、介護サービスの中で、在宅サービスにつきまして、様々なサービスを行っておりますので、そのサービスについて何らかの形で提供するような形で、入所までの期間、

いろんなサービス提供するという形で対応していきたいなというふうに考えております。

それから２点目、介護予防関係のサービスで、７年度の計画値がゼロで、実績数があるサービスについてのご質問です。素案の18ページ、第２章高齢者等の状況ということで、素案の18ページに介護予防訪問入浴介護ということで計画値がゼロ、実績値が平成30年度ですと３回、令和元年度は31回、２年度は59回ということで、計画時はゼロですが、実績値がある箇所がほかにもございます。これにつきましては、７期の計画を策定している、実際には６期の計画期間中なんですけども、利用実績がほとんど見込まれてないサービス事業につきまして、利用実績がほとんどないということで、計画値も上げていなかったという状況があります。しかしながら、サービスを利用する方が少しずつ増え、そのために、当初計画時には数値が入ってなかったけれども、実績値としてこのような形になっている箇所がほかにも、19ページの介護予防特定施設入居者生活介護とか、そういうところにも出てきますが、あくまでもやはりこれは、計画策定時点で利用実績があれば、その利用実績の伸びとかを考慮して、計画値を立てておりますが、たまたまこの箇所につきましては、ほぼ利用実績がなかったということで計画値がゼロということでなっております。

それから、明日からの市民説明会での、説明の仕方についてのご質問でした。本日、この概要版で説明させていただきましたけれども、明日もこの概要版をもとにやはり説明をすることとしております。一応今回、明日からの説明会とあわせて、市民からパブリックコメントを募集するということで、それぞれの窓口に、やはりこの冊子が90ページにわたるものですので、大量にお配りするということはできない関係上、窓口の方に冊子を設置することとしております。また、これはそれぞれの環境にもよるかと思いますが、インターネット環境が整っている方であれば、明日、市のホームページにこの概要版のほかに、素案についてもホームページに載せることとしております。ですので、そちらをご覧になられる方は、そちらをご覧になっていただいて、ご意見を頂戴したいというふうに考えております。以上です。

（小野寺議長）　及川佐議員。

（及川佐議員）　特養の件ですけども、確かに25人が住宅型有料老人ホーム等に、しょうがないっていいますか、特養に入れないので、25人にはそこに行ってもらうと。これは計算上ですから希望がそれでＯＫだということなんでしょうか。まずそれがちょっとどうかなっていう、だって希望はそもそも早期に、特養に入りたいって人が多かったわけですよね。だけども、とても今言った施設整備が追いつかないので、25人はとりあえず、いわゆる介護事業所とか有料老人ホームに入ってもらおうという計画でしょ。おそらくそういう希望者がいたというわけじゃないので、希望なのか或いは希望者を聞いた上で、そういう設定したのか。入る方からすると特養がいいわけですよね、本当はね。やむを得ずと25人がそっち移るかどうかっていうのはこれは、これからですか、あるいはもう決まっているかどうか確認したい。

それから、さらに24人が待機していると。148人にするには、今言った25人を除いても、24人が自宅待機っていいますか、してもらうということだと思うんですけれども、多分さっきの話では。そういう方ももちろんデイサービスだとか様々なサービスはもちろん受けられますけれども、特養に入りたいっていうもかかわらず、入れないで自宅待機で他のサービスを利用せざるを得ないと。施設がないからだということなんでしょうけども。市としてはこの辺とかもう少しなんていいますか、特養の枠を増やすようなことって、具体的できないんでしょうか。

３点目の説明会の持ち方ですけども、もちろんホームページは出していただくということは結構だと思うんです。同時に、今言った具体的にその90ページのやつは、支所ごとに出すんですか、或いは地区センターごとに配布するんですか。具体的にそれがもし決まっているんだったら、それも教えていただきたい。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　３つのご質問いただきました。１つ目の待機者についてですけれども、この数につきましては、それぞれの介護施設に、入所希望者の調査を行っておりまして、その中で、当然、１人の方が、要するに空きがあったら入れるようにということで複数の施設に申し込んでいるケースが多々ございます。その中で、やはり日々異動等、例えば、お亡くなりにな

られたりとか、またあとは、入院されて治療を受けたりということがございますので、この人数については今現在、この人数に合っているかと言われますと、どうしてもやはり、異動等がございますので、確定した数字、今現在とは言い切れない部分がございます。ただ、調査時点では、この方々が待機として、入所を希望したという事実はございます。これにつきましては希望ということですので、今現在の部分については、毎年度４月当初に調査をしておりますので、具体的な数字はまた、数箇月経ちますと、新しい調査を行って確定することにはなりますが、調査時点ではこのくらいの人数の方が希望していたということでの人数となっております。

それから、２番目の特養の枠を増やせないかということについてなんですけども、先ほどもお答えしましたように、この施設整備に関しましては、こちらの方でこのくらい整備をしてくださいというものではなくて、やはりこの計画年度に整備計画を予定している事業所については、県内の総量の把握等が必要ですので、手を挙げるところについては連絡くださいという形で、やったものでありますので、この枠を増やすかどうかという部分については、現時点では、８期の計画の枠というか、総量については県の方で把握していますので、その総量で８期が進むということになっております。ですので、例えば、計画期間内に仮にですけども、整備をしたいというお話があった場合には、整備をすぐにいいですよというわけにはいかなくて、やはり県のその総額を確認した上で可能であればという形になると思うんですが、現時点ではほとんど、計画の始まる前に総量が決まりますので、今のところはこれを増やす予定がないという状況です。

それから、３番目の冊子の配布についてですけども。これにつきましては、各総合支所の担当課の窓口に設置する予定としております。ですので、当地区センター等への配布等は、現在ところ考えてはおりません。以上です。

（小野寺議長）　及川佐議員。

（及川佐議員）　最後ですけど、要するにこの特養を増やすってのはなかなか市の枠では簡単にいかないと、事業者が希望が上げられないと、案出さないとできない。とこういうふうに感じたんですけども、とすれば、１つはどうしようもないということに聞こえるため、事業者が希望を出さない限りは何ともならないというふうに、受け取ってよろしいでしょうか。

これ１点、それからもう最後ですが、これ非常に難しいというか、よくわからない、非常にこれから重要な問題だと思うんですが、こういう問題を、例えばいろんな地域単位とか、ある地区センターとか様々なところで、説明会をしていただくとか、説明して欲しいという場合は、応じる気持ちがありますでしょうか。この２点についてお伺いします。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　住民の方々への説明の機会、地域会議等々という、今ご指摘をいただいたところでございます。現在、市の方で想定しているのは明日から、まずは地域に入って説明会、各地域１回ずつということで、スケジュールを組んで明日から説明に入りたいというふうに考えているところでございます。その間で、例えば３月になってからということになると、もうその時点では、計画としては一旦、確定のスキームに乗っているというような、今スケジュールになっていますので、時期的な部分も出てくるのかなという感じしますけれども、地域単位で、再度説明会。説明或いは、こういう事業所等で説明が欲しいというような申し出等があれば、対応できる範囲で可能であれば、対応したいというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　１番目の特養の施設の整備について、市として整備について何もできないのかというご質問でしたけれども、施設整備に関しましては、繰り返しになりますけれども、サービス事業者の意向というか、計画を頼りにしていることしか今のところはございませんが、ただ、その施設整備が順調に進んだとしても、従事する方が不足ということで、施設がスタートできないっていうことが過去にございました。ですので、施設が整備されているのと同時に、介護従事者の職員の確保という部分につきましては、従来から行っている介護職員の資格に対する助成とか、そういう部分で、市としては対応していきたいというふうに考えております。以上です。

（小野寺議長）　27番、及川善男議員。
（及川佐議員）　ちょっと今の答弁やりとり聞いていて、感じるのは、まず介護保険制度をどう考えるかという問題だと思うんですよね。介護保険ですから、介護保険は必要な人に必要な介護を行うっていうのは保険者の責任なわけですよね。まずそういう視点に立って、計画っていうのは作られなきゃないんじゃないかと私は思うんですが、その辺どのように理解されてきたのかお伺いをしたい。なぜかと言いますと、先ほどの説明では、この特養については、総量は県が決めるんだと。その範囲でいろいろやれる範囲が決まってくるんだっていうふうにとられるような説明もあったんですけども、計画作る段階から24人、しかもこれは、希望する人じゃなくて早期に入所させなきゃないっていうふうに市が判断する人、24人が溢れる計画っていうのは、あり得るのかってことですよ。介護保険の制度から言ったら、計画スタート段階でそういうことはあり得ないんじゃないかと思います。今、課長が介護従事者の問題だとかいろいろ言われましたけども、それは、その目標に向けてどう努力をするかっていうのは、行政側の責任であって、まず介護保険の基本をそこにきちっとやらなければ、私は、さっきの説明を聞くと非常にバラ色のように聞こえますけれども、中身は必ずしもそうならないんではないかなというふうに思う点が１点。
　もう１つは、いわゆる医療と福祉、特に高齢者福祉について医療との関連が非常に強いと思うんですが、奥州金ケ崎地域医療介護計画との関連がどのように反映されているのかちょっとよく見えないと。といいますのは、まだ医療計画の方が具体化されてないわけですよね。具体的に市立医療施設の病床数や有りようが、これから市立病院・診療所の改革プランによって具体的に示されるわけですから、それが具体的にならない中でこれがどのように生かされるのか、管理がどうなっていくのか、ちょっと見えないですけど、その辺をお伺いします。
（小野寺議長）　千田長寿社会課長。
（千田長寿社会課長）　それでは私から、１点目の計画策定時点で、待機者が解消されない計画を立てているっていうことについての、それでいいのかというご質問についてです。こちら、サービス基盤計画のところには、確かに数字上、24名足りないということで上がっております。この今現時点で、この計画には上がってない、載ってない部分で、例えば、有料型、有料型っていうのが早期待機者の解消に繋がるかというご指摘は重々承知しておりますけども、この計画を作っている中で、有料老人ホーム１施設、それから、サービス付き高齢者住宅が１施設、現在、２施設、来年計画として上がってきているところがございます。それらがすべてその早期入所者の解消になるかというと、先ほどもご指摘受けているように、特別養護老人ホーム自体が費用的に安くっていうか、そういう形でサービスを受けられるものですので、性格上というか、性質上違うんじゃないかというご指摘を受けることは何かと思いますが、今のところ、２施設の計画で、何とか数字上という形になってしまうんですが、この24人をクリアできる状態というふうに思ってはおります。ただ、当然、入所する場合には、他のサービスも併用しての、例えば、有料型老人ホームとかあとはサービス付き高齢者住宅という形になるので、十分にサービスが受けられないかと思いますが、そういう形での対応できればというふうに思っているところでございます。
（小野寺議長）　佐賀福祉部長。
（佐賀福祉部長）　それでは、私の方からは地域医療介護計画とこの介護計画に向けての繋がりの部分といいますか、整合の部分というところでご答弁をさせていただきたいと思います。具体的な今回の介護計画の方の内容といたしましては、先ほどの視点のところでも述べました通り、在宅医療介護の連携の推進という部分に、まずは、内容については盛り込ませていただいたということでございます。今回、地域医療介護計画の方では、基本的な市立の医療機関全体という形のくくりまでの計画内容として訪問診療或いは在宅等の、医療の方の在宅とのてこ入れといいますか、これからニーズが増えるよという部分で、そちらの方の対応を重視した体制の方にシフトしましょうというような形で、まずは医療介護計画の方は大ざっぱに言うとそういう流れで、その連携の部分以降、後はこの介護、実際にその内容については、介護計画の方で盛り込むというような流れで作成をしてきた経過でございます。実際には在宅医療介護を調整す

る連携拠点という部分でいきますと、現在、市の方に地域医療介護推進室、ですからその中に連携拠点ということで、多職種、業種の人たちのネットワークの窓口になる拠点を今置いてございますけども、基本的にはこちらの介護計画にもその部分は位置付けさせていただいておりますが、医療局の方の体制が新しくか、再編等されて整った時点で、その在宅医療介護の連携拠点の分は担っていただこうというような形で今考えている部分もございます。よって、それら含めて、地域医療介護計画の方から今回の介護計画の方にはそういう流れの下に、まずは大枠という形ではございますけれども、一応整合を取る形で作成の方を進めたという状況でございます。

（小野寺議長）　及川善男議員。

（及川善男議員）　あまりしつこい話はしませんが、ただね、さっきも言いましたように、計画ですから先ほど課長が言われたように、有料老人ホーム等もにらみながら、その待機者解消を練られて、考えているっていうんであれば、やっぱりそれがきちっとね数字上で示されないと、何の計画なんだってことなんですよ。介護保険制度の趣旨からすれば、待機者が出たら市が直接やってでもね、待機者無しにしなきゃ、介護しなきゃないそういう責任があるでしょ、制度的に。それなのに、待機者がある計画を出すっていうのはありえないんじゃないですか。そもそも。基本的な考え方として、制度上、そういう提起でいいのかっていうのが１つ、どうしても引っかかるのです。多分、これの数字以上の待機者が出てくると思います。年度追えば、ただそれはね、最初の計画があってその経過の中で、ずれが生じることがあっても、最初の計画から待機者が出るっていう計画は、本来あり得ないと市民が思うのは普通じゃないでしょうか。意見じゃない。なぜこういう計画が出るのかっていうのは聞きたいのです。本来、これはあってはならない計画だと私は感じるので、なぜそうなっているのか、お伺いしたい。

　それからもう１つは、今の部長の答弁では、奥州金ケ崎医療介護計画が具体的に、これから奥州市病院・診療所改革プランの中で具体化された場合に、この介護計画との関係では、この介護計画もその内容如何によっては変わってくるってことあり得るんですか。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　それでは私の方からご答弁をいたします。まず計画、根本的な部分のとらえ方ということで、今日ご指摘をいただいた部分でございますけれども、正直申し上げまして、積み上げてきた申告を基に、事業者さんからの申告を基に積み上げして、いろいろ国の方の指標に基づいて、追加する分の人数とかも足しながら今回、トータルでそれぞれ、待機者あとは整備計画という形で積み上げしてきた内容を、そのままの形で計画の方に載せたというのが正直なところでございます。今そういうご指摘もいただきました。ですので、こちらとしても、課長お話しの通り、有料老人ホームであるとか、サ高住の類等で、実際に今回の計画の方には数字載っていませんけれども、実際には整備が進められている部分、予定されている部分等も把握してる部分がございますので、その辺含めて、どういう計画の書き方といいますか、その部分について、少し調整、検討させていただきたいというふうに思います。

　それとあと、整合の部分でございます。２つの計画の。基本的には先ほどもちょっと答弁では触れさせていただいたところですけども、地域医療介護計画については、医療局という全体のその中で取り上げる分については、医療局としての役割であったり、大きな部分の想定キャパであったりという内容で記載をし、その中で市立の医療機関等に期待する部分としては、そういう在宅等を中心とした中身に少し比重を移してというような書きぶりで、まずは計画の方を作りました。今回の介護計画についてはそれを受けた形で、その連携部分の内容についても記載をさせていただきながら整合を図ったということですので、基本的に今度、具体のプランの方で、いろいろこれから改定作業あると思いますけれども、その内容で今回の介護保険の方の記載が変わってくるかというような状況については、今の時点では想定はしてないというのが、今の状況でございます。以上です。

（小野寺議長）　及川善男議員。

（及川善男議員）　私はね、実態に合わないって言いますか。嘘を書けって言っているのではないですよ、計画は。鉛筆をなめてね、数字を動かしてそう書けっていうのじゃなくって、介護保

険そのものの性格から考えて、どういう計画がいいのかということをきちっと考えて欲しいということです。待機者が出る計画というのはあり得ないのだということを基本に、この計画を立てて欲しいっていうことを言いたいのです。ぜひ、そこを理解して欲しいなというふうに思います。それでいいですか。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　ご指摘は最もだというふうに思いますので、いずれその辺も含めて、こちらで再度ちょっと中身を検討してみたいと思います。

（小野寺議長）　今野裕文議員。

（今野裕文議員）　理念としてはそれでいいと思うんですが、ちょっと私は全く理解できないのでお尋ねしますけど。特別養護老人ホーム早期入所必要者数。その申込者数のダブリっていうのは、当然あるんですけど、これにもそれが入っているんですか。法律なのでね、正確な答弁すべきだと私は思いますので、その点１点確認します。

　それから、148引く124が24みたいな議論されていますけど、介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームですか。きちんと法律でやっているはずなので、短期入所生活介護事業者、これ特別養護老人ホームですか。合わせて下の２つもそういう位置付けになるんですか。まずその点、２点目。

　３点目は、あたかも県が、総枠でその制限をかけているような答弁でしたけど、具体的に答えて欲しい。確かに県は、一定の供給総枠を示してはきましたけど、奥州市を拘束する具体的な指示がどういうものなのかお尋ねします。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　３点ほどご質問いただきました。まず１点目、入所待機者数についてです。先ほど、入居待機者数の数値につきましては、これは私がちょっといろんなお話をした関係上、誤解を招いて申しわけありませんでした。これは、ダブりは入っておりませんので、実人数という形での数値となっております。それから、特別養護老人ホームに、サービス基盤整備計画の種類が載っておりますが、これが特別養護老人ホームに入るのかという点につきましては、ご指摘の通り、特別養護老人ホームという位置付けでいった場合には、介護老人福祉施設の分だけとなります。ただ、その入所待機者を解消するための施設の位置付けとして、他の施設を使って解消するという形でこちらの方で挙げた施設が３つほどございますが、これはすべて特別養護老人ホームという位置付けでは、ご指摘のとおりございません。

　それから、県のお話につきましてですけども、これはちょっと、これも私の説明不足で大変申しわけませんでした。この件につきましては、８期の計画で、秋口に各自治体から８期の計画の予定を県の方に報告した経緯がございます。県の方では、その数値を基に県の計画を立てて、８期はこういう整備の予定があるよというふうにすることと伺ってますが、例えば、年度途中で、仮に施設整備を予定するという事業所があった場合に、それを急に計画に盛り込むことができるかといった場合には、当初に盛り込まれてない計画については、難しいというふうに伺っていたことをちょっと、伝えようと思ったんですが、ちょっとそれを私の方の説明がうまくなくて、県の方でその規制をかけているというふうな意味合いになってしまったのかなと思っていますが、決してそういうわけではなくて、８期の予定をあげて、その８期期間内に新たに例えば整備したいといった場合には、簡単にできるものではなくて県の総量が、８期の予定でも上がった分について調整しながらということになるので、なかなかそれは難しいということでの説明をしたつもりでした。大変申しわけませんでした。

（小野寺議長）　今野裕文議員。

（今野裕文議員）　そうしますと、今までの介護保険計画を作るときに示されていたものと基本的に変わってないんですね。そうしますと、もう１つの問題は、いろいろ事業者からアンケートをとると思うんですが、例えば、サ高住であれば認可は県だよね、市じゃないですよね。先ほど及川さんが言ったからそれ以上言う必要ないんですが、市として、特別養護老人ホームの待機者を解消するために、どういう努力を業者との間で詰めた話をしたのかということになるんですよ。皆さんどうしたいですかっていうことであがってきたやつで計画を作るんであれば、

計画そのものの必要性がどうなるのかということになりますよね。介護保険計画に責任を持つ奥州市として、いや皆さんそう言うけど、こういうふうにしてもらえないのかということをやったのかということです。私どもは年に何回か事業所を回るわけですけど、もう施設を建ててくれるなと。職員もいないと。そういうふうに言われるわけですよ。ところが待機者は県内一でしょ。そういう状況の中で、市はどういう努力をしたのかが問われる。計画を作るときにね。あと聞きませんけど、どういう努力をしたのですか。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。私も今回８期の計画に当たりまして、各サービス事業所に対して、８期期間内に整備計画があるところについては、計画を出してヒアリングを行いますよということでヒアリングも臨んでおります。しかしながら今、待機者が解消できない。なので、それに向けて整備を強く要望というか、お願いしたという経緯はございませんでした。実際に、要望が上がってきた時点で、数量を足して、トータル的にはやはり足りないということがわかった時点で、改めて事業所の方に確認というか、すればよかったのかなと思うところはございます。

先ほど言いましたように、今回、７期で予定していたところが結果的に８期にずれ込んだということがあって、そちらの方の解消を何とかというふうな思いはありましたが、ただそれだけでは解消できないっていうご指摘はその通りでしたので、そこに対する説明という部分では不足したということで、私個人としては反省しなきゃいけなかったかなというふうに思っております。以上です。

（小野寺議長）　他に何人ぐらい。廣野富男議員。

（廣野富男議員）　３点、お伺いをいたします。案の方のページでちょっとお伺いするわけですが、まず32ページの介護予防健康づくり施策の充実推進という項目がございます。今回の計画策定によって、自治組織、振興会或いは自治会等に対して協力要請する事項があるのかどうか、ちょっとこの点についてお伺いをいたします。

２つ目は、41ページの介護に取り組む家族等への支援の充実という項目がございます。この中に、在宅寝たきり老人介護用品普及給付事業或いは家族介護医療慰労金支給事業というのがあって、その対象は所得税非課税世帯に対し、というふうに非課税世帯のみの対象ですが、私、在宅介護については、所得の有無にかかわらず行政支援をすべきだというふうに思うんですが、ここの対象撤廃をする考えがないから載ってないと思いますが、そういう考えがないのはなぜかという部分についてお伺いをいたします。

３点目は、成年後見制度の利用促進という項目がございます。ここの文言の中に、制度の利用促進にかかる中核機関の整備や市町村計画の策定、これを関係課とともに進めるという記述がございます。具体的にどういうことなのか、ご紹介いただきたいと思います。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　３つほどご質問いただいたかと思います。１つ目の介護予防健康づくり施策の充実推進という項目につきまして、自治会への事業についての要請等があるかということでのご質問だったかと思います。こちらの方につきましては、それぞれ活動はございますが、直接的にこの中身の中で自治会に対する要請という部分はございませんが、ただ、地域における住民の方々へのいろいろな関わり方という部分ではあるかというふうに思っております。それから、41ページでの介護に取り組む家族等への支援の充実ということで、寝たきり老人等介護用品給付事業と、それから家族介護慰労金支給事業のことについてご質問がありました。こちらの事業につきましては、それぞれ市民税非課税世帯というふうな形で制限を設けております。これについて、限られた財源の中で、本来必要とする方々に行き渡るといった場合にはどうしても、ある程度の所得制限を設けないと絶対数が多くなってしまうという部分で、現在のところ、この所得、住民税非課税世帯の制限については、このまま進めるような形で考えております。

それから、43ページの成年後見制度の利用促進ということで、こちらの中身につきまして実際に担当する課としては、福祉課が担当となっております。現在、中核機関の整備ということ

で、奥州市と金ケ崎町の２市町で、この中核機関の整備に向けた取組みというか準備を進めておるところでございます。これにつきましては、令和３年度にこの中核機関の整備に向けて現在、進めているという状況です。以上です。

（小野寺議長）　廣野富男議員。

（廣野富男議員）　後ろから聞きますが、中核機関というのはどういうものですかと、どういう性格のものですかという意味でお尋ねしたつもりです。広域でやるのは構いません。それは民間サイドで進めるのか行政サイドで進めるのか、その業務はどういう業務なのかという意味合いで聞いておりますので、その点についてお願いをします。

それと介護に取り組む家族の支援の充実で、特に③ですが、１年間介護保険サービスを利用しなかった場合に、慰労金を支給するということなんですよね。ですから、先ほどの回答には、皆さんが利用されると、財政的にパンクしますよという話だと思うんですが、もともと必要とする方がサービスを受けていないで、家族で介護している状況を言っていると思いますが、その方は、結局出しっ放しということですよね、保険料だけ払っているという状況ですよね。その場合に、私は、これは所得制限にかかわらず、本来地域なり家族で親を見るというのは当然のことだと思っておりますから、サービスを受けないで必死に親の介護してる場合は、これは当然支給して構わないのではないかというふうに思うわけでありますが、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

あと、先ほどの介護予防健康づくりの施策です。要はできるだけ高齢者についてはね、地域で見守りなり支援をしていきましょうということが大きな目標だと、大きな施策だというふうに私は理解したんですが、医療とか介護施設におんぶだけでなくて、その前段の分の対策を考えるんであれば、もっと振興会とか自治会の協力を仰ぎながら、地域で高齢者を見守るということを私は必要ではないかなというふうに思った上でお尋ねをいたしました。そうすると結果は、現時点では、この８期計画では、特段その自治組織等については、要請はしないでその地域で守る体制を築いていくという理解でよろしいのか、お伺いをして終わります。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　それでは、最初の時に自治会が、この計画に関わる部分の件について、再質問ございましたけれども、こちらの方として現在、地域ケア会議というものを階層別に行っておりますけれども、その段階では、いろいろな関係者の方々が加わって実際会議を行っているケースがございます。そちらの方に新たに確かに地域の方が参加することによって地域の実情に合ったご意見等も伺えることになるかとは思います。こちらの方につきましては、ちょっと８期からになるのか、それともその辺の体制を作って次回からになるかも含めて、ご検討させていただきたいというふうに思います。

それから２つ目の家庭介護に取り組む家族等への支援の充実という分についてになります。この中で家族介護慰労金支給事業につきまして、現状として非課税世帯に対する助成ということでなっておりますけども、やはり、確かに所得の有無にかかわらず、その介護に対する労力というか、そういう部分については同じかというふうには認識しております。しかしながら、現状として、今自宅で介護している人が何世帯ぐらいあるかという、ちょっと現状、把握は申し訳ありません、私の方でできておりませんので、その状況等も把握した上で検討することになるかなと思いますが、現時点では、従来通りの非課税世帯に対する助成のみを検討というか、計画には上げさせていただきたいというふうに思っております。

３つ目は、成年後見制度の件についてのご質問ですけれども、これにつきましては、先ほどお話しましたように、奥州市、金ケ崎それからあと、社協が…

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　すいません。その成年後見の部分の中核機関といいますか、協議会というような具体の部分という中身でございます。具体的には今年度、今週から協議会設置に向けてのワーキング、策定委員会といいますか、それら計画を作ることになりますので、その策定委員会の方に今週から取り組むと。あと、３年度かけて、成年後見の計画を策定していくという形になるわけでございます。その中で、いろんな関係機関が集まった中で、ちょっと私もその資

料今手元に持ち合わせてないのであれですけれども、協議会のような形のものを作って、その連携する窓口の調整等を行う機関を、中核機関というような中身で位置付けをし、３年度、その策定に向けて進めるという状況になるかというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　廣野富男議員。

（廣野富男議員）　２点目の家族介護慰労金支給事業については、今回答あったあったように、ぜひ実態調査等或いはそのニーズ調査をして、今回間に合わないとすれば、次期計画の中で盛り込んでいただきたいというふうに思います。それと成年後見の部分ですが、これをそうしますと、当市で今回その中核機関を作るというのではなくて、全国或いは全県的にこういう取組みがあって、奥州市でもやるということが今回の計画に盛り込まれたという理解でよろしいでしょうか。

（小野寺議長）　佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長）　議員ご指摘の通り、義務化ということまではいかないんですけれども、そのような形での成年後見に関わる支援体制、或いは仕組みの構築については、各市町村で作れというようなことで一昨年ぐらいですかね、そういう形で法令等の改正もあって、そういう体制を作る動きがございまして、当市もまずは遅れないようにその整備に努めたいということで進める予定としてございます。今時点でまだその中核機関含めて、立ち上がっている部分については、県内でもまだ１つ２つのまだレベルかなというふうに考えてございますので、当市としても他の市町村にまずは遅れないような形で、しっかりしたバックアップ体制、期間等を含めて検討して参りたいというふうに考えてございます。

（小野寺議長）　千田長寿社会課長。

（千田長寿社会課長）　家族介護慰労金の支給事業の件でのご質問にお答えしたいと思います。実態調査につきましては、確かにこちらの方で給付実績等々の確認等ができるかと思いますので、今後調査については、行って参りたいと思います。実施する時期につきましては、この計画に盛り込むというのは、ちょっと時期的なものと予算的なものがございますので、その調査の結果を受けての対応というふうな形にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（小野寺議長）　他にございませんか。それでは④の高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画については、以上といたします。

ここで、４時５分まで休憩いたします。

再開いたします。続きまして、⑤国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募について、当局から説明をいただきます。菊地商工観光部長。

（菊地商工観光部長）　国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募を行うべく、譲受者の公募プロポーザル実施要項を取りまとめましたので、主幹よりご説明申し上げます。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　それでは、私の方から実施要項について説明させていただきます。それでは、資料１ページをご覧いただきたいと思います。

１、募集の概要。国民宿舎サンホテル衣川荘は、市民の健康の維持増進と観光利用者への休養の提供及び市民が自然に親しみながら、森林の愛護と青少年の研修休養に資することを目的に、当時の衣川村が昭和46年、地域の表玄関として開設したものです。また、本施設は地域唯一の冠婚葬祭や各種イベント、集会等の公の施設としての役割を果たしてきました。しかしながら、公の施設としての一定の役割を終え、本施設は令和２年９月30日から休業しており、早期の営業再開が望まれています。本施設を民間事業者へ無償譲渡し、地域の観光振興等への波及効果を図るため、公募型プロポーザル方式により譲受者を募集いたします。

２、譲渡する物件でございます。(1)土地ですが、奥州市衣川日向59番648ほか、２万413.26平米でございます。資料２ページに進みます。(2)建物は、本館及び新館、6,770.68平米、懐徳館、332.04平米、合わせて7,102.72平米でございます。また園芸ハウス、物置につきましては、解体予定ですが、利用希望があれば無償で譲渡いたします。(3)の土地建物以外に譲渡するものです。ア、野外ステージ、懐徳館門ほか、土地に定着した一切の工作物です。それと什器・備品一式でございます。

３、譲渡の条件です。(1)財産に関すること。ア、本施設の土地、建物、工作物、什器、備品を、現状で無償譲渡します。なお、本施設は令和２年９月30日から休業していますが、設備等は保守を行っています。イ、本施設の土地は、奥州市景観条例により、歴史景観地区に指定されており、建物の新築等に制限があります。ウ、奥州市が２号館、３号館、サイクリングターミナル、園芸ハウス及び物置の解体工事並びに次の修繕工事を行います。修繕工事は、本館については、ボイラー室、機械室のアスベスト処理、受水槽等の修繕です。新館については、浴室のボイラー交換を行います。懐徳館については、自動火災報知設備の修繕と、耐震診断を行う予定となっております。工事完了は令和４年１月の予定でございます。

資料３ページに進みます。エ、所有権の移転日及び引き渡し日は、奥州市との協議によって定めることとし、原則として上記の工事完了後とします。オ、事業実施の上で必要となる修繕改修等工事は、譲受者の負担となります。修繕改修等工事は、原則として引き渡し後に行うこととしますが、奥州市と協議の上、引き渡し前に行うこともできます。なお、奥州市が行う上記ウの修繕工事と、譲受者が行う修繕改修等工事の箇所が重複する場合は、両者で協議し調整を行います。これは、市が修繕工事を行ったものを取り壊してさらに譲受者が改修等を行うということを避けるためのものでございます。調整の結果により、奥州市が行う修繕工事の施工に代えて当該費用の負担を行うことがあります。ただし、その額は奥州市が予定する工事費以内とします。カ、譲受者が実施する修繕改修等の費用について、その２分の１以内の金額を補助します。奥州市が譲受者の修繕改修計画を承認し、補助金交付契約を締結した日から、原則として１年以内に完了するものを対象とし、補助金額の上限を5,000万円とします。キ、引き渡された物件が、種類、品質または数量に関して、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追加の請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできません。ク、土地建物は引き渡しの速やかに所有権移転登記を行うものとします。登記にかかる費用は譲受者の負担とします。ケ、開業日から５年間、本施設を第三者へ譲渡または貸し付けすることはできません。

(2)施設の運営に関することでございます。ア、譲受者は、本施設を有効に活用し、地域の活性化に資する事業をみずから安定的に行うこととします。イ、譲受者は、本施設を開業日から５年間、主として宿泊施設の用に供するものとします。合わせて他の事業を実施することは差し支えありません。ウ、譲受者は、地域行事等の住民利用に配慮するものとします。エ、開業日から５年間、１年につき500万円の経営安定化補助金を交付します。

(3)実地調査。譲渡の条件の履行を確認するため、奥州市が本施設の使用状況について実地調査を行うことがあります。

４、議会の議決。本施設の譲渡契約締結には、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、奥州市議会の議決が必要なため、仮契約締結後、直近の議会に上程し、議決により本契約となります。この議決が得られないときは、仮契約は無効となります。仮契約が無効となった場合であっても、譲受者は、応募に要した費用等について、奥州市に請求することはできません。

資料４ページに進みます。５、応募資格でございます。次の条件をすべて満たす法人または複数の法人で構成される共同事業体とします。(1)本施設を活用した事業を行うにあたって、必要な許認可等を取得済又は開業日までに取得見込みであること。(2)、これについては奥州市の指名入札の指名停止措置を受けていないこと。(3)の地方自治法施行令につきましては、契約の相手方となる能力がないものでないことということです。そして(4)、(5)は、会社更生法或いは民事再生法の手続開始の申し立てがなされていないことでございます。(6)は、租税に未納がないこと、(7)が奥州市暴力団排除条例関係の暴力団関係者ではないことということでございます。

６のスケジュールです。スケジュールは次の通りです。ただし、やむを得ない事情により変更する場合があります。①実施要項の配布は、令和３年１月20日から３月10日までです。参加意思表明書の提出も同じく１月20日から３月10日までとなっております。質問の受付も、１月20日から３月10日となっております。④の現地見学会は１月25日から３月10日の予定でございます。⑤の提案内容審査書類の提出期限は令和３年３月31日としております。審査会、そして優先交渉権者の決定は、令和３年４月中旬を予定しております。⑦以降、手続関係があります

ので、この部分については省略をさせていただきたいと思います。

そして資料７ページをご覧いただきたいと思います。12番の審査会です。期日及び会場です。令和３年４月中旬、奥州市役所本庁舎で実施をいたします。審査方法は、提案内容審査書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。配点は次の通りです。ア、法人等の信頼性。財務基盤、宿泊施設運営の実績等によるものです。これに、配点が20点。イ、施設の長期的継続性。経営理念、収益性、計画実現性、これについて60点の配点となっております。そして地域貢献。誘客促進、経済効果、地域医療等で、配点が20点。合わせて100点ということで設定をしております。得点が配点の60％未満の場合は失格となります。

そして13番、優先交渉権者の決定。審査結果に基づき、最高得点の応募者を優先交渉権者に決定いたします。そして最後の行です。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者を繰り上げます。

14番、審査結果の公表です。審査結果は、本契約締結後に次の事項を奥州市ホームページで公表いたします。１、プロポーザルの名称。２、選定事業者名称及び所在地。３、参加事業者名。これは五十音順になります。４、参加者の得点。得点順でございます。

そして、15のその他は省略をさせていただきたいと思います。説明は以上でございます。

（小野寺議長）　ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。12番、廣野富男議員。

（廣野富男議員）　２点お伺いをいたします。今回の実施要綱を策定するにあたって、衣川荘の解体工事、修繕工事の総額が確定したとすれば、ご紹介いただきたいと思います。

それと、資料の７ページの審査会の審査方法の配点ですが、これが一般的なのかどうか。私は、半分半分でもいいのかなというふうに思ったところであります。なぜかと言いますと、要は長期的に継続的に経営していただくにはやっぱり財務内容とか、経験値が大切だと。多く配点されるべきだと。その上での、収益性とかその実現性に繋がるものだというふうに思っていまして、ここら辺が妥当だろうということでこういうふうになったと思うんですが、これが一般的なのかどうかっていう部分ちょっとお尋ねしたいと思います。以上。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　２点いただきました。まず１点目の解体工事費と修繕工事費でございますが、解体工事費については見積もりでございますが、9,694万3,000円。これに現在調査中でございますけれども、アスベストの処理費用が加わるという予定でございます。そして市の修繕工事につきましては、4,430万7,000円という見積もりでございます。これの部分につきましては、優先交渉権者を決定し、譲渡の見通しが立った段階で、補正予算をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから２点目の配点でございます。配点につきましても、これは譲渡の考え方それぞれ自治体によって違いますので、一概にこうだということはございませんが、我々考えておりますのはやはり、長期的に、収益性を持った経営が一番重要ではないかというふうに考えているところでございます。審査委員会を設置いたしまして、外部の学識経験者の方も、お願いをして配点等も定めているわけですが、その中でもやはり収益性が大事だというお話はいただいております。当然議員ご指摘のですね、財務であるとか、会社の信頼性これは非常に重要なところではございます。ただ、それも含めて、資金計画であるとか、そういったものも含めて、長期的継続性ということでみたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　他にございませんか。１番、小野優議員。

（小野優議員）　１番、小野です。譲渡の条件の中に、施設の運営に関する(2)の中のウに、地域行事等の住民利用に配慮するものとしますとありまして、それから今の審査会の中での配点の部分でも、審査方法のウ、地域貢献というところで、ここでも挙げられておりますが、ここにしっかりと関連性があるものなのか。おそらく申し込まれる業種の方々も、どこまで配慮しなければならないのかと逆に質問として上がってくる可能性もあるわけなんですが、この点どのように考えているのかお聞きいたします。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　ご質問いただきました地域行事の住民利用への配慮、それと採点の審査の部分ですが、これにつきまして具体的にこうやってもらわなければ困るということを、すべてこれをやらなければ失格ですよといったようなことはなかなか難しいだろうというふうに思っているところです。

ただ、現在、その地域の方々が望まれている文化施設機能、そして、地域行事が開催できるようにして欲しいといったようなことを配慮して計画をしていただきたいというふうに考えているところです。おそらくこれはどういうことなのかと,ご指摘の通り質問が来るだろうということで考えておりますので、それについては今言ったようなお話でお答えをしたいというふうに考えているところでございます。

採点につきましても、そういったことに配慮されているかどうかということでございますので、それについては絶対的な基準はあるわけではございませんが、ある程度相対的な評価にならざるをえないのかなというふうには考えているところです。以上でございます。

（小野寺議長）　小野優議員。

（小野優議員）　なかなかこうだっておっしゃる通り、具体的な基準を示すってのはもちろん難しいかなと思うんですけども。１点だけ、いわゆる地域の人たちが地域の施設を利用すれば、集会施設で言えば減免といったものがあるわけですけども、民間に施設を譲渡した上で、減免っていうのは本来使うべき言葉でもないと思うんですが、そういったいわゆる費用部分に関して配慮するということを求める可能性があるのか、もしくは、それは別途行政側から地域に支援するという形になるのか、その辺、現状どのようにお考えなのかお聞きいたします。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　今年はコロナで開催はされませんでしたけれども、２階のホールでやっている行事の中で敬老会というようなものがあります。これについては、やはり地域行事として、ずっと使ってきたということがありますので、これを今まで一部減免になっていたような部分もあると思います。或いは、衣川荘側で飲食が入るので、その分で会場費としてはいただきませんといったような取扱いもあると思います。その部分について、使用料ということでそれを直接的に減免するといったようなことを評価対象にするというよりは、そういった定例的なものについて、敬老会なんかであれば市からもお金は支援が出ているということもありますので、それは行事の主催者と市との関係ということで捉えているところでございます。

（小野寺議長）　他に。19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員）　19番、阿部加代子です。まず審査会のメンバーの選定についてお伺いをしたいというふうに思います。専門性を問われることになりますので、審査会のメンバーをどのように選ばれるのか、お伺いをいたします。

それから優先交渉権者が公表されます。そのあと協議に入られるわけですけれども、その協議はいつまでというふうに思っていられるのかお伺いをします。

それから、今コロナの状況で大変宿泊施設等、厳しい状況にありますけれども、この辺のことも配慮、何かされているのかお伺いをいたします。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　プロポーザルの審査委員会でございますが、これにつきましては、すでに設置をしているところでございます。市の職員及び外部の学識経験者の方にお願いをしております。

それから、交渉の期間でございますけれども、先ほどお話しました通り本プロポーザルにつきましては、優先交渉権者を決定しても、公表は本契約締結後ということにさせていただきたいというふうに思っております。これは、交渉して、交渉がまとまらないで、次点以降の候補者と交渉することも想定しているということで、本契約締結後としているものでございます。そして、その期間でございますけれども、具体的にどれだけということで決めているわけではございませんが、一定程度長い期間かかることも想定はしているところでございます。

そして、コロナの影響として配慮がされているのかということでございますが、コロナで直接的に何か変えるといったようなことは、特に設けていないところでございます。以上でござ

います。
（小野寺議長）　阿部加代子議員。
（阿部加代子議員）　優先交渉権者との協議ですけれども、優先交渉権者との協議が整わない場合に、次点者を繰り上げますというふうにありますので、大体どのぐらいを目途にされているのかということも、ある程度公表すべきかなというふうに思います。いつまでも、半年も１年も交渉されるわけではないというふうに思いますけれども、その辺の目途を示していただいて、次点者の方と交渉すると、協議をするということも、ある程度明確にしておくべきではないかというふうに思います。
　審査の結果の公表ですけれども、本契約が締結してからとはなっておりますけれども、参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しないというふうになっておりますけれども、なぜでしょうか。
（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。
（及川商業観光課主幹）　優先交渉権者から調整、協議の整わないということで次点者との交渉に移るまでの期間ということでございますが、我々は、これは駄目だといったような形で、こちらから交渉を打ち切るということはあまり想定しておりません。何か、その詳細な調査を行って、優先交渉権者の側から、これはやっぱり下りるといったようなことがあれば、次点の候補に行くというようなことになるのかなというふうに思っております。我々としては、その審査の結果に基づいて、最高の得点の方と本契約をしたいということで考えているところでございます。もちろん、こちらでお示しをしている譲渡の条件等は、クリアをした上での優先交渉権者ということで考えておりますので、その期間を区切ってここまでにということは、はっきり決めているわけではないということでございます。
　そして、２点目のプロポーザルの次点の場合は得点を公表しないというところでございますが、これについては奥州市プロポーザル方式と実施ガイドラインに基づいて、このような形とさせていただいているものでございます。２者の場合は、次点者の得点は公表しないというのが、その事業者名と得点の部分が直接結びつかないようにということで設定されているものというふうに考えております。以上でございます。
（小野寺議長）　６番、高橋浩議員。
（高橋浩議員）　６番、高橋浩です。３ページ、後段の方に、議会の議決ということで仮契約後は議会の議決を得るというようなことが述べられております。そこで、ご配慮いただきたいと思うのですが、ちょっと私、プロポーザルのことをよくわからない部分ではあるのですが、プレゼンテーションが実施されるようでございます。前回のプロポーザルの関係、ご報告を受けて、やはり、全協等でお話したところでありますけれども、プロポーザルの状況ですとか雰囲気がご報告だけだとちょっとわからない部分が多々ございます。そういうところで、もしご配慮いただけるのであればですけども、プロポーザルに、例えば、議員がそのプロポーザルを傍聴するっていうことを希望するのですけれども、果たしてそれがその議員の議決にとっていいものか悪いのかっていうのは、ちょっと私自身も不安もあるところではございますが、できれば、議員の傍聴も可というようなご配慮がいただければ、非常にそのプロポーザルの空気感であったりとか、審査委員さんの話だったりっていうことが、我々議員も直に見たり聞いたりできて、そのあとの判断に非常に有効なのではないかと思うので、そのご配慮をもしていただければと考えます。
　もう１つは、優先順位の件ですけれども、交渉権者ですけども、前回交渉権者が決まった時点で、次点のところは早めに切ってしまったっていうようなこともございましたけれども、今回はそういうことはないのかなと思いますが、例えば、２番手、３番手、点数にもよると思うのですけども、どの辺まで、例えばですけども、最初の優先権者と交渉していてというところで、残すような考え、計画があるのかどうか。もしございましたらば、ご回答をお願いします。
（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。
（及川商業観光課主幹）　１点目のプロポーザルと議員の皆さんの関係でございます。前回のプロポーザルが残念ながら議案の提出に至りませんでしたけれども、今回、協議が整って、議決を

お願いするということになれば、当然、事業者の提案、或いは、こちらからの聞き取り内容、これをお示しした上で議決をお願いするということになると思います。

プロポーザルのプレゼンテーションの際に、議員の方の同席、或いは傍聴が可能かということについては、ちょっと持ち帰って検討をさせていただきたいと思います。

それから２番手、３番手の、そちらに移るといったところの点数の基準でございますけれども、これについては配点の60%未満は失格という以外には特に設けていないところでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　高橋浩議員。

（高橋浩議員）　ありがとうございます。できればですけども、傍聴するしないは議員さん個々に判断されることかと思いますけれども、もしできれば、傍聴のご配慮をいただければとお願いするところでございます。

それと、60%未満の交渉権者のところですけども、やはり安全圏というか、非常に、ちょっと表現がずるいような感じはしますけれども、やはりある程度一定の点数をもし取れる業者さんがあれば、ある程度の部分までは順位を整えた交渉の仕方が必要なのではないかと思います。改めましてそれを聞いて終わります。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　ご指摘の通り、一定程度の点数ということで、配点の60%ということで設定をさせていただいているものでございます。これ以上であれば、交渉相手となり得る資格というふうに考えているところでございます。

（小野寺議長）　小沢市長。

（小沢市長）　プロポーザルの時に、審査をしていただいた民間の先生方をまたお願いをしたということになります。前回も決してプロポーザルの先生方の物差しが違っておらなかったということが一つと、事情経緯がわかる人に、民間の人には入っていただいた方が、継続的な正しいご審査をしていただけるのではないかということで、４人の方はすべて１回目の審査員と同じ方を、曲げてお願いしたと。

それから、浩議員のお話も前向きに検討しますが、これまでずっと不調にして以来、様々な形で私も本当に真剣にいろいろ考えましたけど、この条件で本当に受けてくれるところがあるだろうかという、逆にいっぱい手上げなるかというよりも、あるのだろうかというふうな心配の方が先立っております。

それから、これ阿部議員からも出ましたし、浩議員からも出たところでありますけれども、次点、２位、３位の方々との交渉の可能性も残しておくべきだということ。これは全くその通りなんですけども、基本的には、前回大きく失敗したのは、本来提案したはずの交渉条件の中身が変わってしまったという、あり得ない話になってしまったのでということですけど。今回は、市で改修する部分も、協議の上では上限は決まっているけども、協議の上では、業者さんの方にお願いするということもできるよっていう内容にもしていますし、それから5,000万円上限の２分の１補助するということ。それから、条件が整うということが前提でありますけれども、５年間500万円。言えば、固定資産税相応のという形なんですが、いずれ500万円の運営補助金を出す。これを1,000万円にならないかとか、5,000万円の上限を１億円にしてくれないかとかいう話は一切受けるつもりはありません。だから、ここで交渉に時間がかかるとすることを想定すると、優先交渉権者に選ばれた時点で、その業者さんが、改めて自費で、あの建物の完全調査をし直したいっていうふうな話が出てくる可能性があります。そうすると、それは１か月でできるものなのか。いずれ、大規模改修をかけるぐらいの気持ちで、もし手あげしていただければ、この建物は、図面はあるか。その図面に応じてどうなのか。どういうふうな改修をして、どれだけの予算をかけて改修できるかというような、極めて前向きな状況で手あげしていただいた方からすれば、その建物の実施調査というのには一定の時間がかかるだろうと。そうなると、交渉期間が３か月でいいのか、或いはそのことを待って、仕上がるまでの時間かと。そういうふうな精密な、相手側の検査、審査と言えばいいんでしょうか、調査を経た上で、投資に値する、経営に値する建物・土地だというふうに理解したので前に進めますっていう話

になってくるのかなっていうふうなことも考えているところでございますので。あのままの部分では使い切れない部分がたくさんありますので、客室にしても、ロビーにしても。一定の引受け、受託される方々の投資があって、初めて建物は生き返るということになろうと思いますと、その辺の部分のところには、優先交渉権者が決まった上で、一定の時間を必要とされるという相手がもし一番になれば、その時間は保障しなければならないのかなというふうに思っているところであります。

そのことも含めて、私が申し上げたかったのが、コロナの関係。阿部議員さんおっしゃられましたけど、今コロナの関係で、本当に宿泊施設を受けてくれるところがあるのかしらというのはうんと心配もあります。宿泊でなくて違うことで、例えばウィークリーマンションのようなものだったらやるといったらどうするんだって言っても、宿泊を一応やってくれることも前提としていますし。そういうふうなことからすると、建物・土地が無償で、なおかつ5,000万円の改築費用の補助、それから５年間500万円ずつの運営補助といっても、決して魅力があるかどうかはもう、その応募される方の判断によるので、できるだけ多くの人に手挙げして欲しいというふうに思って作ったプランではありますけども、市の事情もあるので、これ以上の部分が我々としても提案できなかったという最大限を現状で用意しましたが、今時点では、１者でも多くの手挙げをしていただければありがたいなという、そういうふうな思いの中で進めて参りたいという、偽らざる、市長とすれば今そういうふうな気持ちがあるということだけ少し、口幅ったく長くお話しましたが、そのような気持ちを持っているということについてお話をさせていただきました。

（及川副市長）　議長、よろしいですか。

（小野寺議長）　及川副市長。

（及川副市長）　１週間ほど前に、市長をはじめ現地を視察してきたんですよ。改めまして。ところが、やはり私どもの想像以上に、これは少なくとも２、３億円の金をかけなければ、営業再開に持ってくのが大変じゃないかというような、やはり、荒れ具合といいますか。結局、今どき畳の間で、お風呂もない等々の問題に、これを手直しするためには、やはり今のままをそのまま使うっていうのはなかなか至難の業だということを考えれば、今市長が言うように、多くの人に手を挙げて欲しいんですが、そうなるかどうか非常に心配だというのが今の現状でございます。

いずれ、何とかこの要項でもって、近々募集をかけますけれども、何とか多くの皆さんに手を挙げるように、議員の皆様にもぜひお力添えをいただきたいと。

それからぜひ、産業経済委員会ですか、視察に行って衣川荘の現場を見てもらったようですが、ぜひ、議員の皆さんもう１回、バスを仕立てますのでぜひご視察をいただければ幸いというふうに思っています。よろしくどうぞお願いします。

（小野寺議長）　他にございませんか。わかりました。17番、髙橋政一委員。

（髙橋政一議員）　先ほど市長が言われて、副市長が言われて、私がこれから質問するもうちょっとあれなんですけども、まずは優先交渉権者が決まったとします。そうするとその交渉内容はどういう内容になるというふうに捉えられているのかというのが１つ。

もう１つは、解体工事と修繕工事をやられますが、完了時期が来年の１月ということになっていますが、来年の１月に設定したのは、４月からの営業ということがあればそうなのかもわかりませんけども、その設定した理由。その期間で大丈夫、その期間でできるのかなという心配もありますのでお聞きします。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　２点いただきました。まず交渉内容でございますけれども、主には所有権引き渡しの時期、そして、その館内にあるいろんなものの取り扱いぐらいなのかなというふうに思っているところです。あと市のやる修繕工事と、それから譲受者の方がやる工事、それを具体性を持って話し合いをするといったような中身になってくるのかなというふうに思っております。

そして、あとやはり、現状でお譲りをすると言っても、例えばですけれども、浴衣は新しく

するからいらないよとか、そういったような問題も出てくるんじゃないかなというふうに思います。その辺の細かいようなこと、そういったことが交渉の内容と。やっぱり１番は、いつ所有権等の引き渡しをするのかということになろうかと思います。

そして、その引き渡し時期ですが、市の修繕工事と、それから２号館、３号館等の解体工事を行います。修繕工事につきましては、そんなに期間は要さないと思っているのですけれども、やはり解体工事につきましては、最低半年はかかるという見込みでございます。そのために、仮に６月議会で議決をお願いして、そして、その時点で予算を確保して着工したとしても、やはり引き渡しについては年明けになってしまうだろうというふうに考えているところでございます。来年の４月オープンを目指した時に、１月の引き渡しを受けてそれから工事では当然間に合いませんので、その辺は２号館、３号館の解体工事はやっているけれども、本館については、譲受者の方で工事することもできますよというのが、引き渡し前に協議の上施工することができるという中身でございます。そのような調整を行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

（小野寺議長）　髙橋政一議員。

（髙橋政一議員）　わかりました。私がちょっと心配したのは、優先交渉権の方と交渉をして、合意があって、さらに今度契約に進むということになるんですが、合意になる前に、解体工事、修繕工事をしなければならないということになれば、問題が出てくる可能性があるなと。そうすると、例えば交渉期間が長引いてしまうと、工事に入る期間が遅くなりますからその間できるかどうか。さらに、もう１つは、見切り発車で解体修繕をしたとしても、もしかすれば、来る前に、いや実はここも実は修繕して欲しいのだというような、そういうのが交渉中に出るかもしれない。それらを考えたりすると、なかなかその期間、あるようでないんじゃないかなというふうに思ったので、そこのところがきちっとやれるような形で進めていかなければならないと思いますし、それから、第一の優先交渉権者の方が下りた場合には、次の方ってなると、またさらに同じようなことも起きるということになりますので、その辺のところはどういうふうに考えているか伺って終わりにします。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　ご心配の点、最もだと思います。修繕工事につきましては、やはり優先交渉権者或いは次点の方ということになるかもしれませんが、いずれ、この譲渡契約と同時に、その予算をお願いして、それから施工するというな形で考えております。ただ、解体工事につきましては、これはもう交渉の結果がどうであろうと、まず解体は解体で進めたいというふうには考えているところでございます。それが後ろにずれて迷惑がかかるということでもいけませんので、それはまた当然、相手方の見通し等も重要な要素ではありますが、それはそれで進めて参りたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　髙橋政一議員。

（髙橋政一議員）　すいません。終わりにするって言ったのに、もう１個だけ。先ほど市長、副市長の方々、皆さん、衣川荘ご覧になっていただいて、私たちもというふうにありましたけども、実は本当に見てもらえばいいのかっていうのは、仮にプロポーザルに参加しなくても、そういう施設を運営経営している。もしくは、そういうところを設計したことがあるような、そういう方々に来ていただいて、１回見てもらって、お金かかることなんですけども。そういうふうにして、最低この辺だけは修繕しとかなきゃ。解体はまず、課長が言われたように、大体市長が言われたように、いいと思うんです。その部分はそういう形でも、一定程度、この辺まではっていうラインを持っていかないと、様々交渉するときにもどうなのかなっていう部分があるので、その辺の考え方について聞いて、今度は本当に終わります。

（小野寺議長）　及川商業観光課主幹。

（及川商業観光課主幹）　修繕工事につきましては、前回いろいろその辺で市の公募の条件と違ってしまうというようなことが生じております。今回その辺の反省も踏まえまして、いずれ市がやる修繕工事はこれとこれとこれですということで、それを明らかにして実施要項に織り込んでいるという形でございます。ですので、これ以外の修繕を、応募者の方が求められても、そ

れは市が応じるわけにはいかないということになります。
その他にも、もしかするとこの部分は直さなければならないというような部分も当然あるのだろうと思います。それについては、市の方で、5,000万円の補助で支援をするという形で整えているというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（小野寺議長）　他ににございませんか。

＜　「なし」との声あり　＞

それでは、⑤の国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募については、以上とさせていただきます。
ここで、説明者は退席をしていただきます。

4　その他

（小野寺議長）　再開します。４番、その他でございます。皆さんの方から何かございませんか。
瀬川事務局長。

（瀬川事務局長）　それでは私の方から、今後の日程等についてご説明いたします。
初めに、２月定例会についてお知らせいたします。今回、２月11日木曜日が建国記念の日となりますので、招集告示は２月４日木曜日の予定で、一般質問の受付は12月定例会に引き続きまして、木曜日、金曜日。今回の日にちで言いますと、２月４日木曜日の午前８時30分から午後5時15分までと、５日金曜日の午前８時30分から午後３時までとなります。週明けの月曜日には受付できませんので、一般質問を予定されている方は早めの準備をお願いいたします。なお、このことにつきましては、今後も折を見て改めてお話したいというふうに思います。
次に、記事掲載のお知らせについてございます。これからの地方自治を創る実務情報誌ということで「月刊ガバナンス」、ここにあります。これに、奥州市議会の政策決議提案の取組みが４ページにわたり掲載されました。これは、昨年12月に月刊ガバナンスの編集長が直接取材に訪れまして、正副議長及び議会運営委員長が対応したものでございます。何冊か献本されておりまして、議会図書室と事務局に置いておりますのでぜひご覧いただければなというふうに思います。
最後に今後の予定でございます。本日、この後直ちに会派代表者会議を、そのあとに、これも急遽なんですけども、産業経済常任委員会を開催いたします。それから、明後日20日は総務常任委員会所管事務調査。それから26日には、先に予告しております通り、臨時会の予定でございますし、それから２月１日の月曜日は全員協議会がほぼ確定というふうな形になっております。他にも様々な通知がなされるかもしれませんので、タブレットの予定表はこまめにご確認をお願いいたします。以上でございます。

5　閉会

（佐藤副議長）　それでは、本当に長時間に渡り大変ご苦労様でした。以上をもちまして、全員協議会を閉じます。ご苦労様でした。

〔署名〕奥州市議会　議長

奥州市議会全員協議会

日時：令和３年１月18日（月）
午前10時
場所：７階　委員会室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　協　　議

(1) 説明事項

①　新型コロナウイルス感染症の対応状況について

②　幼稚園バスの実費徴収基準について

③　令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響について

④　高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画について

⑤　国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募について

４　そ の 他

５　閉　　会

令和３年１月 18 日　全員協議会資料
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

１　経過報告（令和２年11月16日開催　全員協議会以降）

(1) 対策本部会議等の開催状況

・11月16日（月）　第23回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
・12月10日（金）　第５回奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会
・12月15日（火）　第24回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
・１月14日（木）　第25回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(2) 奥州市国民健康保険臨時診療所（奥州金ケ崎発熱外来診療所）の診療状況

月	診療日	診療実績	PCR検査結果
６月	４　⑨　11　16　⑱　23　25　30	２日	全て陰性
７月	②　⑦　⑨　⑭　16　㉑　㉘　㉚	７日	全て陰性
８月	④　⑥　⑪　⑬　⑱　⑳　㉕　27	７日	全て陰性
９月	①　③　８　10　⑮　⑰　㉔　㉙	６日	全て陰性
10月	１　⑥　⑧　⑬　⑮　⑳　㉒　㉗　29	７日	全て陰性
11月	３(休)　⑤　⑩　⑫　⑰　⑲　㉔　㉖	７日	全て陰性
12月	①　③　⑧　10　⑮　17　㉒　24　㉙　31(休)	６日	全て陰性
１月	⑤　⑦　⑫　⑭　19　21　26　28	４日	全て陰性

※　診療日の「○」囲いは、診療予約あり。　　網掛けは、今後の診療予定日。
※　11/3は祝日のため休診、12/31検査機関への検体搬送ができないため休診。

(3) 市内の陽性者に関する情報（令和３年１月 13 日　17：00 現在）

区分	年代	性別	居住地	判明日	備考
県内第372例目 （市内第6例目）	30代	男性	奥州市	12月26日	県内第361例目の接触者
県内第96例目 （市内第5例目）	50代	女性	奥州市	11月18日	
県内第23例目 （市内第4例目）	40代	男性	県外 （勤務地：奥州市）	９月４日	県内第20～22例目の接触者
県内第22例目 （市内第3例目）	40代	男性	県外 （勤務地：奥州市）	９月１日	県外患者の濃厚接触者
県内第21例目 （市内第2例目）	20代	男性	県外 （勤務地：奥州市）	９月１日	県外患者の濃厚接触者
県内第20例目 （市内第1例目）	20代	男性	県外 （勤務地：奥州市）	９月１日	県外患者の濃厚接触者

(4) 県内陽性患者の状況（令和３年１月 13 日　12：00 現在）

累計患者数	内訳					
	入院中	うち重傷者	宿泊療養中	入院調整中	退　院 療養解除	死亡者
444 人	64 人	2 人	5 人	1 人	349 人	25 人

※ 宿泊療養中は、軽症者等の宿泊療養施設（11/14 稼働開始 85 室）で療養中
※ 入院調整中は、感染症指定医療機関等への入院を予定

２　対策本部会議等の開催内容

(1) 第23回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（11月16日）

ア 報告

・国内及び岩手県内の陽性者の状況、市への問合せ及び発熱外来診療所の診療状況について

イ 情報共有（各部局・各部会）

・新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び県の財政支援制度を活用した市の施策について（総務企画部）

・新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について（健康こども部）
県内で感染源の推定が困難な事例が連続して確認されていることを受け、県対策本部が示した、基本的な感染対策の呼びかけと、追加的な感染対策の実施について情報共有を行った。

・生活福祉基金（緊急小口資金、総合支援資金）、住居確保給付金等の実績報告について（生活支援部会）

・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（経営支援部会）

・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（経営支援部会）

・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について（経営支援部会）

ウ 協議事項

・イベント等の対応方針について
イベント開催に当たっての留意事項について、より細かな留意事項を追加したうえで、これまで11月末までだった期間を、国・県が示す期間と同様に令和３年２月末までに延長した。

・市長メッセージについて
県内で、感染源の推定が困難な事例や、職場や飲食店でのクラスターの複数発生していることから、基本的な感染対策の実施と宴会や会合での留意事項について、追加的な感染対策をお願いする市民へのメッセージを発信した。

(2) 第24回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（12月15日）

ア 報告

・国内及び岩手県内の陽性者の状況、行事・イベント等の開催及び市への寄附の状況、発熱外来診療所の診療状況について

・感染の拡大している地域との往来や年末年始における感染防止等、岩手県が示す感染防止対策について

イ 情報共有（各部局・各部会）

・休日・夜間診療所、在宅当番医(江刺)、日曜歯科当番医の休診判断の変更について（福祉部）

・第５回奥州市国民健康保険臨時診療所運営員会の協議決定事項について（健康こども部）

・新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する情報提供について（健康こども部）

・沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用料の取扱いに３月31日まで延長（都市整備部）

・第32回全日本農はだてのつどいは、大幅に縮小して神事と厄年連の引継ぎ式のみ開催（胆沢総合支所）

・生活福祉基金（緊急小口資金、総合支援資金）、住居確保給付金等の実績報告について（生活支援部会）

・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（経営支援部会）

・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（経営支援部会）

・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について（経営支援部会）

ウ 協議事項

・市長メッセージについて
感染が拡大している地域との往来や年末年始における感染防止へのお願いについて市長メッセージを発信した。

(3) 第25回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（１月14日）

ア 報告

・国内及び岩手県内の陽性者の状況、行事・イベント等の開催及び市への寄附の状況、発熱外来診療所の診療状況について

イ 情報共有（各部局・各部会）

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等について（健康こども部）

・生活福祉基金（緊急小口資金、総合支援資金）、住居確保給付金等の実績報告について（生活支援部会）

・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（経営支援部会）

・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（経営支援部会）

・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について（経営支援部会）

ウ 協議事項

・市長メッセージについて

１月８日に感染が拡大している首都圏１都３県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に緊急事態宣言が発令され、13日には７府県（大阪府、京都府、栃木県、岐阜県、愛知県、兵庫県、福岡県）の追加発令を受けて、感染防止対策の徹底と不要不急の県外への往来の自粛をお願いする市長メッセージを発信した。

(4) 第５回奥州市国民健康保険臨時診療所運営委員会（12月10日）

・奥州市国民健康保険臨時診療所のこれまでの診療状況及び県内での陽性患者の発生状況等を情報共有し、年末年始の診療体制について確認を行った。

・無症状者へのＰＣＲ検査対応について、県内における医療機関、高齢者施設等の検査への対応について、情報共有を行った。

３ 今後のスケジュール

・次回対策本部会議

国・県の動向や胆江管内での感染状況等を踏まえ、必要に応じて開催する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
市長メッセージ

１月８日から２月７日までの３１日間を期間として、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。

その後、京都府、大阪府、栃木県、岐阜県、愛知県、兵庫県、福岡県が対象地域に追加されるなど、全国各地で緊迫した状況が続いています。

岩手県内の新規感染者数は、複数のクラスター等により急増した時期と比べ減少しているものの、連日感染者が確認されており、本市においても安心できる状況にはありません。

自分自身や大切な人、地域や社会を守るため、次の感染防止策の徹底をお願いします。

・ 引続き、手洗い、マスクの着用、三密の回避などの基本的な感染防止策に努めるようお願いします。

・ 不要不急の帰省や旅行などについては、緊急事態宣言期間中は、緊急事態宣言の対象地域や感染が拡大している地域はもとより、県外の全ての地域において、原則自粛をお願いします。

市民の健康や暮らしを支えるため、最前線の現場で日々努力されている医療関係者やその家族に対する感謝と思いやりのある対応、感染された方々やその家族、勤務先などに対する思いやりの気持ちを持った冷静な対応をお願いします。

令和３年１月１４日

奥州市長 小 沢 昌 記

1　生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）／住居確保給付金

(1) 緊急小口資金（12/31現在）　　貸付額　46,740,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	443	7	110	74	59	72	35	39	23	10	14			
貸付	**268**	2	47	36	40	41	23	27	24	7	21			

(2) 総合支援資金（12/31現在）　　貸付額　47,630,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	114	-	-	10	6	23	15	21	14	12	13			
貸付	**67**	-	-	5	2	17	10	5	7	10	11			

(3) 住居確保給付金（12/31現在）　負担行為済額　3,995,400円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	67	-	9	18	13	7	5	7	3	2	3			
支給(下段：延長)	**27**	-	1	6	6	2	3	1	3	0	5			
	12					1	4			6	1			

※ くらし安心応援室　新規相談件数（12/31現在）

	R２年度	R元年度
4月	**51件**	12件
5月	**41件**	27件
6月	**44件**	18件
7月	**40件**	31件

	R２年度	R元年度
8月	**42件**	19件
9月	**43件**	22件
10月	**41件**	28件
11月	**41件**	20件

	R２年度	R元年度
12月	**34**	13
1月		
2月		
3月		

2　生活保護世帯の状況

12月31日現在

	世帯数	**人員**	**相談件数**	**内ｺﾛﾅの影響と考えられるもの**	**内申請に至ったもの(A)**	申請件数(Aを含む)	内ｺﾛﾅの影響と考えられるもの
4月	832	**1,056**	47	**6**	**2**	14	2
5月	832	**1,057**	29	**2**	**1**	8	1
6月	836	**1,061**	36	**2**	**1**	9	1
7月	840	**1,067**	45	**4**	**1**	13	1
8月	840	**1,064**	56	**1**	**0**	0	0
9月	841	**1,067**	31	**1**	**1**	6	1
10月	841	**1,067**	49	**3**	**1**	9	1
11月	831	**1,061**	54	**1**	**0**	12	0
12月	837	**1,061**	49	**10**	**2**	9	2
1月							
2月							
3月							
合計			396	**30**	**9**	80	9

令和３年１月 18 日
全員協議会資料　総務企画部

新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び県の財政支援制度を活用した市の施策について

１　財政支援制度の概要

【国】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

奥州市の配分枠　〔１次：474,132 千円、２次：1,533,586 千円（計 2,007,718 千円)〕

国が示した臨時交付金の対象経費については、感染防止対策、生活・経済支援に加え、「新しい生活様式」に対応するために取り組む行政ＩＴ化やキャッシュレス決済の推進、医療や農林水産業の強化などへの活用が盛り込まれている。

国の１次補正及び２次補正で配分された交付限度額（2,007,718 千円）に対し、１次申請として 48 事業：525,775 千円、２次申請として 48 事業：1,785,344 千円（１次申請事業費の増減を含む。）を選定し、申請済み。

【県】新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金

奥州市の配分枠　〔177,281千円　　県の総事業費2,000,000千円〕

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に定める交付対象事業又は知事が特に認める経費であって、令和２年４月１日以降に実施し、令和３年２月28日までに事業が完了するものが補助対象となる。

国の臨時交付金が対象とする事業と重複する部分が多いことから、既に国に申請している臨時交付金事業のうちから、県補助金の活用が可能な 11 事業について、県補助金対象事業として申請を行い、財源振替のうえ実施するもの。

■雇用の維持と事業の継続
・雇用の維持
・資金繰り対策
・事業継続に窮している中小事業者等への支援
・生活困窮者等への支援
・税制措置
■次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
・観光・運輸業、イベント、エンターテインメント事業等への支援
・地域経済の活性化
■強靭な経済構造の構築
・サプライチェーン改革
・農林水産物、食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
・リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
・公共投資の早期執行等

令和３年１月 18 日
全員協議会資料　総務企画部

２　奥州市における財政支援制度の活用状況

単位：千円

国・県の配分枠 ＼ 申請回次		国配分枠			県配分枠	合計
		一次補正	二次補正		県補助金	
		474,132	1,533,586			
		2,007,718（A）			177,281	2,184,999
国	一次申請	525,775				525,775
	二次申請	175,047	1,610,297			1,785,344
	三次申請	△122,382	△296,992	149,650		△269,724
県	県補助金				178,892	178,892
合計（見込）		578,440	1,313,305	149,650	178,892	2,220,287
		2,041,395(B)				
配分枠超過額		33,677（B-A）			1,611	35,288

※　三次申請については、地方単独事業のほか国庫補助事業の補助裏に対する臨時交付金分 41,457千円（６事業）についても申請予定

【３次申請追加事業（案)】　　**追加事業費 計 193,453 千円**

(1) 感染予防対策事業（行政区長、民生児童委員）	2,289 千円
(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	18,722 千円
(3) 田原保育所エアコン熱交換器洗浄事業	901 千円
(4) 子育て世帯新型コロナウイルス感染症対策給付金事業	72,600 千円
(5) 成人式開催事業	3,148 千円
(6) 社会教育施設管理運営事業	6,633 千円
(7) 文化芸術振興補助金（地方単独分）	1,410 千円
(8) 休日・夜間診療所事業	20,015 千円
(9) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金事業（地方単独分）	55 千円
(10)地域企業臨時支援給付金支給事業(家賃支援)	26,219 千円
(11)地域企業臨時支援給付金支給事業(自動車運転代行業)	2,250 千円
(12) Ｗｅｂ博物館改修事業	4,000 千円
(13)就学援助認定者臨時支援給付金支給事業	35,211 千円

既存事業配分枠超過額：33,677 千円＋追加事業費：193,453 千円＝227,130 千円

令和３年１月 18 日
全員協議会資料　総務企画部

３　国及び県の財政支援制度を活用した主な新型コロナ感染症対策事業

※（　）内は、11/16全協説明時との差額（単位：千円）

１　命を守る　645,906千円（△75,752）

＜主な臨時交付金事業＞

№11・43	■災害時における避難所の感染症対応強化事業	39,093千円	（＋990）
№20	■妊婦インフルエンザ予防接種助成事業	600千円	
№32～40	■教育施設、公共施設等の感染症対策事業	433,893千円	（△28,580）

＜主な県市町村総合支援補助金＞

№14・18	■感染予防対策事業	20,464千円	
№22	■小中学校施設整備事業	16,500千円	
№41	■検（健）診体制整備事業	996千円	（△36）

２　暮らしを守る　275,661千円（△211,664）

＜主な臨時交付金事業＞

№54	■中小企業融資利子補給事業	75,326千円	
№55	■感染症対策支援事業費補助金	24,000千円	
№69	■中小企業融資利子補給対応基金造成事業	50,405千円	（△41,843）
№70	■伝統産業総合支援事業	17,200千円	

＜主な県市町村総合支援補助金＞

№58	■休業協力要請対象外事業者支援給付金	34,600千円	（△5,400）
№60	■地域企業経営継続支援事業費補助金	28,062千円	（△472）
№65	■ひとり親世帯への臨時特別給付事業	37,432千円	

３　暮らしと経済の立て直し　480,465千円（＋86,977）

＜主な臨時交付金事業＞

№79	■宿泊促進事業補助金	164,300千円	（＋44,000）
№82	■和牛肥育経営生産基盤支援事業	104,332千円	
№83・84	■地域交通支援事業	20,200千円	（△1,600）
№89	■赤ちゃん応援特別定額給付金	60,907千円	

４　感染症に強い生活環境・地域経済　639,363千円（△123,951）

＜主な臨時交付金事業＞

№91	■GIGAスクール用端末等整備事業	462,493千円	（△81,689）
№93	■中小企業ＩＴ化推進事業	1,423千円	（△3,417）

№95　■公衆無線ＬＡＮ環境整備事業　109,508千円（△37,308）
№97　■福祉施設等リモート面会支援事業　10,600千円

４　臨時交付金３次申請への対応

国においては、令和３年１月 18 日召集予定の通常国会に令和２年度第３次補正予算案を提出する予定であり、この中で新型コロナウイルス臨時交付金としてさらに 1.5 兆円を積み増しする方針を固めた。

1.5 兆円の内訳は、地方単独事業分として１兆円、国庫補助事業の地方負担分（いわゆる補助裏）として３千億円、感染急増に備える「即時対応分」として２千億円とされる。即時対応分は、自治体が飲食店に営業時間短縮を要請するなどの事態を想定し、その際の協力金の財源に充てられるようにするもの。

国に申請済みの事業（１次・２次申請分）に関し、令和２年 12 月に執行見込調査を行ったところ、事業完了や入札執行による事業費確定等により、現時点で国から示された配分枠と大差ない程度の執行見込となっている。

今後、年度末に向けて、さらなる執行残（不用額）が生じることが見込まれる中で、国から示された交付金枠を有効に活用するためには、執行残を見込んで新たな事業を追加するなど一定程度の事業費上積みについて検討しなければならない。

なお、臨時交付金事業は、これまでの１次・２次配分にあっては、基本的に単年度事業(※)と位置付けられているが、全国的には首都圏をはじめとする地域で非常事態宣言が発令されるなど新型コロナウイルスの感染拡大が進んでいる状況を踏まえ、本市においても今後の事業実施に支障を来すことなども想定されることから、やむを得ない場合は、事故繰越として令和３年度予算への繰越も視野に入れた検討を要する。

※　国事業に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含めて、繰越事由として広く取り扱うとされている。（令和２年 11 月６日付財務省主計局司計課長事務連絡）

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
1	●					①	ア	国	財務部	コロナ対策支援交付金財産管理事業経費	5,324	5,324	5,324	-	0		庁舎内の窓口等において、隔壁として使用する仕切板及び手指用消毒剤の設置並びに来庁者検温に使用する非接触体温計及びサーマル測温機能付き顔認証端末を購入する。	【内訳】 仕切板 消毒液 非接触式体温計 サーマル測温機能付き顔認証端末	R2.5	R3.3
2	●	●		●	●	①	ア	国	財務部	指定管理者支援等事業費	5,500	5,500	2,744	2,966	△ 210		指定管理者制度導入施設等において新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うことで、施設の円滑な運営のための支援金を交付することにより、市民の安心安全の確保と地域環境の維持を図る。	【内訳】 消毒液、使い捨て手袋、使い捨てマスク、窓口用簡易仕切板等の消耗品の購入経費に相当する額	R2.4.1	R2.12.25
3	●				●	①	ア	国	協働まちづくり部	水沢地域交流館管理事業	19	19	35	363	△ 379		水沢地域交流館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液（消毒液・スプレーボトル）及び館内消毒作業用品（キッチンペーパー・使い捨て手袋）を購入して配置するとともに、新型コロナウイルス感染を予防するために空調設備を更新するもの。	【内訳】 消毒液用スプレーボトル 消毒液 消毒作業用キッチンペーパー 消毒作業用使い捨て手袋 消毒作業用使い捨て手袋 ⇒予算額35千円－執行見込額19千円＝執行残16千円 ~~空調設備の改修事業363,000円~~ ⇒ 当該施設の今後を見据え、交付金事業から除外（予算科目変更済）	R2.5.28	R3.2.26
4	●			●	●	①	ア	国	協働まちづくり部	地区センター管理運営事業	4,865	4,865	1,368	4,200	△ 703		各地区センター等の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液（消毒液・スプレーボトル）及び館内消毒作業用品（キッチンペーパー・使い捨て手袋）を購入して配置するとともに、新型コロナウイルス感染を予防するために空調設備を更新するもの。	【内訳】 消毒液用スプレーボトル 消毒液 消毒作業用キッチンペーパー 消毒作業用使い捨て手袋 消毒作業用使い捨て手袋 　予算額1,368千円－執行見込額674千円＝執行残694千円 空調設備の改修事業　4,191千円（現予算額に合わせた修正。1/14入札執行予定） 佐倉河地区センター（2台）：1,792千円、羽田地区センター（3台）：2,399千円	R2.5.28	R3.3.31
5	●			●	●	①	ア	国	協働まちづくり部	社会教育施設管理運営事業	217	217	106	△ 8	119		社会教育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液、非接触型体温計	R2.6.1	R3.3.31
6	●				●	①	ア	国	協働まちづくり部	体育施設管理運営事業	294	294	124	-	170		体育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液、非接触型体温計	R2.6.1	R3.3.31
7	●					①	ア	国	市民環境部	火葬場運営負担事業	40	40	40	-	0		火葬場で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散防止用シート等の購入費としての負担金。	奥州市負担分　40千円 【積算（奥州市、金ケ崎町合算）】 【内訳】 　マスク 　飛沫飛散防止用アクリル板 　飛沫飛散防止用シート 　紙コップ 　消毒液用スプレーボトル	R2.5.31	R2.5.31
8	●					①	ア	国	市民環境部	ごみ及びし尿処理施設運営負担金	238	238	238	-	0		「ごみ及びし尿処理施設」及び「胆江地区広域交流センター」で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散防止用シート等の購入費としての負担金。	●ごみ及びし尿処理施設 　奥州市負担分　169千円 　【積算（奥州市、金ケ崎町合算）】 【内訳】 　マスク 　消毒液 　消毒用エタノール 　消毒用次亜塩素 　薄手袋 　消毒液用スプレーボトル 　消毒液保管用灯油缶 　間仕切り用具 ●胆江地区広域交流センター 　奥州市負担分　69千円 　【内訳】 　マスク 　サーキュレータ 　飛沫飛散防止用アクリル板 　消毒液保管用灯油缶	R2.4.1	R2.7.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
9	●					①	ア	国	市民環境部	常備消防事業	26,212	26,212	26,212	－	0		奥州金ケ崎行政事務組合負担金（消防分）。感染防止衣、マスクなど感染症対策資機材分	29,998千円×奥州市負担割合87.378% 【内訳】 感染防止衣 感染防護服セット N95マスク KN95マスク サージカルマスク オゾン水・ガス生成機 熱画像監視装置 陰圧式エアテント 手指消毒器 消毒用アルコール シューカバー HEPAフィルター	R2.4.1	R3.3.31
10	●					①	ア	国	市民環境部	非常備消防事業	8,195	8,195	8,195	－	0		消防団活動に要する経費。マスク、消毒液など感染症対策資材分	【内訳】 マスク1 消毒液1 スプレーボトル 防護服 シューズカバー 手袋 ゴーグル	R2.4.1	R3.3.31
11	●					①	ア	国	市民環境部	防災対策事業	20,732	20,732	20,732	－	0		避難所における感染症対策経費。マスク、消毒液など感染症対策資材のほかパーテーションや交換用毛布、マットなど。	【内訳】 毛布 マット 体温計 消毒液 スプレーボトル マスク 防護服 シューズカバー 手袋 ゴーグル パーテーション	R2.4.1	R3.3.31
12	●			●	●	①	ア	国	商工観光部	市管理施設感染拡大防止事業	888	888	429	－	459		商工観光部管理にかかる公共施設(指定管理以外)の利用再開に伴う、感染の拡大防止対策分	【内訳】 消毒液、ゴム手袋、マスク、マウスシールド等	R2.6.3	R2.6.30
13	●	●				①	ア	国	福祉部	社会システム維持のための衛生確保事業	9,745	9,745	9,977	△ 232	0		介護保険施設事業等の感染症対策のため、マスク、ゴム手袋、消毒液等を確保し、各施設に配備する。	【内訳】 マスク　介護関係 マスク　障害関係 ゴム手袋　介護関係 ゴム手袋　障害関係 消毒液　介護関係 消毒液　障害関係 郵送料 配送料 配送料　▲232千円	R2.7.1	R2.3.25
14	●					①	ア	県	健康こども部	感染予防対策事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	3,024	0	4,000	－	△ 4,000	3,024	放課後児童クラブにおけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物資の除去機能を搭載した空調設備等を整備する。	【内訳】 253千円×２台×４箇所（水沢、佐倉河、真城、姉体） 1,000千円×１台（衣里）	R2.6	R3.1
15	●	●		●	●	①	ア	国	健康こども部	悠悠館管理運営事業	336	336	343	－	△ 7		悠悠館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため消毒液等を購入する。	【内訳】 アルコール消毒液 消毒液用スプレーボトル 器具消毒用ポンプ） 館内清掃用塩素系消毒液 次亜塩素希釈容器 キッチンペーパー キッチンペーパー専用ごみ箱 使い捨て手袋 非接触式体温計	R2.5.29	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
16	●			●	●	①	ア	国	健康こども部	感染症予防対策事業	3,543	3,543	9,997	－	△ 6,454		医療・介護施設の感染症対策のため、マスク及び消毒液等を確保し、各施設に配備する。	【内訳】 サージカルマスク 消毒液 消毒液用スプレーボトル ガウン等	R2.7.22	R3.3.31
17	●			●		①	ア	国	健康こども部	感染予防対策事業	767	767	4,000	△ 3,233	0		公立保育所におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	【内訳】 ８カ所× 50万円（定員100人未満） みなみ保育園、玉里保育所エアコン購入　766,590円 その他空調設備については、９月補正で計上される予定の保育対策総合支援事業費補助金を利用して支出するため、3,233,410円が利用見込なしとなる(事業完了予定R3.2.24)。 ６月議会後に事業着手し、２園のエアコンを整備した。	R2.6.19	R2.7.17
18	●			●		①	ア	県	健康こども部	感染予防対策事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	17,440	0	23,500	△ 6,060	△ 17,440	17,440	私立の保育所、認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備するための補助を行う。 なお、空調設備等の他、体温測定用の機器やアルコール噴霧器、消毒液のディスペンサー等も補助対象とする。	【内訳】 15カ所× 50万円（定員100人未満） 　※保育所６＋認定こども園７＋その他５ 16カ所×100万円（定員100人以上） 　※保育所９＋認定こども園７ 私立の保育所、認定こども園等26施設から補助申請があり、 17,440,000円を支出予定のため、残額6,060,000円が利用見込なしとなる（事業完了予定R3.1.31）。	R2.6	R3.1
19	●	●		●		①	ア	国	健康こども部	感染予防対策事業	4,677	4,677	2,000	3,129	△ 452		公立認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	【内訳】 ２カ所× 50万円（定員100人未満） １カ所×100万円（　　〃　　以上） 公立認定こども園３施設へ空気清浄機を整備し1,513,600円を支出するため、残額486,400円が利用見込なしとなる(事業完了予定R2.9.3)。 冷暖房空調設備の修繕（稲瀬わかば園） 空調設備のオーバーホール点検 手数料　85千円 修繕工事費　2,100千円　⇒認定こども園分は12月時点で未契約。 江刺コミュニティセンターエアコン設置 エアコン３台 設置工事、税等	R2.6.19	R3.3.31
20				●		①	ア	国	健康こども部	妊婦インフルエンザ予防接種助成事業	600	600	－	－	600		今冬は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されていることから、妊婦等のハイリスク者へのインフルエンザワクチン接種が強く推奨されている。感染症の重症化リスクが高い妊婦のインフルエンザの罹患や重症化を防ぐため、任意で行われる妊婦のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、優先的な接種対象者である妊婦の健康増進を図り、もって診療・検査医療機関での受診及び検査件数を減らし、新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制を確保する。	【内訳】 400人×1,500円=600,000円	R2.10.1	R3.1.31
21		●			●	①	ア	国	教育委員会事務局	感染予防対策事業	2,958	2,958	－	3,757	△ 799		清拭用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計等保健衛生用品購入費用	【内訳】 手指消毒用アルコール（５ℓ） @8,800円×320個（36校分）　2,816,000円 非接触型体温計　13,200円×36台　475,200円 次亜塩素酸水生成機　327,800円×７台　2,294,600円（※確定額） 生成機用電解補助液　400,400円	R2.4.1	R3.3.31
22	●			●		①	ア	県	教育委員会事務局	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	16,500	0	17,622	△ 1,122	△ 16,500	16,500	３密など感染機会削減のため、学校教室への空調設備整備により、冷暖房、空調機能を強化し、教室を利用した分散授業等が実施可能な環境を整備する。	【内訳】 小学校10室分（水沢南2、常盤2、姉体2、江刺愛宕2、南都田1、胆沢第一1） 中学校2室分（江刺東2）	R2.6	R2.9
23	●					①	ア	国	教育委員会事務局	文化財管理運営事業	56	56	56	－	0		市内文化財施設（武家住宅資料館、旧岩谷堂共立病院）に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2.5.25	R3.3.31
24	●					①	ア	国	教育委員会事務局	記念館管理運営事業	101	101	101	－	0		市内４記念館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2.5.25	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
25	●					①	ア	国	教育委員会事務局	牛の博物館管理運営事業	24	24	24	－	0		牛の博物館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2.5.25	R3.3.31
26	●					①	ア	国	財務部	感染拡大防止対策事業（予備費）	748	748	748	－	0		庁舎内の窓口等において、隔壁として使用する仕切板を購入する。	【内訳】 W900×H790　73枚 W600×H900　63枚	R2.4	R2.4
27	●			●		①	ウ	国	福祉部（医療局）	病院事業会計負担金等	15,371	15,371	17,029	△ 1,658	0		医療局（水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所）が実施する、感染症医療体制整備事業及び遠隔診療体制整備事業に対する負担金及び出資金。	【内訳】 感染症防止に係る施設修繕、医療機器購入、備品費、消耗品等	R2.4.1	R3.3.31
28	●			●		①	ウ	国	福祉部（医療局）	遠隔診療体制整備事業	1,257	1,257	1,406	△ 149	0		医療局（水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所）が実施する、感染症医療体制整備事業及び遠隔診療体制整備事業に対する負担金及び出資金。	【内訳】 遠隔診療体制の整備に係る施設修繕、備品購入等	R2.4.1	R2.9.23
29	●					①	オ	国	福祉部	自主的な隔離措置応援事業	6,062	6,062	8,816	－	△ 2,754		福祉施設等に従事する者が、家族への感染の恐れなどなく安心して働けるよう、市において自主的な隔離を支援する。	【内訳】 隔離施設借上げ事業 　一日あたり82,280円×71日 宿泊施設確保事業補助金 　補助単価　１泊あたり6,000円 これまでの執行額は 衣川荘への支払い5,841,880円＋自主的隔離経費29,630円	R2.6	R3.3
30	●	●			●	①	サ	国	総務企画部	正職員時間外勤務手当等	7,000	7,000	5,000	7,000	△ 5,000		新型コロナウイルス感染症対応のための常勤職員の時間外勤務手当等	【内訳】 時間外勤務単価×2千時間（5か月間） 時間外勤務単価×2800時間（７か月間）	R2.4.1	R3.3.31
31	●					①	カ	国	協働まちづくり部	多文化共生推進事業	330	330	330	－	0		新型コロナウイルス感染症に関する国や自治体等の動向等の重要な情報について、３言語（英語、中国語、やさしい日本語）に翻訳したうえで、市公式HPや奥州市国際交流協会のFacebook、HP等を介して機動的に情報発信を行うもの。	【内訳】 10,000円×3言語×10回×1.10	R2.5.25	R3.3.31
32		●			●	①	ア	国	協働まちづくり部	子どもの居場所感染予防対策空調設備整備事業	1,034	1,034	－	1,133	△ 99		放課後子ども教室におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物資の除去機能の付いた空調設備等を整備するもの。	【内訳】 空調設備設置費　1,133千円 ３カ所：梁川、広瀬、稲瀬	R2.8.4	R3.1.8
33		●		●		①	ア	県	健康こども部	公共的空間安全・安心確保事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	2,604	0	－	2,606	△ 2,606	2,604	悠悠館トレーニングルームの使用再開のため、機器間へのパーテーション設置と、３密対策のため、ドアや窓開放のための庇及び通風網戸設置及び強制排気のための換気扇設置工事を行う。	【内訳】 トレーニング機器パーテーション 施設改修（換気工事） 施設改修（換気扇設置工事）	R2.9	R2.10
34				●	●	①	ア	国	教育委員会事務局	小学校施設空調設備整備事業	151,096	151,096	－	174,148	△ 23,052		新型コロナウイルス感染防止のため職員室への空調を整備することで、既に空調設備を整備した普通教室と併せて教職員の執務場所を確保し、３密などの感染機会の削減を図る。	イ　空調設備実施設計業務委託 　技師積算精査水沢地域7校分6,000千円、 　江刺地域8校分4,700千円、前沢胆沢衣川地域7校分4,200千円 ロ　空調設備整備費 　3,508,000円（税込）×37台＝129,796,000円 ハ　空調設備監理業務委託 　技師積算精査水沢地域7校分2,600千円、 　江刺地域8校分2,000千円、前沢胆沢衣川地域7校分1,800千円	R2.12.25	R3.3.31
35				●	●	①	ア	国	教育委員会事務局	中学校施設空調設備整備事業	93,492	93,492	－	103,976	△ 10,484		新型コロナウイルス感染防止のため職員室への空調を整備することで、既に空調設備を整備した普通教室と併せて教職員の執務場所を確保し、３密などの感染機会の削減を図る。	イ　空調設備実施設計業務委託 　技師積算精査8校分7,900千円 ロ　空調設備整備費 　3,508,000円（税込）×24台＝82,192,000円 ハ　空調設備監理業務委託 　技師積算精査8校分3,400千円	R2.12.25	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
36				●	●	①	ア	国	教育委員会事務局	幼稚園施設空調設備整備事業	7,000	7,000	－	23,845	△ 16,845		新型コロナウイルス感染防止のため職員室への空調を整備することで、既に空調設備を整備した普通教室と併せて教職員の執務場所を確保し、３密などの感染機会の削減を図る。	※当課技師直性設計監理により設計及び監理費用皆減 空調設備整備費 技師積算精査５園分7,000千円	R2. 12. 25	R3. 3. 31
37		●			●	①	ア	国	教育委員会事務局	公共的空間安全・安心確保事業	10,400	10,400	－	12,856	△ 2,456		市内小中学校の感染症予防のため、清拭用消毒液（次亜塩素酸水）生成機及び電解補助液を購入するもの。	【内訳】 次亜塩素酸水生成装置　327,800円×29台　9,506,200円 生成機用電解補助液　893,200円	R2. 9. 4	R3. 3. 31
38		●			●	①	ア	国	教育委員会事務局	公共的空間安全・安心確保事業	3,966	3,966	－	4,488	△ 522		現在もアルコール製品等の入手困難が続いており、これまで以上に学校給食施設の感染症・食中毒予防等の対策が必要なため、給食食材及び厨房機器等殺菌・除菌に使用する次亜水生成装置を、未設置施設に購入する。	【内訳】 電解次亜水生成装置	R2. 9. 24	R3. 2. 28
39		●			●	①	ア	国	教育委員会事務局	公共的空間安全・安心確保事業	175	175	－	180	△ 5		市内小中学校・幼稚園のスクールバス等運行業者の感染症予防の徹底ため、非接触型体温計、手指用消毒液を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 手指用消毒液 スプレーボトル	R2. 8. 21	R2. 12. 25
40-1				●		①	ア	国	財務部	冷凍機更新事業	149,050	149,050	－	－	149,050		不特定多数が来庁する市庁舎（本支庁舎）に自動手洗・消毒設備を設置することで、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、併せて本庁舎の空調機能を強化することで、災害時における市の中心的な防災拠点の安全・安心を確保する。	市本庁舎の換気等拡充に係る費用 中央監視制御空調設備改修費　149,050千円 内訳　空調機設備改修　140,359千円 粉塵等除去フィルタ　2,091千円 換気風量等調整費　6,600千円	R2. 10	R3. 3
40-2				●		①	ア	国	財務部	公共施設（庁舎）環境整備事業	17,680	17,680	－	28,790	△ 11,110			自動手洗・消毒器等に係る費用　17,680千円 内訳　自動手洗器等　60箇所外　14,960千円 自動消毒器　60台　2,720千円		
41		●		●		①	ア	県	健康こども部	検（健）診体制整備事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	996	0	－	1,951	△ 1,951	996	各種検（健）診等において、対象者の検温を実施し、感染拡大の防止を図る。	【内訳】 サーマル測温機能付き顔認証端末 端末 スタンド等	R2. 9	R2. 10
42		●				①	ア	国	市民環境部	感染拡大防止対策事業等	8,028	8,028	－	8,028	0		一部事務組合への負担金も含む。	【内訳】 奥州金ケ崎行政事務組合（衛生費）　4,374千円 ・火葬場　3,179千円 ・ごみ及びし尿処理施設　129千円 ・広域交流センター　1,066千円 奥州金ケ崎行政事務組合　（消防費）　3,654円	R2. 7. 1	R3. 3. 31
43		●			●	①	ア	国	市民環境部	避難所感染症対策事業	18,361	18,361	－	17,371	990		１次申請事業で購入する避難所におけるパーテーション等感染症対策物品を収容しておく避難所物品格納倉庫の設置等	【内訳】 防災倉庫、ストーブ	R2. 8. 1	R3. 3. 31
44		●				①	ア	国	福祉部	感染拡大防止対策事業	423	423	－	423	0		被保険者との接触する際の感染防止対策用物品の購入経費 対象：委託型地域包括支援センター　７事業所 基幹型地域包括支援センター　１事業所 在宅介護支援センター（ブランチ）　２事業所	【内訳】 非接触赤外線温度計 窓口用アクリル板 フェイスシールド	R2. 9. 3	R2. 9. 4

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
45		●			●	①	ア	国	福祉部	障がい福祉施設感染予防対策空調設備整備事業	22,684	22,684	－	27,200	△ 4,516		市内の障がい者福祉施設におけるウイルス感染予防のため、感染症の原因となる物質の除去機能の付いた空調設備等を整備する。	【内訳】 生活介護　11施設 短期入所　７施設 施設入所支援　４施設 就労移行支援　１施設 就労継続支援Ａ型　２施設 就労継続支援Ｂ型　13施設 共同生活援助　45施設 児童発達支援　３施設 放課後等デイサービス　13施設 福祉型障害児入所施設　１施設 地域活動支援センター　４施設 予算額27,200,000円－交付決定額22,683,596円＝4,516,404円	R2.4	R3.2
46		●				①	ア	国	農林部	産直施設感染症対策臨時支援補助事業	3,000	3,000	－	3,000	0		新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援	【内訳】 30万円×10箇所	R2.8.17	R2.3.31
47				●	●	①	ア	国	福祉部	公共的空間安全・安心確保事業 中事業：	60	60	－	128	△ 68		指定管理施設の瀬原交流館が利用者の感染予防のため、窓を開けて利用するが網戸が壊れており、虫が入り込むなど支障をきたしていることから修理をするもの。	【修繕費】 網戸修理費　59,950円	R2.12.15	R3.2.28
48		●				①	ウ	国	総務企画部	正職員防疫等作業手当等	120	120	－	120	0		新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の防疫等作業手当職員が防疫作業等を行う必要がある場合に支給する手当	【内訳】 防疫等作業手当　４人×10日	R2.4.1	R3.3.31
49		●		●		①	ウ	国	医療局	防疫作業従事職員手当等	5,471	5,471	－	5,471	0		新型コロナウイルス感染症対応にかかる医療局職員の防疫作業従事職員手当及び時間外勤務手当	【内訳】 PCR検査従事者：3,000円×193人 4,000円×350人 新型コロナウイルス感染症患者入院病棟従事者：4,000円×4人×212日 時間外手当　10万円	R2.4.1	R3.3.31
50		●				①	ウ	国	医療局	感染症診療体制整備事業	21,861	21,861	－	21,861	0		奥州市病院事業会計に繰り出し	【内訳】 資産購入費（医療器械、備品） 医療（消耗品）	R2.4.1	R3.3.31
51		●			●	①	カ	国	総務企画部	感染症関連情報発信事業	2,301	2,301	－	2,728	△ 427		新型コロナウイルス感染症拡大防止策、支援制度等について広報紙等により市民へ周知する。	【内訳】 コロナ記事掲載用頁増刷に係る印刷製本費　2,185千円 カラープリンター用トナー・ドラムユニット等消耗品　116千円 新聞広告掲載料　⇒　掲載見送りとする。	R2.4.23	R3.3.31
52		●			●	①	カ	国	総務企画部	行政情報発信強化事業	3,605	3,605	－	4,344	△ 739		新型コロナウイルス関連情報等市の行政情報を市民にわかりやすく提供するため、モバイルアプリを導入する。	【内訳】 導入経費　3,219,700円 LGWAN接続設定費用　385,000円 ~~運用経費（R2年度分：12～３月の４カ月）1,123,760円~~ ~~（次年度以降　年額3,371,280円）~~　※令和2年度は構築のみ	R2.6.26	R3.3.31
53	●	●				②	コ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（書類作成支援事業費補助金）	4,000	4,000	2,000	2,000	0		事業者の制度利用に係る各種申請書の作成支援（奥州商工会議所、前沢商工会への助成を通じて実施）	【内訳】 40万円×10箇所	R2.5.12	R3.3.31
54	●	●		●		②	コ	国	商工観光部	中小企業融資利子補給事業	75,326	75,326	30,000	45,326	0		新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業等が、奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受ける際に利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行う。併せて信用保証料を補給する。	【内訳】 融資額　1,428,100千円 利子補給額　29,571,911円 保証料補給額　45,753,839円交付金を充当する経費内容	R2.4.28	R3.3.31
55	●			●		②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（感染症対策支援事業費補助金）	24,000	24,000	12,000	12,000	0		新型コロナウイルス感染症対策のため店舗の改装を行う市内中小企業者に対しその経費の一部を補助する。	【内訳】 30万円×80箇所	R2.6.12	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
56	●					②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（商工会議所・商工会独自支援事業費補助金）	1,000	1,000	1,000	－	0		奥州商工会議所・前沢商工会が市内の中小企業、個人事業主に対して独自に取り組んでいる利子補給に対し補助を行う。	【内訳】 5,000千円×利息2.5%×1/4（3/12月）×32件	R2.5.27	R3.3.31
57	●	●				②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（タクシー宅配事業支援補助金）	4,440	4,440	1,440	3,000	0		利用客が大きく落ち込んでいるタクシー事業者がはじめた宅配事業に係る経費の一部を補助する。	【内訳】 400円×30回/日×240日=2,880千円、お試し券1千円×300枚＝300千円、広告宣伝費150千円×4回＝600千円、印刷費400千円、事務費260千円	R2.6.1	R3.3.31
58	●			●		②	サ	県	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（休業協力要請対象外事業者支援給付金） ※県補助金充当事業につき調査対象外	34,600	0	50,000	△ 10,000	△ 40,000	34,600	岩手県休業協力要請対象外の飲食店等の事業継続を支援するため事業継続資金を支給する。	【内訳】 10万円×400店	R2.6	R2.10
59	●					②	サ	県	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（宿泊事業維持給付金） ※県補助金充当事業につき調査対象外	11,024	0	15,000	－	△ 15,000	11,024	市内で宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊施設の規模に応じて給付金を交付する。	【内訳】 13千円×収容人数	R2.6	R2.10
60	●			●		②	サ	県	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃補助）） ※県補助金充当事業につき調査対象外	45,544	0	76,947	△ 48,413	△ 28,534	28,062	市内中小企業者のうち新型コロナ感染症の影響をうける事業者に対しての家賃補助 ※県）地域企業経営継続支援事業費補助金　63,597千円	小売、飲食、サービス業家賃 売上50%以上減：324件×3か月分 34,020千円（うち17,010千円交付対象経費） 売上20～50%未満減：44件×3か月分 4,174千円（うち4,174千円交付対象経費） 小売、飲食、サービス業償還金 売上50%以上減：70件×3か月分 7,350千円（うち7,350千円交付対象経費）	R2.5	R2.10
61	●			●	●	②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（新規事業進出支援補助金）	21,000	21,000	5,000	23,000	△ 7,000		事業を新規に展開する、事業を拡大する事業者に対し経費の一部を補助する。	【内訳】 50万円×42件	R2.5.21	R3.3.31
62	●					②	サ	国	商工観光部	施設衛生保持事業	400	400	400	－	0		温泉施設や宿泊施設等で高熱の恐れがあるお客様への対応として検温器を購入する。	【内訳】 ２万円×10箇所×２台	R2.6.22	R2.7.10
63	●	●						国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策緊急雇用助成金	0	0	10,000	△ 10,000	0		雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図った場合に、事業主が負担する経費に対して補助する。（県1/4、市1/4） ※全額国措置となったため申請取下げ	製造業：20社×30人×20日×500円＝6,000千円 サービス業（宿泊、観光、飲食）：3,333人×20日×300円≒20,000千円	***	***
64	●					②	サ	国	農林部	学校給食地場産牛肉利用拡大事業	5,100	5,100	5,100	－	0		新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により牛肉の消費が激減していることから、学校給食において市産の牛肉を提供することにより、市内産牛肉の消費の拡大を図るとともに地産地消を推進する。	【内訳】 学校給食における「市産牛肉」に係る市内産食材の購入費 ※R１実績 4,265千円×増加見込1.2	R2.5.27	R2.3.31
65	●					②	シ	県	健康こども部	ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	37,432	0	38,950	－	△ 38,950	37,432	ひとり親家庭の生活を支援するために現金を給付することにより、困窮家庭を救済する。	ひとり親家庭１世帯あたり３万円を給付。なお、第２子がいる場合は更に２万円、第３子以降は子ども一人　あたり１万円を上乗せ。 【内訳】 ※ひとり親家庭　30千円×499世帯 ※ひとり親家庭（子ども二人）　50千円×279世帯 ※ひとり親家庭（子ども三人）　60千円×67世帯 ※ひとり親家庭（子ども四人）　70千円×14世帯 ※ひとり親家庭（子ども五人）　80千円×1世帯 ※ひとり親家庭（子ども六人）　90千円×1世帯 ※資格喪失（3月卒業）30千円×77人＋子ども二人家庭　50千円 通知用紙等、事務消耗品代 144千円 封筒印刷代　150千円 発送用郵便代　120円×938世帯 返信用郵便代　99円×938世帯 課振データ作成にかかる作業手数料　100千円 給付金支払いに係るシステム開発委託料　1,900千円	R2.6	R2.8
66	●			●		②	シ	県	教育委員会事務局	奨学生臨時支給給付金支給事業 ※県補助金充当事業につき調査対象外	2,210	0	2,511	△ 301	△ 2,210	2,210	学生の就学環境を維持するために必要な経費の一部を支援するため、市の奨学金貸与者に一時金を支給する。	【内訳】 5万円×44人 10千円（通知・返信用郵券代）	R2.5	R2.8

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
67		●		●	●	②	ケ	国	総務企画部	新型コロナウイルス感染症対策（調査方法の非接触型への移行）に伴う国勢調査支援事業	461	461	－	7,288	△ 6,827		非接触型の調査方法が基本となることから、これまで以上に回答内容の精査が必要とされ、その対策を講じ調査結果の精度維持に資する。	【内訳】 会計年度任用職員報酬　7か月雇用1名、5か月雇用5名、既雇用の2名の時間外手当を含む。 報酬、期末手当、時間外手当、共済費、費用弁償 会計年度任用職員８人の時間外手当１月相当分の増額 国勢調査交付金の二次交付追加措置により、その対象経費になるか明確でない金額を除き、減額する。 対象経費になるか現時点で明確でないもの 時間外手当　100千円　交付額を上回る額 12月期末手当　157331円×2人＝315千円 12月期末手当に伴う社保料　23,440円×1人＋22,034円×1人＝46千円 計461千円	R2.7.1	R3.3.31
68		●				②	ケ	県	財務部	指定管理者制度導入誘客施設脱コロナ支援事業交付金 ※県補助金充当事業につき調査対象外	25,000	0	－	25,000	△ 25,000	25,000	指定管理者制度導入施設のうち市外からの利用者が多くを占める施設に対し、利用者の回復を図るためのキャンペーンや施設機能の増強を図る取組を支援する。	【内訳】 15,000千円×１施設（ひめかゆ）　6,000千円×１施設（藤原の郷） 2,000千円×２施設（前沢温泉、姉体道の駅）	R2.8	R2.10
69				●	●	②	コ	国	商工観光部	中小企業融資利子補給対応基金造成事業	92,248	50,405	－	92,248	△ 41,843		新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業に対する利子補給を継続的に行うための基金を造成	融資総額想定14.3億円、R03以降利子補給額94,940千円 ※R02利子、保証料補給額　75,326千円	R2.12.9	R3.4以降
70		●				②	ケ	国	商工観光部	伝統産業総合支援事業	17,200	17,200	－	17,200	0		新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている市内伝統産業を支援するため、産地組合がおこなう、岩谷堂箪笥まつり、南部鉄器まつり等のイベントの開催時におけるコロナ対策（検温、消毒、飛散防止対策、ソーシャルディスタンス対応等）や商品割引きに必要な費用を支援することにより、伝統産業の維持・活性化を図る。	【内訳】 イベント開催時割引額対象経費　13,200千円 ※祭りイベント売上見込（定価換算）66,000千円×20% イベント開催時コロナ対策経費　4,000千円 ※2,000千円×2産地組合	R2.8.3	R3.3.31
71		●			●	②	ケ	国	商工観光部	製造業向けコロナ対策支援事業	39,654	39,654	－	40,000	△ 346		減収下においてもアフターコロナを見据え積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対し、必要な費用の一部を補助することにより事業継続と雇用の場の確保を図る。	【内訳】 2,000千円×20件＝40,000千円（補助の上限：2,000千円） （12/17現在）23件39,654千円	R2.8.11	R3.3.31
72		●				②	ケ	国	商工観光部	市内企業コロナ関連製品PR事業	700	700	－	700	0		市内企業が製作したコロナ関連製品を調達し、市が開催するイベント等で展示、PRし広く周知することで企業支援に資する。	【内訳】 市内企業製造製品購入一式　418千円 イベント開催時消耗品一式　82千円 周知用ポスター等印刷製費　200千円	R2.8.27	R3.3.31
73		●			●	②	ケ	国	福祉部	介護施設等緊急雇用助成事業	200	200	－	1,000	△ 800		新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者が、介護施設に就職することで、介護保険サービス人材の安定的な確保を図る。	【内訳】 100,000円×10人　1,000,000円	R2.10	R3.3
74		●			●	②	ケ	国	農林部	繁殖経営基盤強化支援事業	11,555	11,555	－	22,146	△ 10,591		子牛市場価格の下落が著しい中、和牛農家が今後も意欲を持って事業継続できるよう繁殖素牛の導入又は自家保留に要する経費の一部を助成	【内訳】 肉用牛（黒毛和種）を繁殖雌牛として自家保留又は導入に要する経費以内で、１頭当たり50,000円を上限とする。（子牛の平均価格が国が示す生産費を上回った場合は助成しない） ア：40頭×50千円×11月(22,000,000円) イ：事務手数料　@330円×40頭×11月（145,200円） 減額８～10月は子牛価格が生産費を上回ったため助成なし ア:40頭×50千円×３月(6,000,000円) イ:事務手数料@330円×40頭×３月(39,600円)	R2.7.22	R3.3.31
75		●				②	ケ	国	農林部	肥育素牛自家保留支援事業	19,964	19,964	－	19,964	0		枝肉価格の下落が著しい中、和牛農家が今後も意欲をもって事業継続できるよう肥育素牛の自家保留に要する経費の一部を助成	【内訳】 肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要する経費以内で、１頭当たり40,000円を上限とする。（牛マルキンが交付されない場合は助成しない） ア：45頭×40千円×11月(19,800,000円) イ：事務手数料　@330円×45頭×11月（163,350円） (※今後、GoToEatキャンペーンの影響により牛肉の需要が増え、牛マルキンが発動しない可能性がある。)	R2.7.22	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
76			●		●			国	農林部	教育旅行受入準備事業	0	0	－	1,566	△ 1,566		教育旅行生の受入準備段階で新型コロナウイルス感染症対策に取り組む際に必要となる物品を整備し、受入体制を支援する。 ※事業実施見合わにつき申請取下げ	感染症対策に資する物品の購入費用 ア　マスク　2,000円×100戸＝200千円 イ　アルコール消毒液　2,750円×100戸＝275千円 ウ　ペーパータオル　168円/箱×7箱×100戸＝117.6千円 エ　ゴミ袋　（小）224円×2袋×100戸＝44.8千円 （大）332円×２袋×100戸66.4千円 オ　次亜塩素酸水溶液　365円×2本×100戸＝73千円 カ　使い捨て手袋　935円/箱×2箱×100戸＝187千円 キ　フェイスシールド　2,299円/箱×2箱×100戸＝459.8千円 ア～キ＝1,423.6千円×1.1≒1,566千円	***	***
77		●			●			国	農林部	教育旅行受入継続支援事業	0	0	－	574	△ 574		教育旅行受入継続に向け、令和２年度において受入が出来なかった各学校に対して事業の継続プロモーションを行う。 ※事業実施見合わにつき申請取下げ	【内訳】 横浜市立浦島丘中学校ほか8校（1,091人）×300ｇ×@500+送料等	***	***
78		●			●	②	ケ	国	教育委員会事務局	障害者就労施設緊急対応型雇用創出事業	256	256	－	364	△ 108		障害者就労施設の受注作業が、新型コロナウィルス感染症の影響により激減していることから、障害者就労施設の従事者の就労機会を守るため、教育委員会が管理する土地の除草作業を委託し雇用を維持・創出する。	【内訳】 障害者就労施設に委託する除草作業費 364千円（1㎡当たり@40円×8,261㎡×1.1）	R2.8.11	R2.9.15
79	●	●			●	③	セ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（宿泊促進事業補助金）	181,300	169,300	35,000	85,300	49,000		感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助 ※県）観光宿泊施設緊急対策事業費補助金　6,000千円	【内訳】 市内の宿泊施設に ①市民が宿泊する場合は、4,000円補助 4千円×６月×500人 ②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助 2千円×6月×9,475人、事務費600千円 （うち県補助金12,000千円） （追加）2千円×２月×13,750人	R2.7.31	R3.2.28
80	●	●			●	③	セ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（観光関連事業者緊急支援事業補助金）	25,000	25,000	5,000	5,000	15,000		感染症収束後に観光関連事業者を支援するために観光物産協会が実施する各種事業への補助	【内訳】 観光物産協会が実施する宣伝広告事業、日帰り入浴利用促進事業、宿泊促進事業、飲食店誘客促進事業、特設サイト開設等事業、タクシー観光支援事業、宣伝広告費の一部、事務費 （追加）宿泊促進事業、飲食店誘客促進事業、特設サイト開設等事業、タクシー観光支援事業、宣伝広告費の一部等の各種事業の実施期間の延長	R2.6.9	R3.3.31
81	●					③	ソ	国	総務企画部	奥州ふるさと応援寄附事業	10,674	10,674	10,674	－	0		新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や来奥者の減少などにより、経済活動が停滞し、市内事業者への影響が大きくなっていることから、市産品の消費拡大、収束後の観光客誘致に向けたシティプロモーションを行い、事業者支援につなげるもの。	【内訳】 ~~・イベント出展関連経費　365千円~~ ~~イベント出展旅費~~ ~~出展用物品運搬費~~ ・プロモーション活動関連経費　10,674千円 ふるさと納税寄附者宛PR用ハガキ作成料及び郵送料（20,000枚） ポータルサイト内広告宣伝PR枠費用 パンフレット作成料	R2.5.25	R3.3.31
82	●	●				③	ソ	国	農林部	和牛肥育経営生産基盤支援事業	104,332	104,332	47,250	57,082	0		枝肉価格の下落が著しい中、和牛肥育農家が今後も意欲をもって事業継続できるよう奥州市内で奥州市産の素牛を購入した場合に素牛導入費用の一部（1頭につき9万円）を助成（牛マルキンが交付されない場合は助成しない）	【内訳】 ア:105頭×90千円×11月 イ:事務手数料　@330円×105頭×11月（381,150円） （※今後、GoToEatキャンペーンの影響により牛肉の需要が増え、牛マルキンが発動しない可能性がある。）	R2.5.22	R3.3.31
83		●			●	③	セ	国	総務企画部	地域公共交通基盤維持支援事業	16,100	16,100	－	17,400	△ 1,300		感染防止による外出自粛が長期化し、大幅な売上減少が続いているタクシー事業者及び貸切バス事業者を支援することにより、運行基盤を維持し、公共交通の安定運行を確保する。	【内訳】 基本額1,000千円、保有台数加算（バス100千円、タクシー50千円） 貸切バス：1,000千円×２社＋100千円×17台＝3,700千円 タクシー：1,000千円×６社＋50千円×128台＝12,400千円	R2.4.1	R3.3.31
84		●			●	③	セ	国	総務企画部	地域公共交通運行支援事業	4,100	4,100	－	4,400	△ 300		市の委託又は補助を受けないバス路線を運行する乗合バス事業者が、利用者が減少しているにも関わらず、過密を避けるために運休等をせずに運行を継続している場合に、事業者の経費を支援することで市民の日常の足を確保する。	【内訳】 基本額　市内営業所１箇所500千円 加算額　１路線300千円、使用車両１台100千円 500千円×1＋300千円×6＋100千円×18＝4,100千円	R2.4.1	R3.3.31
85		●			●	③	セ	国	商工観光部	タクシー利用促進支援事業	31,675	31,675	－	16,675	15,000		新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を販売し売上の30%を補助する。	【内訳】 5千円×1万冊×30%＝15,000千円、事務費400千円、臨時職員1,275千円 （追加）5千円×9,800冊×30%＝14,700千円、事務費300千円	R2.8.3	R3.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
86		●				③	セ	国	商工観光部	観光バス利用促進事業	25,000	25,000	－	25,000	0		学校や団体による観光バス利用料金の一部を補助することにより、３密対策の利用バス台数の増及び観光バスの利用促進を図る。	【内訳】 法律に定める観光バス利用料金の２分の１以内の額 @50,000円×10台×10日×５カ月（９～１月）	R2.8.27	R3.3.31
87		●				③	セ	国	農林部	市産牛肉消費拡大事業補助金	31,950	31,950	－	21,300	10,650		牛肉専用の購入補助商品券を配布し、市産牛肉の消費拡大を図るための事業に対する補助	牛肉券は、1,000円×５枚組（5,000円分）を2,500円で、奥州市観光物産協会、ＪＡ岩手ふるさと各地域センター、協同サービスで販売予定 【追加】牛肉商品券を前沢牛といわて奥州牛の２種類で各1,000セット（１セット1,000円×５枚組（5,000円分））を販売	R2.8.17	R2.3.31
88				●	●	③	セ	国	協働まちづくり部	観光拠点施設　公共無線LAN強化事業	1,427	1,427	－	2,500	△ 1,073		胆沢ダム直下にある胆沢川は、カヌージャパンカップの開催やカヌー、ラフティング体験などのスポーツアクティビティが充実している。その拠点施設として「奥州湖交流館」を設置しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により激減している観光客やインバウンドの誘客を進めるため、当該施設の公共無線LAN(Wi-Fi)環境を強化するもの。	奥州湖交流館　公共無線LAN強化事業 1,427千円 【内訳】 ・Wi-Fi対応配線作業 ・Wi-Fi環境機器 ・Wi-Fi環境機器設置設定作業 ・光回線接続費用 ・インターネット回線導入費用 ・インターネット回線費用	R2.12.8	R3.3.31
89		●		●	●	③	ソ	国	健康こども部	赤ちゃん応援特別定額給付金給付事業	60,907	60,907	－	61,047	△ 140		特別給付金の対象とならなかった令和２年４月28日から令和３年３月31日生まれまでの新生児に対し、100,000円を給付する。	【内訳】 想定新生児数600人×100,000円＝60,000,000円 会計年度任用職員報酬、手当等　754,000円 送金手数料　42,000円 消耗品代　10,000円 郵送料　@84×600×2＝100,800円	R2.8.31	R3.3.31
90	●	●			●	④	ツ	国	総務企画部	庁内オンライン会議環境構築事業	11,327	11,327	7,007	5,857	△ 1,537		市行政の業務継続や職員の感染リスクを排除し、安全を確保することを目的としてオンライン会議環境を構築するもの。併せて、住民向け説明会の分散開催や住民の諸手続きにおいても最寄りの総合支所に来庁し、本庁舎とオンライン環境を通じて対応することも検討し、住民の感染拡大防止につなげるもの。	【内訳】 庁舎間のオンライン環境に係る備品購入、システム整備等	R2.7	R2.12
91				●	●	④	ツ	国	教育委員会事務局	GIGAスクール用端末及び関連機器整備事業	462,493	462,493	－	557,377	△ 94,884		GIGAスクール構想における一人一台端末を実現するため、市内小中学校全児童生徒及び教職員の使用する端末及び関連機器等の整備を行う。	【内訳】 端末購入（設定等込）：9,000台　406,765千円 保管庫購入（配送等込）：317台　25,728千円 大型提示装置:30台　30,000千円 （合計　462,493千円）	R2.12.25	R3.3.31
92		●		●		④	ツ	国	教育委員会事務局	市内小中学校校務用パソコン整備事業	42,527	42,527	－	42,527	0		教諭等の集まり（密）を減らすことによりコロナウイルス感染拡大を防ぐため、各学校にいながらオンラインで会議等が開催できる環境を整備する。	【内訳】 webカメラを搭載した校務用パソコンの市内小中学校への導入（５年リース）費用（令和２年度分）（パソコン等関連機器：8,128千円、校務支援システム：4,592千円、設定：29,807千円）	R2.7.31	R2.11.30
93		●			●	④	ツ	国	商工観光部	中小企業IT化推進事業	1,423	1,423	－	6,000	△ 4,577		新型コロナウィルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための業務改善について前向きな投資を検討する事業者に対し支援を行うことにより、将来的な業務改善と生産性向上に資する。	【内訳】 新型コロナウィルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改善のためにＩＴツール導入の検討を行う際のコンサルティング費用 相談　1,422,500円 ・基本（1時間）7,500円～30,000円 ・追加（1時間を超える1時間当たり）1,000円～7,500円 ※業務種別により基本料金、追加料金とも変わります。	R2.10.26	R3.3.31
94		●				④	ツ	国	農林部	食の黄金文化・奥州リモート販売等指導事業	1,485	1,485	－	1,485	0		新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の首都圏での販売会が中止となっていることから、現地に赴かずにＰＲするリモート販売会等のノウハウに関する研修会や実践販売会等を開催することで、将来的には各自でそのスキルを発揮して独自の販売網を開拓し、所得の向上を目指す。	【内訳】 リモート販売等指導業務委託料	R2.8.17	R2.3.31

【１次・２次申請事業】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧（執行見込反映）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	県補助金対象経費（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月															
95		●			●	④	ツ	国	総務企画部	公衆無線ＬＡＮ環境整備事業	109,508	109,508	－	146,816	△ 37,308		市のイントラネットを活用し、災害時の一次収容避難所（各総合支所及び各地区センター）にWi-Fi環境を整備し、災害時の市民への情報伝達や、市民が情報収集できる環境とする。	【内訳】 ・ネットワーク改修SE費用 ・Wi-Fi対応配線作業 ・Wi-Fi環境機器 ・Wi-Fi環境機器設置設定作業 ・ネットワーク改修SE費用 ・ネットワーク改修ハードウェア費用 ・インフラ構築SE費用 ・インフラ構築ハードウェア費用 ・現調費用 ・ネットワーク改修作業 ・教育端末ＩＰ設定変更対応作業 ・光回線接続費用 ・インターネット回線導入費用　24,750円 ・インターネット回線費用　月額×５カ月	R2.9	R3.3
96		●	●		●	④	ツ	国	総務企画部	高度無線環境整備推進事業（地方単独分）	0	0	－	20,716	△ 20,716		新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となっているため、市内のブロードバンド・ゼロ地域解消のため５G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を行うもの。	内訳】 交付金を充当する経費内容 当事業費　65,813,000円 市負担額　38,265,800円（交付金38,265,000円、一般財源800円） 事業者負担額　5,610,200円 積算根拠（対象数、単価等） ＮＴＴの見積による。 事業の対象（交付対象者、対象施設等） 対象世帯数　135世帯 対象世帯の人口　417人	R2.10	R3.3
97				●		④	ツ	国	福祉部	福祉施設等リモート面会支援事業	10,600	10,600	－	10,600	0		感染予防のため福祉施設等の入所者とその家族が面会できない状況が続いており、双方が安心できる環境づくりのためリモート面会に必要な機器等に係る環境整備に補助金を交付する。	【福祉施設】 100千円×37施設＝3,700千円 【介護福祉施設等】 100千円×69施設＝6,900千円	R2.4	R3.1
										計	2,291,612	2,041,395	525,775	1,785,344	△ 269,724	178,892				

【追加事業（３次申請）】

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業（追加事業）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期					交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
	5月	7月	9月	12月	１月														
1					●	①	ア	国	総務企画部 福祉部	感染予防対策事業	2,289	2,289			2,289	行政区長及び民生児童委員の業務における感染症対策のため、マスク及び消毒液を確保し、それぞれ配布する。	【配布対象】行政区長333人×2回＋予備＝700 民生児童委員323人×2回＋予備＝700 マスク（50枚入）1,250円×（700＋700）＝1,750,000円 消毒液（60ml）　385円×（700＋700）＝539,000円	R3.2.1	R3.3.31
2					●	①	ア	国	財務部	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	18,722	18,722			18,722	多人数で来庁する市民等の速やかな検温作業に対応するため、多人数サーモグラフィカメラシステム端末を導入する。	ア　サーマル測温機能付顔認証端末　900,000円×12台 イ　機器制御用ＣＰＵ　123,300円×12台 ウ　大型液晶モニター　158,000円×12台 エ　ディスプレイスタンド　42,000円×12台 オ　制御ケーブル・ハブ等　195,000円×12台 上記計17,019,600円＋消費税1,701,960円＝18,721,560円	R3.2.1	R3.3.31
3					●	①	ア	国	健康こども部	田原保育所エアコン熱交換器洗浄事業	901	901			901	（業務委託） 保育室等のエアコン15台の洗浄をし、空気清浄性能の回復に努める。 田原保育所のエアコンは建設以来（H20）、メーカーによる分解洗浄等をしておらず出力が低下してきている。10年程度なので、クリーニングによる回復が見込まれ、クリーンな保育環境の提供を目指す。	室内機熱交換器洗浄天井カセット　@37,000円×13台＝481,000円 厨房用　56,000円×２台＝112,000円 交通費　90,000円 諸経費　136,000円 消費税　81,900円　合計900,900円	R3.1.26	R3.3.31
4					●	②	シ	国	健康こども部	子育て世帯新型コロナウイルス感染症対策給付金事業	72,600	72,600			72,600	市内児童・生徒の新型コロナウイルス感染症対策のため、各家庭でマスクや消毒液等の購入量が増える等、係り増しとなっている経費について、給付金を給付することにより感染症対策支援を行うもの。	扶助費　70,000千円（@5,000円×14,000人） 封筒印刷代　200千円 通知等印刷委託　1,000千円 紙等消耗品代　50千円 郵送料　1,092千円 （@84×10,000世帯＋公務員返信用@84×3,000世帯） 事務補助員　258千円（2か月）	R3.1.26	R3.3.31
5					●	①		国	協働まちづくり部	成人式開催事業	3,148	3,148			3,148	急激な新型コロナウイルス感染拡大により、成人を一堂に会して成人式を開催することで、さらなる感染拡大を招く恐れがあることから、新成人を参集しない形のＷｅｂ開催とする。直前である12月の開催方法変更に合わせ市の特産品等の記念品を贈呈する。	新成人への記念品　@2,000円×1.10×1,230人 開催方法変更通知等郵券代　193,110円 記念撮影フォトスポット用看板作成代　@11,500円×1.10×10カ所 Ｗｅｂ配信業務委託料　326,700円	R2.12.18	R2.2.28
6					●	①	ア	国	協働まちづくり部	社会教育施設管理運営事業	6,633	6,633			6,633	施設の空調機が経年劣化により能力が低下しており、適切な温度管理ができていない。室温が低いことで新型コロナウイルス感染症対策であるこまめな換気が十分に行えないこと、また、体調不良、免疫力低下の要因となるおそれがあることなどから空調設備を改修（修繕）するもの。	江刺生涯学習センター　空調機修繕 図書館　お話しコーナー系統　1,120,000円×1.10＝1,232,000円 （※R03当初要求） 図書館　西側系統　1,720,000円×1.10=1,892,000円 ２Ｆ研修室　1,670,000×1.10＝1,837,000円 ２Ｆ学習コーナー　1,520,000円×1.10=1,672,000円	R3.1.26	R3.3.31
7		●				①	ア	国	協働まちづくり部	文化芸術振興補助金（地方単独分）	1,410	1,410			1,410	奥州市文化会館の感染症防止対策及び空調設備改修事業 ※算定率0.8の国庫補助事業地方負担分への充当	【内訳】 感染症防止事業　7,832円 空調設備の改修事業　14,080,000円	R2.6.3	R3.2.28
8					●	①	ア	国	福祉部	休日・夜間診療所事業	20,015	20,015			20,015	奥州金ケ崎行政事務組合が運営する休日診療所及び夜間診療所において、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施したうえで、診療を継続することにより、市民の安心安全な初期救急医療提供体制の確保と地域医療の維持を図る。	【内訳】 奥州金ケ崎行政事務組合負担金 休日診療所運営費分担金　10,457千円 夜間診療所運営費分担金　9,558千円	R2.9.14	R3.3.31
9					●	⑥	シ	国	福祉部	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金事業（地方単独分） （住居確保給付金）	55	55			55	離職若しくは自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給するもの。 ※算定率0.8の国庫補助事業地方負担分への充当	①住居確保給付金国庫負担額（第1次補正及び第2次補正分） 219,985+597,344＝817,329円（国3/4負担） ②補正分対象事業費　817,329÷3/4＝1,089,772円 ③市負担額　1,089,772-817,329＝272,443円 ④申請額　272,443×算定率0.8＝217,954円	R2.4.1	R3.3.31

【追加事業（３次申請）】

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業（追加事業）

令和３年１月18日
全員協議会資料
総務企画部

No	市の予算措置時期 5月	7月	9月	12月	１月	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	支援制度区分	担当部	事業名称	総事業費（千円）	うち臨時交付金対象経費（千円）	１次申請（申請済）	２次申請（申請済）	３次申請（見込）	事業内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
10				●		②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（(地域企業臨時支援給付金支給事業(家賃支援)）	79,037	26,219			26,219	市内中小企業者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対しての家賃を支援する。	対象事業者の売上が30%以上減：月額15万円上限×３ 79,037千円（うち26,219千円交付対象経費）	R2.12	R3.2.26
11					●	②	サ	国	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（(地域企業臨時支援給付金支給事業(自動車運転代行業)）	2,250	2,250			2,250	市内で自動車運転代行業を営む事業者の事業継続を支援するため随伴用自動車の規模に応じて給付金を支給する。	【内訳】 50千円×随伴用自動車台数	R3.2.1	R3.3.31
12					●	③	セ	国	教育委員会事務局	Ｗｅｂ博物館改修事業	4,000	4,000			4,000	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛対応として、ホームページを通して魅力ある情報を発信し、収束後の博物館、記念館への誘客を図る。	博物館、記念館のホームページリニューアル業務委託に係る経費 一式4,000,000円	R3.2.1	R3.3.31
13					●	②	シ	国	教育委員会事務局	就学援助認定者臨時支援給付金支給事業	35,211	35,211			35,211	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている就学援助受給世帯（準要保護世帯）を支援するために、「就学援助受給世帯臨時支援給付金」を支給する。	・就学援助受給世帯の準要保護世帯として認定を受けた世帯の小中学生１人につき５万円。 ・令和２年度において就学援助の新入学用品費を受給する世帯として認定を受けた世帯の小学校の新入学児童１名につき５万円。 ・令和３年度新規認定世帯のうち、令和２年度において就学援助の新入学用品費を受給する世帯として認定を受けた世帯の中学校の新入学生徒１名につき５万円 ・支給対象人数 就学援助受給（準要保護）認定世帯（R3.1.1現在）小中学生　585名 今後の申請見込　50名 小学校の新入学児童（見込み）　50名 中学校の新入学生徒（新規のみ・見込み）　10名 計　695名 給付金支給額　695名×50,000円＝34,750,000円 郵券代　84円×695名×２回＝116,760円 会計年度任用職員報酬　976円×６時間×44日＝257,664円 〃　共済費（19,927円×２ヶ月）+19,971円＝59,825円 〃　費用弁償（通勤手当）　600円×44日＝26,400円	R3.2.1	R3.3.31
										計	246,271	193,453	0	0	193,453				

【国庫補助事業（３次申請）】

No	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費（千円）	うち国庫補助金（千円）	うち交付対象経費（千円）	その他（千円）	内容	積算内訳	事業開始年月日	事業完了（予定）年月日
1	④	ツ	総務企画部	無線システム普及支援事業費等補助金	47,976	15,992	9,406	22,578	新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となっているため、市内のブロードバンド・ゼロ地域解消のため５G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を行うもの。	【内訳】 交付金を充当する経費内容 当事業費　47,976,000円 市負担額　9,406,000円（交付金9,406,000円） 事業者負担額　22,578,000円 積算根拠（対象数、単価等） ＮＴＴの見積による。 事業の対象（交付対象者、対象施設等） 対象世帯数　135世帯 対象世帯の人口　417人	R2.10.21	R3.3.31
2	①	ア	教育委員会事務局	学校保健特別対策事業費補助金	3,030	1,411	1,619	0	清拭用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計等保健衛生用品購入費用	【内訳】 手指消毒用アルコール（５ℓ） ＠8,800円×320個（36校分）　2,816,000円 非接触型体温計　13,200円×36台　475,200円 次亜塩素酸水生成機　327,800円×７台　2,294,600円（※確定額） 生成機用電解補助液　400,400円	R2.4.1	R3.3.31
				感染予防対策事業（地方単独分） ※２次申請対象事業	2,958	－	2,958	－				
3	①	ア	協働まちづくり部	文化芸術振興補助金	12,678	7,043	5,635	0	奥州市文化会館の感染症防止対策及び空調設備改修事業	【内訳】 感染症防止事業　7,832円 空調設備の改修事業　14,080,000円	R2.6.3	R3.2.28
				文化芸術振興補助金（地方単独分） ※３次申請対象事業	1,410	－	1,410	－				
4	①	ク	教育委員会事務局	学校臨時休業対策費補助金	3,098	2,323	775	0	学校給食費の保護者返金に要する経費及び食材納入業者等に対して既に発注されていた食材に対するキャンセルに伴う補償金	【内訳（交付対象経費分）】 給食費返金通知等郵送料（R2年度）4,712通　386,139円 食材納入業者への補償金　6事業者　2,711,872円 ※補助対象経費対象外分は77,361円（教職員分郵送料等） 【交付金を充当する経費内訳】 国庫補助金補助率　3/4　（地方負担1/4が臨時交付金10/10対象） 当事業総事業費（R2年度補助金交付対象経費分）　3,098,011円 市負担額（R2臨時交付金対象）　775,000円 ※参考 当該補助金交付対象経費のうちR元執行分郵送料8,904円については、市負担分（1,904円）の80%が特別交付税対象予定（国庫補助金7千円）。	R2.4.1	R2.12.31
5	①	ク	教育委員会事務局	学校保健特別対策事業費補助金	46,500	22,750	23,750	0	①市内小・中学校における感染症対策等への支援 消毒液等消耗品、サーキュレータ等３密対策備品等の整備 ②子供たちの学習保障の取組支援 休校措置がとられた場合の家庭学習用教材作成経費の配分	【内訳】 各校の児童・生徒数に応じて１校当たり1,000～2,000千円を配分	R2.4.1	R3.3.31
6	②	シ	福祉部	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金事業（住居確保給付金）	1,089	817	272	0	離職若しくは自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給するもの	①住居確保給付金国庫負担額（第1次補正及び第2次補正分） 219,985+597,344＝817,329円（国3/4負担） ②補正分対象事業費　817,329÷3/4＝1,089,772円 ③市負担額　1,089,772-817,329＝272,443円 ④申請額　272,443×算定率0.8＝217,954円	R2.4.1	R3.3.31
				生活困窮者自立相談支援事業費等負担金事業（地方単独分） （住居確保給付金）	55	－	55	－				
				計	114,371	50,336	41,457	22,578				

新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（1月12日現在）

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算（千円）
融資	1	奥州市中小企業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲５％ セーフティネット証明が必要（市発行）	実質無利子。信用保証料金も全額補給。限度額：運転2,500万 設備併用3,750万	R2.4.28～県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまで。遅くても1週間程度で融資可能。6/30で終了。 ●保証料補給：申請110件、決定110件、 補給額45,754千円 ●利子補給額：29,572千円 融資決定額1,428,100千円	75,326
	2	小口融資制度	商工会議所、商工会	中小企業者	相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。	５月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。 (12月31日時点) ●奥州商工会議所4件、前沢商工会1件	1,000
雇用	3	雇用調整事業補助	市	雇用調整助成金申請認定企業	企業が負担した６％分の支払いを支援する予定であったが、今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。	廃案	0
給付	4	休業協力対象外事業者支援給付金	商業観光課	県の休業要請の対象となっていない飲食店で５０％以上の減収があった事業者	１店舗当たり給付金10万円を支給	10月30日受付終了。 ●申請346件、決定340件、取下げ5件、不支給決定1件 ●執行額34,000千円	40,000
	5	宿泊事業維持臨時給付金	商業観光課	市内宿泊事業者（性風俗関連施設を除く）で５０％以上の減収があった事業者	1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付	10月30日受付終了。 ●申請15件、決定14件、不支給決定１件 ●執行額11,024千円	11,024
家賃	6	地域企業経営継続臨時支援補助金（家賃補助）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等で１月当たりの売り上げが20％以上減少した中小企業者。	家賃の半額を3か月助成する。50％以上減少した事業者は限度額1月当たり10万円。20％以上50％未満減少した事業者は限度額1月当たり5万円。	10月30日受付終了。 ●申請417件、決定411件、取下げ4件、取消し２件 ●執行額42,161千円	45,544
		地域企業経営継続臨時支援補助金（償還金補助）			自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3か月分補助する。限度額1月当たり5万円	10月30日受付終了。 ●申請30件、決定30件 ●執行額3,094千円	
新規・拡充	7	地域企業事業改革臨時支援補助	商業観光課	市内中小企業者	新規事業や新たなサービス、事業拡大を行うことに対する支援。50万円を限度に費用の2分の1を補助。（例）タクシー会社の宅配サービス、酒造会社の消毒液製造など	6月５日から受付開始。 （１月７日時点） ●申請51件、決定51件 ●執行額16,050千円	28,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算（千円）
感染対策	8	感染症対策支援事業	商業観光課	市内中小企業者	感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、費用の2分の1補助。限度額30万円。（例）飛沫感染防止のための仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。	受付終了。 ●申請122件、決定118件、取下げ４件 ●執行額23,197千円	24,000
経営支援	9	タクシー宅配事業支援補助		胆江地区タクシー業協同組合	宅配タクシー料金の３kmまで900円、以降１kmごとに200円追加として実施する事業に対し、1回あたり900円を補助。	6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。令和３年３月末まで期間を延長する。 8月3日変更契約済。 （12月31日時点） ●デリタク　634件	4,440
経営支援	10	宿泊促進事業補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助。 市内の宿泊施設に ①市民が宿泊する場合は、4,000円補助（うち財源として県から2,000円） ②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助	7月31日岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部と補助金交付契約締結済。 9月１日からの宿泊者を対象に予約開始。 （12月20日時点） ●44,170人	126,300
その他	11	書類作成支援事業		奥州商工会議所・前沢商工会	雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。	5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。 （12月31日時点） ●奥州商工会議所 1,107件、前沢商工会 698件	4,000
観光支援	12	観光関連事業者緊急支援事業		奥州市観光物産協会	コロナウイルス収束後の観光支援策を総合的に実施。（例）宣伝広告事業（事業者の活動を奥州FMや新聞でPR）、宿泊促進事業（地場産品プレゼント）、飲食店誘客促進事業（共通チケット発行）タクシー観光支援事業（プレミアムタクシーの助成）	6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。 6月15日から事業開始。８月３日変更契約済。 （12月7日時点） ●宣伝広告事業：73社、他に菓子製造販売、温泉施設、伝統工芸（南部鉄器&岩谷堂箪笥）の業界から奥州FMを通じて情報発信。月刊Oh!Shunを活用した宣伝広告（7月~11月） ●宿泊促進事業：8303個 ●飲食店誘客促進事業：8/24-9/30：53店、11/28-1/17：104店で実施。他に地元マスコミを通じた食事券プレゼント（延べ35人） ●タクシー観光支援事業：43件 ●日帰り温泉入浴助成：3782人 ●地元の温泉施設宿泊者（奥州市民限定）に対する奥州市特産品プレゼント：104人	10,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算（千円）
経営支援	13	タクシー利用促進支援事業		胆江地区タクシー業協同組合	新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を30%引きで販売し値引き分を補助する。	8月3日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約締結済。 8月10日から市内各所で販売開始。販売店舗52店舗。 （12月31日時点） ●10,000冊完売	16,675
経営支援	14	観光バス利用促進事業		市内バス事業者	学校や団体が観光バス利用時、観光バス利用料金の一部を補助することにより、観光バスの利用促進を図る。	９月１日市内事業者２者と補助金交付契約締結済み。10月から割引事業開始。 （令和２年12月末現在） ●執行予定額9,319,000円 （内訳：広告３件、貸切バス運行・延べ254台）	25,000
経営支援	15	市内旅行商品造成補助		市内旅行業者等	モニターツアーなどにより「新たな生活様式」に対応した事業を検討している事業者を補助し、地域の活性化につなげる予定であったが新型コロナウイルス感染症が収束に向かわない中で、市内へのモニターツアーを実施する事業者がいないため事業廃止するもの。	廃案	0
その他	16	テレワーク環境整備補助		市内の旅館・ホテル	観光以外の需要取り込みのため、テレワーカーを受け入れられるWi-Fi、WEB等会議等環境整備を行う市内宿泊事業者に補助する予定であったが岩手県で同様の事業を開始したため事業廃止するもの。（県補助率２/３、１事業者当たり2,000千円上限）	廃案	0
経営支援	17	伝統産業総合支援事業		水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箪笥生産組合	産地組合がおこなう、岩谷堂箪笥まつり、南部鉄器まつり等での販売促進に関する経費及びイベント開催時のコロナウイルス感染症対策対策に必要な経費に対する補助。	水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箪笥生産組合との補助金交付契約済み。	17,200
新規・拡充	18	製造業向けコロナ対策支援事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企業、小規模事業者 任意の１月において売上高が前年比△20%減少 市内において、１年以上継続して事業を営んでいること。	積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対する必要な費用の一部補助。 補助対象経費の3/4　上限200万円	8月18日から公募開始 ●申請件数　23件 ●執行額　39,654千円	40,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 （千円）
経営支援	19	中小企業IT化推進事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企業、小規模事業者 任意の１月において売上高が前年比△20％減少	新型コロナウィルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改善のために、市内中小企業がＩＴツール導入の検討を行う際のコンサルティング費用支援。 ・基本（1時間）7,500円～30,000円 ・追加（1時間を超える1時間当たり）1,000円～7,500円 ※業務種別により基本料金、追加料金とも変更あり。	10月23日付けでＩＴ事業者と委託契約を締結。 10月26日から公募開始。	6,000
その他	20	市内企業コロナ関連製品PR事業		市内中小企業	市内企業が製作したコロナ関連製品PRに要する経費	10月14日開催の「地域企業・岩手大学・奥州連携フォーラム」、10月24日開講の創業塾（全５回開催）において、製品の試供及びPRを実施。	700
給付	21	地域企業臨時支援給付金（家賃支援）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等で１月当たりの売り上げが30％以上減少した中小企業者。	市内の事業の用に供している建物及び土地にかかる月額家賃の3/4×3に相当する額以内を支援する。上限45万円。	受付期間：１月８日～２月26日	79,037

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算（千円）
【農林部関係】							
給付	1	和牛肥育経営生産基盤支援事業	農政課	奥州市内で奥州市産の素牛を購入した和牛肥育農家 【事業主体：管内両JA】	和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助（素牛落札価格）の2分の１以内の額。　　上限：90千円／頭 【対象期間：令和２年５月から令和３年３月】	和牛肥育農家へ、12月購入分まで振込(計70,380千円)済み。（5月：72頭、６月：96頭、７月：110頭、8月：94頭、９月：86頭、10月：109頭、11月：101頭、12月：114頭）	104,332
消費	2	学校給食地場産牛肉利用拡大事業	食農連携推進室	奥州市内　小・中学校	学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。（２回以上）	６月は７施設で７回、７月は２施設で２回、８月は１施設で１回、９月は６施設で６回実施、10月は３施設で３回実施、11月は４施設で４回実施、12月は４施設で４回実施。以降は、学校給食センターと実施日について調整中。年度内に全８施設で、2回実施予定。 実施済額4,378千円。	5,100
その他	3	教育旅行継続支援事業	農政課	おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会	教育旅行受入継続に向け、令和２年度において受入が出来なかった各学校に対して行う事業の継続プロモーションに要する経費に対する補助	９月の協議会役員会では、コロナ収束後の受入継続へ向けたプロモーション事業として実施することを決定していたが、協議会での調査により、来年度の受入農家戸数が３割以上減少する見込みであり、今後の受入体制の見通しが立たず、従来の内容での受入が困難であることから、11月下旬に再度協議会で協議した結果、現時点での積極的なプロモーションは困難として事業の中止が決定。１月臨時補正において減額する(△574千円)。	0
その他	4	教育旅行受入れ準備事業	農政課	おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会	教育旅行生の受入準備段階で新型コロナウイルス感染症予防対策として必要となる物品整備の経費に対する補助 (マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル等)	12月22日開催の協議会役員会において、コロナ禍収束の見通しが立たないため受入農家確保が困難であることや、関係機関からの意見等を踏まえて協議した結果、令和３年度の予約校について受入れを中止することが決定した。１月臨時補正において減額する(△1,566千円)。	0
給付	5	繁殖経営基盤強化支援事業	農政課	繁殖素牛を導入又は自家保留する市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を繁殖雌牛として導入又は自家保留に要する経費に対する補助　　50千円/頭 【対象期間：令和２年５月から令和３年３月】	JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、40頭1,878千円を和牛農家に交付済み。 JA岩手ふるさとは、61頭2,901千円を和牛農家に支出済み。 8月以降は補助基準を超え、事業対象牛がいないため、１月臨時補正において減額する（△10,591千円）	11,555

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算（千円）
給付	6	肥育素牛自家保留支援事業	農政課	黒毛和種肥育素牛を自家保留した市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要する経費に対する補助　　40千円／頭 【対象期間：令和２年５月から令和３年３月】	JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、管内和牛農家に、5月から11月までの56頭、2,240千円を交付済み。 JA岩手ふるさとは補助金の前払いを10月29日に受け、管内和牛農家に、5月から11月まで259頭、10,360千円を交付済み。	19,964
その他	7	食の黄金文化・奥州リモート販売等指導事業	食農連携推進室	リモート販売等指導者	新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の首都圏での販売会が中止となっていることから、現地に赴かずにＰＲするリモート販売会等のノウハウに関する研修会や実践販売会等を開催	８月24日契約。契約額1,485千円。 10月14日に第１回研修会を開催。 12月23日に第２回研修会を開催。 １月26日に第３回研修会を開催予定。 以降、３月までに全６回実施予定。	1,485
感染対策	8	産直施設感染症対策臨時支援補助事業	食農連携推進室	市内産直施設	新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援	９月に補助金交付要領制定済。９月25日に産直施設へ周知のDMを発送し補助金申請の募集開始。 問合せ４件。 10/26交付決定１件。交付額155千円。 12/３交付決定１件。交付額218千円。 12/21交付決定１件。交付額217千円。	3,000
消費	9	市産牛肉消費拡大事業補助金	食農連携推進室	牛協会、ＪＡ	牛肉専用の商品券を販売し、市産牛肉の消費拡大を図るための事業に対する補助	９月に補助金交付要領制定済。 11月16日にＪＡ岩手ふるさととと補助金交付契約締結。 交付契約額21,300千円。 11月25日に牛肉商品券を前沢牛といわて奥州牛の2種類で各2,000セット販売。午前中で完売。 牛肉商品券は券は、１セット1,000円×５枚組（5,000円分）を2,500円で販売。 販売場所は、奥州市観光物産協会、ＪＡ岩手ふるさと各地域センター、協同サービス。 好評につき、第2弾を1月に実施予定。増額補正により、第3弾発売予定。	31,950

新型コロナ対応関連
農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について（１月８日現在累計）

R3.1.8時点	正式申込（件）	金額（千円）	うち貸付決定（件）	金額（千円）	うち実行済（件）	金額（千円）
大手通り支店	0	0	0	0	0	0
水沢中央支店	2	4,200	2	4,200	1	3,000
水沢南支店	2	6,000	2	6,000	2	6,000
前沢支店	7	40,800	7	40,800	7	40,800
胆沢支店	16	106,000	11	87,000	10	84,000
衣川支店	0	0	0	0	0	0
JAふるさと管内（奥州市内）	27	157,000	22	138,000	20	133,800
岩谷堂支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
玉里支店	2	4,000	2	4,000	2	4,000
JA江刺管内	3	7,000	3	7,000	3	7,000
合　計	30	164,000	25	145,000	23	140,800

↓

主営農類型		
肥育牛	18	※12/8以降新規申し込み2件
繁殖牛	9	※12/8以降新規申し込み1件
園芸	2	
水稲	1	

主な資金用途	
肥育・繁殖農家	飼料代
園芸農家	種苗肥料農薬代
水稲農家	運転資金

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（1月7日現在）

1　融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット（以下「SN」）4号、5号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、1月7日現在で1,146件。実質無利子の制度融資の決定・実行件数は、市中企が110件、約14.3億円、県・対応資金が1,069件、約157億円（12月末現在）となっている。

【1月7日現在】

	信用保証制度				制度融資（無利子）	
	SN4号 2/18～	SN5号 段階的に 業種拡大	危機関連 3/13～	計	県・対応資金 5/1～12/31	市中企 4/28～6/30
2月	0件	0件	―――	0件	―――	―――
3月	0件	0件	0件	0件	―――	―――
4月	12件	8件	14件	34件	―――	0件
5月	155件	64件	82件	301件	123件 2,247,321千円	37件 566,500千円
6月	158件	46件	51件	255件	230件 3,743,836千円	73件 861,600千円
7月	89件	24件	23件	136件	189件 3,090,543千円	
8月	44件	12件	13件	69件	173件 2,609,932千円	
9月	47件	26件	18件	91件	85件 965,078千円	
10月	51件	18件	24件	93件	100件 1,247,935千円	
11月	40件	18件	21件	79件	75件 839,881千円	
12月	28件	25件	27件	80件	94件 912,097千円	
～1/7	3件	1件	4件	8件		
計	627件	242件	277件	1,146件	1,069件 15,656,623千円	110件 1,428,100千円

2　市中企の利子補給額及び保証料補給額

6 月 30 日現在での市中企（無利子）の利子補給（R 2 負担額）は約 3,000 万円。総額では約 1.3 億円。保証料補給は約 4,600 万円。実質無利子は、6/30 までの運用である。

種　別	R2 負担額	総　額
利子補給	29,572 千円	124,512 千円
保証料	45,754 千円	45,754 千円
計	75,326 千円	170,266 千円

【参考】県・対応資金及び市中企（無利子）の制度比較

項　目	県・対応資金	市中企（無利子）
無利子要件	売上高　△5 %	売上高　△5 %
限度額（運転）	4,000 万円（当初 3,000 万円）	2,500 万円
据　置	据置 5 年、貸付 10 年	据置 1 年、貸付 7 年

令和３年1月 18 日
健康こども部保育こども園課
教育委員会事務局学校教育課

幼稚園バスの実費徴収基準について

経　過

令和元年 10 月から国の保育料等無償化制度が開始されましたが、通園送迎事業は便宜事業であり、無償化制度の対象外となりました。このことから、通園送迎事業に係る保護者の実費費用について、令和元年度の「保護者説明会」及び「通園バスの利用に関するアンケート」の内容を踏まえ、令和元年度から徴収基準の検討を進めてきたところです。

検討の結果、市内の民間施設の状況や消費税増税後の影響をさらに分析するため、令和元年 10 月から令和3年3月までは、引き続き無料での運行を続けることとしました。

また、前沢地域から反対の多かった理由として、園児バスにエアコンが無く、園児の安全上の問題解決前の有料化は納得が得られなかったため、令和2年度にバスの更新事業を進めるとの結論に至り、新車の送迎バス２台の整備を完了しました。

上記の経過を踏まえ、令和3年4月からの実費徴収基準をまとめたものです。

１　徴収の規定

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第 13 条第4項第4号の規定により、保護者から「特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用」の支払いを受けることができる。

２　上記規定に基づく私立施設における送迎費の実費額

バス事業	施設名	実費額
幼稚園・認定こども園	施設 A	月額　3,000 円
	施設 B	月額　3,000 円（片道 2,000 円）
	施設 C	月額　3,000 円（片道 1,500 円）
	施設 D	月額　1,600 円（片道 800 円）
	施設 E	月額　3,000 円～（4,000 円） （片道　半額）

３　市立施設の運行基準の明確化

（1）　園児送迎バス事業の実施施設

【幼稚園】3施設
胆沢地域：小山東幼稚園、南都田幼稚園、若柳幼稚園

【認定こども園】2施設（1 号認定の園児を対象）
前沢地域：前沢北こども園
衣川地域：あゆみ園

(2)　**利用対象者**

乗車における安全面から、幼稚園及び認定こども園の園児のうち、3歳以上の園児（原則1号認定児）で、バスの運行時間に合わせた乗降ができる園児とする。

(3)　**特例許可**

自宅から園までの片道1キロ以上の園児を優先する。バスの利用定員に余裕がある場合は、1キロ未満でも、施設長の許可による利用を可能とする。

4　市立施設の通園送迎事業の実費徴収額について

令和3年4月から1人当たり**月額 2,400 円**とする。

令和3年度からの送迎バス利用料については、保護者の負担をできるだけ抑えるため、国のガイドラインの考え方を踏まえ、人件費、バスの購入経費については市の負担とし、保護者には、燃料費や車検、点検経費等を負担していただくこととします。

令和2年度の総事業費見込みは、約 3,064 万円ですが、このうち保護者に負担をお願いする割合は約 367 万円で 12%となります。バス購入費を除く、平年ベースでは 17%の負担割合になります。

この保護者負担対象額の 367 万円をバス利用の 127 世帯（複数の子どもが利用しても世帯単位）で除した額が 2,400 円となります。

3,673,362 円÷利用世帯 127÷12 月＝月額 2,410 円（100 円未満切り捨て）

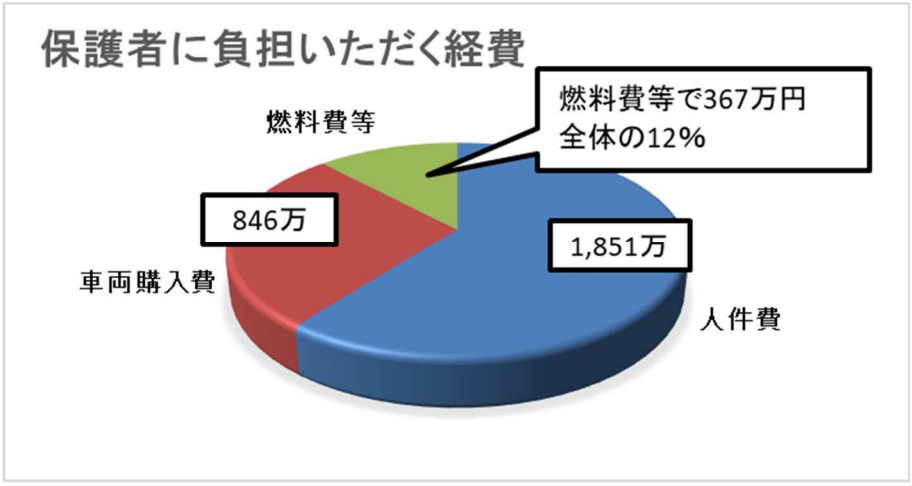

(1)　**保護者の実費負担の単位**

負担額については、1世帯単位で行い、兄弟姉妹の利用が有る場合でも2人目以降は無料とし、この分の経費は市が負担する。

(2)　**片道利用の取り扱い**

預かり保育の利用により、片道利用もあることから、民間に準拠し片道利用を半額とする。この分の経費は市が負担する。

(3)　**実費徴収の開始時期**

令和3年4月からとする。

5　減免対象者

低所得者であり、車両保有の制限が有る「生活保護世帯」については、バス利用の実費負担額を全額免除する。

令和２年12月14日以降の大雪に伴う影響について

12月14日未明から岩手県南部を中心に断続的に降雪が続き、１月７日には暴風雪警報が発表されました。

この大雪に伴う現在の状況は以下のとおりとなります。

１　気象状況について

※　降雪・積雪は、岩手県雪量観測情報（県土整備部道路環境課）より
　　降雪は前日６時からの１時間当たり降雪量の累計、積雪は毎日６時時点の積雪深

	江刺(アメダス)		【水沢大手町】		【江刺】		【衣川】	
	気温（℃）		降雪・積雪(cm)		降雪・積雪(cm)		降雪・積雪(cm)	
	最高	最低	降雪	積雪	降雪	積雪	降雪	積雪
12月14日（月）	0.3	-3.4	14	12	14	12	16	15
12月15日（火）	-2.6	-5.0	15	20	9	17	14	26
12月16日（水）	-2.9	-7.1	25	44	21	38	18	40
12月17日（木）	-1.8	-12.5	9	43	11	39	27	55
12月18日（金）	2.6	-4.4	12	50	10	43	14	64
12月19日（土）	0.2	-5.4	6	46	3	39	5	57
12月20日（日）	-1.6	-11.8	10	52	6	39	14	68
12月21日（月）	0.2	-4.6	6	47	6	40	3	64
12月22日（火）	1.9	-1.6	5	51	4	40	5	62
12月23日（水）	4.1	-2.2	0	38	0	30	0	48
12月24日（木）	9.1	1.8	0	29	0	25	0	39
12月25日（金）	3.9	-1.9	0	21	1	18	0	32
12月26日（土）	1.2	-2.8	3	22	3	19	5	34
12月27日（日）	3.3	-6.4	5	23	4	21	2	30
12月28日（月）	3.6	-4.6	0	19	1	18	0	27
12月29日（火）	5.3	0.5	0	17	1	17	0	25
12月30日（水）	4.9	-4.1	0	15	0	15	0	23
12月31日（木）	-3.6	-7.8	15	29	6	14	24	44
１月１日（金）	-4.7	-7.0	0	26	2	18	1	42
１月２日（土）	-3.0	-8.1	10	36	11	28	13	53
１月３日（日）	-3.3	-13.1	0	30	0	24	0	47
１月４日（月）	-0.9	-7.7	1	30	2	25	1	45
１月５日（火）	-0.4	-8.4	0	28	1	24	0	42
１月６日（水）	-0.1	-11.9	4	31	6	27	8	46
１月７日（木）	2.6	-7.5	1	29	1	26	1	43
１月８日（金）	-4.3	-13.3	6	30	※	※	6	43
１月９日（土）	-4.7	-17.9	3	30	※	※	1	42
１月10日（日）	-0.9	-8.4	2	30	※	※	0	41

２　被害等の状況

(1) 市内交通事故件数（12月14日～１月11日）

445件

（昨年同時期237件）

(2) 消防本部出動状況の概要（令和３年１月11日０時00分現在）　　単位：件

地域	救急搬送	救助	油流出事故
水沢	9	1	1
江刺	2		
前沢	2		
胆沢	3		
衣川	2		
合計	18	1	1
詳細	・屋根から落下 ・転倒（重症１：高齢者） ・除雪中転倒（軽症） ・屋根から雪下ろし中、ハシゴから落下 ・落雪が体にあたり怪我	・落雪で埋もれた。現場到着時、付近住民により救助済	・ホームタンクから流出

(3) ライフライン（前回と同様）

ア　停電発生（12月16日以降）

発生日時 復旧日時	発生場所	停電戸数
12月16日（水）00:00 12月16日（水）12:41	衣川衣原	約30戸
12月16日（水）07:13 12月16日（水）17:25	江刺玉里、藤里	約20戸
12月16日（水）09:36 12月16日（水）16:11	水沢黒石町、羽田町	約500戸
12月16日（水）11:49 12月16日（水）13:06	胆沢小山、南都田	約600戸
12月17日（木）20:59 12月17日（木）22:57	江刺伊手、米里、住田町	約400戸
12月18日（金）01:05 12月18日（金）04:31	江刺田原	約200戸
12月18日（金）04:32 12月18日（金）12:46	衣川衣原	約100戸
12月18日（金）15:34 12月18日（金）16:51	衣川衣原	10戸未満
12月19日（土）23:06 12月20日（日）11:48	江刺稲瀬、広瀬	約100戸
12月19日（土）23:54 12月20日（日）04:30	衣川衣原	約600戸

発生日時 復旧日時	発生場所	停電戸数
12月21日（月）13:45 12月22日（火）02:59	奥州市の一部、平泉町	約100戸
12月21日（月）15:00 12月21日（月）18:48	衣川衣原	約100戸
計		延べ約2,760戸

イ　断水

江刺１件　衣川１件

（倒木影響の停電でポンプが停止した事による断水。いずれも現在は解消。）

(4) 農業施設関係（令和３年１月14日17時時点）　　単位：件、千円

区分	ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ	格納庫	機械	その他	合計
水沢	144	5	31	38	218
江刺	213	6	12	5	236
前沢	224	3	3	10	240
胆沢	527	21	26	20	594
衣川	206	22	3	16	247
施設合計	1,314	57	75	89	1,535
被害額	664,204	6,652	800	18,570	690,226

(5) 公共施設関係　　単位:件

区分	小中学校	集会施設	博物館	ホール施設
水沢	7	1	1	
江刺	4	1		
前沢	2	3	1	
胆沢	4	1		1
衣川	2	1		
施設合計	19	7	2	1
主な被害内容	窓ガラス破損 落雪による屋根破損	天井板が崩落 窓ガラス破損	ベランダ手すり破損 屋根瓦の落下	フェンス倒壊

区分	観光系施設	幼保・こども園	幼児・児童施設	医療施設
水沢	1	3	1	3
江刺	2	1	2	
前沢		1		
胆沢	2	1		
衣川	8			2
施設合計	13	6	3	5
主な被害内容	ガラス破損 軒先の破損	門扉の破損 雨樋破損	雨樋の破損 フェンス破損	屋根の破損

区分	医師公舎	庁舎等	消防屯所	消防施設
水沢		1		1
江刺			2	
前沢				
胆沢				1
衣川	1	3		
施設合計	1	4	2	2
主な被害内容	カーポート破損	雨樋の破損 樹木の枝折れ	シャッターの破損	除雪による消火栓等の破損

区分	公営住宅	公園施設	歴史的建造物	その他
水沢	16	11	9	3
江刺		3	2	5
前沢	2	4	1	4
胆沢	1		1	2
衣川	1			4
施設合計	20	18	13	18
主な被害内容	軒先の落下 雨樋の破損	倒木 電話線の断線	倒木 雨樋の破損	（普通財産等）

区分	合計
水沢	58
江刺	22
前沢	18
胆沢	14
衣川	22
施設合計	134

3　除雪の現状（前回と同様）

	受託業者	除雪機械	路線数	延長	内車道延長	内歩道延長
合計	58社	233台	3,872本	2,466km	2,240km	226km

4　除雪稼働状況

	シーズン合計(12月～３月)		内12月分		
	時　間	金　額	時　間	金　額	備　考
平成29年度	24,741:34	751,376,660	5,677:23	175,149,099	
平成30年度	13,233:06	492,209,396	4,226:53	146,175,656	
令和元年度	4,943:26	291,370,844	1,522:32	78,087,199	
平均	14,306:02	511,652,300	3,808:56	133,137,318	
令和２年度	40,900:00	1,416,300,000	21,700:00	670,000,000	見込み額

5　除雪要望・苦情受付件数

12月14日（月）～１月６日（水）　　単位:件

	除　雪	融雪剤	施設損傷	倒　木	その他	計
合計	1,846	33	17	186	186	2,268

6　その他

(1) 住宅の損壊に係る り災証明書申請　８件

(2) カーポート破損に係る 被災証明書申請　５件（申請以外の情報提供２件）

(3) 障がい者、高齢者、生活保護世帯等から除排雪に関する問合せ　39件

(4) その他要望等　８件

(5) 視察対応

ア　12月27日　復興副大臣

イ　１月６・７日　立憲民主党岩手県連

ウ　１月７日　自由民主党岩手県連

エ　１月14日　岩手県知事

奥州市
高齢者福祉計画
第８期介護保険事業計画

（令和３年度～令和５年度）
（2021 年度～2023 年度）

概要版

（素案）

令和３年１月

奥　　州　　市

第１章　計画の概要

第８期介護保険事業計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和７年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現を目的とし、高齢者全般を対象とした計画として策定するものです。

本市においては、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築し、推進してきた第６期から第７期介護保険事業計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、地域生活課題や高齢者を取り巻く現状等を検証し、地域共生社会の実現による高齢者福祉のさらなる充実を図るため、「奥州市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。

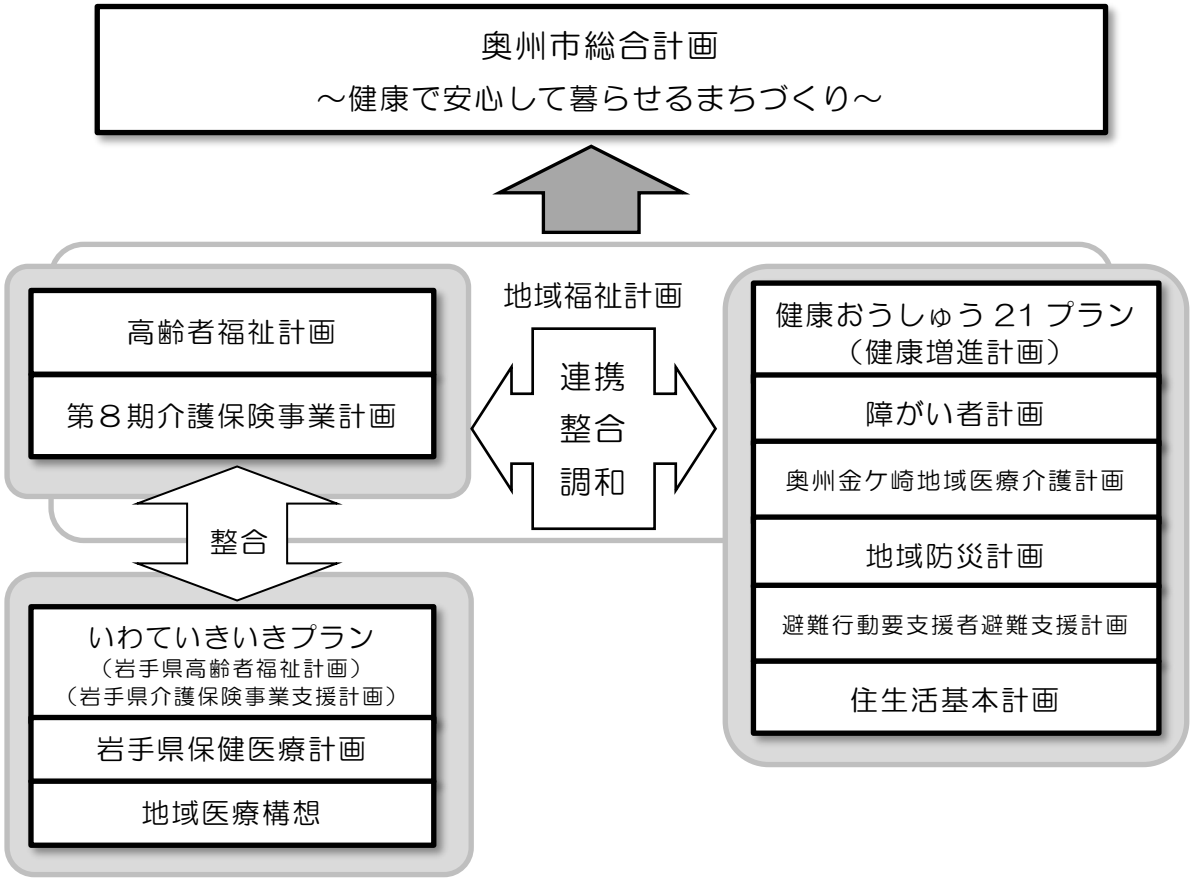

【計画の期間】

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

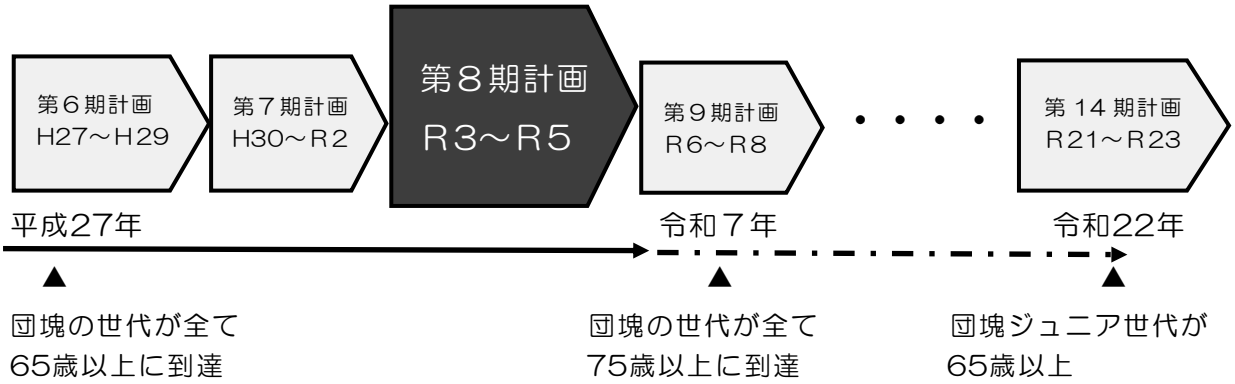

第２章　高齢者等の状況

第1号被保険者における認定率は、令和２年９月末時点で19.4%となっています。

認定率は今後も上昇傾向にあり、令和７年度には20.2%、令和22年度には23.9%になると見込まれています。

●第１号被保険者における要介護・要支援認定割合と推計

区　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
被保険者数	39,605人	39,856人	39,986人	40,165人	40,150人	40,135人	40,109人	36,298人
全認定者数	7,527人	7,655人	7,754人	7,803人	7,871人	7,945人	8,100人	8,672人
要介護	5,428人	5,476人	5,542人	5,597人	5,656人	5,723人	5,860人	6,346人
要支援	2,099人	2,179人	2,212人	2,206人	2,215人	2,222人	2,240人	2,326人
認定割合	19.0%	19.2%	19.4%	19.4%	19.6%	19.8%	20.2%	23.9%

（各年度３月末、令和２年度は９月末現在）

第３章　計画の基本理念等

市民誰もが住み慣れた地域でみんなの和であたたかく支え合いながら、安心して自分らしく暮らすことができるよう、健康づくり、介護予防などの取組みを推進します。

また、地域住民、関係団体、行政などが連携し、地域ぐるみでの見守りや生活支援など包括的な支援体制の整備を進め、共に支え合うまちを目指します。

総合計画の基本施策、高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画の基本理念を継承し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

【計画の基本目標】

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指します。

【計画の体系】

基本目標である地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、以下の事項について取組みます。

① 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
② 日常生活を支援する体制の整備
③ 在宅医療・介護連携の推進
④ 認知症施策の推進
⑤ 介護給付等対象サービスの充実・強化
⑥ 災害・感染症対策に係る体制整備

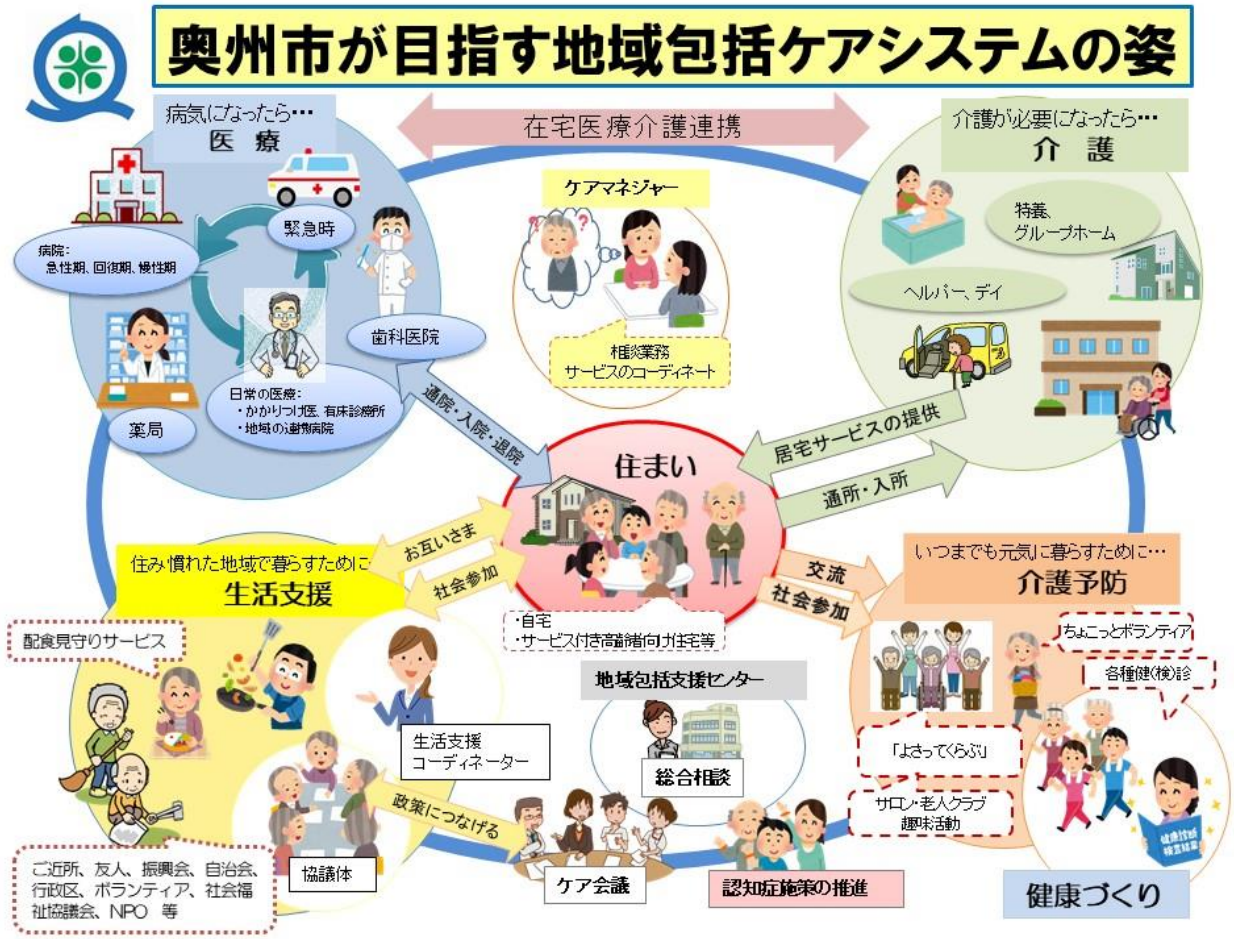

１　介護予防・健康づくり施策の充実・推進

（１）　高齢者の健康づくりの取組

（２）　「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組【**新規・強化**】

・地域の健康課題の把握、関係団体との連携

国保データベースシステムの活用により高齢者の健康課題を分析するなど、地域の健康課題を把握し、必要な支援を検討する。

・フレイル予防への取組

検診や健康講座等の機会を通じてフレイル予防に関する正しい知識を周知し、保健指導などにより、疾病予防や重度化防止に取り組む。

（３）　介護予防の通いの場の充実

（４）　自立支援・介護予防に関する普及啓発

（５）　幅広い専門職の関与による高齢者の自立支援に資する取組の推進【**強化**】

・自立支援型地域ケア会議の開催

（６）　高齢者の社会参加の促進

２　日常生活を支援する体制の整備

（１）　地域共生社会の実現に向けた取組【**新規**】

・庁内関係課や各福祉分野の相談支援事業者と連携を図りながら、多様な地域生活課題に柔軟に対応できる支援体制の構築に向けた検討を進める。

（2） 地域包括支援センターによる総合支援【強化】

・身近な相談窓口として、８担当圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職による相談支援や地域課題に対応した事業展開ができるよう取組む。

（3） 共に支え合う地域づくりの推進【強化】

・市民や支援者のニーズに応じた選択を可能とするため、地域にある生活支援の互助活動などの社会資源を可視化し、情報提供体制の構築に取組む。

（4） 介護に取り組む家族等への支援の充実

（5） 高齢者虐待の防止

（6） 成年後見制度の利用促進

（7） 高齢者の住まいの安定的な確保【新規】

・高齢者の移住の安定確保に向けて関係機関と連携していく。

３ 在宅医療・介護連携の推進

（1） 在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築【新規】

・急変時に本人や家族の意思を尊重した対応が可能となるように、メディカルコントロール協議会と連携して、医療・救急・介護関係者間の連携ルールを策定する。

（2） 医療と介護関係者の連携体制の充実【強化】

・人生の最終段階の医療及びケアについて、事前に話し合える体制の構築に取組む。

（3） 地域住民の医療と介護の理解の促進

４ 認知症施策の推進

（1） 認知症への理解を深めるための普及・啓発【強化】

・認知症の人本人からの発信支援（本人が必要としていることなどを語り合う本人ミーティングを行い、意見を踏まえた地域づくりに反映していく。

（2） 認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護サービス、介護者への支援

（3） 認知症の人とその家族への支援

（4） 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

５ 介護給付等対象サービスの充実・強化

（1） 在宅生活継続への支援

（2） サービス提供基盤整備の推進等

（3） 介護人材の確保及び資質の向上【強化】

・介護人材確保に向けて、介護職員の育成や就業、定着の支援を行う。
（初任者研修受講料助成制度、介護職員からの相談対応、介護予防・生活支援サポーター養成研修の実施、県の人材確保対策事業との連携、介護の魅力発信事業）

（4） 各種サービス情報の発信と活用

６ 災害・感染症対策に係る体制整備【新規】

（1） 防災力向上への取組

・定期的な災害等を想定した訓練実施により、防災意識の高揚と災害発生時の適切な対応への体制強化を図る。

（2） 感染症への対応体制強化の取組

・全ての介護サービス事業所が「感染症対策マニュアル」を策定し、感染症対応の体制整備を進める。

第５章　サービス基盤整備

【第８期計画期間における施設整備計画】

●特別養護老人ホーム等整備必要数

令和２年４月１日現在、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は126人ですが、令和2年度における認知症対応型共同生活介護事業所及び住宅型有料老人ホームの整備により25人が解消される見込みであることから、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は101人になります。この101人に、医療からの追加的需要による介護施設移行への想定者32人、介護離職解消のための施設整備必要者数15人を加えた148人を早急に解消すべき特別養護老人ホーム入所待機者とし、施設整備を進めることとします。

内　　容	人　数
特別養護老人ホーム早期入所必要者数　（A）	126人
令和３年４月時点で施設開所により解消が見込まれる待機者数（B）	25人
医療からの追加的需要者数　（C）	32人
介護離職解消のための施設整備必要者数　（D）	15人
特別養護老人ホーム整備必要数　（E）＝（A）－（B）＋（C）＋（D）	148人

●サービス基盤整備計画

サービス区分	地域等	整備内容	定員等	整備時期
介護老人福祉施設	広域型	改築	△5人	令和３年度
		増築・改築	6人	令和３年度
		創設	70人	令和４年度
		その他	10人	令和４年度
短期入所生活介護事業所	広域型	増築・改築	5人	令和３年度
		創設	10人	令和４年度
		その他	△10人	令和４年度
小規模多機能型居宅介護事業所	水沢	創設	29人	令和３年度
認知症対応型共同生活介護事業所	江刺	その他	9人	令和４年度
計			124人	

第６章　介護保険料の見込

【保険料基準月額】

介護給付費総見込額	（A）	36,769,014,000　円
地域支援事業費見込額	（B）	1,887,321,000　円
第１号被保険者負担分	（C）＝（（A）+（B））×23%	8,890,957,050　円
調整交付金相当額	（D）＝（A）×約5%	1,838,450,700　円
調整交付金見込額	（E）＝（A）×調整交付金見込割合	2,455,986,000　円
介護給付費準備基金	（F）	500,000,000　円
保険料収納必要額	（G）＝（C）+（D）－（E）－（F）	7,773,421,750　円
被保険者数	（H）	119,730　人
予定保険料収納率	（I）	99　％
保険料基準年額	（J）≒（G）÷（H）÷（I）	64,800　円
保険料基準月額	（K）＝（J）÷12月	5,400　円

第１号被保険者の負担額は、標準給付見込額と地域支援事業費見込額の23%と財政調整交付金相当額約５%の合計から、補正後の財政調整交付金見込額を減じて算出します。

また、第１号被保険者の保険料は、法令などに基づく負担分を上回って収納された場合、介護給付費や地域支援事業費の財源に不足が生じたときに充てるための介護給付費準備基金として積み立てています。第８期では、令和２年度末の介護給付費準備基金保有見込額８億5,000万円のうち、保険料の急激な上昇を緩和することを目的として約５億円を取り崩し、第１号被保険者の保険料を補填することとします。

令和３年度から令和５年度までの基準月額は5,４00円となります。

●介護報酬改定に伴う給付費の取扱い

令和3年４月からの制度改正とあわせ、介護報酬の改定も予定されています。

報酬改定に伴い給付費用の増が見込まれていますが、この取扱いについては、給付費推計においては算定せず、介護給付費準備基金にて対応することとします。

●低所得者層の保険料軽減措置

第１段階から第3段階の対象者に対し、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国(1/2)、県(1/4)及び市(1/4)の公費により差額を負担します。

（上段：保険料額、下段：負担割合）

	軽減前	軽減後	軽減内容
第１段階	32,400円	19,400円	△13,000円
	0.50	0.30	△0.20
第２段階	45,300円	29,100円	△16,200円
	0.70	0.45	△0.25
第３段階	48,600円	45,300円	△3,300円
	0.75	0.70	△0.05

●所得段階区分の弾力化

第８期の所得段階区分は、所得の少ない人に配慮するとともに所得金額に応じた保険料額とするため、第７期と同様に多段階設定（弾力化）を採用し、11段階制とします。

●所得段階区分と保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率		１人当たりの年間保険料	参考（第７期保険料）
		国基準	奥州市		
第１段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・境界層（当該段階が適用されれば被保護者にならない。以下同じ。）の人 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.50 (0.30)	0.50 (0.30)	32,400円 (19,400円)	28,000円 (15,600円)
第２段階	・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の人 ・境界層の人	0.75 (0.50)	0.70 (0.45)	45,300円 (29,100円)	40,500円 (24,900円)
第３段階	・市町村民税世帯非課税で、第１段階から第２段階までに該当しない人 ・境界層の人	0.75 (0.70)	0.75 (0.70)	48,600円 (45,300円)	46,800円 (43,600円)
第４段階	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 ・境界層の人	0.90	0.90	58,300円	56,100円
第５段階 (基準額)	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、第４段階に該当しない人 ・境界層の人	1.00	1.00	64,800円	62,400円
第６段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人 ・境界層の人	1.20	1.20	77,700円	74,800円
第７段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 ・境界層の人	1.30	1.30	84,200円	81,100円
第８段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 ・境界層の人	1.50	1.50	97,200円	93,600円
第９段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人 ・境界層の人	1.70	1.60	103,600円	99,800円
第10段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人 ・境界層の人		1.80	116,600円	112,300円
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1000万円以上の人		2.00	129,600円	124,800円

第7期介護保険料　基準額(H30.4.1現在)

	保 険 者 名	第７期保険料 （単位：円）	保険料の設定段階
	全国	5,869	
	県平均	5,955	
1	西和賀町	8,100	10 段階
2	田野畑村	6,700	９段階
3	矢巾町	6,500	10 段階
4	紫波町	6,480	９段階
5	岩泉町	6,400	９段階
6	雫石町	6,360	９段階
7	住田町	6,300	９段階
8	宮古市	6,250	９段階
9	陸前高田市	6,200	９段階
10	盛岡市	6,174	11 段階
11	盛岡北部行政事務組合	6,126	９段階
12	二戸地区広域行政事務組合	6,070	９段階
13	北上市	6,110	11 段階
14	大槌町	6,072	９段階
15	滝沢市	6,030	９段階
16	久慈広域連合	5,970	９段階
17	一関地区広域行政組合	5,962	11 段階
18	花巻市	5,959	11 段階
19	大船渡市	5,480	９段階
20	遠野市	5,425	９段階
21	山田町	5,377	９段階
22	釜石市	5,329	９段階
23	金ケ崎町	5,200	10 段階
23	奥州市	5,200	11 段階

奥州市
高齢者福祉計画
第８期介護保険事業計画

（令和３年度～令和５年度）

（2021 年度～2023 年度）

素　案

令 和 ３ 年 １ 月

奥　　州　　市

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定の背景と趣旨 …… 1
２　計画策定の位置付け及び目的 …… 2
３　計画の期間 …… 4
４　計画の策定体制 …… 5
５　日常生活圏域の設定 …… 7

第２章　高齢者等の状況
１　人口の推移 …… 8
２　高齢者の現状 …… 9
３　要支援・要介護認定者の状況 …… 12
４　高齢者福祉サービスの状況 …… 14
５　介護給付等対象サービスの状況 …… 18

第３章　計画の基本理念等
１　計画の基本理念 …… 29
２　計画の基本目標 …… 29
３　計画の体系 …… 29

第４章　地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組事項
１　介護予防・健康づくり施策の充実・推進 …… 32
２　日常生活を支援する体制の整備 …… 37
３　在宅医療・介護連携の推進 …… 44
４　認知症施策の推進 …… 48
５　介護給付等対象サービスの充実・強化 …… 52
６　災害・感染症対策に係る体制整備 …… 55

第５章　サービス基盤整備
１　サービス提供量調査 …… 57
２　日常生活圏域別のサービス提供体制状況 …… 60
３　施設整備等意向調査 …… 62
４　特別養護老人ホーム入所待機者調査 …… 63
５　第８期施設整備計画 …… 63

目　次

第６章　介護保険事業費と介護保険料の見込

１　介護保険事業量及び給付費の算定 …… 66

２　地域支援事業費の推計 …… 75

３　介護報酬改定に伴う給付費の取扱い …… 75

４　第１号被保険者の介護保険料と保険料段階の設定 …… 76

第７章　計画の進捗管理と保険者機能の強化

１　取組の評価及び公表 …… 81

２　保険者機能の強化 …… 81

３　県及び他市町村との連携 …… 82

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進む中、令和７年（2025年）までに団塊の世代が全て75歳以上となり、さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、日本の高齢者人口がピークを迎え、総人口・現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

本市においても、人口が減少する一方で高齢化率は伸び続けており、第１号被保険者（65歳以上）は39,951人（令和2年３月末現在）であり、人口115,365人に対する割合（高齢化率）は34.6％となっています。また、要介護・要支援等認定者は、7,824人（うち第１号被保険者7,714人）となっており、年々増加しています。

介護保険制度は、平成12年（2000年）に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設されてから20年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。今後、高齢化がさらに進展し、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者、高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要が増加・多様化することが想定されます。

令和２年６月の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正では、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築などとあわせて、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進など、地域の特性に応じた地域づくりに一体的に取組むことで、地域共生社会の実現を目指していくこととされました。

こうした状況を踏まえ、本市においては、「地域包括ケアシステム」（高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制）を段階的に構築し、推進してきた第６期から第７期介護保険事業計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、地域生活課題や高齢者を取り巻く現状等を検証し、地域共生社会の実現による高齢者福祉のさらなる充実を図るため、「奥州市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。

また、令和７年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えた介護需要等を推計し、介護給付等サービスの充実を図るとともに、災害・感染症対策への取組みや在宅医療・介護連携を推進するなど、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を進めてまいります。

２　計画策定の位置付け及び目的

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定において、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制や事業量、その確保のための方策について定めることとされており、全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画として位置付けられます。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定において、介護保険の対象となる要介護者などの人数、介護給付等対象サービス量の見込み、その確保のための方策などについて定めることとされており、介護保険事業を運営するための事業計画として位置付けられます。

この２つの計画は、それぞれ根拠となる老人福祉法及び介護保険法において、相互に関連し補完し合う計画として一体的に策定することと規定されています。

本計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和７年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、地域包括ケアシステムの構築を目指す「地域包括ケア計画」としても位置付けられるものであり、全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現を目的とし、本市の高齢者全般を対象とした計画として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、奥州市総合計画のまちづくり理念のもと、奥州市地域福祉計画、健康おうしゅう21プラン、奥州市障がい者計画などの各種計画との整合を図りました。

さらに、奥州金ケ崎地域医療介護計画や県保健医療計画など医療関連計画との整合を図ることにより、介護と医療が連動して地域包括ケアシステムを確立していくこととしています。

なお、本計画策定後に、社会状況の変化に伴い、計画の見直しの必要が生じた場合には、必要な改訂などを行うものです。

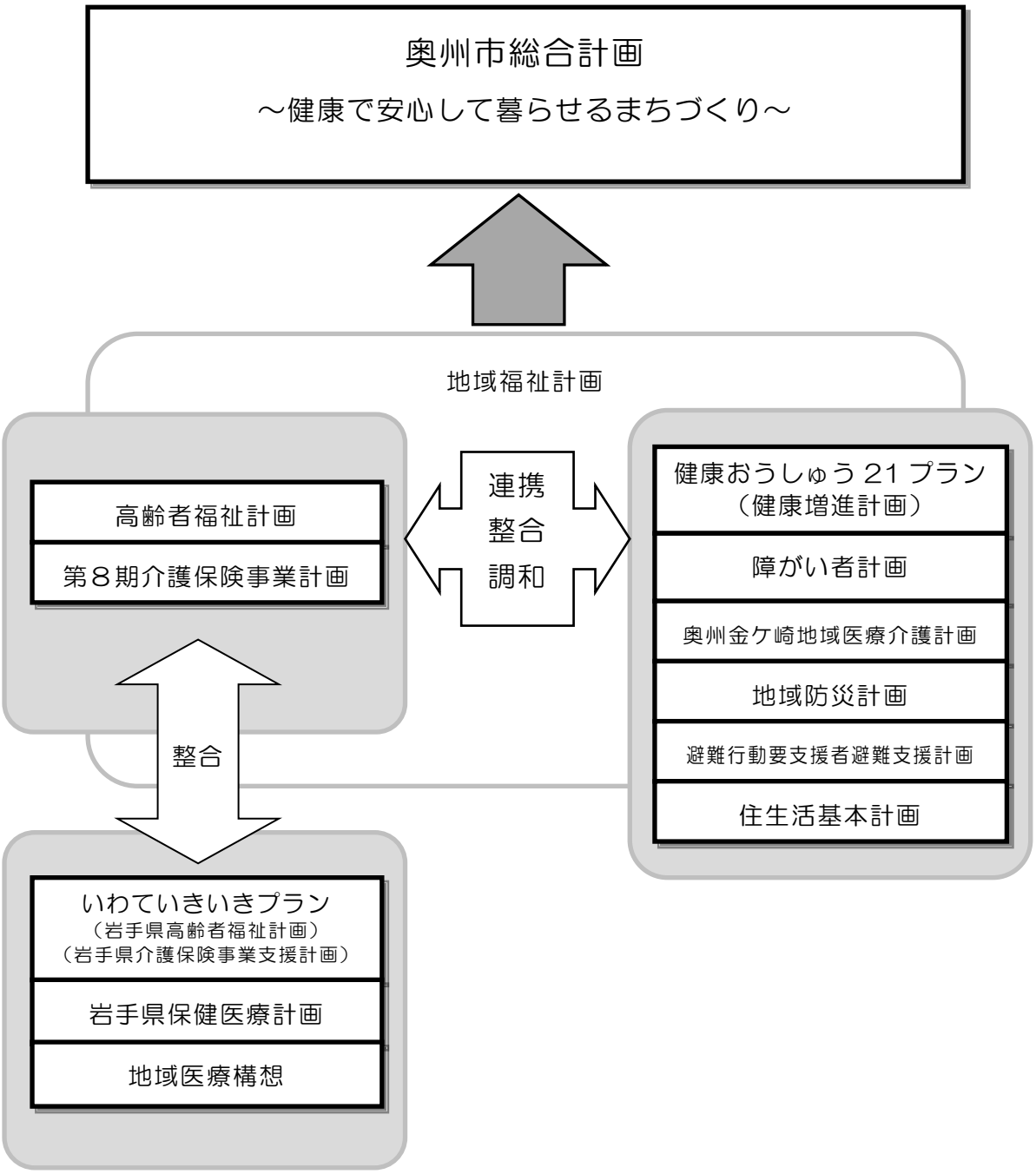
奥州市総合計画
～健康で安心して暮らせるまちづくり～
地域福祉計画
高齢者福祉計画
第８期介護保険事業計画
連携
整合
調和
健康おうしゅう 21 プラン
（健康増進計画）
障がい者計画
奥州金ケ崎地域医療介護計画
地域防災計画
避難行動要支援者避難支援計画
住生活基本計画
整合
いわていきいきプラン
（岩手県高齢者福祉計画）
（岩手県介護保険事業支援計画）
岩手県保健医療計画
地域医療構想

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

平成30年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画との作成・見直しサイクルが一致していることから、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療及び介護のより緊密な連携を図っていきます。

なお、計画における目標や施策の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価による課題の分析を行い、公表することとしています。

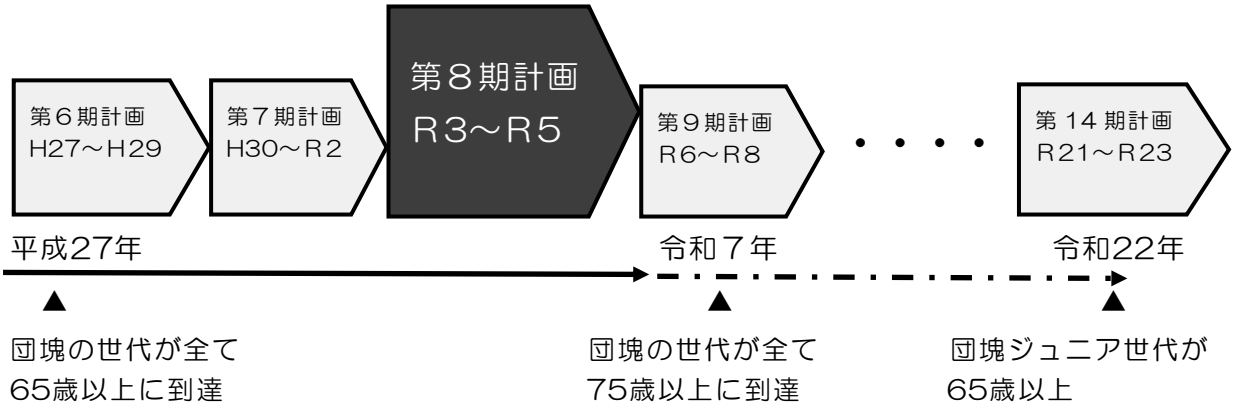

４　計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、計画に盛り込む高齢者の介護予防や福祉施策、介護サービスのあり方については、現状の把握や高齢者のニーズを調査することはもとより、広く市民の意見を聴取し、施策に反映させるよう配慮することが重要であるため、以下のような取組みを行いました。

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護認定を受けていない高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を含む）を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定を行い、本計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施しました。

（2）在宅介護実態調査

主に在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討し、本計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施しました。

（3）介護保険事業計画策定委員会等における検討

庁内関係部署の部課長を構成メンバーとして、介護保険事業計画策定委員会を設置し、第７期計画の検証を踏まえて、本計画の趣旨や方針の設定、関連計画や各種施策との整合、作業班における検討事項の確認などを行い、協議の結果をもとに介護保険運営協議会に諮問しました。

庁内関係部署の担当職員を構成メンバーとして、介護保険、地域包括ケア、医療・介護連携、介護予防・高齢者施策の４つの作業班を設置し、人口や要介護認定者の推計、介護給付などの見込み、介護予防や高齢者施策などの現状と課題や推進方策、各種調査分析などについて検討を行いました。

（4）県ヒアリングによる整合性の確保

国や県の方針や県保健医療計画との整合性の確保を図るため、県とのヒアリングや意見交換・調整を行いながら、計画策定作業を進めました。

（5）市民説明会の開催

本計画の策定に当たり、令和３年１月19日から23日まで、市内５地域において「市民説明会」を開催しました。

（6）計画素案の公表と市民意見公募手続の実施

市民説明会の開催と併せて、計画素案を公表し、令和３年１月19日から31日まで市民からの意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

（7）介護保険運営協議会での審議等

本計画案は、保健・医療・福祉の関係者のほか、介護サービス事業者、公募による市民などで構成される介護保険運営協議会において、令和２年５月から令和３年２月まで計６回の審議等を重ね、答申をいただきました。

５　日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険法第117条第２項第１号の規定により、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設などの整備状況その他の条件を勘案して設定することとされています。

本市においては、通院、買い物など日常的な生活範囲や地域活動などの範囲、また介護等サービス提供施設、医療機関などの社会資源の状況などを勘案し、現在の５つの地域（水沢地域、江刺地域、前沢地域、胆沢地域及び衣川地域）を日常生活圏域として設定します。

●日常生活圏域の状況

区　分	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	計
世帯数	23,699 世帯	10,847 世帯	4,624 世帯	5,090 世帯	1,365 世帯	45,625 世帯
人口	55,427 人	27,833 人	13,087 人	15,065 人	3,953 人	115,365 人
高齢者人口	17,459 人	10,475 人	4,832 人	5,608 人	1,577 人	39,951 人
高齢化率	31.5%	37.6%	36.9%	37.2%	39.9%	34.6%

（人口：令和２年３月末現在）

（年齢：令和２年４月１日現在）

第２章　高齢者等の状況

１　人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、令和７年度の本市の人口は106,623人で人口の減少傾向は依然として続いており、平成27年国勢調査と比較した人口減少率は、岩手県全体の減少率（9.2%）を上回る10.7%となっています。また、年齢構成は、年少人口（０～14歳人口）比率が11.0%、生産年齢人口（15～64歳）比率が51.4%、高齢者人口（65歳以上）比率が37.6%となっており、岩手県全体の35.6%より2.0ポイント高い高齢化率を示しています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、年少人口比率が10.1%、生産年齢人口比率が47.7%、高齢者人口比率が42.2%と少子高齢化が進む見通しとなっています。

●人口の推移

区　分	令和元年		令和５年		令和７年		令和22年	
総人口	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
	115,365人	100.0%	109,322人	100.0%	106,623人	100.0%	85,931人	100.0%
0～14歳	12,884人	11.2%	12,241人	11.2%	11,752人	11.0%	8,639人	10.1%
15～64歳	62,530人	54.2%	56,944人	52.1%	54,762人	51.4%	40,994人	47.7%
65歳以上	39,951人	34.6%	40,137人	36.7%	40,109人	37.6%	36,298人	42.2%
一般世帯数	45,625世帯		―		―		―	
高齢者のみの世帯数	12,286世帯		―		―		―	

※令和元年は「住民基本台帳（令和2年3月末現在）」より引用。
※令和５年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口（平成30年推計）」による。

２　高齢者の現状

（１）人口ピラミッド

令和２年３月末現在における本市の人口は、男性56,041人、女性59,324人、計115,365人です。

また、年齢階層別では、65歳前後にピークがきており、いわゆる「団塊の世代」が全て後期高齢者となる令和７年には、さらなる高齢化の進行が予想されます。

●年齢区分、男女別人口

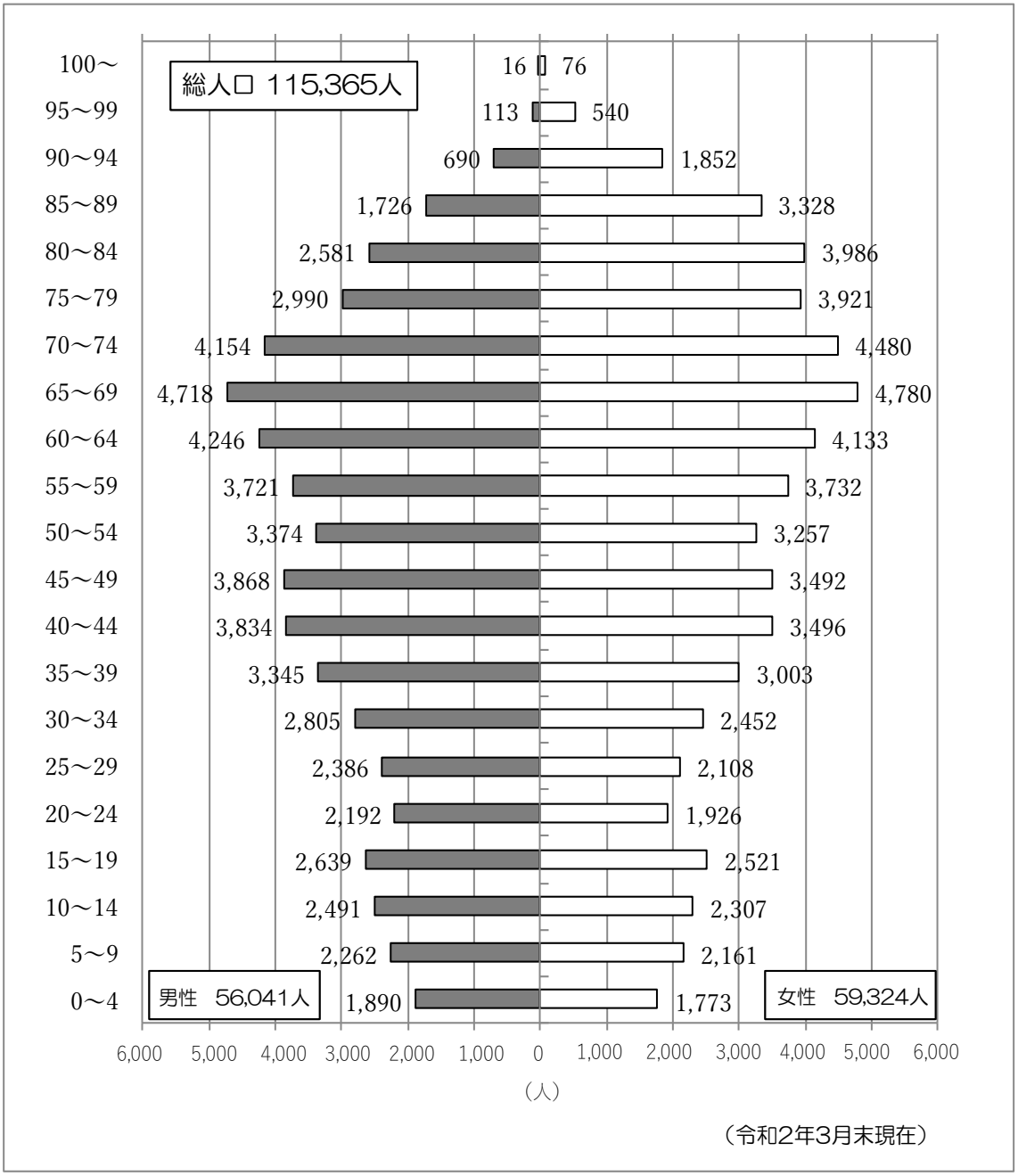

＜資料：住民基本台帳＞

（２）年齢３区分別人口の推移

本市の人口は、平成７年をピークに減少を続け、15～64歳の生産年齢人口は、平成30年から令和２年にかけて2,535人、3.9%減少しているのに対して、65歳以上の老年人口は、511人、1.3%増加しています。

●年齢区分別人口

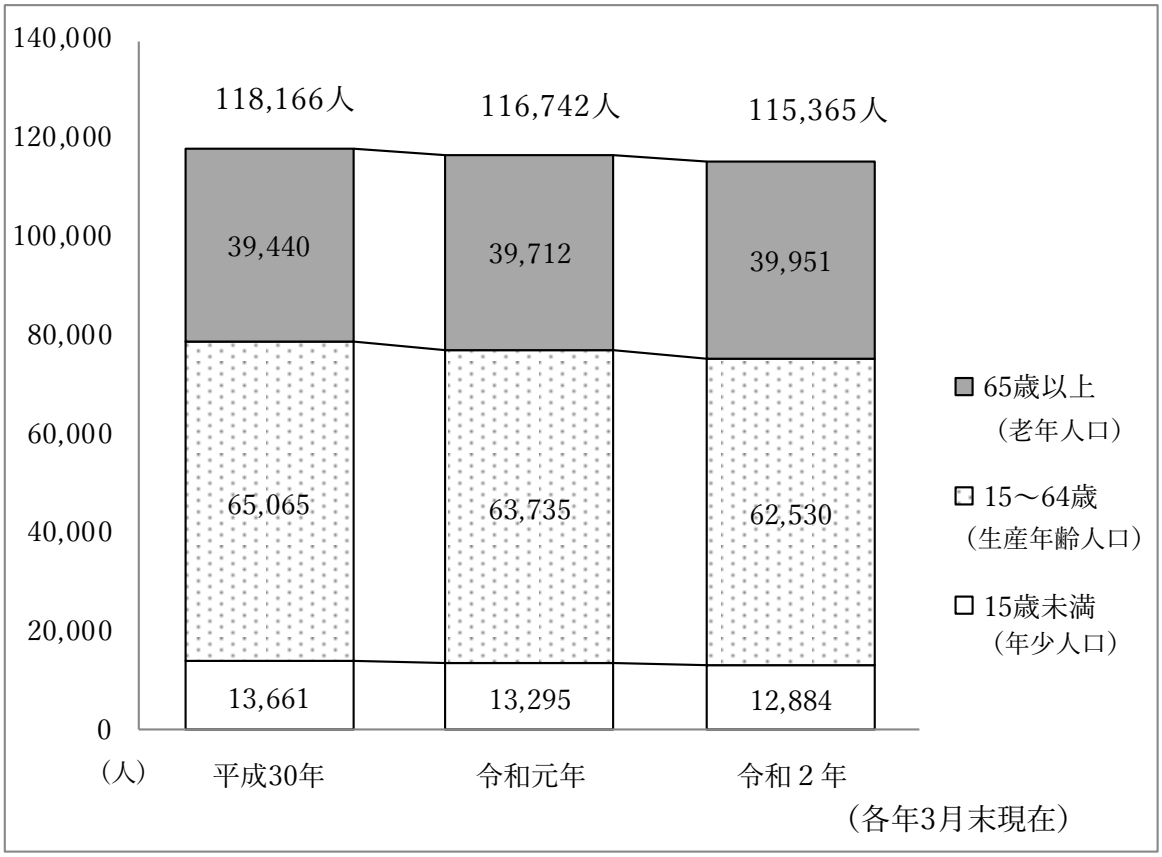

＜資料：住民基本台帳＞

●年齢３区分別人口の推移

区　　分	平成30年	令和元年	令和２年
総人口	118,166人	116,742人	115,365人
65歳以上（老年人口）	39,440人	39,712人	39,951人
15～64歳（生産年齢人口）	65,065人	63,735人	62,530人
15歳未満（年少人口）	13,661人	13,295人	12,884人

（各年３月末現在）

（３）高齢化率の推移

平成30年から令和２年にかけて、65～74歳の前期高齢者は579人、3.3%増加、75歳以上の後期高齢者は△68人、0.3%減少しています。

高齢化率は33.4%から34.6%へと1.2ポイント上昇しています。

●高齢者人口と高齢化率

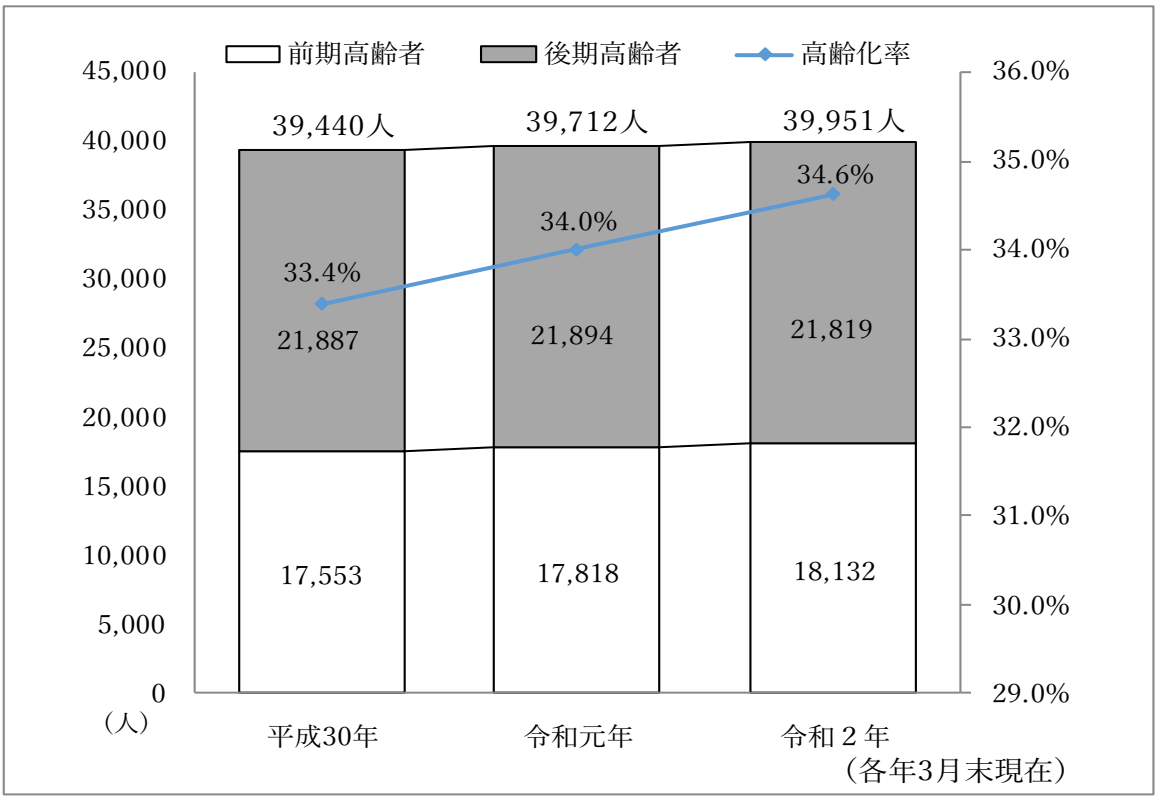

＜資料：住民基本台帳＞

●高齢者人口の内訳と高齢化率の推移

区　　分		平成30年	令和元年	令和２年
総人口		118,116人	116,742人	115,365人
高齢者人口		39,440人	39,712人	39,951人
	後期高齢者	21,887人	21,894人	21,819人
	前期高齢者	17,553人	17,818人	18,132人
高齢化率		33.4%	34.0%	34.6%

（各年３月末現在）

３　要支援・要介護認定者の状況

平成30年度から令和２年度にかけて、要支援・要介護認定者は、全体で239人、3.1%増加、総合事業における事業対象者は19人減少となっています。

要介護度別にみると、要介護４・５の重度者は７人増加でほぼ横ばい、要介護１・２の軽度者は77人、2.8%増加、要支援者は114人、5.4%増加しています。

第1号被保険者における認定率は、令和２年９月末時点で19.4%となっています。

認定率は今後も上昇傾向にあり、令和７年度には20.2%、令和22年度には23.9%になると見込まれています。

●要介護認定者数

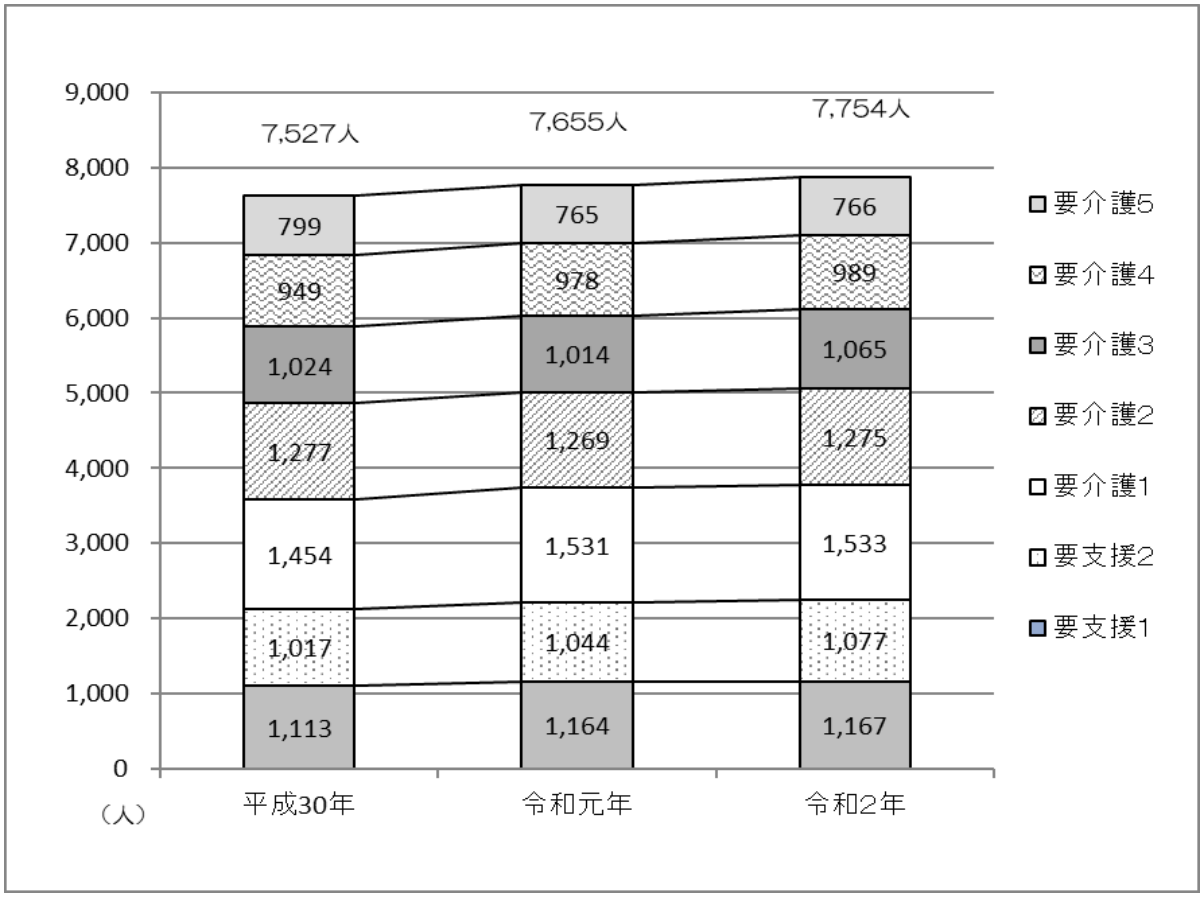

（平成30年度及び令和元年度は３月末、令和２年度は９月末現在）

●要支援・要介護認定者・事業対象者数の推移

区　　分	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
要介護５	－	799人	－	765人	－	766人
要介護４	－	949人	－	978人	－	989人
要介護３	－	1,024人	－	1,014人	－	1,065人
要介護２	－	1,277人	－	1,269人	－	1,275人
要介護１	－	1,454人	－	1,531人	－	1,533人
要支援２	－	1,017人	－	1,044人	－	1,077人
要支援１	－	1,113人	－	1,164人	－	1,167人
小計	－	7,633人	－	7,765人	－	7,872人
うち第1号被保険者	7,381人	7,527人	7,490人	7,655人	7,598人	7,754人
事業対象者	－	71人	－	59人	－	52人
計	7,381人	7,704人	7,490人	7,824人	7,598人	7,924人
うち第1号被保険者	7,381人	7,598人	7,490人	7,714人	7,598人	7,806人

（平成30年度及び令和元年度は３月末、令和２年度は９月末現在）

●第１号被保険者の認定割合

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度
被保険者数	39,605人	39,856人	39,986人
全認定者数	7,527人	7,655人	7,754人
認 定 割 合	19.0%	19.2%	19.4%

（平成30年度及び令和元年度は３月末、令和２年度は９月末現在）

●第１号被保険者における要介護・要支援認定割合（再掲）と推計

区　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
被保険者数	39,605人	39,856人	39,986人	40,165人	40,150人	40,135人	40,109人	36,298人
全認定者数	7,527人	7,655人	7,754人	7,803人	7,871人	7,945人	8,100人	8,672人
要介護	5,428人	5,476人	5,542人	5,597人	5,656人	5,723人	5,860人	6,346人
要支援	2,099人	2,179人	2,212人	2,206人	2,215人	2,222人	2,240人	2,326人
認定割合	19.0%	19.2%	19.4%	19.4%	19.6%	19.8%	20.2%	23.9%

（各年度３月末、令和２年度は９月末現在）

４　高齢者福祉サービスの状況

（１）要援護高齢者の把握

●在宅一人暮らし高齢者数（各年度12月1日現在）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
6,020人	6,285人	6,655人

※住民基本台帳を基に集計。

●在宅高齢者のみ世帯数（各年度12月1日現在）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
11,362世帯	11,756世帯	12,286世帯

※住民基本台帳を基に集計。

●在宅寝たきり高齢者数（各年度12月1日現在）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,443人	1,367人	1,424人

※介護認定の主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度判定B1、B2、C1、C2の人を集計（入院などを含む）。

（２）福祉サービス等による支援

●高齢者日常生活用具給付等事業給付状況

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
給付件数（新規）	貸与件数（延べ）	給付件数（新規）	貸与件数（延べ）	給付件数（新規）	貸与件数（延べ）
2件	3件	0件	2件	3件	1件

●配食見守りサービス事業利用状況

区　分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	利用者数	延べ配食数	利用者数	延べ配食数	利用者数	延べ配食数
水沢地域	46 人	3,477 食	28 人	2,554 食	12 人	1,373 食
江刺地域	8 人	987 食	8 人	871 食	11 人	969 食
前沢地域	22 人	2,282 食	19 人	1,870 食	12 人	1,181 食
胆沢地域	26 人	1,480 食	22 人	906 食	9 人	698 食
衣川地域	20 人	2,221 食	20 人	2,457 食	15 人	2,345 食
計	122 人	10,447 食	97 人	8,658 食	59 人	6,566 食

●介護保険サービス利用者助成事業助成状況

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
認定者数	助成金額	認定者数	助成金額	認定者数	助成金額
610 人	14,339,058 円	512 人	8,307,811 円	486 人	5,626,391 円

●高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業(県補助事業)助成状況

区　　分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
水沢地域	7 件	2,121 千円	7 件	2,029 千円	6 件	1,389 千円
江刺地域	6 件	1,760 千円	7 件	1,728 千円	3 件	660 千円
前沢地域	3 件	995 千円	3 件	1,132 千円	3 件	1,126 千円
胆沢地域	4 件	823 千円	4 件	1,066 千円	3 件	1,002 千円
衣川地域	1 件	396 千円	0 件	0 円	1 件	361 千円
計	21 件	6,095 千円	21 件	5,955 千円	16 件	4,538 千円

●外出支援サービス事業

区　分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	利用登録者数	延べ利用者数	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録者数	利用登録者数	延べ利用者数	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録者数	利用登録者数	延べ利用者数	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録者数
江刺地域	129人	2,383人	-	120人	2,404人	-	120人	2,157人	-
前沢地域	12人	316人	11人	13人	175人	20人	21人	278人	7人
胆沢地域	15人	63人	7人	7人	22人	2人	6人	16人	1人
衣川地域	9人	154人	4人	15人	148人	8人	8人	87人	4人
計	165人	2,916人	22人	155人	2,749人	30人	155人	2,538人	12人

※江刺地域はＮＰＯ法人による公共交通空白地有償運送事業、それ以外の３地域において福祉有償運送を実施。

※水沢地域は福祉車両を有するタクシー事業者による福祉輸送サービスを実施。

●福祉乗車券交付事業

区　　分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	申請件数	交付枚数	申請件数	交付枚数	申請件数	交付枚数
小型タクシー・バス	1,860件	60,973枚	1,052件	61,770枚	1,039件	58,362枚
リフトタクシー	38件	4,233枚	33件	3,420枚	28件	2,700枚

※在宅寝たきり高齢者や重度障がい者などの福祉の向上のため、対象者が利用するタクシー又はバスの料金の一部を助成。

（３）安心できる住まいの支援

●養護老人ホーム措置者数（各年度３月末現在）

施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
寿水荘（水沢）	44 人	43 人	43 人
江寿園（江刺）	32 人	25 人	25 人
松寿荘（雫石町）	１人	２人	２人
東山荘（一関市）	１人	１人	１人
祥風苑（大船渡市）	－	１人	１人
松風荘（宮城県名取市）	１人	１人	１人
計	79人	73 人	73 人

●生活支援ハウスの利用状況　　上段：実利用者数、下段：延べ利用者数

名　　称	平成29年度	平成30年度	令和元年度
江刺高齢者生活福祉センター	１０人 （17 人）	１２人 （16 人）	１３人 （16 人）
奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家	１１人 （17 人）	１２人 （16 人）	１３人 （15 人）
奥州市衣川生活支援ハウス	７人 （９人）	９人 （12 人）	７人 （10 人）

（４）敬老事業

●敬老会招待対象者及び出席者数　　（人）

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	招待者	出席者	出席率	招待者	出席者	出席率	招待者	出席者	出席率
水沢地域	8,303	2,823	34.0%	8,526	2,735	32.1%	8,562	2,608	30.7%
江刺地域	5,498	2,262	41.1%	5,528	2,279	41.2%	5,468	2,157	39.5%
前沢地域	2,443	882	36.1%	2,451	870	35.5%	2,474	818	33.1%
胆沢地域	2,816	790	28.1%	2,864	905	31.6%	2,831	875	30.9%
衣川地域	840	249	29.6%	844	265	31.4%	827	242	29.3%
計	19,900	7,006	35.2%	20,213	7,054	34.9%	20,162	6,700	33.2%

●100歳到達者数

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水沢地域	11人	14人	25人
江刺地域	7人	8人	13人
前沢地域	5人	2人	4人
胆沢地域	3人	3人	7人
衣川地域	3人	5人	7人
計	29人	32人	56人

（5）生きがい活動の推進

●水沢高齢者創作館及び江刺高齢者生産活動センターの延べ利用者数

名　　称	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水沢高齢者創作館	2,467人	2,472人	2,126人
江刺高齢者生産活動センター	1,276 人	1,233 人	1,370 人

●単位老人クラブ数（岩手県老人クラブ連合会加入数）

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水沢地域	57 団体	53 団体	46 団体
江刺地域	55 団体	54 団体	51 団体
前沢地域	18 団体	16 団体	11 団体
胆沢地域	13 団体	13 団体	12 団体
計	143 団体	136 団体	120 団体

●老人クラブ会員数及び加入率（岩手県老人クラブ連合会加入数）　（人）

区　分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	60 歳以上人口	会員数	加入率	60 歳以上人口	会員数	加入率	60 歳以上人口	会員数	加入率
水沢地域	21,330	3,303	15.5%	21,438	3,059	14.3%	21,272	2,582	12.1%
江刺地域	12,872	2,873	22.3%	12,844	2,784	21.7%	12,906	2,614	20.3%
前沢地域	5,961	488	8.2%	6,000	420	7.0%	5,952	230	3.9%
胆沢地域	6,850	1,100	16.1%	6,901	977	14.2%	6,821	849	12.4%
計	47,013	7,764	16.5%	47,183	7,240	15.3%	46,951	6,275	13.4%

５　介護給付等対象サービスの状況（令和２年度の実績値は見込み）

（1）介護予防サービスの利用状況及び給付実績

＜介護予防サービス等＞

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防訪問入浴介護	30	０回	３回	皆増
		０円	23,058円	皆増
	1	０回	31回	皆増
		０円	247,662円	皆増
	2	０回	59回	皆増
		０円	469,000円	皆増
介護予防訪問看護	30	2,064回	1,642回	79.6%
		8,699,000円	8,813,466円	101.3%
	1	2,431回	1,450回	59.6%
		10,255,000円	7,765,235円	75.7%
	2	2,927回	1,510回	51.6%
		12,373,000円	8,085,000円	65.3%
介護予防訪問 リハビリテーション	30	427回	344回	80.6%
		1,184,000円	1,927,080円	162.8%
	1	461回	169回	36.7%
		1,277,000円	1,052,685円	82.4%
	2	618回	176回	28.5%
		1,713,000円	1,096,000円	64.0%
介護予防 居宅療養管理指導	30	228人	149人	65.4%
		1,541,000円	836,425円	54.3%
	1	276人	135人	48.9%
		1,850,000円	942,143円	50.9%
	2	336人	320人	95.2%
		2,252,000円	2,230,000円	99.0%
介護予防通所 リハビリテーション	30	3,012人	3,069人	101.9%
		82,470,000円	95,015,933円	115.2%
	1	3,168人	3,291人	103.9%
		85,808,000円	103,226,073円	120.3%
	2	3,324人	3,583人	107.8%
		89,147,000円	112,356,000円	126.0%

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防 短期入所生活介護	30	2,870人	2,990人	104.2%
		17,476,000円	17,973,162円	102.8%
	1	2,784人	2,670人	92.9%
		17,306,000円	17,019,824円	98.3%
	2	2,905人	2,654人	91.4%
		17,347,000円	16,914,000円	97.5%
介護予防 短期入所療養介護	30	930日	25日	2.7%
		8,781,000円	216,630円	2.5%
	1	1,390日	56日	4.0%
		13,121,000円	538,074円	4.1%
	2	2,227日	160日	7.2%
		21,029,000円	1,529,000円	7.3%
介護予防特定施設 入居者生活介護	30	0人	24人	皆増
		0円	1,561,347円	皆増
	1	0人	31人	皆増
		0円	2,285,089円	皆増
	2	0人	74人	皆増
		0円	5,407,000円	皆増
介護予防福祉用具貸与	30	4,200人	4,915人	117.0%
		20,631,000円	24,650,990円	119.5%
	1	4,356人	5,632人	129.3%
		21,475,000円	30,050,540円	139.9%
	2	4,512人	6,397人	141.8%
		22,319,000円	34,131,000円	152.9%
特定介護予防 福祉用具販売	30	60人	88人	146.7%
		1,399,000円	2,060,752円	147.3%
	1	48人	100人	208.3%
		1,092,000円	2,530,122円	231.7%
	2	48人	116人	241.7%
		1,092,000円	2,911,000円	266.6%

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防支援	30	13,140人	7,699人	58.6%
		57,980,000円	33,173,836円	58.1%
	1	12,180人	8,597人	70.6%
		53,744,000円	37,743,260円	70.2%
	2	11,268人	10,218人	90.7%
		49,720,000円	44,856,000円	90.2%
介護予防住宅改修費	30	72人	59人	81.9%
		7,613,000円	5,242,247円	68.9%
	1	72人	55人	76.4%
		7,613,000円	5,658,670円	74.3%
	2	72人	72人	100.0%
		7,613,000円	7,357,000円	96.6%

＜地域密着型介護予防サービス＞

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防 認知症対応型通所介護	30	0回	121回	皆増
		0円	1,037,592円	皆増
	1	0回	83回	皆増
		0円	665,982円	皆増
	2	0回	86回	皆増
		0円	686,000円	皆増
介護予防小規模 多機能型居宅介護	30	120人	109人	90.8%
		5,690,000円	7,079,672円	124.4%
	1	132人	139人	105.3%
		6,259,000円	8,741,399円	139.7%
	2	144人	177人	122.9%
		6,828,000円	11,113,000円	162.8%
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	30	0人	9人	皆増
		0円	1,744,371円	皆増
	1	0人	12人	皆増
		0円	2,774,610円	皆増
	2	0人	14人	皆増
		0円	3,053,000円	皆増

⑵ 介護サービスの利用状況及び給付実績

＜居宅サービス等＞

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
訪問介護	30	247,090回	135,549回	54.9%
		658,013,000円	559,795,513円	85.1%
	1	268,390回	143,638回	53.5%
		715,175,000円	597,504,092円	83.5%
	2	292,542回	155,598回	53.2%
		780,141,000円	647,255,000円	83.0%
訪問入浴介護	30	3,509回	3,806回	108.5%
		40,144,000円	44,506,293円	110.9%
	1	2,585回	4,204回	162.6%
		29,609,000円	49,795,179円	168.2%
	2	1,621回	4,204回	259.3%
		18,570,000円	49,796,000円	268.2%
訪問看護	30	24,822回	17,412回	70.1%
		119,173,000円	111,568,120円	93.6%
	1	28,781回	18,132回	63.0%
		137,512,000円	116,609,084円	84.8%
	2	32,597回	20,204回	62.0%
		155,011,000円	129,931,000円	83.8%
訪問 リハビリテーション	30	8,794回	3,202回	36.6%
		25,284,000円	18,594,800円	73.5%
	1	9,521回	3,092回	32.5%
		27,393,000円	17,935,222円	65.5%
	2	10,453回	3,185回	30.5%
		30,085,000円	18,474,000円	61.4%
居宅療養管理指導	30	2,160人	2,132人	98.7%
		12,146,000円	12,409,586円	102.2%
	1	2,400人	2,264人	94.3%
		13,517,000円	12,746,416円	94.3%
	2	2,640人	2,717人	102.9%
		14,935,000円	15,296,000円	102.4%
通所介護	30	189,823回	202,236回	106.5%
		1,503,390,000円	1,603,893,950円	106.7%
	1	183,578回	209,885回	114.3%
		1,454,477,000円	1,639,984,567円	112.8%
	2	175,552回	214,339回	122.1%
		1,393,614,000円	1,674,784,000円	120.2%

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
通所 リハビリテーション	30	41,681回	42,510回	102.0%
		346,976,000円	334,784,540円	96.5%
	1	41,880回	45,857回	109.5%
		350,103,000円	356,736,859円	101.9%
	2	42,360回	47,233回	111.5%
		355,624,000円	367,439,000円	103.3%
短期入所生活介護	30	91,866日	89,942日	97.9%
		757,410,000円	741,688,791円	97.9%
	1	93,940日	86,760日	92.4%
		772,699,000円	727,889,524円	94.2%
	2	96,182日	88,171日	91.7%
		788,989,000円	739,727,000円	93.8%
短期入所療養介護	30	4,796日	5,076日	105.8%
		51,292,000円	56,148,648円	109.5%
	1	5,206日	6,442日	123.7%
		56,258,000円	70,472,701円	125.3%
	2	5,963日	7,226日	121.2%
		65,002,000円	79,044,000円	121.6%
特定施設 入居者生活介護	30	276人	306人	110.9%
		50,895,000円	53,557,975円	105.2%
	1	252人	368人	146.0%
		46,381,000円	66,092,523円	142.5%
	2	252人	424人	168.3%
		46,458,000円	76,007,000円	163.6%
福祉用具貸与	30	21,420人	21,827人	101.9%
		255,114,000円	256,890,861円	100.7%
	1	22,848人	22,969人	100.5%
		269,858,000円	270,802,526円	100.4%
	2	24,360人	25,266人	103.7%
		286,110,000円	297,883,000円	104.1%
特定福祉用具販売	30	408人	309人	75.7%
		11,022,000円	9,040,081円	82.0%
	1	444人	341人	76.8%
		12,001,000円	9,637,693円	80.3%
	2	456人	358人	78.5%
		12,334,000円	10,102,000円	81.9%

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
居宅介護支援	30	38,220人	38,586人	101.0%
		548,032,000円	568,082,720円	103.7%
	1	39,492人	39,357人	99.7%
		566,028,000円	583,580,644円	103.1%
	2	40,788人	41,597人	102.0%
		584,476,000円	616,786,000円	105.5%
居宅介護住宅改修費	30	144人	142人	98.6%
		14,934,000円	13,976,509円	93.6%
	1	144人	131人	91.0%
		15,076,000円	11,278,559円	74.8%
	2	144人	166人	115.3%
		15,076,000円	14,290,000円	94.8%

＜地域密着型サービス＞

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	30	264人	408人	154.5%
		38,207,000円	47,916,930円	125.4%
	1	324人	494人	152.5%
		48,068,000円	62,089,065円	129.2%
	2	432人	692人	160.2%
		62,968,000円	86,925,000円	138.0%
地域密着型通所介護	30	53,243回	4,026回	－
		439,955,000円	257,679,836円	58.6%
	1	67,272回	3,621回	－
		555,582,000円	240,578,744円	43.3%
	2	88,210回	3,984回	－
		727,343,000円	264,637,000円	36.4%
認知症対応型通所介護	30	6,804回	6,510回	95.7%
		73,320,000円	71,297,382円	97.2%
	1	6,747回	6,579回	97.5%
		74,052,000円	72,737,367円	98.2%
	2	6,623回	7,237回	109.3%
		73,997,000円	80,012,000円	108.1%
小規模多機能型 居宅介護	30	1,080人	1,089人	100.8%
		233,505,000円	198,796,431円	85.1%
	1	1,128人	1,309人	116.0%
		251,326,000円	232,611,246円	92.6%
	2	1,548人	1,571人	101.5%
		348,909,000円	279,134,000円	80.0%
認知症対応型 共同生活介護	30	2,532人	2,624人	103.6%
		600,841,000円	614,460,021円	102.3%
	1	2,628人	2,725人	96.9%
		624,904,000円	616,864,380円	98.5%
	2	2,628人	2,725人	103.7%
		624,633,000円	658,758,000円	105.5%
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	30	3,984人	3,484人	87.4%
		1,014,320,000円	932,671,908円	92.0%
	1	3,984人	3,889人	97.6%
		1,014,320,000円	1,067,176,111円	105.2%
	2	3,984人	4,473人	112.3%
		1,014,320,000円	1,227,253,000円	121.0%

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
看護小規模多機能型 居宅介護	30	204人	231人	113.2%
		46,150,000円	50,527,966円	109.5%
	1	216人	242人	112.0%
		49,141,000円	52,528,963円	106.9%
	2	252人	279人	110.7%
		57,456,000円	60,409,000円	105.1%

＜施設サービス＞

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設）	30	7,728人	8,000人	103.5%
		1,885,065,000円	1,941,510,218円	103.0%
	1	7,728人	7,629人	98.7%
		1,885,065,000円	1,944,772,068円	103.2%
	2	8,688人	7,771人	89.4%
		2,121,125,000円	1,980,907,000円	93.4%
介護保健施設サービス（介護老人保健施設）	30	4,836人	4,767人	98.6%
		1,238,831,000円	1,267,712,745円	102.3%
	1	4,836人	4,778人	98.8%
		1,238,831,000円	1,293,633,700円	104.4%
	2	4,836人	4,928人	101.9%
		1,238,831,000円	1,334,189,000円	107.7%

⑶ 給付実績の合計

区　　分	年度	計画値	実績値	対計画比
合計	30	10,177,483,000円	9,969,408,385円	98.0%
	1	10,427,176,000円	10,334,095,248円	99.1%
	2	11,047,440,000円	10,961,231,000円	99.2%
	計	31,652,099,000円	31,264,734,633円	98.8%
予防給付（サービス）	30	213,464,000円	201,896,561円	94.6%
	1	219,800,000円	221,241,368円	100.7%
	2	231,433,000円	252,193,000円	109.0%
	計	664,697,000円	675,330,929円	101.6%
介護予防サービス等	30	207,774,000円	192,034,926円	92.4%
	1	213,541,000円	209,059,377円	97.9%
	2	224,605,000円	237,341,000円	105.7%
	計	645,920,000円	638,435,303円	98.8%
地域密着型介護予防サービス	30	5,690,000円	9,861,635円	173.3%
	1	6,259,000円	12,181,991円	194.6%
	2	6,828,000円	14,852,000円	217.5%
	計	18,777,000円	36,895,626円	196.5%
介護給付（サービス）	30	9,964,019,000円	9,767,511,824円	98.0%
	1	10,207,376,000円	10,112,853,880円	99.1%
	2	10,816,007,000円	10,709,038,000円	99.0%
	計	30,987,402,000円	30,589,403,704円	98.7%
居宅サービス等	30	4,393,825,000円	4,384,938,387円	99.8%
	1	4,466,087,000円	4,531,065,589円	101.5%
	2	4,546,425,000円	4,736,814,000円	104.2%
	計	13,406,337,000円	13,652,817,976円	101.8%
地域密着型サービス	30	2,446,298,000円	2,173,350,474円	88.8%
	1	2,617,393,000円	2,343,382,523円	89.5%
	2	2,909,626,000円	2,657,128,000円	91.3%
	計	7,973,317,000円	7,173,860,997円	90.0%
施設サービス	30	3,123,896,000円	3,209,222,963円	102.7%
	1	3,123,896,000円	3,238,405,768円	103.7%
	2	3,359,956,000円	3,315,096,000円	98.7%
	計	9,607,748,000円	9,762,724,731円	101.6%

※「計」の欄は、平成30年度から令和２年度の３カ年の合計値。

第３章　計画の基本理念等

１　計画の基本理念

市民誰もが住み慣れた地域でみんなの和であたたかく支え合いながら、安心して自分らしく暮らすことができるよう、健康づくり、介護予防などの取組みを推進します。

また、地域住民、関係団体、行政などが連携し、地域ぐるみでの見守りや生活支援など包括的な支援体制の整備を進め、共に支え合うまちを目指します。

この計画においても、総合計画の基本施策、高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画の基本理念を継承し、

「健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

２　計画の基本目標

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される

「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指します。

３　計画の体系

基本目標である地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、以下の事項について取組みます。

①　介護予防・健康づくり施策の充実・推進
②　日常生活を支援する体制の整備
③　在宅医療・介護連携の推進
④　認知症施策の推進
⑤　介護給付等対象サービスの充実・強化
⑥　災害・感染症対策に係る体制整備

【計画の基本理念】

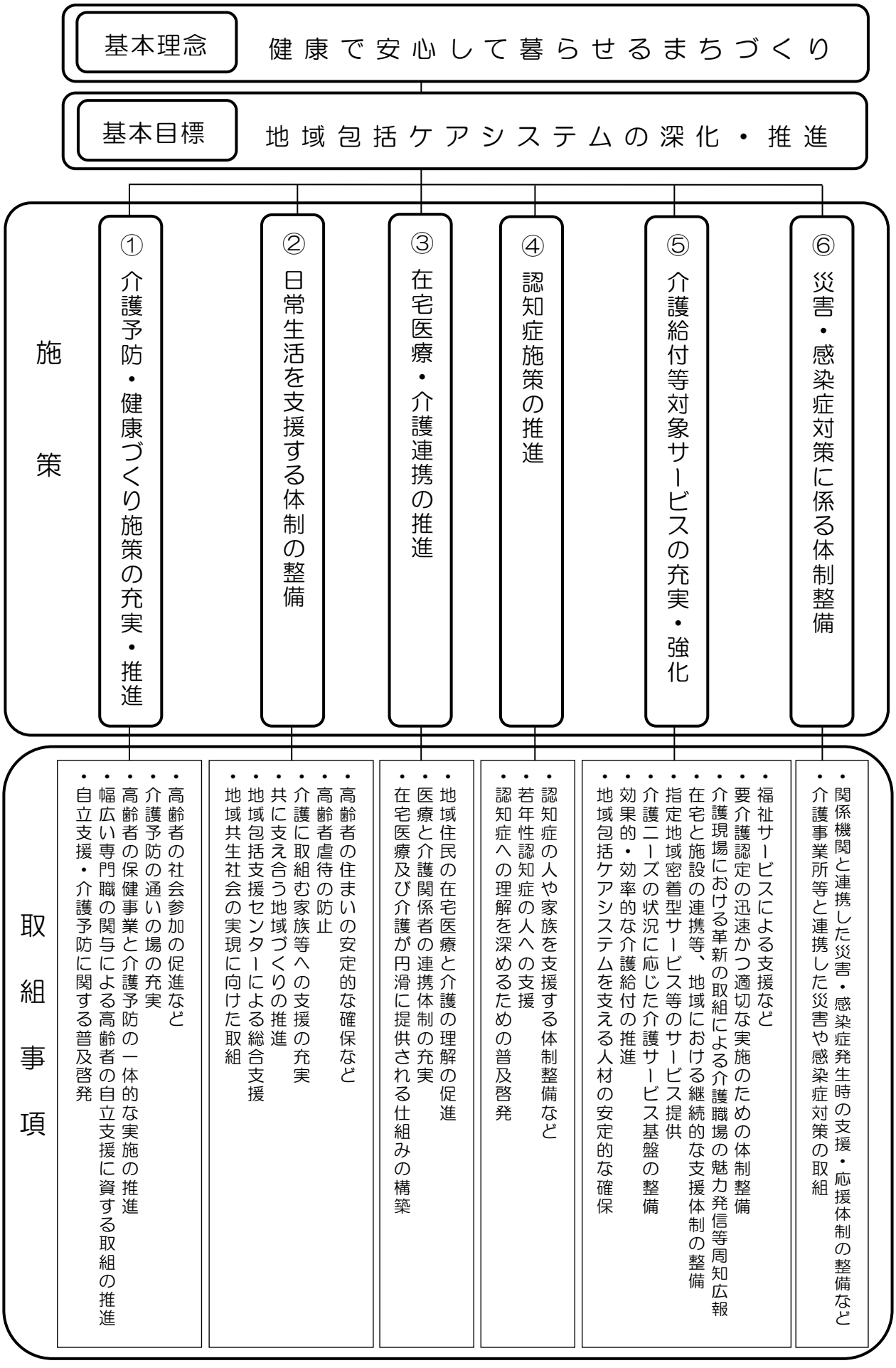
基本理念
健康で安心して暮らせるまちづくり
基本目標
地域包括ケアシステムの深化・推進
施策
①介護予防・健康づくり施策の充実・推進
②日常生活を支援する体制の整備
③在宅医療・介護連携の推進
④認知症施策の推進
⑤介護給付等対象サービスの充実・強化
⑥災害・感染症対策に係る体制整備
取組事項
・高齢者の社会参加の促進など
・介護予防の通いの場の充実
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
・幅広い専門職の関与による高齢者の自立支援に資する取組の推進
・自立支援・介護予防に関する普及啓発
・高齢者の住まいの安定的な確保など
・高齢者虐待の防止
・介護に取組む家族等への支援の充実
・共に支え合う地域づくりの推進
・地域包括支援センターによる総合支援
・地域共生社会の実現に向けた取組
・地域住民の在宅医療と介護の理解の促進
・医療と介護関係者の連携体制の充実
・在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築
・認知症の人や家族を支援する体制整備など
・若年性認知症の人への支援
・認知症への理解を深めるための普及啓発
・福祉サービスによる支援など
・要介護認定の迅速かつ適切な実施のための体制整備
・介護現場における革新の取組による介護職場の魅力発信等周知広報
・在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備
・指定地域密着型サービス等のサービス提供
・介護ニーズの状況に応じた介護サービス基盤の整備
・効果的・効率的な介護給付の推進
・地域包括ケアシステムを支える人材の安定的な確保
・関係機関と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の整備など
・介護事業所等と連携した災害や感染症対策の取組

第４章　地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組事項

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を地域の実情に応じて推進していくことが重要となっています。また、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指していくことが必要となっています。

本計画期間において、①介護予防・健康づくり施策の充実・推進　②日常生活を支援する体制の整備　③在宅医療・介護連携の推進　④認知症施策の推進　⑤介護給付等対象サービスの充実・強化　⑥災害・感染症対策に係る体制整備　の６つの項目に重点をおき、本市における地域包括ケアシステムを深化、推進してまいります。

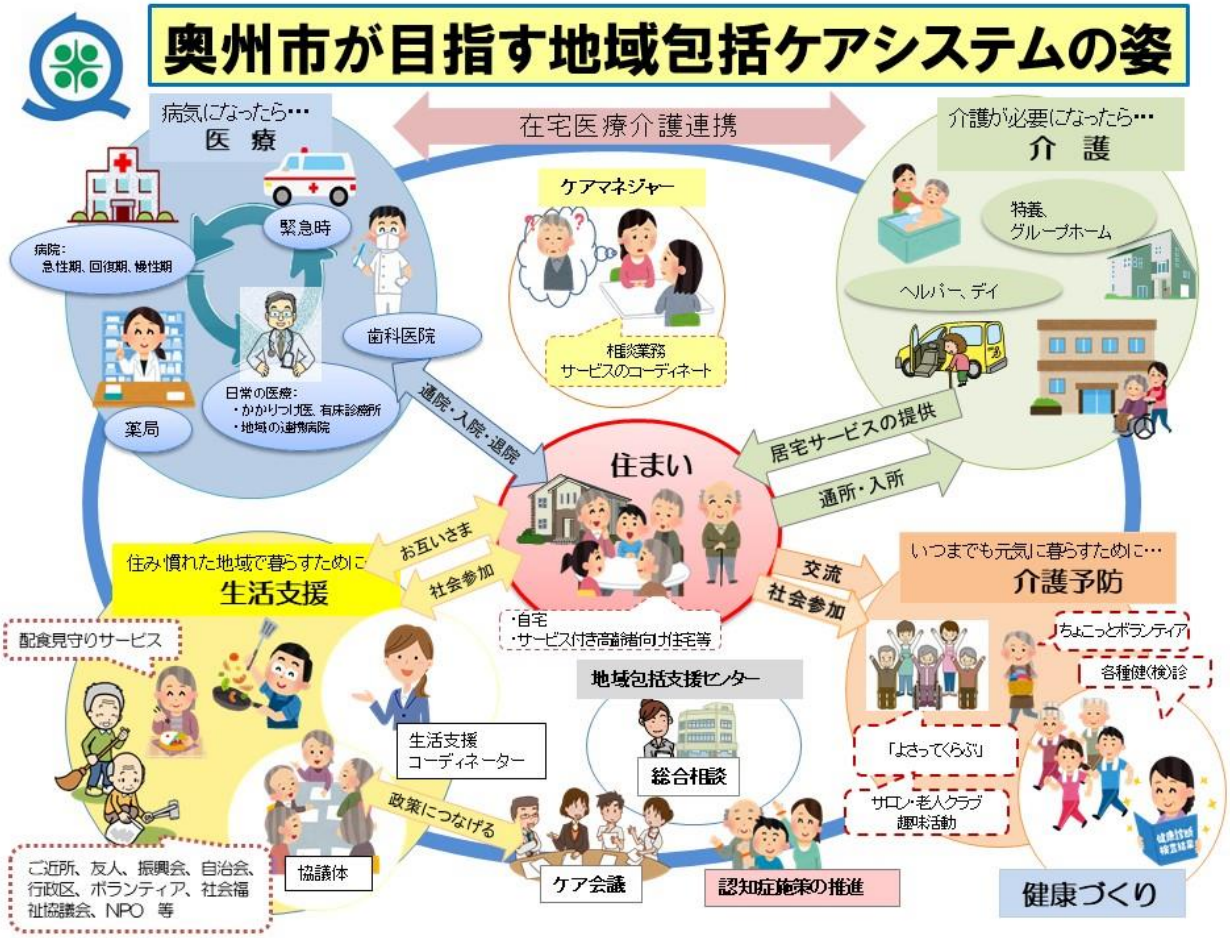

１　介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した生活ができるよう生活機能の維持・改善を図り、活動的な高齢者を増やすとともに、要支援・要介護状態になっても生きがいや役割を持って安心して生活できる地域の構築に向けて取組みます。

さらに、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境を整備し、介護予防・疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

【現状と課題】

平均寿命と健康寿命(注１)の差が開くことは生活の質の低下につながり、医療費や介護費の負担が大きくなります。疾病予防と健康増進、介護予防により、健康寿命を延ばすことが重要となっています。

介護が必要になる要因として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から、高齢による衰弱は 32.8%、次いで脳卒中が 13.1%となっています。高齢による衰弱が始まった主な原因は、腰痛や膝痛が 37.0%、次いで外出頻度の低下が 10.4%となり、生活習慣病や運動機能低下の要因と考えられます。

また、本市の平成30年度における脳血管疾患死亡率(注２)は全国平均の2.1倍、脳血管疾患既往者(注3)は２倍になっており、全国平均を大きく上回っています。同様に、特定健診結果からも高血圧や脂質異常有所見者が国の約1.4倍と多く、生活習慣病の予防や重症化予防への取組みが重要な課題となっています。

自殺者数については、岩手県は減少傾向にあるものの、自殺死亡率(注４)は、平成30年度で全国３位と高くなっており、本市においても国より高い水準となっています。本市では、働き盛りの男性、高齢女性の自殺者数が多く、悩んでいる人への気づきや相談窓口を周知するとともに、高齢者の健康づくりと生きがい対策を進めていくことが重要です。

近年は、健康寿命の延伸のため、フレイル（虚弱）予防が注視されています。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取組み、医療・健診・介護情報の分析や健康課題の把握、通いの場等への積極的な関わり等、高齢者を支える地域づくりの推進が求められています。

高齢者の社会参加や社会的に役割を持つことは、高齢者の生きがいづくりや介護予防の効果が期待できます。本市では、高齢者が徒歩で通える範囲で集い「いきいき百歳体操（注５）」など介護予防の取組み、住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の立ち上げと運営を支援しており、令和２年12月現在、86グループ、1,202人が活動を行っています。

（注１）　健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
（注２）　脳血管疾患死亡率…人口10万人あたりの死亡者数(県保健福祉年報、人口動態統計(厚生労働省))
（注３）　脳血管疾患既往…特定健康診査結果
（注４）　自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数(人口動態統計(厚生労働省))
（注５）　いきいき百歳体操…高齢者向け運動プログラムとして、手足に重りの負荷をかけ、ゆっくりした動きで手足の運動を行う体操。

【推進方策】

（１）　高齢者の健康づくりの取組

①　各種健（検）診受診率の向上

病気の早期発見・早期治療により身体機能を維持することは、本人が満足できる生活を送ることにつながります。また、健（検）診は、生活習慣を見直す機会にもなることから、受けやすい健（検）診体制の充実を図り、受診率の向上に努めます。

②　生活習慣病予防や重症化予防、認知症予防に向けた普及啓発の推進

脳血管疾患、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の予防と重症化予防のため、積極的に健診を受け、自らがより良い生活習慣へと変容できるよう普及啓発を行うとともに、生活習慣病の重症度が高いと思われる対象者へ必要な支援を行います。

また、出前健康講座などを通じて、脳血管性の認知症予防に関する普及啓発を行います。

③　口腔機能の維持向上対策

食べ物の入り口である口腔の機能を維持向上することは、身体機能の維持向上はもとより、疾病予防、食べる楽しみにもつながります。若い頃から定期的に歯科健診を受け機能を維持向上することができるよう、定期健診の大切さと口腔ケアについて普及啓発を図ります。

④　高齢者の自殺対策

相談窓口の周知や、身近な人が悩んでいる人に気づき声掛けや見守りなどの必要な支援ができる地域づくりを推進します。

（２）　「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組

①　地域の健康課題の把握、関係団体との連携

国保データーベースシステムを活用し、医療・健診・介護情報等から高齢者の健康課題を分析し重点課題を明確化するとともに、後期高齢者質問票等から高齢者のフレイル（虚弱）状態に関する情報を収集し必要な支援について検討します。

また、地域の医療関係団体等と積極的な連携を図り、高齢者の健康課題の情報共有に努めます。

②　フレイル（虚弱）予防への取組

各種健診や出前健康講座、通いの場等の機会を通じて、フレイル予防に関する正しい知識を周知するとともに、低栄養や筋量低下、口腔機能低下等のおそれがある高齢者に対し、かかりつけの医師や歯科医師、薬剤師と連携しながら、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等による保健指導等を行い、疾病予防や重症化予防に努めます。

③　通いの場等への積極的な支援

住民主体の通いの場等において、医療専門職が積極的に加わることで、フレイル状態にある高齢者を把握し、適切な保健指導や生活機能向上支援等につなげるとともに、心の健康づくりや認知症予防等に関する出前健康講座等も行いながら、地域

全体で高齢者を支える地域づくりに努めます。

（３）　介護予防の通いの場の充実

①　通いの場の把握

市社会福祉協議会と連携し、市内の通いの場の開設状況を把握するとともに、通いの場がない地域への支援方策を検討します。

②　住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の立ち上げ、運営支援

住民が身近な場所で主体的に交流しながら介護予防を進められるよう、職員の派遣やサポーターの養成等により立ち上げや運営の支援を行います。また、活動グループの交流会を開催し、活動発表の場やグループ相互の交流を深めるとともに、地域において「よさってくらぶ」が継続した活動となるよう支援します。

（４）　自立支援・介護予防に関する普及啓発

①　65歳からの生き方講座

65歳を迎えた市民が、これからの人生を考え、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるように、健康づくり・認知症への対応・社会参加・地域とのつながりなどをテーマとした講座を開催します。

②　介護予防推進大会

市民の「健康長寿（介護予防）」への関心を高め、高齢者の自立支援を促進するために、心身のケアやトレーニング・リハビリテーション、よさってくらぶの活動紹介など、市民が介護予防の基礎知識と具体的な手法・活動等を学ぶ講演会を開催します。

（５）　幅広い専門職の関与による高齢者の自立支援に資する取組の推進

①　リハビリテーション専門職と連携した介護予防の推進

地域住民がより効果的に介護予防に取り組むことができるよう、リハビリテーション専門職の職能団体などと連携し、専門職が地域での介護予防の取組みに関わる体制や方法などを構築します。また、介護予防に携わる介護サービス事業所等の職員が、専門職から適切な助言を受けられるような仕組みを検討します。

②　自立支援型地域ケア会議の開催

リハビリテーション専門職のほか薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員等が参画し、支援者への助言などを行う自立支援型地域ケア会議の開催により、高齢者の自立を促すケアマネジメントとケア等の提供、生活の質の向上を推進します。

（６）　高齢者の社会参加の促進

①　地域における社会参加の支援

参加者として、また、活動の担い手としての社会参加を促進するため、その必要性の普及啓発を行いながら、地域で行われているサロンやよさってくらぶ、趣味・サークル活動などの把握と情報発信に努めます。

② 生きがい活動の支援

老人クラブ活動により、身近な仲間同士の友愛活動を行うとともに、各世代と積極的に交流を深め、地域での活動を広めることで、新規に若手会員などが気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう支援を継続し、活動の促進に努めます。また、生きがい活動が活発に行われるよう水沢高齢者創作館や江刺高齢者生産活動センターなど、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とした趣味創作活動の場を提供します。

③ 敬老事業への参加支援

地域で主催する敬老会は、敬老精神の普及啓発が一層図られ、身近な方々との交流により、地域での存在感や生きがい等の再発見につながることから、出席者の増加を目指し、引き続き開催を支援します。

④ ボランティア活動、就労的活動の支援

市社協ボランティア・市民活動センターやささえあいの会、くらしの助け合いの会、シルバー人材センターなど、無償・有償のボランティア活動や就労活動を行っている団体等と連携し、活動の場の情報を広く提供することで、高齢者が知識や経験を活かし、主体的に社会参加することができる仕組みづくりを進めます。

⑤ 社会参加を支える担い手の支援

市民の健康づくりを支援する担い手として活動している健康増進サポーターや食生活改善推進員、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるために活動している認知症キャラバンメイト、認知症支援ぬくもり隊などが継続して活動できるよう支援します。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 健康診査対象者の半数以上が受診し自分の生活習慣を見直す機会として、50～60%の受診率を目指します。
- 平成29年度から開始した「よさってくらぶ」は、年間20カ所の立ち上げと300人の新規参加者を目標とし、10年間で介護予防が必要な高齢者の約1割が活動に参加することを目指します。
- 敬老会が、地域行事として一体感をもって開催されることにより、声掛けによる出席者の増加を見込み、毎年度出席率0.5%の向上を目指します。
- 令和元年度に要支援の認定となった人は1,241人です。そのうち要介護に移行したのは425人で34%となっています。重度化防止のため30%を維持していきます。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
特定健康診査受診率	49.6%	54.0%	57.0%	60.0%
長寿健康診査受診率	45.0%	48.0%	49.0%	50.0%
よさってくらぶの実施カ所数	81カ所	100カ所	120カ所	140カ所
よさってくらぶの参加者数	1,119人	1,500人	1,800人	2,100人
敬老会出席率	33.2%	33.5%	34.0%	34.5%
要支援から要介護に移行する人の割合	34.0%	32.0%	31.0%	30.0%

２　日常生活を支援する体制の整備

地域包括ケアシステムを深化・推進することは、地域共生社会の実現に寄与することにつながります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護サービスや福祉、医療、権利擁護など、さまざまなサービスを提供し、高齢者の生活を総合的に支えていくための包括的な支援体制の構築を進めます。また、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域を目指し、住民主体による互助活動をはじめとした、地域全体で支え合う地域づくりに向けた支援体制の構築に取組みます。

【現状と課題】

地域包括支援センターは、令和２年度より、高齢者の生活を総合的に支えていくための中核機関として、地域の相談窓口機能の強化を図ることを目的に、市全体を統括する直営の基幹型センターのほか、市内８担当圏域に区分し、民間法人に委託する体制整備を進めました。令和３年度に、全ての担当圏域で委託型センターの設置が完了することから、身近な地域で相談しやすい支援体制を構築し、地域課題に対応した事業展開ができるよう委託型センターの機能強化に向け取り組んでいく必要があります。

地域ケア会議においては、地域課題の把握や解決に向けた検討を進めてきました。個別地域ケア会議では、地域関係者との情報共有や関係機関とのネットワーク構築等により、個別課題解決機能が強化され、地域課題の発見や共有につながっています。令和元年度からは「自立支援型地域ケア会議」を新たに設置し、軽度の介護認定を受けた高齢者を対象に、リハビリテーション専門職を始めとする多職種からの助言により自立支援に向けた検討を始めました。今後も地域ケア会議機能を生かし、地域課題を共有、検討しながら、地域のネットワークを構築し、地域の特性に合った地域づくりを推進していく必要があります。

生活支援体制整備事業の協議体は、平成30年度から地域ケア会議に見直し、生活支援コーディネーターとの連携により、地域ケア会議の持つ地域づくりや資源開発機能の充実を図りました。また、介護予防・生活支援サポーター養成研修を定期的に開催し、担い手となる人材の育成・確保を進めました。今後は、地域課題の解決策の実行に向けて、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の助け合い・支え合い活動の促進や、庁内関係課、関係機関等との連携による支援体制を確立していく必要があります。また、生活支援活動等の担い手となる人材育成を継続しながら、高齢者個々の意欲や経験などに応じた社会参加が図られるよう、就労、ボランティア、生きがいづくりに取り組む団体等との連携を強化する必要があります。

家族介護の状況においては、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定され実態に即した支援が必要になっています。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によ

ると、「主な介護者との関係」は、「配偶者」や「息子」「娘」など家族が介護している割合が高く、「介護者の年齢」では、「65歳以上」が50.3%となっているなど、老々介護の現状や、ダブルケア、介護と仕事・家事などの両立など家族負担が大きいことから、介護負担を軽減する支援が必要です。

権利擁護では、養護者による高齢者虐待の傾向として、身体的虐待が最も多く、次いで経済的虐待、心理的虐待となっています。年代では80歳代、認知症の割合が多いという傾向があります。虐待に至る要因と考えられる養護者が抱える問題では、精神疾患が起因していることもあり、関係機関と連携し養護者の支援も行っていく必要があります。また、養介護施設従事者等による虐待においても、毎年、数件発生している現状があり、今後も、県を始めとする関係機関との連携により、未然防止対策を強化する必要があります。

成年後見制度については、親族関係の希薄化等により、市長申立が必要なケースが増加しており、今後も需要が見込まれます。今後は、成年後見制度利用促進法に基づく制度の利用促進に係る中核機関の整備や市町村計画の策定を関係課とともに進めていく必要があります。

【推進方策】

（1）　地域共生社会の実現に向けた取組

①　包括的な支援体制の構築

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、庁内関係課や各福祉分野の相談支援事業者と連携を図りながら、多様な地域生活課題に柔軟に対応できる包括的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。

②　共生型サービスの理解促進

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けられるよう、平成30年度に新たに創設された共生型サービスについて、庁内関係課と連携を図りながら、対象事業者への制度周知や情報提供に努めます。

（2）　地域包括支援センターによる総合支援

①　総合相談支援

高齢者の生活を包括的・継続的に支えるため、日常生活圏域を基本とした地域包括支援センターを設置し、地域住民や関係機関と連携しながら、専門性を生かしたチームアプローチによる総合相談支援の体制強化を図ります。

②　権利擁護支援

高齢者の虐待防止や成年後見制度など、高齢者への権利擁護を目的とするサービスや制度を活用し、高齢者が安心して生活していくことができるよう必要な支援を行います。

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が地域の様々な資源を活用し、地域で生活できるよう、ケアマネジャーや主治医をはじめ、地域の関係者とのネットワークの構築や多職種連携・協働のための体制づくり、個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

④　介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援者（予防給付）、介護予防・日常生活支援総合事業対象者のマネジメントを行い、要介護状態となることの予防と自立支援に向けた支援を行います。

＜基幹型地域包括支援センター＞

地域	名　　称	担当圏域	高齢者人口 (R2.3.31 時点)
奥州市	奥州市地域包括支援センター	市内全域	39,951 人

＜委託型地域包括支援センター＞

地域	名　　称	担当圏域	高齢者人口 (R2.3.31 時点)
水沢	地域包括支援センター みずさわ中央	水沢地区 佐倉河地区	5,543 人
	地域包括支援センター みずさわ東	常盤地区 羽田地区	4,743 人
	地域包括支援センター みずさわ南	南地区・真城地区 姉体地区・黒石地区	7,173 人
江刺	地域包括支援センター えさし中央	岩谷堂地区・米里地区 玉里地区・梁川地区・広瀬地区	5,513 人
	地域包括支援センター えさし南（仮称）	愛宕地区・田原地区・藤里地区 伊手地区・稲瀬地区	4,962 人
前沢	地域包括支援センター 前沢（仮称）	前沢地域全域	4,832 人
胆沢	胆沢地域包括支援センター	胆沢地域全域	5,608 人
衣川	地域包括支援センター ころもがわ	衣川地域全域	1,577 人

（3）　共に支え合う地域づくりの推進

①　地域ケア会議の充実

- 個別事例の検討から見えてくる地域課題を整理・共有し、関係機関や住民等と解決への方策を検討しながら、地域の特性に合った地域づくりを推進します。
- 個別事例の検討から見えてくる地域課題と合わせて、生活支援コーディネーター等が把握した高齢者に関わる地域ニーズについても共有し、その解決策の検討を進めます。
- 生活支援コーディネーターや市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとの連携を強化し、地域づくり・資源開発機能のさらなる充実を図ります。

・　在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業における課題や取組みを共有し、共通する地域課題の解決策を検討する場として、地域ケア会議の活用を推進します。

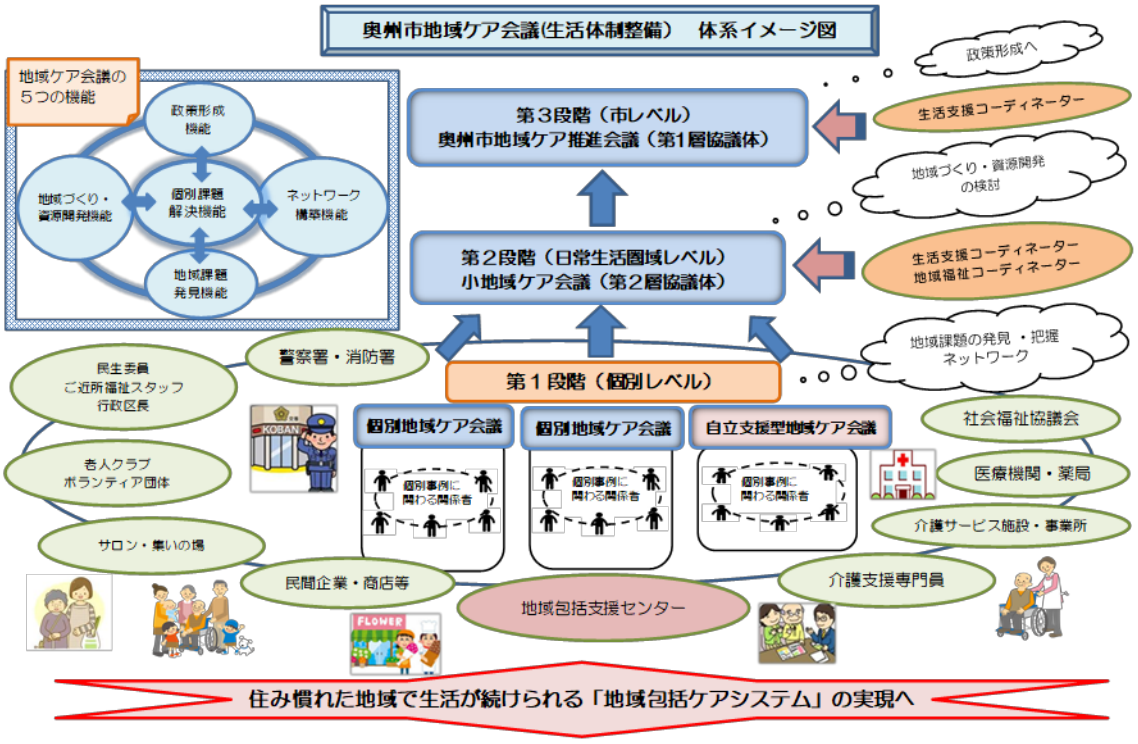

②　互助活動等の社会資源の把握と活用

・　生活支援コーディネーターの活動として、地域福祉コーディネーターと連携しながら、地域で行われている生活支援等の互助活動や社会福祉法人、各種団体等で行われている高齢者支援の取組みなど、地域に存在するインフォーマルサービスとしての社会資源の把握を進めます。

・　市民や支援者のニーズに応じたインフォーマルサービスの選択やマッチングを可能とするため、把握した社会資源を可視化するとともに、情報提供体制の構築に取組みます。

・　把握した社会資源については、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターにおいて情報共有を図り、住民主体の互助活動の充実や立ち上げ支援の際に活用するなど、地域における支え合いのしくみづくりを支援します。

③　日常生活を支える担い手の育成

・　介護予防や生活支援など、日常生活を支える担い手の掘り起こしと人材育成を目的に、基礎的な知識や技術を学ぶ介護予防・生活支援サポーター養成研修を継続して実施します。

・　支え手としての社会参加を促進するため、就労、ボランティア、生きがいづくり

に取り組む団体等との連携強化を図りながら、高齢者個々の意欲や経験などに応じて、地域活動から各種ボランティア、就労等の多様な働き方につなぐ就労的活動支援コーディネーターの配置や、ボランティア活動へのポイント付与等の事業の活用について検討を進めます。

④　多様な主体による多様なサービスの創出

高齢者のニーズに合った、多様な主体による多様なインフォーマルサービスの創出に向けて、住民主体による支え合い活動の立ち上げや運営を支援するための補助制度の創設について検討を進めます。

（４）　介護に取り組む家族等への支援の充実

①　家族介護教室事業

家族介護者への介護知識や技術の提供、介護者相互の交流等を通し、介護に対する不安や負担軽減を図ります。

②　在宅寝たきり老人等介護用品給付事業

在宅寝たきりなどで排泄時の介助等が必要な要介護３から要介護５の高齢者を介護している家族のうち、市民税非課税世帯の人に対し、おむつなど介護用品購入のための給付券を交付することにより、経済的な負担の軽減を図ります。

③　家族介護慰労金支給事業

要介護４又は要介護５で、市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者が1年間介護保険のサービス（年間１週間程度の短期入所の利用を除く。）を利用しなかった場合に、介護した家族への慰労として年間10万円を支給します。

④　介護相談員派遣事業

介護相談員が市内の介護サービス等を提供している施設等を訪問し、利用者の悩みや疑問を聞き取り、問題解決の支援を行うとともに、派遣を受けた施設等の介護サービスの質の向上と介護保険制度の充実を図ります。

⑤　外出支援サービス事業（福祉有償運送）

福祉車両の運行により、寝たきりや歩行が著しく困難でバスなどの交通機関を利用することが難しい人の社会参加を促進します。

⑥　福祉乗車券交付事業

在宅寝たきり老人や重度障がい者などの福祉の向上に寄与することを目的に、対象者が利用するタクシー又はバスの料金の一部を助成することにより、社会参加の促進や通院などの便宜を図ります。

⑦　社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

介護保険サービスを提供する社会福祉法人などが所得の少ない人の利用者負担を軽減することにより介護サービスの利用促進を図る制度で、社会福祉法人などへ制

度の周知を徹底し、事業所と協議しながら、必要とする人の利用につなげるよう努めます。

⑧　高齢者地域生活サポート事業

疾病などの原因で体調の急変などが心配な高齢者が、緊急時に相談センターにつながる通報機器を設置することにより随時の見守りが行われ、自宅における自立した生活を支援します。

⑨　介護（予防）給付費負担額の減免制度

大幅な収入の減少やり災などによりサービス利用料の負担が困難な高齢者に対し、被害状況などにより自己負担額の減免を行います。

⑩　配食見守りサービス事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などで買い物や調理が困難で見守りが必要な人に昼食や夕食を配達し、異常を発見した場合には関係者に通報するなど、食の支援とともに安否確認を行います。

⑪　高齢者日常生活用具給付等事業

火の取扱いに不安のある一人暮らしの所得の少ない高齢者などを対象として、電磁調理器、自動消火器、火災警報器の給付や福祉電話の貸与を実施します。

⑫　高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要介護等認定者や重度身体障がい者などの日常生活やその家族による介護を支援するため、段差の解消や手すりの設置などの住宅改善に必要な経費の一部を助成します。

（5）　高齢者虐待の防止

①　高齢者虐待防止の広報・啓発

高齢者の権利擁護をテーマとした研修会の開催や高齢者虐待防止リーフレットの活用により、虐待防止・早期発見の意識啓発を図ります。

②　高齢者虐待防止ネットワークの推進

民生児童委員、ケアマネジャー、サービス提供事業所等への啓発や情報交換を行うなど、相談しやすい体制を築きます。

③　権利擁護支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要な場合には、「奥州市社会福祉協議会権利擁護あんしんセンター」と連携して利用支援を行うとともに、成年後見制度の市長申立が必要なケースについては、速やかに対応を行います。

④　相談・支援の充実

研修等により、委託型地域包括支援センター職員を始めとする関係職員の虐待事案への対応力を高めながら、通報があった場合には速やかに対応し、被虐待者への対応と養護者への支援、終結後の再発防止の支援を行います。

（６）　成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進法に基づく制度の利用促進に係る中核機関の整備や市町村計画の策定を関係課とともに進めます。

（７）　高齢者の住まいの安定的な確保

環境上の都合や経済的理由などで在宅での生活が困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所により、適切に住まいの確保を図ります。

また、生活支援ハウス運営事業により、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、冬期間の積雪により自宅で生活できない場合など、一定期間住まいの提供を図ります。

県と連携しながら、高齢者の居住の安定確保に向け、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備予定を把握するとともに、既存施設の入居状況の情報を提供します。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 地域包括支援センターによる総合相談支援の充実を目指し、各担当圏域での委託型地域包括支援センターの総合相談件数を評価指標とし、地域包括支援センター体制整備後の令和２年度の総合相談実績見込4,000件より、令和5年度に1割増を目標値とします。
- 地域の実情や特性にあった資源の開発につながるよう、小地域ケア会議（第２層協議体）での地域課題の検討数を、日常生活圏域ごとに年３件とします。
- 地域で互助活動を行う団体等の社会資源把握調査数について、令和元年度実績値の２倍の調査実施を目標値とします。
- 介護予防・生活支援サポーター養成研修は、年２回定期的に開催するものとし、修了者数について、令和元年度の実績値を各年度の目標値とします。
- 家族介護者が身近な地域で介護に対する不安や負担軽減を図れるよう、８担当圏域の地域包括支援センターで年３回、定期的に開催するものとします。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
地域包括支援センターの総合相談件数	7,794件	4,200件	4,300件	4,400件
小地域ケア会議（第２層協議体）における地域課題の検討数	５件	10件	15件	15件
地域で互助活動を行う団体等の社会資源把握調査数	34件	68件	68件	68件
介護予防・生活支援サポーター養成研修の修了者数	24人	24人	24人	24人
家族介護教室の開催回数	32回	24回	24回	24回

３　在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、「本人や家族に寄り添った医療や介護を受ける機会の確保と、安心してその人の望む最期を迎えることができる支援の充実」を目指します。

日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応や看取りなど様々な局面において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、なお一層、医療と介護の連携体制の充実・強化に取組みます。

奥州市在宅医療介護連携推進体制のイメージ図

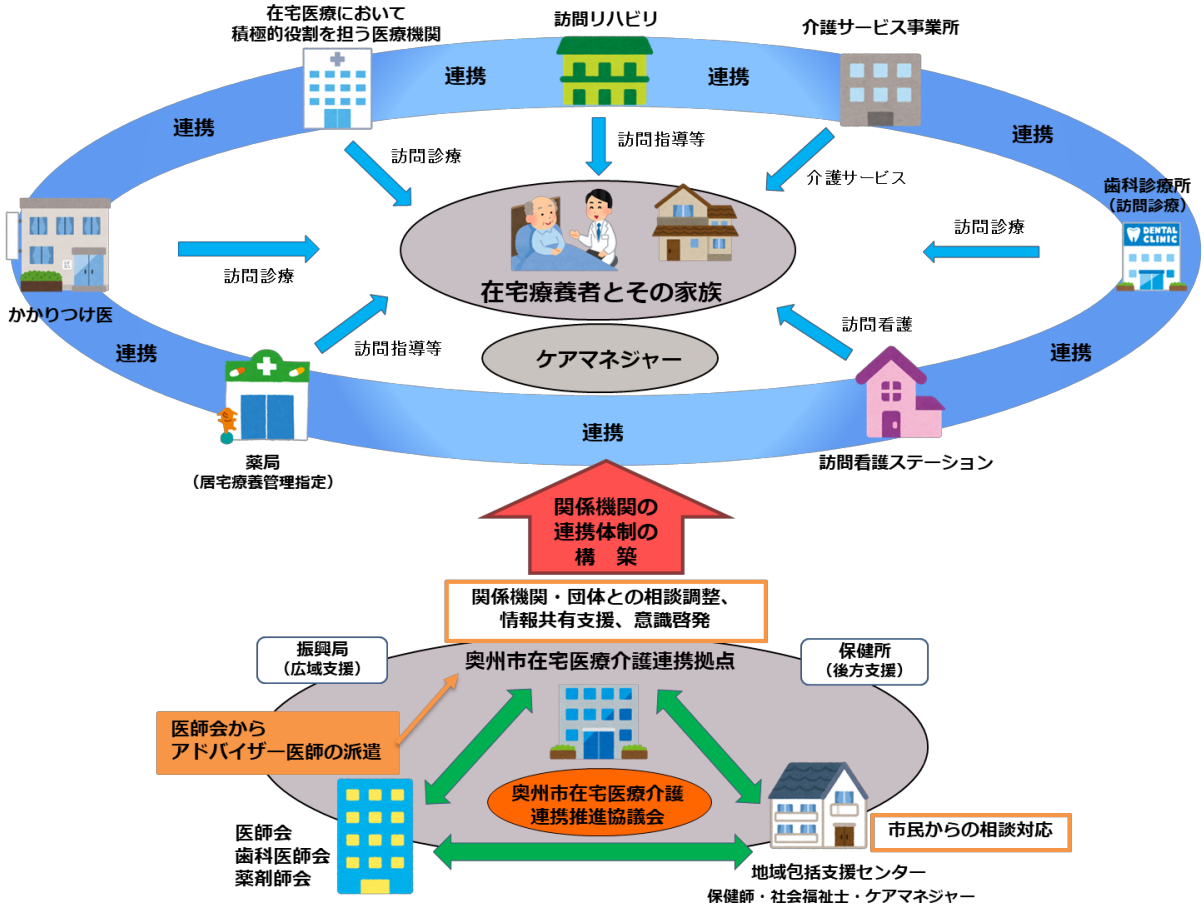

【現状と課題】

高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから、日常的に医療や介護が必要となったり、時に容態が急変して入院したりすることがあります。また、退院後に在宅医療や介護が必要となることや、在宅療養中に看取りに至ることも考えられます。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、将来介護が必要になったときにどこで過ごしたいかについては「施設」が 39.7%で最も多く、次いで「自宅」が 35.3%、「病院」が 10.1%となっており、第７期計画の調査と比較すると、自宅よりも施設で介護を受けたいという回答が多くなっています。高齢者が希望する場所で療養生活を送るためには、本人や家族への支援を継続し、地域の実情に応じた、医療と介護の連携体制を構

築していくことが重要です。また、入退院の場面においても医療と介護が連携し、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活することができるよう、切れ目なく支援していくことが求められています。

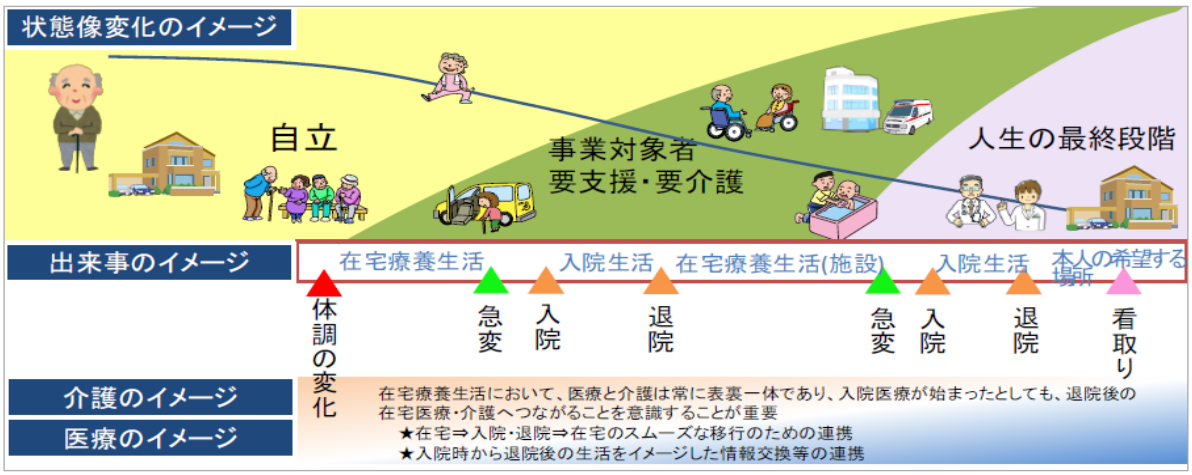

出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver.3（厚生労働省）

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、希望する療養場所については、「自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい」が 17.5%で最も多く、次に「なるべく早く緩和ケア病棟（人生の最終段階における症状を和らげることを目的とした病棟）に入院したい」が 13.1%であり、人生の最終段階の療養場所としては、医療機関（病院等）を希望する傾向が見られます。その一方で、療養場所や延命治療についての相談状況に対する設問では「誰とも話したことがない」が 49.0%と、約半数の高齢者が、人生の最終段階のすごし方などについて、家族や医療・介護関係者と共有していないという実態が見られます。人生の最終段階の療養場所は、病院や自宅に加えて、介護老人福祉施設など多岐に渡ることから、あらかじめ本人の意思を家族や医療・介護関係者と共有しておくことが重要です。

また、人生の最終段階において、最期まで自宅で療養することが可能と答えた人は 6.5%と低く、困難な理由として「介護をしてくれる家族に負担がかかる」が 66.4%、「症状が悪くなったときに、すぐ病院に入院できるか不安である」が 37.9%と、急変時の対応への不安が挙げられていることから、人生の最終段階の在宅療養を安心して選択できるようにするためには、家族の負担を軽減するための在宅医療・介護の提供体制と合わせて、急変時における連携体制の整備が必要です。

なお、医療・介護連携の推進に当たっては、これまで、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療・介護関係者で構成する奥州市在宅医療介護連携推進協議会において協議・検討した内容を基礎に、令和２年 11 月に策定した奥州金ケ崎地域医療介護計画の内容等も踏まえ、在宅療養者等への支援の充実に向けて、着実に医療と介護の連携を進めていくことが重要です。

【推進方策】

（1）　在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築

①　在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療介護連携拠点として医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を推進します。

②　在宅高齢者に対する医療及び介護サービスが効果的に提供できる体制を構築するため在宅医療介護連携推進協議会を開催し、課題の把握及び解決に向けた対応について検討します。

③　奥州市医療・介護資源情報提供サービスやメディカル・ケア・ステーション（通称：MCS）(注 6)の活用を推進し、日常の療養支援や入退院時における在宅医療・介護関係者の連携を強化します。

④　入退院時の切れ目のない支援とスムーズな情報共有を図るため、入退院時情報共有シートの活用を促進します。

⑤　急変時や看取り等に係る課題について、メディカルコントロール協議会(注７)と連携し、本人や家族の意思を尊重した対応が可能となるように支援するため、医療・救急・介護関係者間の連携ルールを策定します。

（2）　医療と介護関係者の連携体制の充実

①　医療及び介護関係者による医療・介護連携に係る事例検討会や研修会を開催し、情報共有を行うとともに有機的な人の繋がりを築き、連携体制の強化に取組みます。

②　医療及び介護関係者へ ACP（アドバンス・ケア・プランニングの略称）(注８)に係る意思決定支援の理解醸成を図り、急変時の円滑な連携体制の構築に取組みます。

（3）　地域住民の医療と介護の理解の促進

市民が在宅療養や介護、看取りについて考える機会として、医療と介護のお気軽講座やわたしの生き方ノート勉強会の出前講座を通じ、ACP に対する普及・啓発と理解を促進します。

(注 6)　メディカル・ケア・ステーション…医療介護専用の完全非公開型 SNS を活用した、多職種連携のためのコミュニケーションツール。

(注７)　メディカルコントロール協議会連絡会…救急需要の増大や救急業務の高度化に伴い、救急救命士を含む救急隊員等が行う応急処置等の質を医学的観点から保障することを目的に設置されており、消防機関と救急医療機関等で構成されている。

(注８)ACP（アドバンス・ケア・プランニング）…人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス。愛称「人生会議」。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 介護サービス利用者が入院した際、介護支援専門員が入院時情報提供シートを活用して本人の情報を提供したことを評価し、病院等へ情報提供した割合を令和５年度までに 90%とします。
- 市内在宅医療・介護関係者に係る多職種連携の満足度を評価し、令和５年度には 70%を目標とします。
- 人生のどの段階でも ACP について話し合いができ、自分の意思を表現する機会があることを評価し、わたしの生き方ノート勉強会参加者向けのアンケートで、最後の療養場所と延命について誰かと話しをしたことがある率を令和 5 年度には 60%を目標とします。
- 市民への普及啓発による意思決定支援の状況を評価するため、出前講座参加者数を、令和５年度までに 1,000 人とします。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
入院時における情報共有シートを活用した入院時情報提供率	－	60.0%	75.0%	90.0%
市内在宅医療・介護関係者に係る多職種連携の満足度	－	60.0%	65.0%	70.0%
最後の療養場所と延命について誰かと話しをしたことがある率	41.3%	45.0%	50.0%	60.0%
「医療と介護のおきがる講座」「わたしの生き方ノート勉強会」参加者数	232人	400人	700人	1,000人

４　認知症施策の推進

認知症は誰でもがなりうるもので多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域を目指します。認知症の人や家族の視点を持ち、「共生」と「予防」を車の両輪として推進していく必要があります。

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても一人ひとりが尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【現状と課題】

要支援・要介護認定を受けている65歳以上の人のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人は、令和２年３月31日現在4,867人となっており、要支援・要介護認定を受けている人の63%を占めています。平成27年度からの推移では、高齢者人口の増加に伴い増加傾向となっています。

●奥州市の要支援・要介護認定者の認知症分類別推移

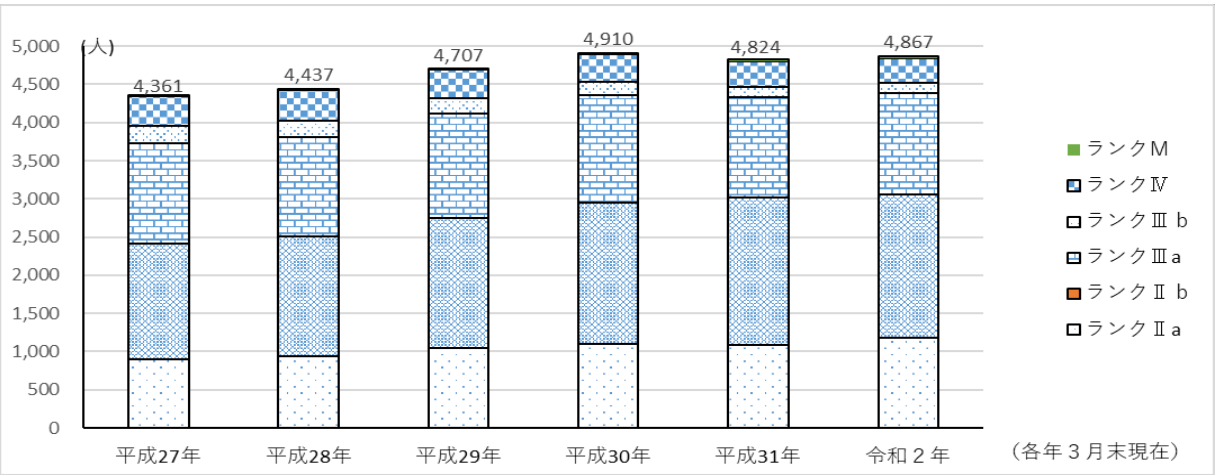

〈資料：要介護認定における認定調査票〉

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱａ	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つなど
Ⅱｂ	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができないなど
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲａ	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為など
Ⅲｂ	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢａに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ｍ	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害などの精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態など

〈資料：厚生労働省　平成15年3月24日老老発第0324001号抜粋〉

令和元年度に地域包括支援センターで対応した総合相談件数のうち、「認知症がある、もしくは疑いがある」が約21％となっており認知症に関する相談が多くなっています。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から、物忘れが多いと感じる人の割合は、53.8％となっています。認知症に関する相談窓口を知っている人合は28.4％であり、認知症の相談窓口の周知を図る必要があります。

認知症サポーター養成講座は、認知症についての正しい知識と理解を深めることを目的に開催しています。小中学生や企業で働く人、一般住民など多くの人が認知症への理解を深められるよう受講への働きかけが必要です。

徘徊高齢者の身元確認が早期にできるよう、平成26年2月から徘徊高齢者等SOSネットワーク登録事業に取り組んでいます。登録数は増加しており、必要な人が支援を受けられるようさらに周知を図る必要があります。

認知症カフェ事業は、認知症の本人や家族、地域の人が気軽に参加し、認知症の理解を深めながら、ホッとする居場所となるものです。誰もが気軽に参加できるよう、周知と内容の充実を図ることが必要です。

65歳未満で発症する若年性認知症においては、働き盛りの年代であるため、周囲の理解が得られにくく、経済的支援や社会的立場、生活環境等を考慮した支援が必要です。

認知症に対する理解を深め、認知症の人本人からの発信や家族を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら地域でともに生きる体制の構築を推進する必要があります。

●認知症サポーター養成講座の受講状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	19回	28回	22回
受講者数	958人	916人	1,331人

●奥州市はいかい SOS ネットワーク登録状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規登録件数	36件	37件	43件
年度末実登録件数	91件	99件	110件

●認知症カフェ開催状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	143回	144回	131回
参加者数	2,668人	2,661人	2,250人

【推進方策】

（1）　認知症への理解を深めるための普及・啓発

①　認知症サポーター養成講座の開催とキャラバン・メイトの活動支援

認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを広く養成していきます。その講座の講師であるキャラバンメイトの活動支援を引き続き推進していきます。

②　認知症ケアパスの活用促進

認知症の進行状況に合わせて必要となる支援や受診方法、相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」の活用により個別の支援に役立てます。

③認知症の人本人からの発信支援

認知症の人本人が、希望や必要としていることを語り合う本人ミーティングを行い、認知症の人本人の意見を踏まえ、安心して暮らせる地域づくりに反映できるよう努めます。

（2）　認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護サービス、介護者への支援

①　「認知症になっても安心まちづくり連絡会」の開催

認知症の容態に応じ認知症の人本人のできることに目を向け、地域社会の中で本人のなじんだ暮らしができるよう支援していきます。

認知症の人とその家族を取り巻く現状及び地域課題について情報の共有を図り、支援体制を構築するために「認知症になっても安心まちづくり連絡会」を開催します。必要に応じて部会を設置し課題解決に向けた検討を行います。

②　認知症地域支援推進員の活動の推進

基幹型センターに配置している専任の認知症地域支援推進員を中心に、委託型センターの認知症地域支援推進員と連携を図りながら、地域の支援機関との連携づくり、「認知症ケアパス」の活用促進、認知症カフェの開催、認知症の人や家族への相談等を行い、関係機関との連携や認知症の人や家族の支援活動を推進します。

③　認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

総合相談支援の一環として、認知症サポート医の指導・助言を受けながら認知症の人やその家族などに対する支援を包括的・集中的に行い、早期の診断や治療、生活支援につなげていきます。

（3）　認知症の人とその家族への支援

①　認知症カフェの拡充

認知症の人やその家族が心理的サポートを受けられるよう、地域の身近な場所で誰もが集うことのできる場として、認知症カフェを開催します。

②　若年性認知症の人への支援

相談窓口の普及を図り、関係機関と連携を図りながら、個別支援を通して体制整備につなげていきます。

（４）　認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

①　見守りネットワークの充実

徘徊高齢者とその家族の支援のために、奥州市徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業を必要な方への周知を図ります。行方不明になった場合に、早期発見・保護のため、捜索協力関係機関などへの情報伝達ネットワークも運用します。

また、地域で開催する研修会などに参加し、認知症についての理解と地域で認知症の人とその家族を支える地域づくりを進めます。

②　市民ボランティア「認知症支援ぬくもり隊」の定期養成と活動支援

認知症について学び、認知症の人やその家族の支援を行い、認知症になっても安心な地域づくりを考え行動する「認知症支援ぬくもり隊」の養成講座を隔年で開催し、自主活動を支援します。

③　成年後見制度の利用促進

認知症の人や高齢者の権利擁護のため、必要な人が成年後見制度を利用できるよう制度の周知に努めます。また、関係機関・団体と連携を図りながら、円滑な申立支援の実施、後見人の受け皿の確保に向けた体制づくりを進めていきます。市民後見人の育成、支援組織の体制整備についても関係機関と協議しながら検討していきます。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 認知症サポーター養成講座は、受講希望が多い小中学校の統合や人口減少を考慮しながら過去５年間の実績の平均とします。
- 認知症カフェは、令和元年度まで市内12カ所で月１回、令和２年度は９カ所の委託型センター等、令和３年度からは８カ所の委託型センターで開催します。認知症カフェは、月１回の定例開催を目指します。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
認知症サポーター養成講座開催回数	22回	20回	20回	20回
認知症サポーター養成講座受講者数	1,331人	1,000人	1,000人	1,000人
認知症カフェ開催回数	131回	100回	100回	100回
認知症カフェ参加者数	2,250人	1,200人	1,200人	1,200人

５　介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とするために、必要とするサービスを確実に提供できる体制の構築が必要であり、要介護認定者数の状況や高齢者のニーズなどを踏まえ、提供すべきサービスを的確に把握し、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備・構築に向けて取組みます。

必要となるサービスの見込み等を基にサービスを提供するために必要となる介護人材を職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めます。

また、サービス提供体制基盤の整備に際しては、健全な介護保険制度運営を持続させる観点から、給付費の増加に伴う保険料への影響を考慮しつつ、特別養護老人ホーム入所待機者数などを見極めながら整備を進めます。

地域支援事業などの市独自事業の実施に際しては、地域の実情や提供事業者などからの意見や要望についても反映するとともに、関係機関それぞれが特性を活かしながら提供していく必要があります。介護給付も含めた各種サービスの提供状況を検証し、公表することにより、効率的かつ効果的なサービス提供につなげていきます。

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、介護が必要になったとき、39.7%の人が施設への入所を希望していますが、特別養護老人ホーム入所待機者調査によると、早急に入所が必要な在宅待機者は、令和２年４月１日現在で126人となっており、施設への入所を希望しても入所待機せざるをえない状況となっています。入所待機者の解消のため、計画的かつ適正な介護保険施設の整備が必要です。これらのサービスの提供に際しては、必要とする高齢者のニーズを的確に把握するとともに、計画的に整備を進める必要があります。

また、介護サービスなどが必要となったとき、どこに相談すればよいかわからないという声も寄せられており、必要な情報を適切なタイミングで利用者やその家族などに周知できる体制づくりが必要です。

市内介護サービス事業所においては、介護人材の不足や事業主体の経営難など様々な理由によりサービスの休廃止や受け入れ規模縮小などに至っている現状もあります。介護人材を確保することによって、これらのサービスの大部分を再開、充実させることが可能となることから、人材確保については積極的な取組みが必要となっています。

介護に関する多くの情報を発信することにより、多くの人が介護について興味をもつ機会を作っていくとともに、介護の現場で働く職員が職場の悩みなどにより離職することがないよう長期定着のための取組みも必要です。

【推進方策】

（１）　在宅生活継続への支援

要介護者等が、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスを始めとする地域の実情に応じた居宅サービスの充実を図り、効果的・効率的な介護給付のためのサービス提供体制の確立に努めます。

（２）　サービス提供基盤整備の推進等

家庭環境や身体状況などの事情により在宅生活が難しい要介護認定者等が施設サービス等を利用することができるよう、介護ニーズの状況に応じたサービス基盤の整備を計画的に進めます。

また、在宅と施設サービスとの中間的な施設として位置付けられる、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅について、入居状況等の情報提供を行うとともに、入居者が安心して暮らすことができるよう、県との連携を強化し、必要に応じた指導等の実施を要請します。

（３）　介護人材の確保及び資質の向上

適正なサービスを継続して提供するため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向け、介護職員の育成や就業、定着の支援を行います。

①　「介護職員初任者研修受講料助成金交付制度」や「医療介護従事者奨学金返済支援補助制度」、「医療介護従事者修学資金貸付制度」により、引き続き介護職員の養成支援と資質の向上に取組みます。

②　介護職員が抱える悩みに関する相談日の開設や電話相談対応を行い、職場での悩みや疑問を相談し、解消することにより離職の防止を図ります。また、複雑かつ専門的な悩みの相談には、専門機関を紹介します。

③　介護予防・生活支援サポーター養成研修では、介護の基礎的な知識や技術を学ぶことで介護サービス事業所での就労を希望する修了者が増えるよう、様々な視点から介護に関する状況等を情報提供します。

④　市ホームページ「奥州市介護情報サイト」により、介護の魅力を発信しながら、介護職員等の求人情報を公開します。（「ハローワーク水沢週刊求人情報」）

⑤　県主催の進路選択セミナーにおいて、市の介護人材確保事業について紹介するなど、県の事業と連携しながら、人材確保対策に取組みます。

⑥　介護サービス事業所や医療・介護関係団体などと介護現場等の現状について情報共有し、新たな支援事業の検討を進めます。

（４）　各種サービス情報の発信と活用

サービス事業所の所在地や事業内容、サービス内容、人員体制などの情報を、市ホームページなどを活用し周知を図るとともに、令和２年７月より運用を開始した『奥州市医療・介護資源情報提供サービス』を活用し、積極的に情報発信を行います。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 特別養護老人ホームへの入所申込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数については、毎年４月１日を基準日として実施する特別養護老人ホーム入所待機者調査に基づき待機者の状況を把握し、待機者の解消を目指します。
- ケアプラン点検数については、１事業所当たり４件を目標に、第８期計画期間である３年間のうちに対象となる46事業所の実施を目指します。
- 実地指導の実施事業所数については、第８期計画期間を含む６年間で対象となる175事業所の実施を目指します。
- 介護職員初任者研修受講料助成件数については、第7期計画期間の平均が約21件であることから、これを超える毎年度25件を目指します。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
特別養護老人ホームへ入所申込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数	119人	117人	89人	0人
ケアプラン点検数	６事業所 46件	16事業所 64件	16事業所 64件	16事業所 64件
実地指導の実施事業所数	12件	30件	30件	30件
介護職員初任者研修受講料助成件数	24件	25件	25件	25件

６　災害・感染症対策に係る体制整備

災害発生時に備え、それぞれの介護サービス事業所において、避難訓練の実施や食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であることから、事業所ごとの災害に関する具体的計画の内容を確認し、災害発生時の体制の整備・構築に向けて取組みます。

また、感染症の感染拡大防止や感染症発生時の適切な対応を行うためには、感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たること、感染症発生時に備えた平時からの事前準備が必要であることから、事業所ごとの感染症対策マニュアルの策定を促進するとともに、事業所における感染症対策に必要な物資の備蓄と調達体制の整備を進めます。

【現状と課題】

火災及び自然災害の発生に係る避難計画については、作成が必要とされるすべての介護サービス事業所が策定していますが、更なる防災力向上のため、必要物資備蓄の計画や災害の種類別の避難に要する時間や避難経路などの具体的計画の内容を確認する必要があります。

また、感染症の感染拡大防止の対策や感染症発生時の適切な対応のための感染症対策マニュアルについては、一部、策定している事業所はあるものの、すべての事業所において策定する必要があることから、策定を促進するとともに、その内容が適切か確認する必要があります。

【推進方策】

（１）　防災力向上への取組

①　各種防災・避難計画の確認による対応体制の充実・向上

介護サービス事業所が策定する防災・避難計画について、定期的にその内容を確認し状況に応じた修正を加えることで、災害発生時における対応体制の充実・向上を図ります。

②　避難訓練の実施による対応能力の向上

介護サービス事業所が実施する避難訓練について、災害等を想定して事前に訓練を行うことは、防災に対する意識を高めるとともに、実際の災害に対しての適切な対応に繋がることから、定期的な避難訓練の実施について啓発を図ります。

（２）　感染症への対応体制強化の取組

①　感染症対策の維持向上対策

既存の感染症に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症にも対応した体制を構築するため、全ての介護サービス事業所に対して「感染症対策マニュアル」の策定を指導し、感染症対応の体制整備を進めます。

【評価指標】

＜目標値の設定根拠＞

- 防災・避難計画については、市が指定権限を有する181事業所の計画内容を第８期計画期間である３年間で確認します。
- 避難訓練については、各事業所において、年２回の実施を呼びかけます。
- 感染症対策マニュアルについては、３年間で全事業所が策定するよう取組みます。

項　　目	令和元年度（実績値）	令和３年度	令和４年度	令和５年度（目標値）
介護サービス事業所等の防災・避難計画内容の確認数	0件	61 件	60 件	60 件
介護サービス事業所等の避難訓練の実施回数	－	271 回	316 回	362 回
介護サービス事業所等の感染症対策マニュアルの策定割合	0%	75.0%	85.0%	100.0%

第５章　サービス基盤整備

１　サービス提供量調査

今後のサービス需要に対する提供可能サービス量について、各介護サービス事業所が計画するサービス提供量を調査したところ、おおむね需要に見合うサービス提供量を確保できるものと認められました。

（１）奥州市全体（休止中及び市外に所在する事業所を除く）

サービス種別	事業所数	提供量
居宅サービス		
訪問介護	22事業所	23,242回／月
（介護予防）訪問入浴介護	2事業所	150回／月
（介護予防）訪問看護	8事業所	1,971回／月
（介護予防）訪問リハビリテーション	４事業所	3,384回／月
通所介護	36事業所	14,319回／月
（介護予防）通所リハビリテーション	9事業所	13,924回／月
（介護予防）短期入所生活介護	22事業所	13,318日／月
（介護予防）短期入所療養介護	5事業所	1,975日／月
介護予防支援	7事業所	1,730人／月
居宅介護支援	39事業所	3,104人／月
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	調査対象外
（介護予防）認知症対応型通所介護	5事業所	989回／月
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	6事業所	調査対象外
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	19事業所	調査対象外
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12事業所	調査対象外
看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	調査対象外
地域密着型通所介護	14事業所	2,938回／月
施設サービス		
介護老人福祉施設	11事業所	調査対象外
介護老人保健施設	5事業所	調査対象外
介護予防・日常生活支援総合事業		
第一号訪問事業（訪問型サービス）	17事業所	2,236回／月
第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	46事業所	5,559回／月
第一号通所事業（元気応援型通所サービス）	7事業所	749回／月

※複数の日常生活圏域で介護サービスを提供する事業所があることから、各日常生活圏域の事業所数の合計と奥州市全体の事業所数が合致しません。

※「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」及び「特定施設入居者生活介護」の３サービスについては、施設が所在する日常生活圏域を拠点としているサービスではないため、奥州市全体のみ掲載し、日常生活圏域別には掲載していません。

（2）日常生活圏域別

●水沢地域

サービス種別	区分	事業所数	提供量
訪問介護	居宅	13事業所	14,589回／月
訪問入浴介護（介護予防含む）	居宅	2事業所	15回／月
訪問看護（介護予防含む）	居宅	3事業所	745回／月
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	2事業所	2,616回／月
通所介護	居宅	20事業所	4,867回／月
通所リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	14事業所	7,061回／月
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	3事業所	126回／月
地域密着型通所介護	地域密着型	8事業所	1,832回／月
介護予防支援	居宅	3事業所	990人／月
居宅介護支援	居宅	18事業所	938人／月

●江刺地域

サービス種別	区分	事業所数	提供量
訪問介護	居宅	13事業所	3,875回／月
訪問入浴介護（介護予防含む）	居宅	1事業所	8回／月
訪問看護（介護予防含む）	居宅	2事業所	658回／月
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	1事業所	240回／月
通所介護	居宅	18事業所	4,832回／月
通所リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	9事業所	1,041回／月
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	2事業所	240回／月
地域密着型通所介護	地域密着型	5事業所	802 回／月
介護予防支援	居宅	2事業所	340 人／月
居宅介護支援	居宅	19事業所	964 人／月

●前沢地域

サービス種別	区分	事業所数	提供量
訪問介護	居宅	6事業所	1,691回／月

訪問入浴介護（介護予防含む）	居宅	2事業所	7回／月
訪問看護（介護予防含む）	居宅	3事業所	234回／月
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	1事業所	96回／月
通所介護	居宅	10事業所	1,427回／月
通所リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	9事業所	4,729回／月
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	2事業所	168回／月
地域密着型通所介護	地域密着型	2事業所	270回／月
介護予防支援	居宅	1事業所	90人／月
居宅介護支援	居宅	13事業所	517人／月

●胆沢地域

サービス種別	区分	事業所数	提供量
訪問介護	居宅	7事業所	2,740回／月
訪問入浴介護（介護予防含む）	居宅	2事業所	150回／月
訪問看護（介護予防含む）	居宅	4事業所	304回／月
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	1事業所	336回／月
通所介護	居宅	12事業所	2,341回／月
通所リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	8事業所	953回／月
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	3事業所	360回／月
地域密着型通所介護	地域密着型	2事業所	34回／月
介護予防支援	居宅	1事業所	230人／月
居宅介護支援	居宅	13事業所	546人／月

●衣川地域

サービス種別	区分	事業所数	提供量
訪問介護	居宅	3事業所	347回／月
訪問入浴介護（介護予防含む）	居宅	2事業所	5回／月
訪問看護（介護予防含む）	居宅	1事業所	30回／月
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	1事業所	96回／月
通所介護	居宅	4事業所	852回／月
通所リハビリテーション（介護予防含む）	居宅	4事業所	140回／月
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	2事業所	95回／月
地域密着型通所介護	地域密着型	0事業所	0回／月
介護予防支援	居宅	1事業所	80人／月
居宅介護支援	居宅	8事業所	139人／月

2　日常生活圏域別のサービス提供体制状況（地域密着型サービス・施設サービス）

市が指定する「地域密着型サービス」、市が指定に関与する「施設サービス」並びに介護サービス以外の施設である「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の事業所数及び利用定員は次のとおりです。

奥州市全体

サービス種別	区分	事業所数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型	2事業所	－
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	5事業所	55人
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	6事業所	157人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	19事業所	216人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	12事業所	330 人
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型	1事業所	25 人
地域密着型通所介護	地域密着型	14事業所	204 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	11事業所	666 人
介護老人保健施設	施設	5事業所	428 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設	1事業所	50 人
有料老人ホーム	施設	21事業所	324 人
サービス付き高齢者向け住宅	施設	12事業所	247 人

日常生活圏域別〈再掲〉

●水沢地域

サービス種別	区分	事業所数	定員
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	3事業所	83人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	8事業所	81人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	2事業所	58 人
地域密着型通所介護	地域密着型	7事業所	98 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	4事業所	298 人
介護老人保健施設	施設	3事業所	238 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設	1事業所	50 人
有料老人ホーム	施設	11事業所	211 人
サービス付き高齢者向け住宅	施設	4事業所	85 人

●江刺地域

サービス種別	区分	事業所数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型	1事業所	－

認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	12人
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	25人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	4事業所	54人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	3事業所	87 人
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型	1事業所	25 人
地域密着型通所介護	地域密着型	6事業所	88 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	3事業所	188 人
介護老人保健施設	施設	1事業所	100 人
有料老人ホーム	施設	5事業所	33 人
サービス付き高齢者向け住宅	施設	4事業所	75 人

●前沢地域

サービス種別	区分	事業所数	定員
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	12人
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	24人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	3事業所	27人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	3事業所	78 人
地域密着型通所介護	地域密着型	1事業所	18 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	1事業所	50 人
介護老人保健施設	施設	1事業所	90 人
サービス付き高齢者向け住宅	施設	3事業所	65 人

●胆沢地域

サービス種別	区分	事業所数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型	1事業所	－
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	2事業所	22人
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	25人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	3事業所	36人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	3事業所	78 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	2事業所	80 人
有料老人ホーム	施設	5事業所	80 人
サービス付き高齢者向け住宅	施設	1事業所	22 人

●衣川地域

サービス種別	区分	事業所数	定員
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	9人
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	地域密着型	0事業所	0人
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	地域密着型	1事業所	18人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型	1事業所	29 人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	1事業所	50 人

３　施設整備等意向調査

本計画の策定に当たり、令和３年度から令和５年度までの期間における施設整備及び新規事業開始の意向について、市内に介護サービス事業所施設などを開設している事業者及びこれから新たに市内において介護サービス事業の展開を計画している事業者へ施設整備等意向調査を実施しました。

調査の結果、下記のとおりの施設整備及び新規事業開始の意向が示されましたが、示された施設整備の意向の全てを整備するものではありません。

●第８期計画策定に係る施設整備等意向調査結果

サービス種別	区分	整備等内容	定員増分	備考
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設整備	増築・改築	△5人	改築・減床
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設整備	増築・改築	6人	改築・増床
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設整備	創設	70人	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設整備	その他	10人	既存施設の転換
短期入所生活介護	施設整備	増築・改築	5人	
短期入所生活介護	施設整備	創設	10人	
短期入所生活介護	施設整備	その他	△10人	サービスの転換
小規模多機能型居宅介護	施設整備	創設	29人	
認知症対応型共同生活介護	施設整備	その他	9人	既存施設の転換
訪問リハビリテーション	新規事業開始	新規	―	
特定施設入居者生活介護	新規事業開始	新規	―	
介護予防・日常生活支援総合事業（元気応援型通所サービス）	新規事業開始	新規	―	
居宅介護支援	新規事業開始	新規	―	２事業所

４　特別養護老人ホーム入所待機者調査

令和２年４月１日現在における特別養護老人ホームの入所待機者は、523人ですが、このうち在宅での待機者は199人であり、そのうち早期入所が必要な人は126人となっています。

●特別養護老人ホーム入所待機者数

区　　分	実人数
入所申込者数	523人
うち在宅待機者	199人
うち早期入所が必要な人	126人

（令和２年４月１日現在）

５　第８期施設整備計画

（１）追加的需要

地域医療構想において、病床の機能分化・連携に伴い生じる需要を推計し、在宅医療等の追加的需要とするものです。この追加的需要は、国が定めた算定式により、療養病床の医療区分１（比較的、医療の必要度が低い区分）の患者（70%）・地域差の解消分等について、在宅医療（居宅・介護施設）などへの移行を想定しています。

追加的需要の受け皿としては、在宅医療と介護施設の２通りが想定され、地域の実情に応じて、需要を按分しています。追加的需要は、平成30年から令和７年までに、本市では131人になると見込まれますが、第８期計画期間の３年間で計算すると49人になります。その49人から療養病床転換意向を踏まえた調整分の12人を差し引いた37人が第８期計画期間内の按分元となり、国保データーベースシステムにより按分計算（※）すると、介護施設への移行想定者数は32人となります。

（※）在宅医療と介護施設の割合が1：7

●追加的需要

内　　容		岩手県	奥州市
①　平成30年から令和７年の追加的需要の推計		1,127人	131人
②　第８期計画期間（令和３年から令和５年）の追加的需要の推計（①×3/8）		425人	49人
③　療養病床転換意向を踏まえた調整分（令和２年９月転換意向調査及び平成29年見込の調整分）		169人	12人
④　按分元（②－③）		294人	37人
⑤　第８期計画期間（令和３年から令和５年）の追加的需要の按分	在宅医療	37人	5人
	介護施設	257人	32人

（2）介護離職防止のための取組

介護サービスが利用できなかったためにやむを得ず離職や転職することを防止するため、介護離職解消のための施設整備を進め、「介護離職ゼロ」に向け取り組みます。

下表により算出した15人を介護離職解消のための施設整備必要者数とするものです。

●介護離職解消必要者数の推計

内　　容	全国	岩手県	奥州市
①前職の離職理由が「介護・看護のため」とする転職就業者及び離職非就業者数 （総務省「平成29年度就業構造基本調査」より）	99,100人	700人	65.1人
②「①」のうち、特別養護老人ホーム早期入所必要者数を除く人（注１）	―	―	48.8人
③「②」のうち、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職・転職する人（注２）	―	―	21.9人
④「③」のうち、施設へ入所できなかったことが理由で離職・転職する人（注３）	―	―	15.3人

（注１）　介護・看護を理由とする離職・転職者数のうちの75%(国の提示割合)の人数。

（注２）　介護を機に仕事をやめた理由として、「介護サービスの利用ができなかったこと」を挙げた人の割合である15%(平成24年度厚生労働省委託調査「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」)の３年間の人数。

（注３）　「介護サービスの利用ができなかったこと」を理由とした人のうち、「施設への入所ができなかった」と回答をした人の割合である70%(平成24年度厚生労働省委託調査「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」)の人数。

（3）特別養護老人ホーム等整備必要数

令和２年４月１日現在、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は126人ですが、令和2年度における認知症対応型共同生活介護事業所及び住宅型有料老人ホームの整備により25人が解消される見込みであることから、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は101人になります。この101人に、医療からの追加的需要による介護施設移行への想定者32人、介護離職解消のための施設整備必要者数15人を加えた148人を早急に解消すべき特別養護老人ホーム入所待機者とし、施設整備を進めることとします。

内　　容	人　数
特別養護老人ホーム早期入所必要者数　（A）	126人
令和３年４月時点で施設開所により解消が見込まれる待機者数（B）	25人
医療からの追加的需要者数　（C）	32人
介護離職解消のための施設整備必要者数　（D）	15人
特別養護老人ホーム整備必要数　（E）＝（A）－（B）＋（C）＋（D）	148人

（4）サービス基盤の整備計画

●サービス基盤整備計画

サービス区分	地域等	整備内容	定員等	整備時期
介護老人福祉施設	広域型	改築	△5人	令和３年度
		増築・改築	6人	令和３年度
		創設	70人	令和４年度
		その他	10人	令和４年度
短期入所生活介護事業所	広域型	増築・改築	5人	令和３年度
		創設	10人	令和４年度
		その他	△10人	令和４年度
小規模多機能型居宅介護事業所	水沢	創設	29人	令和３年度
認知症対応型共同生活介護事業所	江刺	その他	9人	令和４年度
計			124人	

●サービス基盤整備の考え方

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設であり、特別養護老人ホーム入所待機者解消のための整備である。
短期入所生活介護事業所	施設に短期間入所し、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスであり、特別養護老人ホーム入所待機者のためにも必要な整備である。
小規模多機能型 居宅介護事業所	通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせたサービスであり、在宅生活の継続を支援できることから必要な整備である。
認知症対応型 共同生活介護事業所	少人数の家庭的な雰囲気の中での共同生活を支援するサービスであり、今後、増加が見込まれる認知症対象者への対応のため必要な整備である。

第６章　介護保険事業費と介護保険料の見込

１　介護保険事業量及び給付費の算定

推計したサービス利用者数及び利用量に基づき、標準給付費見込額を算出します。

（1）介護予防サービス

＜介護予防サービス等＞

区　　分	年度	利用状況	給付費
介護予防訪問入浴介護	3	72回	600,000円
	4	72回	600,000円
	5	72回	600,000円
	7	72回	600,000円
	22	72回	600,000円
介護予防訪問看護	3	1,702回	7,613,000円
	4	1,686回	7,533,000円
	5	1,669回	7,454,000円
	7	1,721回	7,675,000円
	22	1,721回	7,675,000円
介護予防 訪問リハビリテーション	3	665回	1,833,000円
	4	672回	1,852,000円
	5	682回	1,876,000円
	7	682回	1,876,000円
	22	682回	1,876,000円
介護予防居宅療養管理指導	3	264人	2,364,000円
	4	264人	2,364,000円
	5	264人	2,364,000円
	7	264人	2,364,000円
	22	264人	2,364,000円
介護予防 通所リハビリテーション	3	3,588人	115,810,000円
	4	3,732人	120,417,000円
	5	3,828人	123,714,000円
	7	3,852人	124,482,000円
	22	3,984人	129,043,000円
介護予防短期入所生活介護	3	2,484日	16,038,000円
	4	2,520日	16,235,000円
	5	2,556日	16,433,000円
	7	2,615日	16,836,000円
	22	2,710日	17,436,000円

区　　分	年度	利用状況	給付費
介護予防短期入所療養介護（老健）	3	222日	2,143,000円
	4	222日	2,143,000円
	5	222日	2,143,000円
	7	222日	2,143,000円
	22	222日	2,143,000円
介護予防特定施設入居者生活介護	3	180人	11,850,000円
	4	180人	11,850,000円
	5	180人	11,850,000円
	7	180人	11,850,000円
	22	180人	11,850,000円
介護予防福祉用具貸与	3	6,960人	38,157,000円
	4	7,092人	38,915,000円
	5	7,128人	39,112,000円
	7	7,176人	39,380,000円
	22	7,440人	40,857,000円
特定介護予防福祉用具販売	3	132人	4,008,000円
	4	132人	4,008,000円
	5	132人	4,008,000円
	7	132人	4,008,000円
	22	132人	4,008,000円
介護予防支援	3	9,924人	43,945,000円
	4	10,224人	45,274,000円
	5	10,260人	45,433,000円
	7	10,332人	45,752,000円
	22	10,704人	47,400,000円
介護予防住宅改修費	3	132人	11,135,000円
	4	132人	11,135,000円
	5	132人	11,135,000円
	7	132人	11,135,000円
	22	144人	12,038,000円

＜地域密着型介護予防サービス＞

区　　分	年度	利用者数	給付費
介護予防 認知症対応型通所介護	3	238回	1,833,000円
	4	245回	1,888,000円
	5	245回	1,888,000円
	7	245回	1,888,000円
	22	245回	1,888,000円
介護予防 小規模多機能型居宅介護	3	252人	17,215,000円
	4	252人	17,215,000円
	5	252人	17,215,000円
	7	252人	17,215,000円
	22	264人	17,788,000円
介護予防 認知症対応型共同生活介護	3	48人	9,583,000円
	4	48人	9,583,000円
	5	48人	9,583,000円
	7	48人	9,583,000円
	22	48人	9,583,000円

（2）介護サービス

＜居宅サービス等＞

区　　分	年度	利用者数	給付費
訪問介護	3	248,746回	695,441,000円
	4	254,634回	711,459,000円
	5	250,546回	696,991,000円
	7	262,670回	734,938,000円
	22	284,069回	794,493,000円
訪問入浴介護	3	5,149回	62,281,000円
	4	5,308回	64,200,000円
	5	4,864回	58,827,000円
	7	5,550回	67,132,000円
	22	5,953回	72,007,000円
訪問看護	3	20,621回	122,005,000円
	4	20,210回	119,389,000円
	5	19,418回	114,021,000円
	7	20,749回	122,771,000円
	22	22,278回	131,801,000円
訪問リハビリテーション	3	7,226回	20,741,000円
	4	7,320回	21,007,000円
	5	7,105回	20,398,000円
	7	7,480回	21,461,000円
	22	7,963回	22,846,000円
居宅療養管理指導	3	2,568人	15,971,000円
	4	2,616人	16,325,000円
	5	2,484人	15,599,000円
	7	2,724人	16,954,000円
	22	2,916人	18,124,000円
通所介護	3	221,693回	1,739,900,000円
	4	228,296回	1,787,031,000円
	5	233,938回	1,826,082,000円
	7	237,368回	1,856,261,000円
	22	255,580回	2,000,929,000円
通所リハビリテーション	3	45,236回	366,812,000円
	4	45,193回	367,011,000円
	5	44,980回	364,255,000円
	7	45,458回	369,053,000円
	22	49,306回	401,190,000円

区　　分	年度	利用状況	給付費
短期入所生活介護	3	83,586日	717,401,000円
	4	85,724日	736,371,000円
	5	85,670日	733,739,000円
	7	86,340日	741,095,000円
	22	93,328日	801,346,000円
短期入所療養介護（老健）	3	8,317日	93,758,000円
	4	8,546日	96,329,000円
	5	8,366日	94,084,000円
	7	8,618日	99,826,000円
	22	9,370日	105,683,000円
特定施設入居者生活介護	3	516人	99,140,000円
	4	648人	131,850,000円
	5	648人	131,850,000円
	7	528人	101,659,000円
	22	564人	108,548,000円
福祉用具貸与	3	24,156人	292,763,000円
	4	24,864人	300,048,000円
	5	24,756人	295,570,000円
	7	25,308人	305,322,000円
	22	27,324人	330,276,000円
特定福祉用具販売	3	444人	12,185,000円
	4	444人	12,185,000円
	5	444人	12,185,000円
	7	444人	12,185,000円
	22	468人	12,787,000円
居宅介護支援	3	39,396人	591,378,000円
	4	40,068人	601,944,000円
	5	40,656人	610,762,000円
	7	41,316人	620,928,000円
	22	44,520人	669,634,000円
居宅介護住宅改修費	3	252人	25,147,000円
	4	252人	25,147,000円
	5	252人	25,147,000円
	7	252人	25,147,000円
	22	276人	27,200,000円

＜地域密着型サービス＞

区　　分	年度	利用者数	給付費
定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護	3	768人	105,975,000円
	4	780人	107,141,000円
	5	780人	106,556,000円
	7	804人	110,823,000円
	22	876人	120,178,000円
地域密着型通所介護	3	27,744回	235,049,000円
	4	27,307回	232,322,000円
	5	27,433回	233,353,000円
	7	28,325回	238,403,000円
	22	29,892回	254,950,000円
認知症対応型通所介護	3	8,262回	96,987,000円
	4	8,716回	101,301,000円
	5	8,483回	98,028,000円
	7	8,892回	102,431,000円
	22	9,383回	109,154,000円
小規模多機能型居宅介護	3	1,560人	298,054,000円
	4	1,596人	307,380,000円
	5	1,620人	311,026,000円
	7	1,632人	314,367,000円
	22	1,752人	336,975,000円
認知症対応型共同生活介護	3	2,652人	658,356,000円
	4	2,652人	662,846,000円
	5	2,652人	664,486,000円
	7	2,820人	700,210,000円
	22	3,048人	756,883,000円
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	3	3,960人	1,130,669,000円
	4	3,960人	1,131,642,000円
	5	3,960人	1,123,576,000円
	7	3,960人	1,125,694,000円
	22	3,960人	1,132,584,000円
看護小規模多機能型居宅介護	3	408人	90,392,000円
	4	408人	90,392,000円
	5	408人	90,392,000円
	7	420人	93,533,000円
	22	444人	98,116,000円

＜施設サービス＞

区　　分	年度	利用者数	給付費
介護福祉施設サービス （介護老人福祉施設）	3	7,992人	2,077,049,000円
	4	8,004人	2,084,644,000円
	5	8,844人	2,337,684,000円
	7	8,844人	2,292,408,000円
	22	8,856人	2,295,970,000円
介護保健施設サービス （介護老人保健施設）	3	5,136人	1,404,846,000円
	4	5,136人	1,404,846,000円
	5	5,136人	1,404,846,000円
	7	5,136人	1,397,366,000円
	22	5,136人	1,411,949,000円

（3）給付費の合計

区　　分	年度	給付費
合計	3	11,236,427,000円
	4	11,403,822,000円
	5	11,664,265,000円
	7	11,766,754,000円
	22	12,320,172,000円
予防給付（サービス）	3	284,127,000円
	4	291,012,000円
	5	294,808,000円
	7	296,787,000円
	22	306,549,000円
介護予防サービス等	3	255,496,000円
	4	262,326,000円
	5	266,122,000円
	7	268,101,000円
	22	277,290,000円
地域密着型介護予防サービス	3	28,631,000円
	4	28,686,000円
	5	28,686,000円
	7	28,686,000円
	22	29,259,000円
介護給付（サービス）	3	10,952,300,000円
	4	11,112,810,000円
	5	11,369,457,000円
	7	11,469,967,000円
	22	12,013,623,000円
居宅サービス等	3	4,854,923,000円
	4	4,990,296,000円
	5	4,999,510,000円
	7	5,094,732,000円
	22	5,496,864,000円
地域密着型サービス	3	2,615,482,000円
	4	2,633,024,000円
	5	2,627,417,000円
	7	2,685,461,000円
	22	2,808,840,000円
施設サービス	3	3,481,895,000円
	4	3,489,490,000円
	5	3,742,530,000円
	7	3,689,774,000円
	22	3,707,919,000円

●標準給付費見込額　（千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総給付費	11,236,427	11,403,822	11,664,265
介護予防サービス総給付費	284,127	291,012	294,808
介護サービス総給付費	10,952,300	11,112,810	11,369,457
特定入所者介護サービス等給付額	536,951	541,561	546,510
高額介護サービス費等給付額	220,472	222,365	224,397
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,198	45,017	47,836
算定対象審査支払手数料	12,290	12,395	12,508
審査支払手数料支払件数	153,615 件	154,934 件	156,350 件
標準給付費見込額	12,048,338	12,225,160	12,495,516
第８期の介護給付費総見込額	36,769,014		

（千円）

区　　分	令和７年度	令和 22 年度
総給付費	11,766,754	12,320,172
介護予防サービス総給付費	296,787	306,549
介護サービス総給付費	11,469,967	12,013,623
特定入所者介護サービス等給付額	556,544	593,629
高額介護サービス費等給付額	228,517	243,744
高額医療合算介護サービス費等給付額	53,474	69,390
算定対象審査支払手数料	12,738	13,587
審査支払手数料支払件数	159,220 件	169,830 件
標準給付費見込額	12,618,027	13,240,522

２　地域支援事業費の推計

地域支援事業を行うため、次のとおり見込額を算出します。

●地域支援事業費見込額　（千円）

区　　分	令和3年度	令和４年度	令和５年度
地域支援事業費	613,741	629,570	644,010
介護予防・日常生活支援総合事業費	436,020	444,740	453,635
包括的支援事業・任意事業費	177,721	184,830	190,375
第８期の地域支援事業費見込額	1,887,321		

（千円）

区　　分	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	655,963	635,606
介護予防・日常生活支援総合事業費	465,702	463,420
包括的支援事業・任意事業費	190,261	172,186

※令和７年度及び令和22年度の「介護予防・日常生活支援総合事業費」は、以下の計算式で算出しています。

「介護予防・日常生活支援総合事業費」

令和７年度＝

令和５年度の介護予防・日常生活支援総合事業費×75歳以上高齢者の伸び率

令和22年度＝

令和７年度の介護予防・日常生活支援総合事業費×75歳以上高齢者の伸び率

※令和７年度及び令和22年度の「包括的支援事業・任意事業費」は、以下の計算式で算出しています。

「包括的支援事業・任意事業費」

令和７年度＝

令和５年度の包括的支援事業・任意事業費×65歳以上高齢者の伸び率

令和22年度＝

令和７年度の包括的支援事業・任意事業費×65歳以上高齢者の伸び率

３　介護報酬改定に伴う給付費の取扱い

令和3年４月からの制度改正とあわせ、介護報酬の改定も予定されています。

報酬改定に伴い給付費用の増が見込まれていますが、この取扱いについては、給付費推計においては算定せず、介護給付費準備基金にて対応することとします。

４　第１号被保険者の介護保険料と保険料段階の設定

（1）費用負担内訳

介護保険事業における費用は、給付費総額の半分を第１号被保険者（65歳以上の人）及び第２号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人）による保険料負担、残りの半分を国、県、市が公費負担することとされています。

（2）介護給付費負担割合

保険料負担率は、第１号被保険者と第２号被保険者の人口割合を基に政令で定められ、第８期事業計画期間中において第１号被保険者の保険料負担率は23%（第７期と同率）、第２号被保険者の保険料負担率は27%（第７期と同率）となります。

介護給付費負担割合

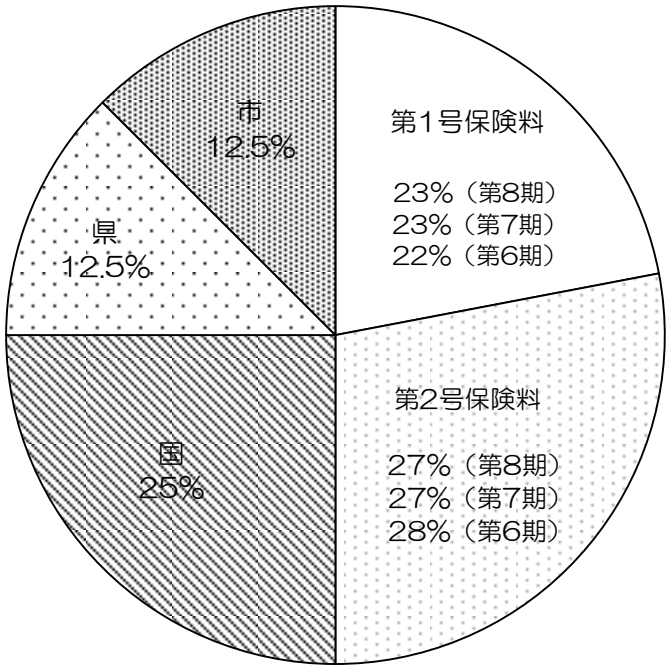

$$\frac{\text{介護給付費等見込額}\times\text{負担割合（２３%）}}{\text{第１号被保険者数（所得段階別）}} = \text{介護保険料の額}$$

（3）保険料基準月額

第１号被保険者の負担額は、標準給付見込額と地域支援事業費見込額の23%と財政調整交付金相当額約５%の合計から、補正後の財政調整交付金見込額を減じて算出します。

また、第１号被保険者の保険料は、法令などに基づく負担分を上回って収納された場合、介護給付費や地域支援事業費の財源に不足が生じたときに充てるための介護給付費準備基金として積み立てています。

第８期では、令和２年度末の介護給付費準備基金保有見込額８億５,000万円のうち、保険料の急激な上昇を緩和することを目的として約５億円を取り崩し、第１号被保険者の保険料を補填することとします。

令和３年度から令和５年度までの基準月額は5,４00円となります。

介護給付費総見込額	（A）	36,769,014,000　円
地域支援事業費見込額	（B）	1,887,321,000　円
第１号被保険者負担分	（C）＝（（A）+（B））×23%	8,890,957,050　円
調整交付金相当額（注１）	（D）＝（A）×約5%	1,838,450,700　円
調整交付金見込額（注１）	（E）＝（A）×調整交付金見込割合	2,455,986,000　円
介護給付費準備基金	（F）	500,000,000　円
保険料収納必要額	（G）＝（C）+（D）－（E）－（F）	7,773,421,750　円
被保険者数（注２）	（H）	119,730　人
予定保険料収納率	（I）	99　%
保険料基準年額	（J）≒（G）÷（H）÷（I）	64,800　円
保険料基準月額	（K）＝（J）÷12月	5,400　円

（注１）　第１号被保険者のうち75歳以上である人の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整を行うため、国から給付費の約５%相当額が交付

（注２）　所得段階別に保険料の負担割合が異なることから、所得段階別に被保険者数を算出（計算方法は次頁参照）

【基礎数値】

	所得段階別加入者数						基準額に対する割合
	令和３年度		令和４年度		令和５年度		
第１段階	5,463 人	13.6%	5,376 人	13.4%	5,289 人	13.2%	0.50
第２段階	3,335 人	8.3%	3,395 人	8.5%	3,454 人	8.6%	0.70
第３段階	2,849 人	7.1%	2,908 人	7.2%	2,966 人	7.4%	0.75
第４段階	5,867 人	14.6%	5,435 人	13.5%	5,003 人	12.5%	0.90
第５段階	8,033 人	20.0%	8,006 人	19.9%	7,978 人	19.9%	1.00
第６段階	6,880 人	17.1%	7,137 人	17.8%	7,393 人	18.4%	1.20
第７段階	4,641 人	11.6%	4,682 人	11.7%	4,724 人	11.8%	1.30
第８段階	1,705 人	4.2%	1,781 人	4.4%	1,857 人	4.6%	1.50
第９段階	801 人	2.0%	828 人	2.1%	855 人	2.1%	1.60
第10段階	410 人	1.0%	427 人	1.1%	445 人	1.1%	1.80
第11段階	180 人	0.5%	176 人	0.4%	171 人	0.4%	2.00
合　計	40,165 人	100.0%	40,150 人	100.0%	40,135 人	100.0%	

【所得段階別加入割合補正後の被保険者数】

各所得段階の３年間の加入者数を合計し、基準額に対する割合を乗じて算出しています。

第　１　段　階	16,128	人	× 0.50	＝	8,064.0 人
第　２　段　階	10,184	人	× 0.70	＝	7,128.8 人
第　３　段　階	8,723	人	× 0.75	＝	6,542.3 人
第　４　段　階	16,305	人	× 0.90	＝	14,674.5 人
第　５　段　階	24,017	人	× 1.00	＝	24,017.0 人
第　６　段　階	21,410	人	× 1.20	＝	25,692.0 人
第　７　段　階	14,047	人	× 1.30	＝	18,261.1 人
第　８　段　階	5,343	人	× 1.50	＝	8,014.5 人
第　９　段　階	2,484	人	× 1.60	＝	3,974.4 人
第　１０　段　階	1,282	人	× 1.80	＝	2,307.6 人
第　１１　段　階	527	人	× 2.00	＝	1,054.0 人
合　計	120,450	人			119,730.2 人

所得段階別加入割合補正後の被保険者数（H）	119,730人

（4）所得段階別保険料の設定と考え方

①　所得段階区分の弾力化

第８期の所得段階区分は、所得の少ない人に配慮するとともに所得金額に応じた保険料額とするため、第７期と同様に多段階設定（弾力化）を採用し、11段階制とします。

②　所得段階区分と保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率		１人当たりの年間保険料	参考（第７期保険料）
		国基準	奥州市		
第１段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・境界層（当該段階が適用されれば被保護者にならない。以下同じ。）の人 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.50	0.50	32,400 円	28,000 円
第２段階	・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の人 ・境界層の人	0.75	0.70 考え方１	45,300 円	40,500 円
第３段階	・市町村民税世帯非課税で、第１段階から第２段階までに該当しない人 ・境界層の人	0.75	0.75	48,600 円	46,800 円
第４段階	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 ・境界層の人	0.90	0.90	58,300 円	56,100 円
第５段階 （基準額）	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、第４段階に該当しない人 ・境界層の人	1.00	1.00	64,800 円	62,400 円
第６段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人 ・境界層の人	1.20	1.20	77,700 円	74,800 円
第７段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 ・境界層の人　考え方２	1.30	1.30	84,200 円	81,100 円
第８段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 ・境界層の人　考え方２	1.50	1.50	97,200 円	93,600 円
第９段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人　考え方２ ・境界層の人　考え方３	1.70	1.60	103,600 円	99,800 円
第10段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人 ・境界層の人　考え方３		1.80	116,600 円	112,300 円
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1000万円以上の人　考え方３		2.00	129,600 円	124,800 円

③　所得段階設定の考え方

・考え方１	第2段階の対象者は、第６期から国基準の0.75を市独自で軽減しておりましたが、国基準と同様に設定した場合、保険料額が大幅に増額となることから、増額抑制するため0.70に軽減しました。
・考え方２	第７期において国が設定した合計所得金額の境界額は200万円と300万円でしたが、第８期においては国が実施した基準所得金額調査をもとに210万円と320万円に変更となっています。 国が実施した所得分布調査の結果を基に算出した基準所得金額は、120万円、210万円、320万円となっており、それぞれの金額を所得段階の境界額としています。
・考え方３	国が設定した保険料段階は第９段階までとなっており、住民税本人課税で合計所得金額が320万円以上の人は一律の割合となっています。 本市では、所得金額に応じた負担割合を設定することとし、さらに細分化するため500万円と1,000万円の境界額を設定しています。

④　低所得者層の保険料軽減措置

第１段階から第3段階の対象者に対し、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国、県及び市の公費により差額を負担します。

●低所得者層の保険料軽減措置　　（上段：保険料額、下段：負担割合）

	軽減前	軽減後	軽減内容
第１段階	32,400円	19,400円	△13,000円
	0.50	0.30	△0.20
第２段階	45,300円	29,100円	△16,200円
	0.70	0.45	△0.25
第３段階	48,600円	45,300円	△3,300円
	0.75	0.70	△0.05

※軽減分については、国(1/2)、県(1/4)及び市(1/4)が公費負担

第７章　計画の進捗管理と保険者機能の強化

１　取組の評価及び公表

第８期計画の施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に進捗管理することにより、効率的かつ効果的な介護保険制度の運営を図ります。この進捗管理により、高齢者を取り巻く地域の実態把握や課題分析を行い、新たな目標の設定やその達成に向けた様々な取組みを進めます。また、必要な見直しを行いながら、地域の実情に即した実効性のある施策を推進していきます。

施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価については、その結果を市広報や市ホームページなどにおいて公表します。

２　保険者機能の強化

地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、保険者としての機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進します。

（1）介護給付適正化事業

介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されることをねらいとするものであり、適切なサービスの確保と給付費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるものです。

本市においては、第8期計画において、引き続き「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の給付適正化主要５事業に取組みます。また、地域の現状や課題等を把握し、実施方法や目標を定め、実施状況の評価等を行いながら取組みの促進を図ることとし、介護給付適正化計画として位置付けます。

団塊世代がすべて75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、適正化事業をさらに推進していきます。

（2）地域密着型サービス事業所等の指定及び指導

市町村が指定権限を持つ指定地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所について、「奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」などの基準に基づき適正な指定を行うとともに、「奥州市地域密着型サービス等指導実施要綱」に基づき、指定事業所に対し、原則６年に１回（必要に応じて随時、新規指定事業者は指定後１年以内）実地指導を行います。

（３）居宅サービス事業所等の指定に対する関与の強化

県が指定権限を有する介護サービス事業所や有料老人ホームなどの高齢者施設について、事前の連絡を求め、第８期計画との調整を図るよう努めます。

（４）保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金による取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を活用し、各交付金の交付対象となる高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防・健康づくり等に関する取組みを充実させることにより、保険者機能強化に向けた体制の構築と、地域課題等に対応した効果的な施策を推進します。取組みの実施にあたっては、関係機関や県などと連携・協力して実施します。

また、各交付金に係る評価指標により、達成状況等を分析及び評価し、必要な地域資源の発掘や自立支援、介護予防に向けた様々な取組みを実施し、保険者機能を強化していきます。

３　県及び他市町村との連携

介護給付等対象サービスを提供する事業者について、利用者が良質な事業者によるサービスが選択できるよう、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者の指導監督等については、県と十分に連携して対応します。

市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、業務の効率化の取組みにおいても、県及び市町村相互間における好事例の情報共有や介護分野の文書に係る負担軽減等の取組みを進めます。

また、介護従事者の報酬水準の確保、労働環境の改善に向けた施策の充実などについて、必要に応じて国、県への働きかけを行います。

奥州市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

令和　年　月

発行　岩手県奥州市
〒０２３－８５０１岩手県奥州市水沢大手町一丁目１番地
ＴＥＬ．0197-24-2111
ＦＡＸ．0197-51-2373
奥州市ホームページ　https://www.city.oshu.iwate.jp/

令和３年１月 18 日議会全員協議会資料
商工観光部

奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘の再公募について

奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘の有効活用を図るため、「奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘譲受者公募プロポーザル実施要項」のとおり、事業者の公募を行うものです。

記

１　実施要項
　別添のとおり

奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘
譲受者公募プロポーザル実施要項

令和３年１月

岩手県奥州市

奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘
譲受者公募プロポーザル実施要項　目次

１　募集の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　譲渡する物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　譲渡の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　議会の議決　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

７　実施要項の配布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

８　参加意思表明書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

９　質問の受付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

10　現地見学会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

11　提案内容審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

12　審査会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

13　優先交渉権者の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

14　審査結果の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

15　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

１　募集の概要

国民宿舎サンホテル衣川荘（以下「本施設」という。）は、市民の健康の維持増進と観光利用者への休養の提供及び市民が自然に親しみながら、森林の愛護と青少年の研修休養に資することを目的に、当時の衣川村が昭和46年、地域の表玄関として開設したものです。

また、本施設は地域唯一の冠婚葬祭や各種イベント、集会等の公の施設としての役割を果たしてきました。

しかしながら、公の施設としての一定の役割を終え、本施設は令和２年９月30日から休業しており、早期の営業再開が望まれています。

本施設を民間事業者へ無償譲渡し、地域の観光振興等への波及効果を図るため、公募型プロポーザル方式により譲受者を募集いたします。

２　譲渡する物件

(1) 土地

所在	地番	地目	登記面積（㎡）
奥州市衣川日向	59番648	公衆用道路	1,025
奥州市衣川日向	60番２	宅地	2,810.91
奥州市衣川日向	60番21	原野	1,354
奥州市衣川日向	60番23	原野	683
奥州市衣川日向	60番24	原野	198
奥州市衣川日向	60番25	雑種地	1,862
奥州市衣川日向	60番26	雑種地	58
奥州市衣川日向	60番27	宅地	2,572.52
奥州市衣川日向	62番11	宅地	503.80
奥州市衣川日向	62番12	宅地	56.01
奥州市衣川日向	62番14	池沼	259
奥州市衣川日向	62番32	宅地	16.65
奥州市衣川日向	62番33	原野	3,101
奥州市衣川日向	62番34	原野	292
奥州市衣川日向	62番35	原野	1,755
奥州市衣川日向	62番36	公衆用道路	714
奥州市衣川日向	479番	宅地	345.97
奥州市衣川日向	480番	雑種地	746
平泉町平泉字上徳沢	99番２	宅地	1,693.70
平泉町平泉字上徳沢	99番４	宅地	366.70
登記簿面積合計（㎡）			20,413.26

(2) 建物

施設	構造	建築年	面積(㎡)
本館及び新館	鉄筋コンクリート造スレート葺７階建	S60,H7	6,770.68
懐徳館	鉄筋コンクリート造瓦葺４階建	S45	332.04
合計			7,102.72

次の建物は解体予定ですが、利用希望があれば無償で譲渡します。

施設	構造	建築年	面積(㎡)
園芸ハウス	軽量鉄骨造ビニール板葺平家建	S60	126.00
物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	不明	9.93
合計			135.93

(3) 土地建物以外に譲渡するもの

ア　野外ステージ、懐徳館門ほか、土地に定着した一切の工作物（石碑は別途協議とします）

イ　什器・備品　一式

３　譲渡の条件

(1) 財産に関すること

ア　本施設の土地・建物・工作物・什器・備品を現状で無償譲渡します。

なお、本施設は令和２年９月30日から休業していますが、設備等は保守を行っています。

イ　本施設の土地は奥州市景観条例により歴史景観地区に指定されており、建物の新築等に制限があります。

ウ　奥州市が２号館、３号館、サイクリングターミナル、園芸ハウス及び物置（以下「２号館等」という。）の解体工事並びに次の修繕工事を行います。

なお、工事完了は令和４年１月の予定です。

建物名	工事等	内　容	備　考
本館	ボイラー室・機械室アスベスト処理	１階ボイラー室吹付撤去 ２階機械室吹付固化	
	受水槽等修繕	ステンレス水槽一体型自動給水ユニット　16.0 ㎥	電気、配管、水道切替工事含む
新館	浴室ボイラー交換	真空式温水ヒーター(缶体出力 349kw)　２基	
懐徳館	自動火災報知設備修繕	感知器、受信機、発信機、音響装置、表示灯改修	併せて耐震診断を行う

エ　所有権の移転日及び引渡し日は、奥州市との協議によって定めることとし、原則として上記ウの工事完了後とします。

オ　事業実施のうえで必要となる修繕・改修等工事は、譲受者の負担となります。

修繕・改修等工事は、原則として引渡し後に行うこととしますが、奥州市と協議のうえ、引渡し前に行うこともできます。

なお、奥州市が行う上記ウの修繕工事と譲受者が行う修繕・改修等工事の箇所が重複する場合は、両者で協議し、調整を行います。その結果により奥州市が行う修繕工事の施工に代えて当該費用の負担を行うことがあります。ただし、その額は奥州市が予定する工事費以内とします。

カ　譲受者が実施する修繕、改修等の費用について、その1/2以内の金額を補助します。奥州市が譲受者の修繕・改修計画を承認し、補助金交付契約を締結した日から原則として１年以内に完了するものを対象とし、補助金額の上限を50,000,000円とします。

キ　引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

ク　土地建物は、引き渡し後、速やかに所有権移転登記を行うものとします。登記に係る費用は譲受者の負担とします。

ケ　開業日から５年間、本施設を第三者へ譲渡又は貸付けすることはできません。

(2) 施設の運営に関すること

ア　譲受者は、本施設を有効に活用し、地域の活性化に資する事業を自ら安定的に行うこととします。

イ　譲受者は、本施設を開業日から５年間、主として宿泊施設の用に供するものとします。併せて他の事業を実施することは差し支えありません。

ウ　譲受者は、地域行事等の住民利用に配慮するものとします。

エ　開業日から５年間、１年につき5,000,000円の経営安定化補助金を交付します。

(3) 実地調査

譲渡の条件の履行を確認するため、奥州市が本施設の使用状況について実地調査を行うことがあります。

４　議会の議決

本施設の譲渡契約締結には地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により奥州市議会の議決が必要なため、仮契約締結後、直近の議会に上程し、議決により本契約となります。

この議決が得られないときは、仮契約は無効となります。

仮契約が無効となった場合であっても、譲受者は応募に要した費用等について奥州市に請求することはできません。

５　応募資格

次の条件を全て満たす法人又は複数の法人で構成される共同事業体（以下「法人等」という。）とします。

(1)　本施設を活用した事業を行うにあたって必要な許認可等を取得済又は開業日までに取得見込みであること。

(2)　奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第５号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 租税に未納がないこと。

(7)　奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第３条の規定に該当する者でないこと。

６　スケジュール

スケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更する場合があります。

① 実施要項の配布	令和３年１月20日（水）～３月10日（水）
② 参加意思表明書の提出	令和３年１月20日（水）～３月10日（水）
③ 質問の受付	令和３年１月20日（水）～３月10日（水）
④ 現地見学会	令和３年１月25日（月）～３月10日（水）
⑤ 提案内容審査書類の提出期限	令和３年３月31日（水）
⑥ 審査会	令和３年４月中旬
⑦ 優先交渉権者の決定	令和３年４月中旬

７　実施要項の配布

令和３年１月20日（水）～令和３年３月10日（水）

公募プロポーザル実施要項は、奥州市ホームページから入手してください。

奥州市ホームページ：　https://www.city.oshu.iwate.jp/site/koromogawaso/

※トップページ＞「市からのお知らせ」＞「募集」へお進みください。

タイトル「奥州市国民宿舎サンホテル衣川荘の民間移譲について」

８　参加意思表明書の提出

令和３年３月10日（水）午後５時（必着）

様式第１号により資格審査用書類を添付して提出してください。

資格審査を行い、その結果を随時通知します。応募要件を満たさないと判定されたものは、この時点で失格となります。

《資格審査用書類》

ア　会社概要・事業経歴書（様式第２号）

イ　誓約書（様式第３号）

ウ　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第４号）

エ　共同事業体説明書（様式第５号、共同事業体による応募の場合）

オ　印鑑証明書（発行後３か月以内の原本に限る）

カ　履歴事項全部証明書（商業、法人登記）

キ　国税の納税証明書（「法人税」、「消費税及び地方消費税」の未納がないことの証明書<法人用>）

ク　「法人都道府県民税及び法人市町村民税」の納税証明書（法人都道府県民税及び法人市町村民税の未納がないことの証明書）

ケ　定款（複写可）

コ　会社案内（パンフレット可）

サ　直近３期分決算書（貸借対照表、損益計算書）

《作成要領》

・共同事業体で応募する場合は、全ての法人について提出してください。

・新法人を設立し、譲受者となる場合は、その母体となる法人等を応募者とします。新法人は、優先交渉権者決定後、仮契約までに設立していただきます。

・提出部数は正本１部、副本（写し）１部とし、Ａ４フラットファイルに綴じて提出してください。

・上記により難い書類がある場合は、あらかじめ担当課と協議し、当該書類に準じた内容の書類を提出してください。

・提出書類の追加、差し替え、訂正はできません。

・代理人がこの募集に係る手続きを行う場合は、委任状（様式第12号）を提出してください（１部）。

《提出先》

〒023-8501　奥州市水沢大手町一丁目１番地

奥州市役所本庁舎５階商工観光部商業観光課（以下「担当課」という。）まで持参又は郵送により提出してください。

９　質問の受付

令和３年１月20日（水）～令和３年３月10日（水）午後５時

質問票（様式第10号）に要旨をまとめ、担当課電子メールアドレスへ送付してください。

回答は質問者に電子メールで行い、併せて奥州市ホームページにも掲載します。

10　現地見学会

令和３年１月25日（月）～３月10日（水）午前９時～午後４時

申込期間：令和３年１月20日（水）～令和３年３月９日（火）

現地見学を希望する場合は、様式第11号により担当課へ電子メールで申し込みください。希望者が多数の場合は見学時間を調整することがあります。

担当課電子メールアドレス：shougyou1@city.oshu.iwate.jp

11　提案内容審査書類の提出

令和３年３月31日（水）午後５時（必着）

※　参加意思表明書の提出がない法人等の書類は受け付けできません。

《提案内容審査書類》

ア　提案書（様式第６号）

イ　収支見込説明書（様式第７号）

ウ　施設利用及び修繕・改修計画書（様式第８号）

エ　開業に向けたスケジュール（様式第９号）

※　提出部数は11部（正本１部、副本10部）　Ａ４　フラットファイル11冊に綴じて提出してください。

※　定められた様式以外に図表等の追加を認めます。上記書類とともに綴じ込んで提出してください。

《提案上の注意事項》

ア　事業計画関係

・宿泊施設と併せて他の事業を行うことも認めます。

・浴場のヘルストン温泉は人工温泉です。

・２号館等敷地の利用計画について、必ず記載してください。

・修繕、改修費用に係る奥州市の補助（補助率1/2、上限50,000千円）は、現状の建物について対象とし、新築は含みません。

・建物西側の旧温水プール及び北側の駐車場の活用計画がある場合は提案に含めて構いません。土地は賃貸借又は譲渡により使用することとします。

・現在の従業員が雇用を希望する場合は配慮をお願いします。

イ　税関係

・受贈益に係る法人税の取扱いについては、無償譲渡について法人税基本通達10-2-3、改修等に対する補助金について同10-2-1の2の適用が可能である旨、管轄税務署に確認しています。

ウ　その他

・提出書類の追加、差し替え、訂正はできません。

《提出先》

参加意思表明書と同じ

12　審査会

(1) 期日及び会場

令和３年４月中旬　奥州市役所本庁舎

※日程等の詳細は、応募者へ別途通知します。

(2) 審査方法

提案内容審査書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査します。

配点は次の通りです。

ア	法人等の信頼性（財務基盤、宿泊施設運営実績）	配点20点
イ	施設の長期的継続性（経営理念、収益性、計画実現性）	配点60点
ウ	地域貢献（誘客促進、経済効果、地域利用）	配点20点
	合　計	100点

得点が配点の60％未満の場合は失格となります。

13　優先交渉権者の決定

審査結果に基づき、最高得点の応募者を優先交渉権者に決定します。

審査結果は応募者全員に文書で通知します。

優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者を繰り上げます。

14　審査結果の公表

審査結果は、本契約締結後に次の事項を奥州市ホームページで公表します。

(1) プロポーザルの名称

(2) 選定事業者名称及び所在地

(3) 参加事業者名（五十音順）

(4) 参加者の得点（得点順。ただし、参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。）

15　その他

ア　書類提出後に辞退する場合は、あらかじめ担当課へ電話で連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出してください。

イ　奥州市が配布する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

ウ　応募者から提出された書類は返却しないものとし、選定目的以外には使用しません。ただし、奥州市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ　応募者は奥州市との協議事項、交渉内容について守秘義務を遵守することとし、事前に奥州市の承諾がないまま公表してはなりません。

オ　不可抗力によりプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、本プロポーザルを延期もしくは中止することがあります。この場合において、応募者は本プロポーザルに要した経費を奥州市に請求することはできません。

◇問合せ先・担当

奥州市役所　商工観光部商業観光課
〒023-8501
奥州市水沢大手町一丁目１番地
（奥州市役所本庁５F）
TEL　0197-24-2111　内線 1522
直通 0197-34-1759
FAX　0197-24-1992
E-mail shougyou1@city.oshu.iwate.jp
URL　https://www.city.oshu.iwate.jp/